

官報

号外
平成二十九年三月二十三日

○第百九十三回 衆議院會議録 第十二号

平成二十九年三月二十三日(木曜日)

議事日程 第七号

平成二十九年三月二十三日
午後零時三十分開議

- 第一 津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)
- 第二 臨床研究法案(第百九十回国会、内閣提出)
- 第三 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
- 第五 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)
- 第七 関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第八 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百九十二回国会、内閣提出)

平成二十九年三月二十三日 衆議院會議録第十二号

津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

第九 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第十 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

○本日の會議に付した案件
日程第一 津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)
日程第二 臨床研究法案(第百九十回国会、内閣提出)
日程第三 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第四 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
日程第五 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第六 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)

日程第七 関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百九十二回国会、内閣提出)

日程第九 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第十 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
農業競争力強化支援法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後零時三十二分開議

○議長(大島理森君) これより會議を開きます。

○議長(大島理森君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

日程第一 津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。災害対策特別委員長秋葉賢也君。

津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〔秋葉賢也君登壇〕

○秋葉賢也君 ただいま議題となりました法律案について、提案の趣旨及びその主な内容を御説明申し上げます。

津波対策の推進に関する法律は、津波対策を総合的かつ効果的に推進するため、第百七十七回国会において災害対策特別委員会の提出により制定されたものであります。

本法制定後、津波被害軽減のためには、国民の理解と関心を深めることが特に重要であるとの認識のもと、津波対策が進められてきました。

本案は、津波防災の日の規定について、一昨年十二月の国連総会において、本法が津波防災の日と定める十一月五日を世界津波の日とすることが

平成二十九年三月二十三日 衆議院會議録第十二号

臨床研究法案 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等
の一部を改正する法律案 放送法第七十条第二項の規定に基づき 承認を求めるの件

二

決議されたことも踏まえ、津波対策に関する国際協力への推進に資するよう配慮する旨を追加するとともに、本年三月三十一日限りその効力を失うこととされている地方公共団体に対する国の財政上の援助に関する規定の期限を平成三十四年三月三十一日まで五年間延長する改正を行おうとするものであります。

本案は、去る十六日の災害対策特別委員会において、全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決したものであります。何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。
本案を可決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第二 臨床研究法案(第九十回国会、内閣提出)
○議長(大島理森君) 日程第二、臨床研究法案を議題といたします。
委員長(大島理森君) 報告を求めます。厚生労働委員長丹羽秀樹君。

臨床研究法案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○丹羽秀樹君 たいだいま議題となりました臨床研究法案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
本案は、臨床研究の対象者を初めとする国民の

臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進するため、臨床研究の実施の手続等を定めようとするもので、その主な内容は、
第一に、未承認もしくは適応外の医薬品等を用いる臨床研究または医薬品等の製造販売業者等から資金の提供を受けて実施する臨床研究については、厚生労働大臣が定める臨床研究実施基準に従って実施しなければならないこととする、
第二に、これらの臨床研究の実施に起因するものと疑われる重篤な疾病等が発生した場合には、厚生労働大臣に報告しなければならないこととする、
第三に、これらに違反する場合には、厚生労働大臣が改善措置や研究の停止等を命ずることができ、
第四に、医薬品等の製造販売業者等の臨床研究に関する資金の提供に関する情報の公表制度等を定めること
等であります。

○議長(大島理森君) 採決いたします。
本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第三 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(大島理森君) 日程第三、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長(大島理森君) 報告を求めます。環境委員長平将明君。

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕
○平将明君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
本案は、国際原子力機関の勧告等を踏まえ、我が国の原子力利用における安全対策の一層の強化を図るため、原子力事業者等に対する検査制度の見直し、放射性同位元素の防護措置の義務化、放射線障害の技術的基準に関する放射線審議会の機能強化等の措置を講じようとするものであります。

○議長(大島理森君) 採決いたします。
本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第四 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
○議長(大島理森君) 日程第四、放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。
委員長(大島理森君) 報告を求めます。総務委員長竹内譲君。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕
○竹内譲君 たいだいま議題となりました承認案件につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長(大島理森君) 採決いたします。
本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 採決いたします。
本案は、去る三月九日本委員会に付託され、十日山本環境大臣から提案理由の説明を受け、次いで、十四日から質疑に入り、十七日参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を重ね、同日質疑を終局いたしました。質疑終了後、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。
なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。
本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 採決いたします。
本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 採決いたします。
本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

本件は、日本放送協会の平成二十九年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであります。

まず、収支予算は、一般勘定において、事業収入七千八百十八億円、事業支出七千二百億円を計上し、事業収支差金は九十八億円となっております。

次に、事業計画は、国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、国際放送の充実などによる海外情報発信の強化、我が国の経済成長の牽引力として期待される4K、8Kなどの先進的なサービスの推進に重点を置き取り組むこととしております。

資金計画は、収支予算及び事業計画に基づいて、資金の需要及び調達を見込んだものであります。

なお、この収支予算等について、おおむね妥当なものとして認められるとした上で、協会のあり方について、業務、受信料、ガバナンスの三位一体で改革を進める検討を早急に実施することを求めるとともに、この収支予算等の実施に当たっては、協会の経営が国民・視聴者の負担する受信料によつて支えられていることを十分に自覚し、業務の合理化、効率化に向けたため改善の努力を行うとともに、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが必要であるとする総務大臣の意見が付されております。

本件は、去る三月十五日日本委員会に付託され、翌十六日、高市総務大臣から提案理由の説明を、日本放送協会会長から補足説明をそれぞれ聴取した後、質疑に入り、二十一日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本件は全会一致をもって承認すべきものと決しました。

なお、本件に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よつて、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○議長(大島理森君) 日程第五とともに、

六は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

日程第五 独立行政法人日本学生支援機構法の

の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の

の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)

○議長(大島理森君) 日程第五、独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案、日程第六、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。文部科学委員長永岡桂子君。

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案及び同報告書

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔永岡桂子君登壇〕

○永岡桂子君 ただいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。

まず、独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的事情により高等教育への進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、給付型奨学金制度の創設に係る所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は、

第一に、独立行政法人日本学生支援機構の目的及び業務に「学資の支給を追加すること、

第二に、学資の支給に係る業務等に要する費用に充てるため、学資支給基金を設けること

などでありました。

本案は、去る三月九日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、十五日、松野文部科学大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、十七日には参考人から意見を聴取いたしました。

二十二日に質疑を終局した後、日本共産党より修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

次に、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営

する災害共済給付制度は、学校等の管理下で発生した児童生徒等の災害に対して給付を行うものであり、全国の約千七百万人の児童生徒等の万一の事故の際の安心にとつて不可欠なものとなっております。

しかしながら、現在、専修学校高等課程、企業主導型保育施設及び認可外保育施設については、災害共済給付制度の対象となっておりません。

そこで、本案は、専修学校高等課程の管理下における生徒の災害について、災害共済給付の対象にするとともに、企業主導型保育施設及び一定の基準を満たす認可外保育施設の管理下における児童の災害について、当分の間、災害共済給付の対象にしようとするものであります。

本案は、二十二日、文部科学委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、本委員会におきまして、本案に関し、独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営する災害共済給付制度に関する決議が行われたことを申し添えます。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) これより採決に入ります。

まず、日程第五につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

平成二十九年三月二十三日 衆議院會議録第十二号

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

日程第七 関稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第七、関稅定率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長御法川信英君。

関稅定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(御法川信英君登壇)

○御法川信英君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における内外の經濟情勢等に対応するため、関稅率等について所要の改正を行うほか、税関における水際取り締まりの強化を図るため、旅客に係る事前報告制度の拡充等を行うものであります。

本案は、去る三月十七日当委員会に付託され、二十一日麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十二日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

関稅定率法等の一部を改正する法律案 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件外二件

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第八 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第九十二回国会、内閣提出)

日程第九 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第十 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長(大島理森君) 日程第八、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、日程第九、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、日程第十、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、

リテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長三ツ矢憲生君。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(三ツ矢憲生君登壇)

○三ツ矢憲生君 ただいま議題となりました三件について、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

日米物品役務相互提供協定、いわゆる日米ACSAは、平成二十八年九月二十六日に東京において署名され、第九十二回国会に提出されましたが、今国会に継続審査となり、本年一月二十日外務委員会に付託されました。

日豪ACSAは一月十四日にシドニーにおいて、日英ACSAは一月二十六日にロンドンにおいて、それぞれ署名され、今国会に提出されました。

これらは、いずれも相互主義の原則に基づく自衛隊と相手国軍隊との間の後方支援の分野における物品、役務の提供のための枠組みを定めるものであります。

三件は、去る三月十四日、本会議において趣旨の説明及び質疑が行われ、日豪及び日英ACSAは、同日外務委員会に付託されました。本委員会におきましては、翌十五日岸田外務大臣から三件の提案理由の説明を聴取し、十七日は安倍内閣総理大臣及び稲田防衛大臣の、また、昨二十二日は防衛大臣の出席を求め、質疑を行いました。同日、質疑を終局し、討論を行い、採決いたしましたところ、いずれも賛成多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 三件につき討論の通告があります。順次これを許します。中島克仁君。

(中島克仁君登壇)

○中島克仁君 民進党の中島克仁です。

私は、民進党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました日米物品役務相互提供協定外二協定に対し承認を求める件について、反対の立場で討論を行います。(拍手)

まず、本論を述べる前に一言申し上げます。

稲田大臣は、南スーダンPKO陸自部隊の日報の件でも、学校法人森友学園の件においても、虚偽答弁を何度か繰り返して、国民から完全に信用を失いました。文民統制、いわゆるシビリアンコントロールの大前提は、言うまでもなく、文民たる政治家が主権者である国民に対し正直かつ誠実であることですが、もはや、稲田大臣が我が国の平和と安全を語っても、国民は誰一人信用しない。

たしません。今や、我が国の平和と安全にとって最大の障害は、稲田大臣その人であります。国民の皆さんに安心していただくため、一刻も早く防衛大臣を辞任するべきであります。

加えて、この日報問題は、稲田大臣が辞任したからといって幕引きを図れるものではありません。先日、PKOの部隊が南スーダンで接触事故を起こしていたことや、十八日に南スーダン政府にPKO派遣部隊五名が拘束されるという事案が発生したことが明らかになりました。

現地で発生するこれらの事故、事案等の責任や再発防止を検証するにしても、現場の日報がどれほど公文書として重要か、改めて認識されれば、日報の存在を隠蔽しようとしていたとすれば、今の防衛省・自衛隊の組織体質を早急に改革しなければなりません。

安倍総理は、みずからが長となっている組織を掌握できていない稲田大臣を即刻交代させ、日報問題の全容解明と組織改革に一刻も早く取り組む責任があります。

以上申し上げた上で、まず、日米ACSAの反対理由を申し上げます。

最大の問題は、存立危機事態における物品、役務の提供、後方支援が明示的に協定の適用対象となっていないことです。存立危機事態は、断じて容認できない、曖昧で歯どめのない武力行使の要件です。

安倍総理は、存立危機事態の例示として、ホルムズ海峡が機雷で封鎖され、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態を挙げておりました。

当時、国民の八割が説明不足と感じていました。が、このような曖昧な要件のもと、我が国に対する武力攻撃が発生も切迫もしていないにもかかわらず、武力行使を行う米軍と一体となって武力行

使や後方支援を行うことは、専守防衛から逸脱し、我が国の平和主義を揺るがすものです。よって、存立危機事態を明示して米国とACSA協定を結ぶことは断じて容認できません。

さらに、日米ACSAでは、国際平和と共同対処事態を明示的に適用対象として挙げています。折しも、米国は日本の自衛隊の果たす役割の拡大を求めており、安倍総理もみずから、より多くの責任と役割を果たすとおっしゃっています。

安保法制の審議の中で、現在米国を中心に行っているISILへの攻撃について、安倍総理は、我が国は政策判断として今後も軍事的作戦を行う有志連合に参加する考えはありませんと後方支援することを否定されましたが、この協定が承認されると、国内法上も協定上もハードルがなくなり、総理の政策判断も変わってしまうのではないのでしょうか。

他国の軍隊が行う軍事作戦や武力行使の後方支援は個別に慎重に判断する必要がある、共同対処事態が協定の適用対象となっていることにも反対です。

我々は、日豪、日英ACSAを頭から否定するものではありません。しかし、日豪、日英ACSAでは、武力攻撃事態等の重要影響事態等、有事の事態が協定に明示されていませんが、政府は、「その他の活動」で日本に対する武力攻撃事態を含む平和と安全法制の全ての事態を含むと答弁しています。国家間の、しかも武力行使が行われている事態における物品、役務提供の取り決めを「その他で読む」とするのは、余りにもいいかげんではないのでしょうか。

いずれにせよ、我々は、昨年提出した周辺事態法改正案でも弾薬の提供は除くとしていました。我々は重要影響事態そのものを認めませんが、幾ら政府に問いただしても、具体的にそういった二ツが、米国はおろか、豪、英から示された

いう答弁はなく、協定上、重要影響事態で弾薬を提供できるようにしておく必要はなく、武力との一体化の観点からも承認はできません。

以上、議題となりました三協定の承認案件について、改めて反対であることを申し上げます。

最後に、きょう、午前中の参議院に引き続き、この本会議散会後、衆議院予算委員会において、森友学園籠池前理事長の証人喚問が行われます。与党幹部からは、あたかも総理への侮辱があったから証人喚問を行うという旨の発言がありました。権力者に逆らった証人喚問というのは、まるで独裁国家ではないですか。与党には、総理に逆らった籠池氏だけではなく、迫田国税庁長官ら森友疑惑にかかわった官僚の参考人招致または証人喚問にもきちんと応じるよう強く求め、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) 佐々木紀君。

(佐々木紀君登壇)

○佐々木紀君 自由民主党・無所属の会の佐々木紀です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となっております日米物品役務相互提供協定、日豪物品役務相互提供協定及び日英物品役務相互提供協定につきまして、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

これら三つの協定については、重要広範議案として、外務大臣に加え、内閣総理大臣及び防衛大臣も外務委員会に出席し、審議を行いました。特に、防衛大臣については、これまでない長時間の審議に出席したものであります。

このような異例の形で、かつ、条約が重要広範議案として外務委員会が審議されたことは初めてであります。それにもかかわらず、一部の野党が審議の中でこれら協定の内容について十分に触れなかったことは、まことに遺憾であります。一方、これらの協定が速やかに審議され、委員

会で採決されたことは評価すべきと考えております。

たび重なる北朝鮮による弾道ミサイル発射、中国の不透明な軍備増強や国際テロの脅威拡大などに見られるとおり、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることについては、広く共通認識があるものと考えます。

このような現実を前にして、我が国としては、抑止力の向上と国際社会の平和と安全により積極的に寄与することを通じ、我が国の安全保障をより確かなものにするのが急務であると考えます。

そのような問題意識から、我が国は、我が国及び国際社会の平和及び安全のための切れ目のない体制を構築すべく、平和と安全法制を整備いたしました。

日米、日豪及び日英物品役務相互提供協定、いわゆるACSAは、この平和と安全法制の成立を踏まえ、それぞれの国の法令により認められる、日本国の自衛隊と相手国の軍隊との間における物品または役務の提供に係る決済手続等を定めるものであります。

まず、米国及び豪州との間では、これまでの協定を改め、新たなACSAを締結することにより、平和と安全法制に基づく物品または役務の提供についても現行のACSAに定める決済手続等を適用することができるようになります。

また、日英ACSAについては、アジアと欧州でお互いに最も緊密な安全保障上のパートナーである両国間の安全保障及び防衛協力の拡大を踏まえ、同協定を締結することとしたものであります。

日米、日豪及び日英ACSAのいずれも、物品または役務の提供の対象となる活動や場面及び提供される物品または役務の範囲は、基本的に同じであります。

ACSAは、あくまでそれぞれの国の法令により認められる範囲での物品または役務の提供に係る決済手続等を定めるものであり、物品または役務を提供する権限を付与するものではありません。しかしながら、これらの協定の締結は、こうした物品または役務の提供を円滑に行う上で不可欠であり、日本国の自衛隊とそれぞれの国の軍隊が行う活動において、それぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進するものであります。

我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、これらの協定の締結は、アジア太平洋地域の平和と安全の礎である日米同盟の対処力、抑止力の強化に加え、米国外の国との間で今まで以上に幅広い協力を行うことを可能とするものであり、我が国及び国際社会の平和及び安全に積極的に寄与することにつながるものであると考えます。

我が国の平和と安全を維持し、国民の生命及び財産を守るためには、我が国を取り巻く安全保障環境の変化に機敏に対応していく必要があります。この観点から、日米、日豪及び日英ACSAの一日も早い締結が求められています。このことを申し上げて、私の賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(大島理森君) 宮本徹君。

(宮本徹君登壇)

○宮本徹君 私は、日本共産党を代表して、日米、日豪、日英のACSA三協定に断固反対の立場から討論を行います。(拍手)

本協定の審議のさなか、日報隠蔽問題で新たな事態が発覚しました。南スーダンPKOの自衛隊部隊の日報のデータが、日報を廃棄したと説明してきた陸上自衛隊内にも保存されていたのであります。国会で我が党が指摘したとおりだったわけですから、

驚いたことに、これまでの説明とつじつまを合わせるために、統合幕僚監部の防衛官僚の指示で

データを削除したと報道されています。許しがたい防衛省・自衛隊ぐるみの組織的な隠蔽ではありませんか。

そもそも、当初、防衛省は、日報は廃棄済みと言い、ことし二月には統幕には全部あったと言いい、そして最後には陸自にもあったと言う。当初の廃棄という説明は、全くの虚偽だったということなのではありませんか。

日報隠蔽問題は、安倍政権が南スーダンへの自衛隊派遣を継続し、駆けつけ警護など安保法制に基づく新任務付与を強行実施するために、昨年七月の首都ジュバでの戦闘の生々しい実態を国会と国民に隠そうとしたものであります。国会に対して虚偽の答弁を重ねてきた稲田大臣の責任は極めて重大と言わなければなりません。

さらに、この日報問題で明らかになった重大な問題は、稲田大臣が防衛省・自衛隊を全く掌握できていないということであり、実力組織である自衛隊が大臣を平然と欺く、極めてゆゆしき事態、まさにシビリアンコントロールの危機であります。防衛省・自衛隊をコントロールできていない稲田大臣に大臣の資格はないと言わなければなりません。

防衛省の隠蔽はこれだけではありません。

一昨年の安保法制審議の際に、我が党は、内部文書、河野統幕長の訪米会談記録を入手して追及しました。ところが、政府は、国会答弁で文書の存在を否定し、隠蔽し続けたわけであり、安保法制を強行するときも、発動するときも、そして自衛隊の派遣中も、都合の悪い情報は組織ぐるみで隠蔽し、国民を欺くなど、断じて許されません。

国会の責任で、防衛省・自衛隊の隠蔽体質をたぐす必要があります。河野統幕長、岡部陸幕長、辰巳総括官初め、関係者を証人喚問して、真相を徹底して究明し、責任を明らかにすべきであります。

次に、ACSA三協定に反対する理由を述べます。

本三協定は、世界規模で展開する米軍の軍事作戦の遂行に不可欠な物資や役務を、米軍が必要とするとき、いつでも調達できる、集団的軍事支援網を構築するためのものであります。

アメリカは、一九八〇年の相互兵たん支援法の制定以来、世界各国とACSA締結を追求してきました。本三協定は、多国間の軍事協力の推進、強化を明記した新ガイドラインのもと、米軍を頂点とする日米豪英四力国の軍事体制を強めるものであります。

この間、アメリカの起こした戦争は、アフガニスタン報復戦争であり、イラク侵略戦争であります。この無法な戦争は、罪なき多くの市民の命を奪うと同時に、地獄の門を開き、テロの温床を広げる結果となりました。こうしたアメリカの無法な戦争に世界的規模で兵たん支援を行うなど、断じて許されません。

本三協定は、安保法制、戦争法の内容を反映し、平時から、そして集団的自衛権の行使を認めた存立危機事態に至るまで、自衛隊があらゆる場合で他国軍に兵たん支援できる枠組みに拡大するものであります。

補給や輸送、修理、整備などの活動は、武力行使と一体不可分の兵たんそのものであり、戦争行為の必要不可欠の要素をなすものです。本協定は、従来の非戦闘地域の建前さえも取り払い、政府自身が憲法上慎重な検討を要するとしてきた弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油、整備を可能とするものであります。

政府が重要影響事態や国際平和共同対処事態と認定すれば、戦闘作戦行動へ発進準備中の米軍のオスプレイへの空中給油も可能となります。既に政府は、オスプレイにも給油可能な、一機二百億円以上もする新型空中給油機の取得を進め

ています。この間、沖縄米海兵隊のオスプレイの操縦チェックリストに、空中給油中に給油ホースの分離が不可能になった場合、壊滅的な影響が生じる危険が記載されていることが明るみに出ました。空中給油機、オスプレイなど、日本全国で進めている米軍と自衛隊の一体化や基地強化はやめるべきであります。

日米同盟第一をとる安倍政権のもとで、今回の協定をこにして、米軍の前方展開拠点を抱える日本を足場に、アメリカと同盟国の軍事体制を強化することは、周辺諸国に脅威を与え、軍事対軍事の悪循環を招くだけであります。

侵略戦争の反省のもとに、二度と戦争を繰り返さないことを誓った戦後の出発点である日本国憲法に立ち返り、アジアに平和的環境をつくる外交の道にこそ進むべきであります。

憲法違反の安保法制の廃止、集団的自衛権容認の閣議決定の撤回、そして本ACSA三協定の撤回を強く求め、反対討論とします。(拍手)

○議長(大島理森君) 足立康史君。

(足立康史君登壇)

○足立康史君 日本維新の会の足立康史でございます。

私は、党を代表して、日米ACSA、日豪ACSA、日英ACSAの三協定について、賛成の立場から討論いたします。(拍手)

私たち日本維新の会は、一昨年の延長後の通常国会、いわゆる安保国会において、政府・与党の平和安全法制に対する独自案を提出した上で、政府提案の平和安全法制に反対をいたしました。

具体的には、憲法適合性を高めるため、存立危機事態にかかわる米軍等防護事態を定義し、日本を防衛するために活動している米軍に対する攻撃等に対処できる法整備を提案いたしました。

そうした経緯からいえば、平和安全法制の施行を背景に改正された日米ACSAについても反対するという考え方もあり得ましたが、今回の日米

ACSAについては、第一に、日米同盟の運用を支える基盤であるという観点から、そして第二に、単なる政局から日米ACSAに反対する民進党や共産党と一線を画する観点から、賛成する次第であります。

そもそも、民進党は、二〇〇九年に政権を獲得するまでの間、累次の自衛隊関連法案に反対しておきながら、いざ政権につくと、自動失効し廃止となった一つを除いて、反対したはずの自衛隊関連法制の全てについて、修正することも廃止することもなく、自民党を中心とする政権が築いてきた制度体系の上で、のうのうと自衛隊を指揮命令したのであります。

日本維新の会は、政権を獲得した暁には、既に提案しているとおり、平和安全法制を修正し、日米ACSAについても修正を加えますが、日米同盟の運用を支える基盤であるという観点から、日米ACSA、日豪ACSA、日英ACSAの三協定に賛成いたします。

なお、いわゆる日報問題については、昨日の外務委員会において既に私が説明を終えた旨、そして、稲田大臣は辞任の必要なしと宣言し、討論を終わります。

ありがとうございます。(拍手)
○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(大島理森君) 三件を一括して採決いたします。

三件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

農業競争力強化支援法案(内閣提出)の趣旨説明

明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、農業競争力強化支援法案について、趣旨の説明を求めます。農林水産大臣山本有二君。

〔国務大臣山本有二君登壇〕

○国務大臣(山本有二君) 農業競争力強化支援法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

政府においては、これまで、我が国農業を将来にわたって持続的に発展させるため、その構造改革を推進してまいりました。

一方で、農業のさらなる成長を目指すためには、農業者に良質な低価格な農業資材が供給されることや、農産物の品質等が適切に評価された上で効率的に流通、加工が行われることなど、農業者の努力では解決できない構造的な問題に対処することが必要不可欠でございます。

このため、平成二十八年十一月に改定された農林水産業・地域の活力創造プラン等に基づき、国の責務や国が講ずべき施策等を明確化し、良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通等の合理化の実現を図ることによって、農業の競争力の強化の取り組みを支援していくため、この法律案を提出した次第でございます。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、国の責務等についてでございます。

国は、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況を踏まえ、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化を実現するための施策を総合的に策定し、これを着実に実施する責務を有することとしております。

さらに、これらの施策が円滑かつ効果的に実施されますように、主務大臣及び関係行政機関の長

は相互に連携を図りながら協力するものとしております。

第二に、国が講ずべき施策についてであります。

国は、農業資材事業及び農産物流通等事業について、良質かつ低廉な農業資材の供給または農産物流通等の合理化を実現するため、規制や規格の見直しを初めとする事業環境の整備、適正な競争のもとで高い生産性を確保するための事業再編または事業参入の促進、さらには、農業資材の調達先や農産物の出荷先を比較して選択する際の価格等の情報を入手しやすくする措置等を講ずることとしております。

また、政府は、おおむね五年ごとに、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況に関する調査を行い、施策のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしております。

第三に、事業再編または事業参入を促進するための措置についてでございます。

良質かつ低廉な農業資材の供給または農産物流通等の合理化を目的として行う事業再編または事業参入を促進するため、主務大臣は、実施指針を策定するとともに、事業者が策定した計画の認定を行うことができることとしております。

その上で、主務大臣から認定を受けた事業者は、その計画の実施に当たり、農林漁業成長産業化支援機構による出資、日本政策金融公庫による融資、中小企業基盤整備機構による債務保証等の支援措置を受けることができることとしております。

以上が、本法律案の趣旨でございます。(拍手)

農業競争力強化支援法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。小泉進次郎君。

〔小泉進次郎君登壇〕
○小泉進次郎君 自由民主党の小泉進次郎でございます。(拍手)
冒頭、議題に入る前に、一点大臣にお伺いします。

三月十五日、原発事故の影響で中国への輸入が禁じられている日本の十都県産の食品が中国国内で販売されていると中国国営中央テレビが批判したとのことです。番組では、イオンや無印良品の商品について、本社の所在地と製品の産地を混同し、事実誤認に基づいた批判が展開され、報道の結果、現地では日本産食品の販売自粛の動きもあるようです。

両社は既に反論の声明を出していますが、日本の信頼にかかわる問題であり、政府としてもしかるべき対応が必要だと思えます。政府としてどう対応するのか、お聞かせください。

それでは、ただいま議題となりました政府提出の農業競争力強化支援法案につきまして、自由民主党・無所属の会を代表して質問いたします。

私が農林部会長に就任したのは二〇一五年十月でした。あれから約一年半、最初は農林部会長になるといふまさかの人事に正直戸惑いながら、ただただ必死で農業と向き合ってきましたが、今では、農業の重要性や魅力を教わり、歴史的な改革に携わったことに心から感謝とやりがいを感じています。まさに、農業は国の基であります。

なぜ、今、農業改革なのか。作家の塩野七生さんは、トランプ大統領の登場に一喜一憂する日本の現状に触れながら、こう書いています。こういう時期こそ、日本さえその気になればで

このため、国といたしましては、第二に、最新の科学的知見等を踏まえて規制の見直しを行うなど、農業生産関連事業者の事業環境を整備するための措置、第二に、これらの事業者が適正な競争のもとで高い生産性を確保するため、自主的な事業再編や事業参入を促進するための措置、第三に、農業者や農業団体が農業資材の調達先や農産

物の出荷先を比較して有利な相手方を選択するための情報を入手できる措置等を講ずることとしております。

さらに、事業再編や事業参入に取り組む事業者に対し、農林漁業成長産業化支援機構による出資、日本政策金融公庫による融資、事業再編を行う者に対する税制上の特例等の支援措置を講ずることとしており、これらによりまして構造的な課題の解決を図ってまいるところでございます。

次に、全農改革のポイントと進捗状況のフォローアップについてのお尋ねがございました。

農業の成長産業化に向けて、生産資材価格を引き下げ、また、農産物の流通、加工構造を改革していくためには、全農の生産資材の買ひ方、農産物の売り方の見直しを極めて重要でございます。

全農は農業者の協同組織であり、生産資材の共同購入、農産物の共同販売の原点に立ち返り、現行スキームを点検、反省した上で、農業者の立場に立つことを明確にした事業スキームに改めていくことが必須であると考えております。

具体的には、まず、競争入札などにより、農業者にとつて有利な生産資材メーカーから購入するスキーム、次に、中間流通を通すのではなく、消費者、実需者への農産物の直接販売を拡大していくスキーム等を明確にし、これを実践することにより、農業者が成果を実感できるようにしていく必要があります。

このためには、全農が、農業者の立場に立つという役職員の意識改革、新たなスキームを実行し得る外部からの人材の登用、新たなスキームに適応したスリムな組織体制の整備を進めることが前提になると考えております。

農林水産省としては、こうした農業者のための全農改革が着実に進むよう、適切にフォローアップを行っていく考えでございます。

以上でございます。(拍手)

○議長(大島理森君) 重徳和彦君。

(重徳和彦君登壇)

○重徳和彦君 愛知県三河の国から参りました重徳和彦です。

私は、民進党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました農業競争力強化支援法案につきまして質問をいたします。(拍手)

農業の言葉が輝くとき。それは、家族が食卓を囲み、とれたての季節の食材を楽しみながら、子供たちが大人たちから、日本が誇る農作物の価値や豊かさを学びながら味わうとき。四季折々の、美しくかわわしい花をめぐるとき。最近の言葉で言えば、地産地消、食育、顔の見える農業が実践され、地元の農家が育てた農産物を安心して買求めることができるべきでありましょう。

農業という存在が将来にわたって輝き続けられる社会こそ、日本が次に到達すべき目標ではないでしょうか。

私が暮らす愛知県三河地方は製造業が盛んなことで知られますが、農業生産額も全国屈指であります。その基盤をなすのは、多くの地方選出の議員の皆様方と同様、広大な平野で古来より営まれてきた農業と、そこで育まれた農村文化、そして人と人の結びつきを大切にしている共同体、日本人の心であります。

私たち政治家は、世界の政治経済が混乱する今こそ、日本の津々浦々に息づくこうした農村文化を守り支えることを通じて、世界がうらやむ成熟国家をつくり上げることに全力を注ぐべきではないでしょうか。

以上申し上げて、質問に入らせていただきます。まず初めに、本法案における競争力という言葉についてお尋ねします。

市場原理において最も重要な要素は価格であり、農業分野でも価格競争力の向上は当然求められるものと考えます。しかしながら、日本の農産

品は、工業製品と異なり、価格競争力で勝負するには制約が多過ぎます。作物の種類や気候、地形や地質などの条件の違いから、営農規模や地域の気候も多種多様であり、効率化、大規模化すればよいという市場原理の感覚は農業の現場から乖離しています。

そこでまず、今回の法案で言う競争力を考える上で、外国に比べて厳しい条件に置かれる日本農業の価格競争力についてどう考えなのか、どの程度重きを置いているのか、農林水産大臣にお伺いいたします。

次に、日米を初めとした農業分野の国際交渉についてお尋ねします。

先日、アメリカの通商代表に指名されたライトハイザー氏が、農業分野の市場開放について、日本を第一の標的とする旨の発言をしました。TPPを離脱したアメリカが、来月から始まる日米経済対話などを通じて、日本の農業に強い圧力をかけてくる可能性があります。

これに対しては、日本の農家や消費者の立場に立ち、毅然とした国際交渉を行う覚悟と決意を持たなければ、日本の農業や食生活は劣化の一途をたどります。

しかし、昨年のTPP審議を見ても、例えば、大幅にふえる輸入牛肉について、複数の議員から、アメリカなどで肥育に使われる成長促進ホルモンの実態への懸念が示されましたが、食品表示の義務づけの提案などに対しても、政府は極めて後ろ向きな答弁に終始しました。

日本はそんな国でよいのですか。安倍内閣が経済最優先を目指すなら、私たちは、安心最優先、幸福最優先という、一段質の高い国家を実現するための新しい政治の流れをつくりたい。国民が誇りを持って暮らせる尊厳ある国を目指したいと思っております。

そこで、国際社会でどんなに厳しい要求を突きつけられても、事農業分野については、体を張つ

て交渉に臨み、守るべきを守るのが政治の役割ではないかと考えますが、いかがですか。

次に、農業対策予算についてお尋ねします。

昨年からの予算審議で、政府から、TPP関連予算はTPPがなくても必要な予算であるとの見解が示されています。税金の使い方の説明として、納税者を小ばかにしていると言わざるを得ません。

しかし一方で、今後のアメリカとの農業交渉の行方は極めて不透明であります。今後の農業対策予算のあり方についてどう考えているのか、お答えください。

次に、農協の自主改革と本法案との関係についてお尋ねします。

まず、農協法との関係です。

農協法改正に当たっては、平成二十七年六月、当時の維新の党の村岡敏議員らが提出した修正案により、組合の構成員と役員との徹底した議論などを促すことにより、当該改革の趣旨に沿った自主的な取り組みを促進するものとする旨の規定が追加されました。

第二次安倍内閣で、内閣提出の法案に対し、野党が提出した修正案に与党が賛成し可決された例は三件しかなく、ふだんは野党の意見に全く耳を傾けない政府・与党も認めざるを得ない重要な修正だったことがわかります。この修正の意義についてどう考えるのか、お答えください。

ところで、農協の自主的な取り組みとはどんなものでしょうか。

例えば、私の地元のアでは、組合員の声を農協の運営に反映させるため、毎年、運営方針などの説明会を各支店が手分けして、計百二十七会場できめ細かく行っています。

その中では、農業や肥料の値段を下げてほしい、出荷する農産物の価格を高くしてほしいという農協への不満の声も当然上がります。こうした要望に対し、大手量販店の資材価格を調査し、農

協でも同等の価格で提供する取り組みを進めたり、農産物の産直店舗等での直接販売を進めることで買い取り価格を引き上げ、それまで米屋に直接売った方が得だと考えていた生産者の選択肢がふえるなどの成果を上げています。

派手ではありませんが、こうして現場に根差し、組合員に真摯に向き合う改革姿勢こそが、協同組合の本来の姿だと考えます。

今後も、JAGグループは、スピード感を持って改革の実効性を上げ、目に見える成果で組合員の負担に応えなければなりません。

他方、農水省は、現時点で、各地域の農業者団体などの改革への取り組みについて、果たしてどこまで個別具体的に把握しているのでしょうか。私の地元の製造業、物づくり現場には現地現物という言葉がありますが、食べ物づくりたる農業こそ、現地現物なくして改革などあり得ません。

現場の取り組みを評価する前に、政府が介入できる法的根拠だけをつくって、上からの官製改革を押しつけようとする姿勢は、政府と農業現場との信頼関係を損ねるだけでなく、そもそも改革を進める手順として間違っていると思いませんか。あわせて、農水省は、現場における農協の自主的な改革への取り組みをどれほど把握し、どう評価しているのか、農林水産大臣にお尋ねします。

次に、農業競争力強化プログラムとの関係についてお尋ねします。

本法案の背景となっている昨年十一月の農業競争力強化プログラムでは、農協に対し、組織体制や人事登用のあり方にまで口を出し、数値目標や計画の策定を半ば強制的に求め、政府・与党がそのフォローアップを行うことが決められました。

こうした経緯から、本法案の本当の目的は、農業競争力の強化というより農協をターゲットにした経営介入、すなわちフォローアップではないのかとの指摘があります。

何かしらの場合に、本法案五条の努力義務規定を根拠に、国が農業者や農業団体に対し何らかの行動を求めることがあり得るのか、もしそうでないのであれば、罰則もなく指導の根拠にもならないこの条文の存在意義は何なのか、農林水産大臣に見解を求めます。

また、過去に、このように一般に幅広く個人や団体の個別経営に努力義務を課している法律の例はあるのか、お尋ねいたします。

次に、規制改革推進会議との関係についてお尋ねします。

本法案十六条に基づき、国が例えば農業資材の価格の調査、公表などを行うことは、資材価格の合理化を後押しするには効果的な手法と考えます。

しかし、これは、本法案がなくても行政の持つ一般的な権限に基づき実行できることであります。異論の多い法案をつくる前に、やれることはしっかりやるのが先決ではないでしょうか。

農協が自主的な改革に取り組む中、国による最初の調査、施策のあり方検討は、それぞれ一年以内、二年以内に行う規定が設けられていますが、これは、昨年十一月に現場から強い批判を浴びた規制改革推進会議の急進的な改革案を根拠づけるためのものではないかとの疑念が現場に広がっています。現時点での同会議としての考え方と本法案との関係について、規制改革担当大臣の答弁を求めます。

また、本法案があらうとなかろうと、一年を待つことなく、十六条にあるような調査、公表は早急に任意で実施すればよいと考えますが、その考えはないか、農林水産大臣にお尋ねします。

以下、本法案の各条文について質問いたします。

本法案五条三項には、農協などの農業者団体に對し、農業者の農業所得の増大に最大限の配慮をするよう努めることとされています。同様の規定

は、既に農協法七条二項に置かれています。なぜ改めて法定化するのか、農林水産大臣にお尋ねします。

次に、本法案八条三号において、国は、農業資材であつてその銘柄が著しく多数であるため銘柄ごとのその生産の規模が小さくその生産を行う事業者の生産性が低いものについて、銘柄の集約の取り組みを促進するとあります。

現在流通している生産資材は、韓国より数倍値段が高いという話もあります。全く同じ商品なら、単価が安い方がいいことは言うまでもありません。

しかし、肥料や農薬は、それぞれの作物や気候、土壌に合わせたきめ細かな品質へのニーズがあるからこそ、多くの銘柄が販売され、使用され、商品として成り立っているという農業固有の特性があることを忘れてはなりません。現場では、外国産の安い肥料は、粒の大きさがふざろいで機械に合わなかったり、適当なロットで販売していないなど、作業効率上問題が生じているとの報告もあります。現場での使い勝手を考慮せず、単価だけ見て生産性を判断することはできません。

そこで、八条三号の、著しく多数、規模が小さく、生産が低いとは、どういうケースを想定し、どういう基準で判断するのか、農林水産大臣の見解をお尋ねします。

また、政府は、この規定に基づき、例えば細分化された施肥基準を見直すなどの取り組みを促進することを考えているようですが、この法案がなくてもこれを実行することはできるのではないのでしょうか。このように、実行できる解決策は、法案をまつまでもなく、農水省として今すぐ対処すべきではないでしょうか。

次に、この法案では、農業生産関連事業における生産性などの事情を政府が判断し、事業再編や事業参入を主導する仕組みになっていますが、本

法案二条の事業再編促進対象事業や事業参入促進事業に係る事業分野を主務省令にどう定めようとしているのか、また、この規定に基づき、どんな事業者がどの程度再編、参入することを見込んでいのか、見解を求めます。

次に、農業者が個人で大量販店等に直接出荷することとなった場合、不当な買いたたきに遭うことも懸念されますが、本法案六条、合議制の機関の協力規定に基づき、公正取引委員会が農産物の買いたたきのは正に取引組むことになるかと解釈してよいか、担当大臣の答弁を求めます。

最後に、本法案三条において、国の責務として、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況を踏まえ、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通の合理化を実現するとあります。ここで国内外とあるのは、国際的にビジネスを展開する欧米の多国籍企業に門戸を広げる意図があるのでしょうか。

種子法の廃止法案も既に提出されていますが、日本の食料生産のかなめである稲、麦、大豆の種子生産まで、競争の名のもとに、安易に外資を含めた民間参入の道を開いていいのでしょうか。農業関連産業において外国資本企業が一定のシェアを占めることも想定しているのか、その場合、どのような対応をとられるおつもりなのか、あわせて御答弁をお願いします。

以上で私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣山本有二君登壇〕

○国務大臣(山本有二君) 重徳議員の御質問にお答えをいたします。

本法案における競争力と日本農業の価格競争力についてのお尋ねがございました。本法案における農業の競争力とは、農業の生産性を高め、高い収益力を確保することにより持続的な農業発展ができる力であると考えております。したがって、競争力につきまして、価格競

争力のみを指すものではありません。品質の高さや安全といった点も競争力の重要な要素であると考えておりまして、価格競争力の方に重きを置いているのではないかと考えています。

次に、農業分野の国際交渉への対応方針についてのお尋ねがございました。

農林水産省としては、今後とも、国際交渉に当たりましては、我が国の農林水産業を守り守っていくため、農林水産品につきまして、貿易、生産、流通実態等を一つ一つ勘案して、そのセンシティブティに十分配慮しながら、しっかりと交渉に取り組んでいく方針でございます。

なお、先日の日米首脳会談における一連の会談を含め、米政府から二国間交渉について具体的な要請はなかったものと承知しております。

次に、今後の農業対策予算のあり方についてのお尋ねがございました。

総合的なＴＰＰ関連政策大綱において、農林水産分野につきましては、まず、ＴＰＰ発効を見据え、それに備えることをきつかけとして、協定の発効を前提とせずとも取り組むべき農林水産業の体質強化を加速する対策と、次に、ＴＰＰ協定発効後に必要となる関税削減等の影響に対応するための経営安定対策の充実等の二種類の対策を行うこととしたところでございます。

これまで、平成二十七年年度補正予算及び平成二十八年年度補正予算におきまして、ＴＰＰ大綱を実現するための予算として措置したものは、全て前者に該当するものでございまして、これらを着実に実施して、農林水産業の体質強化を進めていく必要があるものと考えております。

もとより、我が国の農林水産業の活性化は待ったなしの状況にあります。農林水産業の体質強化に必要な施策につきましては、今後とも着実に講じてまいります。

次に、平成二十七年の農協法改正法に対する修正の意義についてお尋ねがございました。

平成二十七年の農協法改正法に對しましては、維新の党提案による修正が加えられまして、組合の構成員と役員との徹底した議論を促すことにより、これらの関係者の意識の啓発を図り、改革の趣旨に沿った自主的な取り組みを促進する旨の規定が追加されたことと承知しております。

この規定が追加されたことの意味は、農協改革は自己改革が基本であり、その前提として、第一に組合員と役員との徹底した話し合いと、第二にこれらの関係者の徹底した意識改革が重要であるということを示している点にあると考えております。

次に、農協の自主的な改革への取り組みについてのお尋ねがございました。

本法案は、農業生産資材価格の引き下げと農産物の流通、加工構造の改革の実現を目指すものであり、農協に対して改革を強制するものではないと承知しております。

また、農協改革は、農協が農業者の協同組織としての原点に立ち返って、農業者の所得向上に向けて、地域の農業者と力を合わせて農産物の有利販売などに取り組んでいただくものであります。ＪＡグループには、この考え方に沿って自己改革を進めていただきたいと考えております。

各地の農協改革の進捗状況につきましては、都道府県に対して毎年実施していますヒアリングなどさまざまな機会を通じて、各農協の改革の取り組み状況を把握しているところでございます。

全体として見れば、まだ十分な改革効果が出ていないと評価する段階には至っておりませんが、今後さらに改革を促してまいりたいというように考えております。

次に、第五条の農業者等の努力規定についてのお尋ねがございました。

本法案では、農業生産関連事業者に対して、良質で低廉な農業資材の供給や、農産物流通等の合理化の実現に資する取り組みを持続的に行うよう努めることを求めています。取引相手である農業者がこのような努力を行う事業者を利用しなければ、その実現につながりません。

このため、農業者の方々に對しても、このような努力を行う事業者との取引を通じて農業経営の改善に努めることを求める旨の規定を置くこととしたものでございます。

このように、本規定は、本法案の目的を実現するために必要と考えておりますけれども、国がこれを根拠として農業者等に何かを強制しようとするものではございません。

次に、他の法律における努力規定の例についてのお尋ねがございました。

本法案第五条は、農業者や農業者の組織する団体の個別の経営内容について努力義務を課しているものではありません。本法の目的の実現のため、一定の行為を行うことを求める旨の規定を置いたものでございます。

このような立法例といたしましては、食料・農業・農村基本法第九条があり、「農業者及び農業に関する団体は、農業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする」と規定されているところでございます。

次に、政府が実施する調査についてのお尋ねがございました。

農業資材等の状況につきましては、国内の生産、流通や業界構造等の状況を、韓国との比較を含めて調査し、昨年九月に公表しました。

これらの調査結果を分析し、洗い出された農業資材等に係る課題に対処するため、今後、本法案を提出したところでございます。

本法第十六条に基づく調査につきましては、法律の施行後できる限り速やかに実施するとともに、その後も定期的に調査、公表を行い、農業資材等に係る施策のあり方の検討に結びつけてまいりたいと考えております。

次に、農業者団体に対する農業者の所得増大への配慮に係る規定についてのお尋ねがございました。

本法第五条三項は、農業生産関連事業を行う農業者団体に対して、農業者の農業所得の増大に最大限配慮するよう努めることを規定しております。この規定は、農業生産関連事業を行う農業者団体全体に対して努力を求めたものであります。農協に限定されるものではないため、本法案において規定したものでございます。

次に、本法案の第八条三号の規定についてのお尋ねがございました。

同号による銘柄の集約の対象となる農業資材といたしましては、一律の基準はないものの、例えば、「銘柄が著しく多数」につきましては、肥料の銘柄数が、韓国の約五千七百銘柄に対して我が国では二万銘柄も存在すること、「銘柄」ごとのその生産の規模が小さく「につきましては、代表的なメーカーにおける肥料の一銘柄当たりの年間生産量が、韓国の一万七千トンに対して我が国では約九百トンにすぎないこと」、「事業者の生産性が低い」につきましては、飼料工場の稼働率が、韓国の二七％に対して我が国では九三％にとどまること等が改善すべき状況であり、現状では、肥料、飼料が対象となると考えているところでございます。

次に、銘柄集約に関し、実行できる解決策の速やかな実施についてのお尋ねがございました。

我が国における肥料の登録銘柄数は、近年一貫して増加しておりまして、現在、二万銘柄となっております。また、飼料につきましても、製造現場の方から、銘柄数がコスト増の要因になっているとの意見もいただいております。

銘柄数が多くなっている背景には、都道府県による細分化された施肥基準や、ブランド化を図ろうとする農業者からの要望、メーカーの販売戦略等があると承知しております。

こうした状況を踏まえ、銘柄の集約に向けて、都道府県や農業団体、メーカー等との意見交換を始めているところでございます。

また、今回、こうした取り組みを国の施策として法案に明示することにより、地方公共団体等の協力を得ながら、国が強力に推進していくことを明確にすることとしております。

次に、事業再編や事業参入の促進対象事業に係る事業分野についてのお尋ねがありました。

昨年秋季に取りまとめました農業競争力強化プログラムを踏まえ、事業再編促進対象事業につきましても、農業資材では肥料、飼料等、農産物流通等では卸売市場関係業、米卸売業、食品小売業等を想定しているところでございます。

また、事業参入促進対象事業につきましては、同様に、プログラムを踏まえ、農業機械等を想定しているところでございます。

なお、事業再編や事業参入は個々の事業者の自主的な判断によるため、どのような事業者がどの程度再編、参入するかを見込むことは困難でございますけれども、本法案に基づく支援措置を講ずることで、これらの取り組みが進むよう、後押ししていきたいと考えております。

次に、第三条の国内外という文言についてのお尋ねがありました。

良質かつ低廉な農業資材の供給や農産物物流通等の合理化を実現するためには、その状況について国際比較を行い、これに基づき施策を講ずることが重要でございます。

本法案の第三条では、こうした観点から、国内外の農業資材の供給や農産物物流通等の状況を踏まえと規定したところでございまして、欧米の多国籍企業に門戸を広げるといったことを意図したものではありません。

次に、農業関連産業における外国資本企業についてのお尋ねがありました。

農業関連産業においては、農業のように、既に

外資企業が一定のシェアを占めている資材もあるところでございます。

本法は、我が国農業の競争力強化のため、良質かつ低廉な農業資材の供給等に取り組み事業者に支援を行うものでございまして、外資企業のシェアの向上を支援するものではありません。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣山本幸三君登壇)

○国務大臣(山本幸三君) 昨年秋季に改革案を提案した規制改革推進会議の考え方と本法案との関係についてお尋ねがありました。

規制改革推進会議においては、昨年九月以降、農業の競争力を強化し、農業者の所得を向上させるため、生産資材の生産や調達をめぐる課題、農産物の流通や加工をめぐる課題、さらには、その中で重要な役割を果たす農協が自己改革により目指すべき方向性について検討を重ね、改革案が提言されました。

その後、規制改革推進会議の提言も踏まえつつ、昨年十一月二十九日に、総理を本部長とする農林水産部・地域の活力創造本部において、農業競争力強化プログラムが取りまとめられ、これに基づき、農業競争力強化支援法案が策定されたと承知しております。

したがって、本法案は、政府としての方針に即して策定されたものであり、議員が御指摘されるような、規制改革推進会議独自の改革を根拠づけるというふうなものであるとは考えておりません。(拍手)

(国務大臣山本幸三君登壇)

○国務大臣(山本幸三君) 重徳議員より、農業者が大量販店等に直接出荷する際に、当該大量販店等から不当な買いたたきを受けた場合における公正取引委員会の対応について、御質問をいただきました。

公正取引委員会におきましては、農業者と大量販店等との取引に関して、独占禁止法に違反す

る疑いがある事実に接した場合には、同法の規定に基づき厳正に対処するものと承知しております。(拍手)

○議長(大島理森君) 中川康洋君。

(中川康洋君登壇)

○中川康洋君 公明党の中川康洋でございます。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました農業競争力強化支援法案につきまして、山本農林水産大臣に質問いたします。(拍手)

本法案は、昨年十一月に策定された農業競争力強化プログラムに基づき、真の農業の構造改革をなし遂げるため、必要な法整備を図ることを目的に提出されたものでございます。

具体的施策として、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物物流通等の合理化を図ることを主な目的としており、こうした取り組みは、全体的にコストを下げ、需要の拡大や売り上げの向上などが期待できるという意味で、競争力は強化されるものと認識いたします。その一方で、重要な課題である農業所得の向上にこうした具体策がどのようにつながるのか、わかりにくい部分があることは否めません。

まず初めに、法律名にもある競争力の意味、そして、農業所得の向上との関係について、山本農林大臣のお考えを伺います。

農業競争力強化プログラムには、生乳の改革を含め十三項目にわたる取り組みが定められております。そのうち、本法案は、生産資材価格の引き下げと流通、加工の構造改革について必要な法整備を図るものですが、同プログラムには、そのほか、人材力の強化や戦略的輸出体制の整備など、重要な施策が掲げられています。

私は、そのどれもが、今後の農林水産業の成長産業化を進める上で欠かせないものであり、また、お互いが密接不可分の関係として有機的に機能していくべきものであると考えます。

さらに申し上げれば、我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、競争力強化とあわせて、今後は、各地の特色を生かした地域政策の充実が欠かせません。

本法案を含めたプログラム全体の今後のスケジュール及び進捗管理の考え方、さらには地域政策のあり方について、農林水産大臣の答弁を求めます。

あわせて、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックに向け、GAP、いわゆる農業生産工程管理について、その導入の促進、国際的なGAPの取得拡大などが急務の課題です。戦略的な輸出体制の強化との関連も含め、取り組み状況について農林水産大臣の見解を伺います。

以下、条文に即して何点か質問をいたします。本法案では、農業の競争力強化に向けて、国の責務等と並んで、その第五条に農業者等の努力が盛り込まれています。しかし、そもそも、競争力強化のための本法案の最大の眼目は、これまでの農業者の努力では解決しがたい構造的な問題の解決を図ることにあると理解しています。その上で、なぜ自身の努力では解決できない農業者の努力を明記しているのか。その立法趣旨も含め、その理由について農林水産大臣の見解を伺います。

本法案第五条第三項では、農業者の組織する団体であつて農業生産関連事業を行うものの責務及びその取り組みについて書かれています。この団体は、具体的には農協系統組織を想定していると思いますが、これは、同プログラムで、生産資材価格の引き下げなどについて、特に全農の取り組みについて特出しをし、その改革の方向性を示していることから、今般条文化されたものと考えます。

一方、全農を含むJAGグループは、同プログラム策定に先立つ昨年九月に、全農による農業者の農業経営の改善に向けた取り組みとして、JAの

自己改革、具体的には、魅力増す農業・農村の実現に向けたJAグループの取り組みと提案を発表いたしました。また、現在、JAグループは、自主自立の協同組合として、組合員のための農協という基本原則にのっとり、鋭意取り組みを始めています。

山本大臣は、このJAの自己改革の取り組みについて、現状いかなる評価をお持ちか、答弁を求めます。

本法律案第七条には、国は、農業生産関連事業者の自主的な努力を支援することにより、適正な競争のもとで農業生産関連事業の健全な発展を図ることに留意するものとしています。

私は、今回の法律案にこの留意事項が盛り込まれていることを高く評価しますが、私なりにその意味を読み解くと、国は、今回の法律案に基づく農業の競争力の強化に当たり、あくまでも農業生産関連事業者等の努力や取り組みを支援する立場であり、農業生産関連事業の事業環境の見直しや再編など国が講ずべき施策は、何ら強制性を持つて行われるのではなく、事業者が自主的に進めていくものであると理解しますが、いかがでしょうか。この留意事項を入れたその意味について、農林水産大臣の見解を伺います。

次に、農業資材価格等の見える化について伺います。

本法律案では、農業者が農業資材の調達を行う際に、価格など有利な条件を提示する農業生産関連事業者の情報を容易に入手することができるよう、情報の見える化を進めると明記しております。

この見える化について、農水省は、既に平成二十八年度補正予算において農業生産資材価格「見える化」推進事業を計上し、まずは国がその内容の立ち上げを進めています。

しかし、本来は、この見える化こそ、高いノウハウを持つ民間事業者が行い得るものであり、速

やかに、国が委託する事業から民間主体の事業に移行してもよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。農林水産大臣の見解を伺います。

最後に、事業再編及び事業参入を促進するための支援措置について伺います。

本法律案では、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化に係る事業再編及び参入の促進を掲げ、その促進を図るための実施指針を定めるとしております。

私は、この法律案を今後真に実効あらしめるためにも、実施指針は極めて重要であると考えます。特に、事業再編や参入を検討する事業者が意欲を持って臨めることが重要であり、その策定に当たっては、現場の実態や声にもしっかりと耳を傾けるべきです。

また、認定後の支援策である出資や融資なども、再編及び参入事業者が、その改革を進める上で使いやすいものにすべきと考えます。農林水産大臣の答弁を求めます。

以上、何点か質問いたしました。私も公明党は、今後も現場第一主義を貫き、農は国の基との信念のもと、農業者や消費者、さらには事業者の方々にも希望が行き渡る農政の実現に向け、より一層努力してまいることが約束し、私の質問といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣山本有二君登壇)

○国務大臣(山本有二君) 中川議員の御質問にお答えいたします。

本法案における競争力の意味及び農業所得の向上との関係についてお尋ねがありました。

農業の競争力とは、農業の生産性を高め、高い収益力を確保することにより持続的な農業発展ができる力であると考えております。

農業の競争力強化のための手段として、生産コストや流通コストの削減、農産物の適正価格での販売があり、それが実現することで農業所得の向

上が図られるものと考えております。

本法案では、農業の構造改革の取り組みとあわせて、農業者の努力では解決できない農業資材価格の引き下げや、農産物の流通、加工構造の改革という構造的課題の解決に取り組むものであります。このため、国が講ずべき施策を定め、事業者の自主的な事業再編の取り組みなどを支援することにより、農業者による農業の競争力の強化の取り組みを支援し、農業所得の向上につなげていきたいと考えております。

次に、プログラム全体の今後のスケジュール及び地域政策についてのお尋ねがありました。

農業者が自由に経営展開できる環境を整備することともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決するため、昨年十一月に農業競争力強化プログラムを決定したところでございます。

本プログラムに盛り込まれました施策につきましては、本法案のほか、収入保険制度の導入など計八本の法案を今国会に提出したところでございます。

法案以外でも、できるものから順次実行に移していくこととしておりまして、例えば、戦略的輸出体制の整備などを具体化していくこととしております。

このような産業政策とあわせて、地域の農業者が取り組む共同活動への支援などを行う日本型直接支払い制度、鳥獣被害対策の推進などの地域政策を講じることによりまして、これらを車の両輪として、強くて豊かな農林水産業と美しく活力ある農山漁村の実現に努めてまいります。

次に、GAP、いわゆる農業生産工程管理についてのお尋ねがありました。

東京オリリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、調達基準を満たす国産農産物を十分に供給するだけでなく、農産物の輸出拡大などを図る観点から、国際的に通用するGAPの取得の拡大が極めて重要であると考えております。

昨年五月に策定した農林水産物の輸出強化戦略におきましても、GAPの取得推進を課題の一つとして位置づけております。

このため、農林水産省といたしましては、生産者による国際的に通用するGAPの取得の支援、都道府県、JA、日本農業法人協会等に対するGAPの取得拡大の働きかけ等、さまざまな取り組みを進めているところでございます。

これらの取り組みを通じまして、同競技大会において日本食、国産食材の魅力アピールすることともに、大会後を見据え、我が国の農業競争力の強化につながるよう取り組んでまいります。

次に、農業者の努力を明記した理由についてのお尋ねがありました。

本法案では、農業生産関連事業者に対し、良質で低廉な農業資材の供給や、農産物流通等の合理化の実現に資する取り組みを持続的に行うよう努めることを求めています。取引相手である農業者がこのような努力を行う事業者を利用しなければ、その実現につながりません。

このため、農業者の方々に対しても、このような努力を行う事業者との取引を通じて農業経営の改善に努めることを求める旨の規定を置くこととしたものでございます。

全農を初めとするJAグループの自己改革についてのお尋ねがありました。

農協改革は、農協が農業者の協同組織としての原点に立ち返って、農業者の所得向上に向けて、農産物の有利販売などに取り組んでいただくものでございまして、JAグループには、この考え方に沿って自己改革を進めていただきたいと考えております。

特に、全農におきましては、現在の農業競争力強化プログラムを受けて、年次計画の策定に向けた検討を行っているところでございますが、農産物流通や生産資材の供給に関する構造改革を促進するために、みずから現行スキームを点検、反省

した上で、農業者の立場に立つことを明確にした事業スキームに改めていくことが必要であると考へております。

農林水産省としては、全農を初めとするJAGグループにおきまして、農業者のための自己改革が着実に進むよう、適切にフォローアップを行つていく考え方でございます。

次に、本法案に留意事項の規定を入れた意味についてお尋ねがありました。

本法第七条は、議員御指摘のように、国が関連施策を講ずる際に、農業生産関連事業者に取り組みを強制するのではなく、その自主的な努力を支援することによって、民間の活力と創意工夫を生かした取り組みを促すことが重要であることから、その旨を確認的に規定したものでございませう。

農林水産省といたしましては、この規定の趣旨を踏まえ、本法案の適切な執行に努めてまいりませう。

次に、農業生産資材価格の見える化についてのお尋ねがありました。

農業生産資材価格の見える化は、農業者が農業生産資材を有利に調達するために有益です。このため、農業生産資材価格の見える化推進事業により、使いやすいウェブサイトの仕様の検討、決定した仕様を踏まえたウェブサイトの構築等を支援し、その成果を幅広く公開することとしております。

この成果を活用した実際のウェブサイトの運営は、民間企業が主体的に行うこととなっております。

今後とも、こうした民間企業の知見を生かしながら、農業生産資材の価格引き下げによる我が国農業の競争力強化を図つてまいります。

実施指針の策定と支援策についてのお尋ねがありました。

実施指針の策定に当たりましては、個々の業界によつて実態が異なることから、現場の実態や声にしつかり耳を傾けることが重要であると考へており、関係業界との丁寧な意見交換を行いながら策定作業を進めてまいります。

また、出資や融資などの支援策につきましては、新たに設けられている措置であることから、まずは、関係業界への十分な周知を図るとともに、日本政策金融公庫など関係機関とも密に連携し、円滑な執行に努めてまいります。

以上でございます。(拍手)

○議長(大島理森君) 畠山和也君。

(畠山和也君登壇)

○畠山和也君 私は、日本共産党を代表して、農業競争力強化支援法案について質問いたします。(拍手)

先日、米通商代表部、USTR代表に指名されたライトハイザー氏が、農産物の市場開放に向け、日本は第一の標的と公言しました。

日本政府が今後の通商政策のベースと繰り返すTPPにおいて、米は新たに最大七万トンもの無関税輸入枠を設け、牛肉の関税も現行三八・五％から最終で九％まで引き下げられることを、既に日米間では合意しています。

このTPP水準を容認していることに加え、日米同盟が第一との立場で安倍首相が合意したことが、ライトハイザー氏の発言を許しているのではありませうか。

来月にも開くという日米経済対話において、農業分野ではどのような姿勢で臨むのですか。さらなる譲歩をするようになるのではありませうか。何より、経済主権、食料主権を投げ捨てるTPP水準を交渉のベースにすることは撤回するべきです。交渉を担当する麻生大臣、また農水大臣の見解を求めます。

昨年、安倍首相は、規制改革推進会議の意見を

私が責任を持つて実行すると農業競争力強化プログラムを決定しました。本法案は、このプログラムに基づき、TPP批准を念頭にした攻めの農業を具体化したものです。

本法案は、農業が将来にわたつて持続的に発展していくことを目的としています。重要なことは、農家の高齢化や耕作放棄地の増加など、農家の深刻な実態をどのように総括しているかです。

これまで国は、食料確保における公的責任を後退させ、農産物輸入も拡大する中、農産物価格は下がり続けました。一方で欧米諸国は、農業、農家に対して手厚い補償を行い、食料自給率も向上しています。食の安定供給と地域社会の維持へ、国が責任を負うのが当然との考えからです。そこまで日本政府としてやっていると胸を張れるのでしょうか。

農家の苦しい現状を解決するには、これまでの自民党政権の総括と反省が必要ではありませんか。答弁を求めます。

本法案は、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図り、農業者による農業の競争力の強化の取り組みを支援することとしています。この法案で言う競争力とは何を指すのですか。

海外との競争に勝てる農業を目指すのであれば、おのずと方向性は大規模化への誘導、法人化や企業参入などとなります。

しかし、中山間地が多い我が国で、家族経営や兼業農家、また都市農業などの多様な形態こそ日本農業の姿でした。その構造を変えようとは、これまで日本政府が原点としてきた多様な農業の共存という理念や、日本農業の基本であった家族経営を壊していくことになりませんか。競争力強化プログラムや本法案は、さらなる農産物輸入拡大を前提としているものなのか。どのように将来の農家を考へているのか、明確に答弁してください。

本法案では第五条で、農業者の努力まで規定されています。有利な条件を提示する事業者との取引を通じて農業経営の改善に取り組むとありますが、米価初め農産物価格が下落するもので、言わなくても農家は努力を行つていきます。なぜ、農家の自主的選択を束縛しようとするのですか。

国は、農産物流通等の合理化を実現するため、事業再編または事業参入を促進することとしています。そのため実施に関する指針を定めるとしてはありますが、白紙委任するわけにはいきません。指針の内容について明らかにしてください。

この指針に基づいて事業者は申請を出し、国の認可を受けることになります。再編や参入の事業者には国籍などの要件はありません。外資の参入も可能ということですか。

また、認定された再編事業者は、海外における事業再編の実施においても債務の保証を受けられる特例を設けています。なぜ海外での事業再編も対象に含めたのか、答弁を求めます。

本法案は、法施行日から一年以内に国が農業資材の供給や農産物の流通に関する最初の調査を行い、おおむね二年以内にあり方の見直しを含めた検討を行うとしています。

これでは、早く結果を出せとの圧力となることが見えてきます。農協系統に対して、口では協同組合の自主性を尊重するとしながら、実態は上からの改革を迫るやり方となるのではありませうか。

これまで政府は、農業者の所得向上をとまかくも掲げてきましたが、本法案の目的にはその言葉さえありません。目指すべき目標の一つが、農協、全農解体に向かうことも看過できません。

我が党は、生産資材の価格引き下げなどを求めてきました。それは、農家経営の安定が目的であり、これをてこに農協系統組織の性格を乱暴に変えることは認められません。あくまで自主的な改革に委ねるべきです。

本法案の制定により廃止するという主要農作物種子法についても聞いておきたい。

種子法は、我が国の基本的食料である稲、麦、大豆の優良種子を生産、普及することを目的としたものであり、このもとで各地に適した品種改良が進められてきました。

民間の開発を促すため種子法を廃止するとしていますが、巨大資本の種子独占を招き、自家採種が開ざれるおそれがあります。種子の安定的な確保は、国内生産にとどまらず、気候変動や人口増加など国際的環境の変化を踏まえても、重要な意義があります。国のやるべき仕事は、種子ビジネスの応援ではありません。

種子法の廃止によって、安定的な優良種子の生産という国や都道府県の公的責任を放棄することになりませんか。明確な答弁を求めます。

最後に、国営諫早湾干拓事業に係る和解協議を進めている中で、農水省が堤防開門を求める漁業者を説得するための想定問答をつくり、漁業団体幹部に示していた問題について述べておきます。報道によれば、農水省の担当者は他言しないのでほしいと秘密を押しつけ、国の基金案の受け入れを認めるような内容となっています。開門を命じた福岡高裁の確定判決への責任を果たすどころか、圧力がいかに国の主張を押しつけることなど、到底許されません。

速やかに想定問答なるものを公開するよう強く求めて、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇)

○国務大臣(麻生太郎君) 畠山議員から、日米経済対話について一問お尋ねがっております。

御指摘のような発言が報道されていることは承知しておりますが、先日の日米首脳会談における一連の会談を含め、米政府からそのような要請はありませんでした。

その上で申し上げれば、先般の日米首脳会談において、両首脳は、自由で公正な貿易のルールに

基づいて、日米両国間及び地域における経済関係を強化することに引き続き完全にコミットしているということを確認されております。日米経済対話も、まさにこうした考え方に沿って、日米がウイン・ウインの経済関係を一層進めるために立ち上げるものだと考えております。

経済対話の具体的な内容や構成については、現在、調整を進めているところであります。日米両国の利益となります個別分野での協力を積極的に進めていくことを通じ、日米間の貿易・投資関係を深めていくとともに、アジア太平洋地域に自由でかつルールに基づいた公正なマーケットを日米両国のリーダーシップのもとでつくり上げていくことが重要である点と考えており、建設的な議論を進めたいと考えております。

以上です。(拍手)

(国務大臣山本有二君登壇)

○国務大臣(山本有二君) 畠山議員の御質問にお答えいたします。

日米経済対話における農業分野の姿勢についてお尋ねがありました。

日米間の経済関係につきましては、今後の日米経済対話において議論されていくこととされております。その具体的な構成、内容につきましては、引き続き両国間で調整していくものと承知しております。

また、先日の日米首脳会談における一連の会談を含め、米政府からは二国間交渉について具体的な要請はなかったものと承知しております。

その上で、一般論として申し上げます。農林水産省としては、今後とも、我が国の農林水産業をしっかりと守っていくため、農林水産品につきましても、貿易、生産、流通実態等を一つ一つ勘案して、そのセンシティブティに十分配慮しながら対応していく方針でございます。

次に、これまでの農政についてのお尋ねがありました。

安倍内閣では、農業の成長産業化を図り、農業者の所得の向上を実現していく観点から、第一に農地中間管理機構による担い手への農地集積、集約化の促進、第二に米政策の見直し、第三に六次産業化や輸出促進などの農政改革を進めてまいりました。

その結果、担い手への農地集積率は、平成二十七年には五二・三％となり、担い手への集積が再び進み始めております。米につきましては、二年連続で全国の過剰作付が解消されるなど、需要に応じた生産が進んだ結果、米の需給及び価格は安定してきているということでございます。輸出につきましては、四年連続で最高額を更新し、平成二十八年に七千五百億円を突破したということもでございます。これまでの農政改革が成果を上げつつあると考えております。

引き続き、農政改革を進め、農業の体質強化と農業者の所得の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、本法案における競争力の意味についてお尋ねがありました。

農業の競争力とは、農業の生産性を高め、高い収益力を確保することにより持続的な農業発展ができる力であると考えております。

次に、将来の農家像についてのお尋ねがありました。

昨年十一月に策定した農業競争力強化プログラムは、農業者が自由に経営できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくための施策を取りまとめたものでございます。

また、本法案は、プログラムに盛り込まれました施策のうち、生産資材価格の引き下げや農産物の流通、加工構造の改革の実現を目指したものでございます。

これらの取り組みは、農産物の輸入拡大を前提としているものではありません。

また、競争力強化を図る農業者については、大規模経営や法人経営だけでなく、耕地面積が小さくても、農産物の高付加価値化や六次産業化に取り組む経営など多様な担い手が対象となると考えておりまして、多様な農業の共存といった理念や家族経営を壊していくことを目指しているわけではありません。

次に、農業者の努力規定についてのお尋ねがありました。

本法案では、農業生産関連事業者に対して、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化の実現に資する取り組みを持続的に行うよう努めることを求めています。取引相手である農業者がこのような努力を行う事業者を利用しなければ、その実現につなげてまいりません。

このため、農業者に対しても、このような努力を行う事業者との取引を通じて農業経営の改善に努めることを求める旨の規定を置くこととしたものでございます。

このように、本規定は、本法案の目的を実現するために必要と考えておりますが、国がこれを根拠として農業者に何かを強制しようとするものではありません。

次に、実施指針についてのお尋ねがありました。

事業再編または事業参入の実施指針につきましては、本法第十七条二項におきまして、対象事業の将来のあり方、事業再編等の目標の設定、事業再編等の実施方法を定めることとしております。

具体的には、将来のあり方につきましては、その事業の現状や将来展望に関する、目標の設定につきましては、良質で低廉な農業資材の供給または農産物流通等の合理化の実現に資する指標や稼働率などの事業者の生産性の向上を示す指標に関する、実施方法につきましては、雇用の安定や他の事業者との適正な競争を阻害しないこ

金子万寿夫君	熊田 裕通君	神山 洋介君	加藤 寛治君	古川 康君	赤枝 恒雄君	高橋ひなこ君	今井 雅人君
加藤 寛治君	高橋ひなこ君	今井 雅人君	古川 康君	赤枝 恒雄君	金子万寿夫君	熊田 裕通君	神山 洋介君

議院運営委員

辞任

補欠

橋本 英教君
藤丸 敏君
小山 展弘君
岩田 和親君
高橋ひなこ君
金子 恵美君
小山 展弘君

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

補欠

原口 一博君
渡辺 周君
濱地 雅一君
後藤 祐一君
福島 伸享君
真山 祐一君
眞山 祐一君

文部科学委員

辞任

補欠

小林 史明君
高木 義明君
伊東 信久君
村井 英樹君
宮崎 政久君
高木 義明君
伊東 信久君

厚生労働委員

辞任

補欠

赤枝 恒雄君
豊田真由子君
長尾 敬君
村井 英樹君
山下 貴司君
石崎 徹君
高木 宏壽君

金子万寿夫君

宮路 拓馬君

宮路 拓馬君

環境委員

辞任

補欠

木村 弥生君
白石 徹君
田中 和徳君
堀井 学君
田島 一成君
細野 豪志君
松田 直久君
齊藤 鉄夫君
秋本 真利君
瀬戸 隆一君
宮路 拓馬君
工藤 彰三君
阿部 知子君
木内 孝胤君
青山 周平君
阿部 知子君
津村 啓介君
木内 孝胤君
真山 祐一君
中山 展宏君
工藤 彰三君
大隈 和英君
白石 徹君
田島 一成君
松田 直久君
堀井 学君
木村 弥生君
田中 和徳君
細野 豪志君
齊藤 鉄夫君

予算委員

辞任

補欠

岩屋 毅君
根本 匠君
今井 雅人君
玉木雄一郎君
辻元 清美君
岩田 和親君

山田 賢司君

近藤 昭一君

岩屋 毅君

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

高木 宏壽君
土屋 正忠君
山口 俊一君
足立 康史君
中村 裕之君
石崎 徹君
前川 恵君
河野 正美君
井上 貴博君
河野 正美君
足立 康史君

外務委員

辞任

補欠

笠井 亮君
斎藤 洋明君
福田 達夫君
白須賀貴樹君
牧島かれん君
斎藤 洋明君

財務金融委員

辞任

補欠

安藤 裕君
宮川 典子君
斎藤 洋明君
三ツ林裕巳君
木村 弥生君
新谷 正義君
大西 宏幸君
新谷 正義君

財務金融委員

辞任

補欠

石崎 徹君
大見 正君
村井 英樹君
高木 宏壽君
福山 守君
八木 哲也君
大見 正君

文部科学委員

辞任

補欠

安藤 裕君
小林 史明君
福井 照君
船田 元君
福山 守君
堀井 学君
岩田 和親君
木村 弥生君
笹川 博義君
中川 郁子君
福井 照君

(常任委員死志)

一、去る十七日、環境委員白石徹君は死去された。

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員

辞任

補欠

鈴木 憲和君
中村 裕之君
佐藤 英道君
大平 喜信君
高橋ひなこ君
宮川 典子君
古賀 篤君
吉田 宣弘君
瀬戸 隆一君
島津 幸広君

科学技術・イノベーション推進特別委員

辞任

補欠

古賀 篤君 鈴木 憲和君
田所 嘉徳君 石崎 徹君
福山 守君 若狭 勝君
石崎 徹君 田所 嘉徳君
鈴木 憲和君 古賀 篤君
若狭 勝君 福山 守君

(憲法審査会幹事補欠選任)

一、去る十六日、憲法審査会において、次のとおり幹事を補欠選任した。

幹事 船田 元君(幹事伊藤達也君去る十六日幹事辞任につきその補欠)

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)

一、去る十六日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員

辞任

補欠

山際大志郎君 岩田 和親君
岩田 和親君 山際大志郎君

(議案提出)

一、去る十六日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

一、去る二十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案

平成二十八年年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

(承諾を求める件)

平成二十八年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求める件)

一、昨二十二日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

将来にわたる質の高い介護サービスの提供の確保等のための介護保険法等の一部を改正する法律案(初鹿明博君外六名提出)

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(初鹿明博君外六名提出)

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)

(議案受領)

一、去る十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参法第二号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参法第三号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参法第五号)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参法第六号)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参法第七号)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参法第八号)

国家公務員の人事費の総額の削減の推進に関する法律案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

教育無償化等制度改革の推進に関する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案(参法第一二号)

外国の国籍を有する国の行政機関の職員に係る欠格事由に関する特別措置法案

国会法の一部を改正する法律案

政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案

独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案(参法第一八号)

農地法の一部を改正する法律案

労働基準法及び労働安全衛生法の一部を改正する法律案

労働契約の終了の円滑化に関する施策の推進に関する法律案

地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備に関する法律案

大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案

地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律案

幹部職員等の任免等に関する制度を改革するための内閣法等の一部を改正する法律案

国家公務員法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案(参法第二八号)

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案

道州制への移行のための改革基本法案

消費税率の引上げの凍結及び消費税の軽減税率制度の廃止に関する法律案

電波法の一部を改正する法律案

災害からの復旧復興に関する被災地公共団体の長による要請に関する法律案

地方教育行政改革の推進に関する法律案

国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案

森林法の一部を改正する法律案

合衆国軍隊等防護事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律案

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案

重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案

国際平和と共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案

領域等の警備に関する法律案

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案

原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案

発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る特定都道府県の同意に関する法律案

電気事業法等の一部を改正する法律案

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部を改正する法律案

民法の一部を改正する法律案

中小企業に対する必要な事業資金の融通のための措置に関する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

公職の選挙における開票の結果に関する選挙人等の請求に基づく得票数の調査に係る制度の整備に関する法律案 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参法第五十七号) 裁判官弾劾法の一部を改正する法律案 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 労働基準法の一部を改正する法律案 公職選挙法の一部を改正する法律案(参法第六一号) 公職選挙法の一部を改正する法律案(参法第六二号) 公職選挙法の一部を改正する法律案(参法第六三号) 公職選挙法の一部を改正する法律案(参法第六四号) 公職の選挙に係るインターネットを利用する投票方法の導入に係る措置に関する法律案 公職の選挙に係る情報通信技術の利用による選挙運動用ポスターに記載される情報の提供に係る措置に関する法律案 労働基準監督行政の機能強化のための地方労働基準部局の効率的な業務運営の確保に関する法律案 個人情報保護の保護に関する法律の一部を改正する法律案 公職の選挙に係る高等学校、大学等における期日前投票の促進に関する法律案 財政法の一部を改正する法律案 健康保険法の一部を改正する法律案 高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案	国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案 保育士給与の官民格差の是正に関する法律案 特定土砂等の管理に関する法律案 土地の掘削等の規制に関する法律案 土砂等の置場の確保に関する法律案 生活保護法の一部を改正する法律案 当せん金付証票法の一部を改正する法律案 競馬法の一部を改正する法律案 自転車競技法の一部を改正する法律案 小型自動車競走法の一部を改正する法律案 モーターボート競走法の一部を改正する法律案 スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案 マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案 母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部を改正する法律案 違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案 国の財政運営における不要資産の活用、透明性の向上等に関する法律案 会計検査院法の一部を改正する法律案 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参法第九〇号) 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参法第九一号) 独立行政法人労働者健康安全機構の組織及び業務の見直しに関する法律案 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案 地域再生法の一部を改正する法律案 まち・ひと・しごと創生法を廃止する法律案 国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案 雇用保険法の一部を改正する法律案	地方法人税の廃止に関する法律案 社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための措置に関する法律案 産業競争力強化法の一部を改正する法律案 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案 （議案付託） 一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号) 裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号) 以上二件 法務委員会 付託 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二十二号) 財務金融委員会 付託 （議案送付） 一、去る十六日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案 一、去る十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案 雇用保険法等の一部を改正する法律案 一、去る十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)	（調査要求承認） 一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十七日これを承認した。 国政調査承認要求書 一、調査する事項 予算の実施状況に関する事項 二、調査の目的 予算の実施の適正を期するため 三、調査の方法 関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等 四、調査の期間 本会期中 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。 平成二十九年三月十七日 予算委員長 浜田 靖一 衆議院議長 大島 理森殿 （質問書提出） 一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 諫早湾干拓潮受堤防水門の開門に係る国の立場及び国から漁業団体への働きかけに関する質問主意書(大串博志君提出) GPS捜査は違法とする最高裁の判断に関する質問主意書(逢坂誠二君提出) 東日本大震災六周年追悼式で総理が「原発事故」に触れなかったことに関する質問主意書(辻元清美君提出) 一、去る十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 テロ等準備罪法案における言葉の定義及び著作権法等の扱いに関する質問主意書(丸山穂高君提出) 精神保健福祉法の改正案の立法事実に関する再質問主意書(中根康浩君提出)
---	--	---	--

安倍昭恵内閣総理大臣夫人の活動に関する再質問主意書(宮崎岳志君提出)
令状なしのGPS捜査を違法とした最高裁判決に関する質問主意書(宮崎岳志君提出)
一、去る二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
組織犯罪処罰法改正案に関し一般人は含まれないとする菅官房長官の発言内容に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)
教育勅語の根本理念に関する質問主意書(初鹿明博君提出)
いわゆる「スーパースー」一条に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)
GATTの諸規定に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)
一、昨二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
テロリズムの定義に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)
「国に準ずる組織」に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)
他都府県から沖縄県への機動隊派遣に関する質問主意書(仲里利信君提出)
ILO第百号条約の交渉過程に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)
外務省改革の進捗状況に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)
武力紛争と武力衝突の考え方に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)
GPS捜査違法判決に関する質問主意書(初鹿明博君提出)
共謀罪法案について金田法務大臣がアメリカ大使に依頼した内容に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)
保護主義に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)

(答弁書受領)
一、去る十七日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員井坂信彦君提出日韓合意の法的拘束力に関する質問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二君提出安倍政権によるメディアへの圧力強化に関する質問に対する答弁書
衆議院議員上西小百合君提出安倍昭恵総理夫人の「公人・私人」問題に関する質問に対する答弁書
衆議院議員中根康浩君提出地方公務員法の欠格事項に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員中根康浩君提出精神保健福祉法の改正案の立法事実に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁君提出朝鮮大学の国連制裁決議違反に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁君提出教育研究機関における国連決議履行に関する質問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二君提出森友学園との交渉記録に関する質問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二君提出稲田大臣の「教育勅語の精神は取り戻すべき」発言に関する質問に対する答弁書
衆議院議員初鹿明博君提出内閣総理大臣夫人の活動に関する質問に対する答弁書
衆議院議員辻元清美君提出安倍昭恵内閣総理大臣夫人の活動に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員辻元清美君提出安倍昭恵内閣総理大臣夫人の総理公務補助とそれを支援する職員に関する質問に対する答弁書
衆議院議員辻元清美君提出安倍昭恵内閣総理大臣夫人が関係する諸会合に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭君提出道徳心に成績を付けた通知表が入試で使用される実態に関する質問に対する答弁書

衆議院議員宮崎岳志君提出安倍昭恵内閣総理大臣夫人の活動に関する質問に対する答弁書
平成二十九年三月七日提出
質問 第一一〇号
日韓合意の法的拘束力に関する質問主意書
提出者 井坂 信彦
日韓合意の法的拘束力に関する質問主意書
二〇一五年十二月二十八日、日韓外相会談が行われ、両外相による共同記者発表が行われた。この記者発表により、日韓両国間の、いわゆる「慰安婦問題」が「最終的かつ不可逆的に解決」されることが確認された。その中で、「韓国政府は、日本政府が在韓国日本大使館前の少女像に対し、公館の安寧・威厳の維持の観点から懸念していることを認知し、韓国政府としても、可能な対応方向について関連団体との協議を行う等を通じて、適切に解決されるよう努力する」と慰安婦像についても言及がなされた。
ところが、一年後の二〇一六年十二月三十日、韓国南部・釜山の日本総領事館前に慰安婦像が、市民団体や学生によって設置された。日本政府は、この慰安婦像を「ウィーン条約に規定する領事機関の威厳などを侵害するものと考えている」と指摘して、撤去することを韓国政府に求め、
1) 在釜山総領事館職員による釜山市関連行事への参加見合わせ
2) 駐韓大使や在釜山総領事の一時帰国
3) 日韓通貨スワップ取り決め協議の中断
4) 日韓ハイレベル経済協議の延期
を決定した。
二月十七日、岸田文雄外相は、ドイツ西部のボンで韓国のユンビョンセ外相と会談し、「撤去を強く求めた」と報道された(二月十八日付産経新聞)が、いまだに新たな慰安婦問題の解決の進展は見られていない。

日韓間のいわゆる慰安婦問題については、一九六五年の日韓請求権協定にすでに「完全かつ最終的に解決」とされていた。それにも関わらず「慰安婦問題」はこれまで、幾度となく日韓関係を悪化させる問題として繰り返されてきた。平成二十八年一月十四日提出、井坂信彦提出の質問主意書「日韓外相会談後の日韓外相共同記者発表に関する質問主意書」に対する政府答弁では、慰安婦問題が「最終的かつ不可逆的に解決」されたことについて、「政府としては、韓国政府の明確かつ十分な当該合意に対する確約を得たものと受け止めている」と答弁しているが、これまでの日韓間の取り決めもすべて、確約を得てきたはずである。それにも関わらず、何度も「可逆的」な対立が繰り返されてきた。
慰安婦問題を不可逆的に解決するため、以下の質問をする。
一 日韓外相共同記者発表は両国ともに法的拘束力を持つのか
内閣法制局長官を歴任した小松一郎氏の著書(小松一郎実践国際法(第二版)信山社、二〇一五年)によると、「共同記者発表」という日韓合意の形式は、政府の政策意図等を法的な権利義務を設定しない形で対外的に発信することが主目的とされ、当事者に対する拘束力は政治的・道徳的なものととまるといふ。
二〇一六年一月八日の衆議院予算委員会において、自民党の平沢勝栄議員は「今回の合意を、外相同士の記者会見という形で発表されたわけですが、今度の合意というのはどの程度の拘束力を持つものなのか」と質問している。
それに対して岸田外務大臣は、両国の首脳間で確認された合意であること、両国民の前で、そして世界を前にして力強く合意について明言したことを強調して、「大変重たいものである」と述べるのみで、自民党の平沢勝栄議員の「今

回の同意というのはどの程度の拘束力を持つものなのか」という問いに一切、答えていない。

そこで改めて、自民党の平沢勝栄議員と同様の問題を問う。二〇一五年十二月二十八日に公表された日韓合意は、どの程度の拘束力を持つものなのか。法的拘束力を持つのか。

二 「国際約束である文書」にすぎなかったのではないか

前述の小松一郎氏の著書によれば、外交上作成される文書には、「国際約束である文書」と「国際約束ではない文書」に大別されるという。「国際約束である文書」は、当事者間に国際法上の権利義務を設定するもので、「条約」、「協定」、「憲章」、「交換公文」、「合意された議事録」などの標題を含むものとされている。一方、「国際約束ではない文書」とは、当事者間に国際法上の権利義務を設定しないもので、通常、「共同宣言」、「共同声明」、「共同発表」、「共同コミニケ」、「共同新聞発表」等の標題が使用され、日韓外相記者発表はまさに「共同記者発表」にあたる。

中村耕一郎「国際「合意」論序説―法的拘束力を有しない国際「合意」について」(東信堂、二〇〇二年、九八頁)によれば、各国は、法的拘束力を有しない国際「合意」を用いることに様々な利点を見出しているという。ただし、「法的拘束力を有しない国際「合意」が国際政治における有用な「道具」であるので、不遵守によつてこれを乗り越える利益が見いだせない限りは、これを使い続けることに相互利益を見出し得る」と述べている。つまり、相手国が「合意」を遵守しない可能性が高い場合には、法的拘束力を有しない国際「合意」は、相互にとつて利益のない、意味のない「合意」ということになる。

二〇一七年一月二十日付産経新聞によると、同問題に関する韓国国内の訴訟で韓国政府は、日韓合意のような形の国家間の約束は「相互の

信頼に基づく政策遂行上の合意だ」としつつも、「合意は法的拘束力を持つ協定ではない」と説明したとされている。

前述したように、日韓間のいわゆる慰安婦問題については、一九六五年の日韓請求権協定にすでに「完全かつ最終的に解決」とされてきた。それにも関わらず「慰安婦問題」はこれまで、幾度となく日韓関係を悪化させる問題として繰り返されてきた。そして今回の日韓合意においても日本政府が「確約を得た」にも関わらず、またしても問題が解決できない状況が続いている。

専門書に記されているように、法的拘束力を有しない国際「合意」は、相手国が遵守しない可能性が高い場合、相互にとつて利益のない、意味のない「合意」ということになる。これまで何度も何度も繰り返されてきた、日韓関係の問題は、法的拘束力のある、「国際約束である文書」にするべきではなかったのか。政府の見解は如何に。

三 今後の可能性について

今後、前回並みの合意内容を「国際約束である文書」として日韓両国で作成し直すことを検討するか。政府の見解は如何に。

「定義が定かたではない」や「お答えできない」などの答弁ではなく、慰安婦問題の不可逆的な解決を望む国民の強い気持ちを込めた質問であることをご理解いただき、誠実なご答弁をされることを望む。

右質問する。

内閣衆質一九三第一一〇号
平成二十九年三月十七日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員井坂信彦君提出日韓合意の法的拘束力に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員井坂信彦君提出日韓合意の法的拘束力に関する質問に対する答弁書

一及び二について

平成二十七年十二月二十八日の日韓外相会談で確認された慰安婦問題に関する合意(以下「当該合意」という。)については、同会談で岸田外務大臣が尹炳世韓国外交部長官と協議を行い、韓国政府としての当該合意に対する確約を直接取り付けたものであり、また、同長官は、同会談後の共同記者発表の場で、当該合意を日韓両国民の前で、国際社会に対して明言した。さらに、当該合意は、同日の日韓首脳電話会談でも確認された。

三について

政府としては、日韓両政府がそれぞれ当該合意を着実に実施することが重要と考えており、引き続き、韓国政府と緊密に連携していく。

平成二十九年三月七日提出
質問 第一一〇号

安倍政権によるメディアへの圧力強化に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

安倍政権によるメディアへの圧力強化に関する質問主意書

アメリカ合衆国の国務省が三月三日、二〇一六年版の人権報告書を公表した。この中で、高市早苗総務大臣が昨年二月、放送法の定める「政治的公平」への違反を重ねる放送局に電波停止を命じる可能性に言及した点に触れ、安倍政権によるメディアへの圧力強化に懸念が強まったと指摘した。あわせて特定秘密保護法の成立も報道機関への

の圧力を高めたとも例示しているが、この報告書に関する次の点について、政府の見解を明らかにされたい。

一 この人権報告書では、「安倍政権によるメディアへの圧力強化に懸念が強まった」と指摘しているが、この指摘の通りだと政府は受け止めているのか。見解を明らかにされたい。

二 一に關して、圧力強化に懸念は強まっているなど、人権報告書の見解と異なる何らかの見解を政府が持っているなら、日本政府はアメリカ政府に抗議をすべきと思うが、政府の見解を明らかにされたい。

三 昨年十二月十八日にNHKで放送された「スクープドキュメント 北方領土交渉」では、昨年十一月のベルリンでの日露首脳会談を前にしたホテルの部屋とみられる場所の映像を流し、谷内国家安全保障局長、秋葉外務審議官、今井首相秘書官らの政府高官が、安倍首相の前で手ぶりを交えて意見を交わす場面が映っていた。その映像には、「外交機密が含まれるため音声は使用できません」とナレーションが添えられた。こうした外交機密が含まれる会議の場面が特定の放送局で報道されるという事態に鑑みると、この報告書の指摘を待つまでもなく、安倍政権はメディアに対して、何らかの圧力、あるいは便宜を図っていると推察されるが、政府の見解を明らかにされたい。

内閣衆質一九三第一一一号
平成二十九年三月十七日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出安倍政権によるメディアへの圧力強化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍政権によるメディアへの圧力強化に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、言論の自由をはじめ、表現の自由は、憲法で保障された基本的人権の一つであり、これを尊重することは当然のことと考えている。

御指摘の「高市早苗総務大臣が昨年二月、放送法の定める「政治的公平」への違反を重ねる放送局に電波停止を命じる可能性に言及した点」については、高市総務大臣は、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第七十六条第一項及び放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第七十四条の規定に係る解釈について繰り返し問われたため、従来からの解釈と同様の内容を国会で答弁したものであり、また、特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)については、同法第二十二條第二項において、「出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする」と規定し、通常の取材行為は処罰対象とならないことを明確にしておき、「安倍政権によるメディアへの圧力強化」との御指摘は全く当たらないと考えている。

二について

政府としては、一について述べた事実関係について、米国政府に正しい認識を持ってもらうべく説明してまいりたい。

三について

報道機関である日本放送協会の取材や報道内容について、政府としてコメントすることは差し控えるが、政府としては、言論の自由をはじめ、表現の自由は、憲法で保障された基本的人

権の一つであり、これを尊重することは当然のことと考えている。

平成二十九年三月七日提出
質問 第一一一二号

安倍昭恵総理夫人の「公人」・「私人」問題に関する質問主意書

提出者 上西小百合

安倍昭恵総理夫人の「公人」・「私人」問題に関する質問主意書

安倍昭恵総理夫人が「公人」・「私人」なのかという点について、国会でも議論されています。

したがって、次の事項について質問します。

一 安倍晋三総理大臣(以下「安倍総理」という。)は、三月一日の参議院予算委員会の答弁の中で、「私は公人、妻は私人」と述べています。

ウィキペディアで調べてみますと、「公人」とは、公務員や議員などのように公務についている人を指す言葉。「私人」はその対義語と書かれています。

安倍昭恵総理夫人(以下「総理夫人」という。)は「公人」ですか、「私人」ですか。

二 安倍総理は、三月二日の参議院予算委員会の答弁の中で、「妻は総理夫人というふうには呼ばれているが、これは言わば役職があるわけでもないし、辞令が出ているわけでもない。という意味においては「公人」ではない。しかし、私を、例えば外遊する際に同行をしたり、そういうサポート的な役割は行うということでご理解をいただきたい。」と述べています。

総理夫人の役割について政府の見解を伺いた

い。

また、安倍総理のサポートをする場合、総理夫人は、名刺等を使用していると思いますが、肩書はどのようなものを使われていますか。

「私人」で使用する場合も可能なら、併せて伺

たい。

三 特別職の国家公務員の範囲を規定する国家公務員法第二条第三項第十五号を見ますと「国会議員の秘書」が掲げられています。実際には、国から給与が支給されるいわゆる公設秘書が特別職の国家公務員とされ、他方、議員個人等の負担で雇用されるいわゆる私設秘書は、国家公務員には当たらないとされています。

つまり、この判別は単純明快で、同じ仕事をしていますが、給与の支給元によつて、「この秘書は、国家公務員、個人負担の秘書は国家公務員ではない」ということです。

総理夫人、又は安倍総理に対し、政府から「総理夫人手当」のような、名称はともかくとして、国からなんらかの形で月例で支給されている手当等がありますか。

四 大臣、副大臣、大臣政務官は仕事を「公務」、「政務」に区別しているそうです。

ここでいう「公務」とは、担当する省庁の仕事で、省庁からはサポートをする職員、公用車が用意され、「政務」とは、「公務」以外の自分の政治に関わる仕事のことです。そのサポートをする人は、私的に採用する秘書等が行い、車も自分で用意する車両を使用しているそうです。

さて、総理夫人の場合は、総理大臣の外遊の随行、国内での要人の接待等は、総理大臣の公務のサポート等ということで、「公務」とみなされ、その仕事を補佐する職員が配置され、場合によつては総理夫人に随行することもあるようです。また、三月三日の参議院予算委員会では福島みずほ議員が、総理夫人が「塚本幼稚園の講演会」に出席した際に随行していた職員のこ

とについて質問をしましたが、政府は、「この職員は、総理の公務の遂行を補助するスケジュール調整、種々の連絡調整のサポートをするために同行していた。」と答弁してしまし

た。

そこで質問です。

1 総理夫人に同行した職員は、出張扱いですか。それとも、まさか年休扱いということはないですね。

2 もし、この職員がその途中において事故等で入院、通院した場合は、労災適用となるのですか。

3 政府は、総理夫人に随行した職員の交通費を「総理夫人が負担した。」と答弁していますが、このような場合には、いつも総理夫人が負担しているのですか。なぜ、総理夫人の負担となるのか、その根拠を教えてください。

4 安倍総理になってから、総理夫人にこのようなかたちで職員が随行したのは、何回ぐらいありますか。

五 平成十三年一月六日の「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」の(四)資産公開、「国務大臣等並びにその配偶者及びその扶養する子の資産を、就任時及び辞任時に公開することとする。」となっています。

総理夫人の直近の資産内容を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質一九三第一一二号
平成二十九年三月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員上西小百合君提出安倍昭恵総理夫人の「公人」・「私人」問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員上西小百合君提出安倍昭恵総理夫人の「公人」・「私人」問題に関する質問に対する答弁書

一について

総理夫人とは、内閣総理大臣の配偶者を指し

て一般的に用いられる呼称であり、当該呼称を用いるに当たり、公務員としての発令を要するものではない。公人とは、一般に、公職にある人を意味するものと承知しており、他方、私人とは、一般に、公人の対義語として用いられるものと承知している。その意味で総理夫人とは、公人ではなく私人であると認識しており、それはお尋ねの「安倍昭恵総理夫人」についても同様である。

二について

安倍内閣総理大臣の夫人(以下「安倍総理夫人」という。)は、国の機関の依頼又は要求に応じ、安倍内閣総理大臣の公務の遂行を補助すること(以下「総理公務補助」という。)を行って

御指摘の「名刺等」及び「肩書」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、安倍総理夫人が総理公務補助を行う際には、例えば「内閣総理大臣夫人」、「内閣総理大臣令夫人」といった呼称が用いられているものと承知している。

お尋ねの「私人」で使用する場合は、意味するところが必ずしも明らかではないが、安倍総理夫人の私的な行為に関するものについては、政府としてお答えする立場にない。

三について

お尋ねの「政府から「総理夫人手当」のような、名称はともかくとして、国からならんかの形で月例で支給されている手当等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、安倍総理夫人は国家公務員ではなく、国からの給与は支給されていない。また、内閣総理大臣の受ける給与は、特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第二条に規定する俸給、地域手当及び期末手当のみである。四の1及び2について

御指摘の「出張扱い」、「年休扱い」、「事故等」

及び「労災適用」の意味するところが必ずしも明らかではないが、内閣総理大臣の夫人による総理公務補助を支援する職員が公務のため旅行する場合には、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)及び国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の規定が適用される。四の3について

御指摘の「このような場合」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。なお、一般論としては、公務のため旅行する職員に対しては、旅費法に基づき、旅費(以下「標準の旅費」という。)を支給することが可能である。一方で、旅費法第四十六条第一項及び「国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針」(昭和二十七年四月十五日付け蔵計第九百二十二号大蔵省主計局長通牒、別紙)において、標準の旅費のうち国の経費以外の経費から支給される旅費に相当する旅費は、これを支給しないものとする。こととされており、安倍総理夫人からの申出により総理公務補助を支援する職員の旅費が安倍総理夫人の負担により支払われた場合はこれに該当するため、国は当該職員に対し標準の旅費の支給をしないものとしている。

四の4について

御指摘の「総理夫人にこのようなかたちで職員が随行した」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。五について

お尋ねの「直近の資産内容の意味するところが必ずしも明らかではないが、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」(平成十三年一月六日閣議決定)に基づき平成二十七年二月六日に安倍内閣総理大臣が公開し、「国務大臣等の資産

公開について」(平成十三年一月十八日内閣官房長官決定)に基づき内閣官房長官に連絡された公開の内容のうち、配偶者の資産は次のとおりであると承知している。

土地 該当なし
建物 該当なし
預貯金 該当なし
有価証券 (株式) 株式会社 TEAMA
二十株
貸付金 八百万円
借入金 該当なし
ゴルフ会員権 セントラルパークゴルフ倶楽部 一口
自動車等(ヨット・飛行機・競走馬) トヨタプリウス 平成十九年式 一台
書画骨とうその他の美術工芸品 該当なし

平成二十九年三月八日提出
質問 第一一三三号
地方公務員法の欠格条項に関する再質問主意書

提出者 中根 康浩

地方公務員法の欠格条項に関する再質問主意書

平成二十九年二月二十三日提出の質問第九〇号に対する三月三日の答弁書において、「地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するものであり、一定の状況にある者については、職員たる資格を認めないことが地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営の観点から合理的であると考えられる。」から、成年被後見人および被保佐人について欠格条項が定められているとされている。一 成年被後見制度とは、判断能力が十分でない人の保護を図りつつ、自己決定権の尊重、残存能

力の活用、ノーマライゼーションの理念を趣旨とするものであって、まさに判断能力の不十分な人であっても成年被後見制度を利用して、「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務」することを支援するものであると考える。それにもかかわらず、成年被後見人等であることをもって、地方公務員としての職務ができないうと決めつけることは、非民主的かつ差別的考え方ではないか。政府の見解を示されたい。

二 地方自治体が、成年被後見人等であっても勤務可能な環境を整えることが地方自治体に課せられた「差別的禁止」合理的配慮の提供」と言えないか。政府の見解を示されたい。

三 地方公務員法第十六条の欠格条項を認めることとなる「地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営の観点」とはどのような意味か。

四 このように決めつけるならば、公職選挙法はなぜ成年被後見人であっても投票できると改正されたのか。矛盾するのではないか。政府の見解を示されたい。

五 自治体の条例によって、この欠格条項を除外することができるということ自体「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すること」と「地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営」を両立させることができうることを意味しているのではないか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九三第一一三三
平成二十九年三月十七日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員中根康浩君提出地方公務員法の欠格条項に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中根康浩君提出地方公務員法の
欠格条項に関する再質問に対する答弁書
一について

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十
一号)第十六条の規定により成年被後見人及び
被保佐人について欠格条項が定められている趣
旨については、先の答弁書(平成二十九年三月
三日内閣衆質一九三第九〇号。以下「先の答弁
書」という。)一について述べたとおりであ
り、「非民主的かつ差別的考え方」との御指摘は
当たらないものと考えている。

二から五までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではなく、お
答えすることは困難であるが、地方公務員法第
十六条の規定により成年被後見人及び被保佐人
について欠格条項が定められている趣旨につい
ては、先の答弁書一について述べたとおりで
あり、地方公務員は、全体の奉仕者として公共
の利益のために勤務するものであり、また、地
方公務員の人事管理を適切に行うことにより、
地方公共団体の行政の能率的な運営が図られる
ものと考えている。また、公務員法制において
は、欠格条項及びその適用を除外する場合を定
めることができる旨の規定が設けられていると
ころであるが、地方公務員法第十六条又は第二
十八条第四項の規定に基づき条項により欠格条
項の適用を除外する場合に当たっては、公務員
法制における欠格条項の趣旨等を踏
まえて検討すべきものと考えている。

平成二十九年三月八日提出
質問 第一一四号
精神保健福祉法の改正案の立法事実に関する
質問主意書
提出者 中根 康浩

精神保健福祉法の改正案の立法事実に関す
る質問主意書

政府は、二月二十八日に精神保健福祉法の改正
案を閣議決定した。
なぜ今、精神保健福祉法の改正が必要である
か。その立法事実を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一九三第一一四号
平成二十九年三月十七日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員中根康浩君提出精神保健福祉法の改
正案の立法事実に関する質問に対し、別紙答弁
書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中根康浩君提出精神保健福祉法
の改正案の立法事実に関する質問に対する
答弁書

平成二十八年七月の相模原市の障害者支援施設
における事件及び精神保健及び精神障害者福祉に
関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号。以
下「法」という。)第十八条第一項に規定する精神保
健指定医(以下「指定医」という。)が不正にその指
定を受けた事案の発生を受け、また、精神保健及
び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する
法律(平成二十五年法律第四十七号)附則第八条の
規定を踏まえ、精神保健医療福祉に係る制度につ
いて検討を行った。その結果、現在の法について
は、法第二十九条第二項又は第二十九条の第二
項の規定により入院した者(以下「措置入院者等」
という。)について退院後の医療等の援助が不十分
であること、法第三十三条第一項又は第三項の規
定による入院措置(以下「医療保護入院」という。)
に関し精神障害者の家族等から同意又は不同意の
意思表示が行われないような場合について精神障

害者の医療へのアクセスが阻害される可能性があ
ること、指定医の指定の申請をしようとする者に
対して指導を行う者の役割の重要性が十分認識さ
れていないこと等の課題があると考えられた。

これらの課題については、平成二十八年八月に
厚生労働省において参集を求めた相模原市の障害
者支援施設における事件の検証及び再発防止策検
討チーム及び同年一月に同省において参集を求め
たこれからの精神保健医療福祉のあり方に関する
検討会においても、指摘されているところであ
る。

これらの課題を踏まえ、措置入院者等の退院後
の医療等の援助の強化、医療保護入院に必要な手
続、指定医の指定制度等の見直し等を内容とする
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部
を改正する法律案について本年二月二十八日に閣
議決定し、今国会に提出したところである。

平成二十九年三月九日提出
質問 第一一五号

朝鮮大学の国連制裁決議違反に関する質問
主意書
提出者 松原 仁

朝鮮大学の国連制裁決議違反に関する質
問主意書

平成二十八年三月に採択された国際連合安全保
障理事会決議第二二七〇号一七の規定は、全ての
国連加盟国が自国領域内で、北朝鮮国民への核・
ミサイル開発に寄与し得る分野の専門教育又は訓
練を防止すると決定し、禁止対象として応用物理
学、応用コンピュータ・シミュレーション及び
関連するコンピュータ科学、原子力工学、航空
宇宙工学、航空工学等を例示した。同年十一月に
採択された安保理決議第二三二二号一〇の規定
は、先端の材料科学、化学工学、機械工学、電気
工学及び産業工学を追加で例示し、「これらに限

定されないことを明確にする」とした。

しかるに自らを「在日朝鮮人の民主主義的民族
教育の最高学府」とする東京都小平市の朝
鮮大学校では、理工学部専門科目に原子核物理
学、電子工学実験、電子機械、電子材料、制御工
学、電子物性工学、機能材料、半導体工学、化学
専攻実験等があり、生産技術実習が行われてい
る。

同校理工学部は北朝鮮と密接に連携しており、
例えば崔興基教授は、北朝鮮の汎用旋盤の数値制
御化を成功させ、「祖国が『技術革命』の旗印を掲
げ工場の自動化に本格的に取り組む上で貴重な礎
石になった」と功績を称えられている。

この問題は、米政府系のラジオ・フリー・アジ
アや、香港の英字紙サウスチャイナ・モーニン
グ・ポストで報じられ、国際問題となっている。
そこでお尋ねする。

一 朝鮮大学校理工学部の教育内容を政府はどの
ように認識しているか。またそれは、安保理決
議に違反するか。

二 もし違反しないとするなら、その理由を明ら
かにされたい。

三 政府は朝鮮大学校の所轄庁である東京都知事
に対し、安保理決議を履行するよう働きかける
か。

四 もし働きかけないとするなら、その理由を明
らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一九三第一一五号
平成二十九年三月十七日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員松原仁君提出朝鮮大学校の国連制裁
決議違反に関する質問に対し、別紙答弁書を送
付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出朝鮮大学の国連制裁決議違反に関する質問に対する答弁書一及び二について

お尋ねの「教育内容を政府はどのように認識」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「朝鮮大学校理工学部における活動について、現時点において国際連合安全保障理事会決議（以下「安保理決議」という。）第二百七十号及び第二百三十一号に違反するものが行われている」とは認識していない。

三及び四について

お尋ねの「働きかける」の意味するところが必ずしも明らかではないが、安保理決議第二百七十号及び第二百三十一号については、国際連合安全保障理事会決議第二百七十号（北朝鮮による核実験及び弾道ミサイル発射に関する決議）に関する件（平成二十八年外務省告示第六十七号）及び国際連合安全保障理事会決議第二百三十一号（北朝鮮による核実験等に関する決議）に関する件（平成二十八年外務省告示第四百六十三号）により、それぞれ東京都を含めて周知されているものと考えている。

平成二十九年三月九日提出
質問 第一一六号

教育研究機関における国連決議履行に関する質問主意書

提出者 松原 仁

教育研究機関における国連決議履行に関する質問主意書

平成二十八年三月に採択された国際連合安全保障理事会決議第二二七〇号一七の規定は、全ての国連加盟国が自国領域内で、北朝鮮国民への核・ミサイル開発に寄与し得る分野の専門教育又は訓練を防止すると決定し、禁止対象として応用物理

学、応用コンピュータ・シミュレーション及び関連するコンピュータ科学、地理空間ナビゲーション、原子力工学、航空宇宙工学、航空工学並びに関連分野を例示した。同年十一月に採択された安保理決議第二三二一号一〇の規定は、先端の材料科学、化学工学、機械工学、電気工学及び産業工学を追加で例示し、「これらに限定されないことを明確にする」とした。

平成二十八年五月十二日に開かれた衆議院拉致問題特別委員会では、本職の質問に対し、義家弘介文部科学副大臣は、「国立大学法人における教員の採用については、教育研究実績に鑑み、各大学の責任と判断で行われるものでありますが、関係機関からの情報が行われ、例えば国家の安全保障の観点で考慮が必要な場合には、必要な対応がとられるべきものと考えております」と答弁した。また高木陽介経済産業副大臣は、「経産省としても、文科省と協力して、大学並びに研究機関に対して、ガイダンスも含めて輸出管理に関するさまざまな普及啓発活動をこれまでも行っておりましたけれども、今御指摘いただきましたし、今後、文科省と協力して、採用時により慎重な経歴などの確認をするよう、大学等への働きかけをさらに強化していきたいと思えます」と答弁した。

しかるに国内の教育研究機関に、安保理決議で禁止された分野を研究する在日朝鮮人研究者が複数在籍している。

そこでお尋ねする。

一 政府は安保理決議を履行し、我が国領域内で北朝鮮国民への核・ミサイル開発に寄与し得る分野の専門教育又は訓練を防止する。

二 防止するとしたら、いつまでに、いかなる施策を講じるか。

三 もし防止しないとするなら、その理由を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一九三第一一六号
平成二十九年三月十七日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員松原仁君提出教育研究機関における国連決議履行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出教育研究機関における国連決議履行に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕
衆議院議員松原仁君提出教育研究機関における国連決議履行に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「我が国領域内で北朝鮮国民への核・ミサイル開発に寄与し得る分野の専門教育又は訓練」の防止については、政府としては、北朝鮮籍を有する者の入国を原則禁止し、また、在日外国人である核・ミサイル技術者の北朝鮮を渡航先とした再入国を禁止し、さらに、特定技術を北朝鮮に提供する等の役務取引を禁止するという措置を講じている。

平成二十九年三月九日提出
質問 第一一七号

森友学園との交渉記録に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

森友学園との交渉記録に関する質問主意書
学校法人森友学園と国有地の払い下げに関する交渉記録について、平成二十九年二月二十四日の衆議院予算委員会佐川理財局長は、「面会等の記録につきましては、財務省の行政文書管理規則に基づきまして保存期間一年未満とされておりまして、具体的な廃棄時期につきましては、事案の終了というところで取り扱いをさせていただいております。」「売買契約締結をもって事案が終了している」ということなので、当日、その日かどうかは別にしても、速やかに事案終了で廃棄をしているというところだと思えますので、記録は残ってござ

いません」と答弁しているが、これに関して疑義があるので、以下質問する。

一 当該文書は、焼却、シュレッダー処理など、どのような方式で廃棄されたのか。見解を示されたい。

二 当該文書は、公文書管理法上の保存期間一年未満を経過したのみであり、当該文書は財務省内のいずれかの場所に存在していることはないのか。見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九三第一一七号
平成二十九年三月十七日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出森友学園との交渉記録に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員逢坂誠二君提出森友学園との交渉記録に関する質問に対する答弁書

一及び二について
お尋ねの「当該文書」については、財務省行政文書管理規則（平成二十三年財務省訓令第十号）に基づく保存期間が一年未満の行政文書であることから、具体的な時期等を含め廃棄について

の記録は残っており、お尋ねにお答えすることは困難であるが、一般論として申し上げれば、保存期間が満了した行政文書は、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）上、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならないとされており、財務省においては、同法等に基づき、歴史公文書等に該当しない行政文書は適切に廃棄することとしており、廃棄に当たっては、庁舎内でシュレッダーによる裁断処理又は庁舎外で職員立会いの下溶解処理を施した上で、適切に廃棄している。

平成二十九年三月九日提出
質問 第一一八号

稲田大臣の「教育勅語の精神は取り戻すべき」
発言に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

稲田大臣の「教育勅語の精神は取り戻すべき」
き「発言に関する質問主意書

稲田大臣は、雑誌「WILL」(二〇〇六年十月
号)における対談記事で次の発言をしている。

「麻生大臣は教育特別委員会での、「教育勅語の
内容はよいが、最後の一行がよくない」と言わ
れました。「以て天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」
と言ったような部分が良くないとおっしゃつ
た。

しかし、教育勅語は、天皇陛下が象徴するこ
ころの日本という国、民族全体のために命をか
けるといふことから、私は最後の「朕爾臣民
ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一二センコトヲ庶
幾フ」という一行も含めて教育勅語の精神は取
り戻すべきなのではないかと思つてゐるん
です。」(以下、「本件発言」という。)

また三月八日の参議院予算委員会で、教育勅語
について「日本が道義国家を目指すというその精
神は今も取り戻すべきだと考えている」(以下、
「今回発言」という。)と述べた。

本件発言及び今回発言に関して、疑義があるの
で以下質問する。

一 本件発言は、現在は安倍内閣の一員となつて
いる稲田大臣の自身の発言であるのか。政府の
見解を示されたい。

二 教育勅語に関しては、一九四八年六月十九日
の衆議院の「教育勅語等排除に関する決議」にお
いて、「詔勅の根本理念が主権在君並びに神話
的国体観に基いている事実は、明かに基本的な

権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すも
となる。よつて憲法第九十八条の本旨に従
い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅
を排除し、その指導原理的性格を認めないこと
を宣言する」とされたことを承知しているが、内閣
を構成する一人である稲田大臣が今回発言をす
ることは、「教育勅語等排除に関する決議」に反
することになるのではないか。政府の見解を示
されたい。

三 稲田大臣は、過去に本件発言を行い、参議院
予算委員会でも防衛大臣として今回発言を行つた
が、「教育勅語等排除に関する決議」の主旨に鑑
みると防衛大臣として不適切と思われるが、政
府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九三第一一八号
平成二十九年三月十七日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員 逢坂誠二君提出稲田大臣の「教育勅
語の精神は取り戻すべき」発言に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員 逢坂誠二君提出稲田大臣の「教
育勅語の精神は取り戻すべき」発言に関する
質問に対する答弁書

一 から三までについて

御指摘の「本件発言」に係るお尋ねは、稲田朋
美衆議院議員の国務大臣就任以前の政治家個人
としての活動に関するものであり、また、御指
摘の「今回発言」については、稲田国務大臣が政
治家個人としての見解を述べたものであると承
知しており、政府としてお答えする立場にな
い。

平成二十九年三月九日提出
質問 第一一九号

内閣総理大臣夫人の活動に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

内閣総理大臣夫人の活動に関する質問主意
書

一 政府は、平成二十九年三月七日に閣議決定し
た衆議院議員辻元清美君提出安倍昭恵内閣総理
大臣夫人の活動に関する質問に対する答弁書に
おいて、「総理公務補助として内閣総理大臣の
夫人が行う活動としては、内閣総理大臣の外国
出張への同行や、我が国に來訪する外国賓客の
接遇、宮中晩餐会への出席のほか、内閣総理大
臣の公務の遂行に関連する国内外の会議等への
単独での出席等が挙げられる。」としているが、

1 総理公務補助の該当の適否の判断は誰がし
ているのか。特に「内閣総理大臣の公務の遂
行に関連する国内外の会議等」についての判
断基準はどうなっているか。

また、内閣総理大臣夫人に対する報酬の有
無は、総理公務補助の該当の適否に影響を与
えるか。

2 内閣総理大臣夫人が、総理公務補助として
行った講演はあるか。

3 総理公務補助に該当する講演において、内
閣総理大臣夫人が報酬を得ていた例はある
か。

二 平成二十九年三月八日の衆議院経済産業委員
会における「総理夫人が私的な活動として講演
されたということでございますけれども、職員
としましては、当面の公務遂行補助活動に関す
る連絡調整を行うため、公務として同行してい
たということでございます。」との政府答弁につ
いて、

議決定した衆議院議員辻元清美君提出安倍昭
恵内閣総理大臣夫人の活動に関する質問に対
する答弁書にある「総理公務補助」と同義か。

2 塚本幼稚園における内閣総理大臣夫人の私
的な活動としての講演に同行した職員にとつ
て、「当面の公務遂行補助活動に関する連絡
調整を行う」とは、どのような業務か。
右質問する。

内閣衆質一九三第一一九号
平成二十九年三月十七日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員 初鹿明博君提出内閣総理大臣夫人の
活動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

(別紙)

衆議院議員 初鹿明博君提出内閣総理大臣夫
人の活動に関する質問に対する答弁書

一 の1について

お尋ねの「該当の適否」、「判断」及び「判断基
準」の意味するところが必ずしも明らかではな
いが、「総理公務補助」とは、国の機関の依頼又
は要求(以下「依頼等」という。)に応じ、内閣総
理大臣の公務の遂行を補助することをいうもの
であり、総理公務補助として行う個々の活動の
必要性については、第一義的には、当該依頼等
を行う国の機関において適切に判断されてい
る。

一 の2及び3について

お尋ねの「講演」の意味するところが必ずしも
明らかではないため、お答えすることは困難で
ある。

二 の1について

御指摘の答弁において述べた「当面の公務遂
行補助活動」とは、当面予定されている総理公
務補助を意味するものであり、ここでいう「総

理公務補助」とは、御指摘の答弁書における「総
理公務補助」と同義である。

二の二について

お尋ねの「当面の公務遂行補助活動に関する
連絡調整を行う」とは、安倍内閣総理大臣の夫
人（以下「安倍総理夫人」という。）による総理公
務補助を支援する職員が、当面予定されている
安倍総理夫人による総理公務補助について、安
倍総理夫人、総理公務補助の依頼等を行った国
の機関等との連絡調整を行うことである。

平成二十九年三月九日提出
質問 第一二一〇号

安倍昭恵内閣総理大臣夫人の活動に関する再
質問主意書

提出者 辻元 清美

安倍昭恵内閣総理大臣夫人の活動に関する
再質問主意書

二〇一七年三月七日に閣議決定された答弁書に
よれば、「平成二十六年十二月六日及び平成二十
七年九月五日には、総理公務補助を支援する職員
（以下「職員」）が安倍総理夫人に同行した」とい
うことであった。関連して以下の国会答弁がある。

二〇一七年三月一日、参予算委

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 先方がどうい
う書を書いてあるかということまではそれは責任
を持ってないわけでございますが略。

二〇一七年三月二日、参予算委

○政府参考人（土生栄二君） 私的な行為につきま
しては、その活動については関与しないとい
うふうに承知しております。

二〇一七年三月二日、参予算委

○内閣官房副長官（野上浩太郎君）（森友学園に
随伴した公務員の旅費）その旅費につきま
しては、総理夫人が支払われているということであ
ります。

二〇一七年三月三日、衆国交委

○土生政府参考人 職員につきましては、確認を
したところ、公費により出張した事実はないと
いうことでございます。仮に私的な行為でとい
うことにつきましては、政府としてはお答えを
差し控えていたのだと思います。

○土生政府参考人 一般論として申し上げます
と、夫人の依頼によりまして、夫人側の負担に
よりまして国内において出張することについては
あり得るものと承知しております。

○土生政府参考人 平成二十七年九月五日につ
きましては、たしか土曜日であったと思いま
すけれども、勤務時間外でございまして、これは職
員の私的活動に関するものでございまして、
答弁を差し控えていたのだと思います。

二〇一七年三月八日、衆経産委

○土生政府参考人 職員としましては、当面の公
務遂行補助活動に関する連絡調整を行うため、
公務として同行をしていたということござい
ます。私的な活動そのものを職員がサポートす
るといったものではなかったものと承知して
いる略。

○土生政府参考人 常時そうした連絡調整等の必
要が生じているということでございますので、
その時期に連絡調整等の業務が必要であれば、
同行をしまして、夫人と、例えば車中あるいは
空き時間等で打ち合わせをしまして、次の行動
予定を決めていくということでございます。

二〇一四年十二月六日と二〇一五年九月五日の
塚本幼稚園における安倍昭恵総理夫人の講演につ
いて、以下、質問する。

問一 本件講演に同行した職員は何名いたか。そ
れぞれの在勤官署、採用された官庁、常勤か非
常勤かの区別、その職務内容について明らかに
されたい。
問二 本件講演は、安倍総理夫人の「私的な行為」

と答弁されているが、同行した職員の活動は公
務で間違いはないか。また職員は「公務」と認識し
て同行したか。

問三 本件講演に職員が同行したことは、安倍総
理夫人の依頼によるもので間違いはないか。その
場合、「連絡調整等の業務が必要である」と誰が
必要と判断し、誰が同行を決める決裁をしたの
か。また安倍総理夫人からの依頼がなかった場
合は、「連絡調整等の業務が必要である」と誰が
判断し、誰が決裁したのか。公務である以上は
本件講演の内容・所在地などについて政府が事
前に把握していなければおかしいが、どのよう
に把握していたのか。

問四 本件講演への職員同行を安倍総理夫人が依
頼した件について

1 本件講演に職員が同行したことが、安倍総
理夫人の依頼によるものであった場合、総理
夫人は「私的な活動」への支援を求めて依頼し
たのか。

2 「総理公務補助」への支援が必要である場
合、総理夫人の依頼を待つことなく判断され
るものではないのか。

3 「総理公務補助」への支援という公務を行う
職員に対し、安倍総理夫人がポケットマネー
を支払う必要はなく、職員は受け取るべきで
はなかったのではないのか。

4 安倍総理夫人が支払った金額について、そ
れが公務に対して負担されたものであれば、
政府から安倍総理夫人に返還することはあり
うるか。

問五 安倍総理夫人の「私的な活動」であって、
「私的な活動そのものを職員がサポートする」と
いったものではなかったとされる本件講演に
おける、総理公務補助を支援する職員の職務内
容について問う。
1 本件講演の主催者側との日程調整などの事
務作業は、すべて安倍昭恵氏自身が行ったも

のか。職員の支援は一切なかったといえる
か。

2 本件講演の当日、同行した職員が安倍昭恵
氏に合流・同行したのはいつからいつまで
か。その間の移動手段は何か。

3 安倍昭恵氏と職員の移動手段の予約や切符
の購入などの事務作業は、だれが行ったもの
か。安倍昭恵氏の移動に対し、職員の支援は
一切なかったといえるか。

4 同行した職員の旅費は、安倍総理夫人が負
担したのか。それとも塚本幼稚園側が負担し
たのか。

5 安倍昭恵氏と職員の移動手段に対する領収
書は、どのような宛先となっているか。

6 私的な行為の活動時間内に行う必要がある
総理公務補助とは、具体的にどのような補助
か。

問六 「先方がどういう肩書を書いているかとい
うことまではそれは責任を持ってない」とある
が、事前に職員は、本件講演における安倍総理
夫人の肩書が「内閣総理大臣夫人」であることを
把握していたか。それに対し、問題はなかった
という立場か。

問七 本件講演に同行した職員は、出張扱いか。
その場合、公費から出張に対する宿泊費・日
当・超過勤務手当等の諸手当は支払われている
か。支払われているとすればいくらか。また、
同行した職員に対し、本来公費から支払われ
べき金額で、安倍総理夫人が支払った金額はい
くらか。

問八 超過勤務手当が支給される場合、「その勤
務時間につき明確に証明できるもの」（給実甲第
二十八号第十六条関係第三項）の提出が定めら
れているが、同行した職員からはどのような書
類が出されているか。また、公務である以上、
何らかの報告が上司になされるべきと考えら
れるが、同行した職員からはどのような書類が出
されているか。

問九 本件講演は、安倍総理夫人の「私的な行為」の時間中であり、また正規の勤務時間外であった。

しかし「常時そうした連絡調整等の必要が生じている」ということであれば、職員は安倍総理夫人の「私的な行為」の時間中であるのか、正規の勤務時間の内外であるのかにかかわらず、連絡調整業務が発生することになると考えてよいか。その場合、電話やメールですませるのは不可能で、公費を使って同行する必要があるのはいかなる理由によるものか。同行しなかった場合は、総理公務補助に支障がでたという客観的根拠を明らかにされたい。

内閣衆質一九三第一二〇号

平成二十九年三月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員辻元清美君提出安倍昭恵内閣総理大臣夫人の活動に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員辻元清美君提出安倍昭恵内閣総理大臣夫人の活動に関する再質問に対する答弁書

問一について

平成二十六年十二月六日には一名の職員が、平成二十七年九月五日には二名の職員が、安倍内閣総理大臣の夫人(以下「安倍総理夫人」という。)に同行した。これらの職員は、経済産業省(中央省庁再編以前の通商産業省を含む。)で採用された常勤の職員であり、安倍総理夫人による内閣総理大臣の公務の遂行を補助すること(以下「総理公務補助」という。)を支援するため、内閣官房の職員として常駐している。

問二について

安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員は、当面予定されていた安倍総理夫人による総理公務補助について、安倍総理夫人、総理公務補助の依頼等を行った国の機関等との連絡調整を行うために公務として出張したものであり、当該職員もそのように認識していたものと承知している。

問三、問四の1及び2並びに問九について

御指摘の「電話やメールですませる」及び「客観的根拠」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「本件講演」における安倍総理夫人への同行については、安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員が、総理公務補助を支援すべき旨の国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第九十八条第一項の規定に基づく職務命令を受け、安倍総理夫人の日程等の情報を得た上で、その職務を遂行する必要性を踏まえて当該職員自ら判断し、安倍総理夫人の私的な行為に係る時間の内外、当該職員の正規の勤務時間の内外を問わず、行ったものである。同行に当たり、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号。以下「旅費法」という。)第四条第一項に規定する旅行命令の発令に係る手続は行われなかった。

また、御指摘の「本件講演の内容」については、安倍総理夫人の私的な行為に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

問四の3及び4、問五の4及び5、問七並びに問八について

御指摘の「ポケットマネーを支払う」、「安倍昭恵氏と職員の移動手段に対する領収書」、「出張扱い」及び「出張に対する宿泊費・日当・超過勤務手当等の諸手当」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「本件講演」に同行した総理公務補助を支援する職員の旅費(以下「同行旅費」という。)は、安倍総理夫人からの申出により、安倍総理夫人の私的経費により負担されているものと承知している。

公務のため旅行する職員に対しては、旅費法に基づき、旅費(以下「標準の旅費」という。)を支給することが可能である。一方で、旅費法第四十六条第一項及び「国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針」(昭和二十七年四月十五日付け蔵計第九百二十二号大蔵省主計局長通牒(別紙)において、標準の旅費のうち国の経費以外の経費から支給される旅費に相当する旅費は、これを支給しないものとする)とされており、安倍総理夫人からの申出により総理公務補助を支援する職員の同行旅費が安倍総理夫人の負担により支払われた場合はこれに該当するため、国は当該職員に対し標準の旅費の支給をしないものとしている。

また、「本件講演」に際しての安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員に対する超過勤務手当は、当該手当の支給のために必要な手続が行われていなかったため、支給されていない。

問五の1及び3について

お尋ねの「職員の支援は一切なかったといえるか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「本件講演の主催者側との日程調整などの事務作業及び安倍昭恵氏と職員の移動手段の予約や切符の購入などの事務作業は、安倍総理夫人の私的な活動に関するものであり、それらの事務作業を行った者について政府としてお答えする立場にない。

問五の2について

お尋ねの「いつからいつまでか及びその間」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

問五の6について

御指摘の「私的な行為の活動時間内に行う必要がある総理公務補助」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「いつからいつまでか及びその間」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

問六について

御指摘の「本件講演」は、安倍総理夫人の私的な行為であることから、御指摘の「本件講演」における安倍総理夫人の肩書について政府としてお答えする立場にない。なお、御指摘の「内閣総理大臣夫人」とは、内閣総理大臣の配偶者を指して一般的に用いられる呼称であり、当該呼称についての法令上の定めはなく、安倍総理夫人が当該呼称を用いることについて特段の問題はないと考えている。

平成二十九年三月九日提出
質問 第一二二一号

安倍昭恵内閣総理大臣夫人の総理公務補助とそれを支援する職員に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

安倍昭恵内閣総理大臣夫人の総理公務補助とそれを支援する職員に関する質問主意書
二〇一七年三月七日に閣議決定された答弁書によれば、安倍昭恵総理夫人が「内閣総理大臣の公務の遂行を補助すること(以下「総理公務補助」という。)を支援する職員二名を内閣官房に置いていたほか、日常的には各省庁で勤務しているが、安倍総理夫人の総理公務補助を必要に応じ支援する職員三名を内閣官房に併任させている。」ということであった。関連して以下の国会答弁がある。

二〇一七年二月二十八日、参予算委
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私の妻は、一応、私の妻ではありますが、これ一応私人であります。

二〇一七年三月一日、参予算委
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 妻は、妻は私の言わば総理大臣夫人として外遊等に同行する上においては公人的な色彩を持つわけでありま

が、妻は妻、別途人生があるわけでございませうし、例えば原発政策において私と相入れないところの集会に行くこともあるわけであります、それは全く公人ではないわけですね。そういうものもあるわけでありまして、先方がどういう肩書を書いているかということまではそれは責任を持ってないわけでございませう(略)。

二〇一七年三月二日、参事算委

○政府参考人(土生栄二君) 総理夫人が内閣総理大臣の公務を補助する活動を行うためには、総理の出張に同行する場合には旅費法の対象となり得るということでございませう。その場合、総理夫人に對しましては、交通手段及び路程に應じ、その際に掛かった経費が交通費として支払われるということでございませう。なお、第二次安倍内閣発足以降、日当は辞退の申出がなされておられ、支払われていないということでございませう。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 何名付けるかという

ことについては、これは相談して決めていることとございまして、実は、今でもそれは、相当それぞれ二人の常駐の方は忙しい日程になっているということも申し上げたいと思ひます。

○政府参考人(土生栄二君) 秘書の数につきましては、先ほど来お尋ねがございまして、けれども、平成十八年以降、多くは非常勤一名ということで推移をしております、民主党政権時代も同様の状況であったというふうに聞いております。(略)安倍内閣になりまして、地球儀を俯瞰する外交、あるいは経済活動の強化ということで、総理夫人の業務が多分に拡大をしているという状況から体制の強化を図ったということとございませう。

○政府参考人(土生栄二君) 私的な行為につきましては、その活動については関与しないというふうに承知しております。

二〇一七年三月三日、衆議院議員

○土生政府参考人 職員につきましては、確認をしたところ、公費により出張した事実はないということとございませう。仮に私的な行為でということにつきましては、政府としてはお答えを差し控えていただきたいと思います。

○土生政府参考人 一般論として申し上げますと、夫人の依頼によりまして、夫人側の負担によりまして国内において出張することについてはあり得るものと承知しております。

○土生政府参考人 平成二十七年九月五日につきましては、たしか土曜日であったと思ひますけれども、勤務時間外でございまして、これは職員の私的活動に關することとございませうので、答弁を差し控えていただきたいと思います。

○土生政府参考人 私的な行為として同行していったということとあり得るものと考えております。

二〇一七年三月二日、参事算委

○内閣官房副長官(野上浩太郎君) (森友学園に随行した公務員の旅費、その旅費につきましては、総理夫人が支払われているということとあります。

二〇一七年三月八日、衆議院議員

○土生政府参考人 職員としましては、当面の公務遂行補助活動に關する連絡調整を行うため、公務として同行をいたしましたこととございませう。私的な活動そのものを職員がサポートするといったものではなかつたものと承知をしてゐる(略)。

○土生政府参考人 常時そうした連絡調整等の必要が生じているということとございませうので、その時期に連絡調整等の業務が必要であれば、同行をしまして、夫人と、例えば車中あるいは空き時間等で打ち合わせをしまして、次の行動予定を決めていくということとございませう。

以下、質問する。

問一 総理夫人の「総理公務補助」について

1 安倍総理夫人は「内閣総理大臣の公務の遂行の補助に係る活動を、私人としてその補助をしていただいている」ということだが、「公務の遂行の補助に係る活動を、私人としてその補助をする人」は、安倍総理夫人以外に、どのような人が相当するののか。

2 安倍総理夫人以外に、「公務の遂行の補助に係る活動を、私人としてその補助をする人」に相当する人で、支援する職員を常勤でつけていた人は、戦後、また現在の日本で、安倍総理夫人以外に存在するののか。

3 「経済活動の強化」ということだが、総理夫人が担う総理公務補助とは、具体的にどのようなものがあるののか。経済産業省から二名の公務員を派遣しているということだが、この二名が担当しているのは「経済活動の強化」に關する総理公務補助と考えてよいのか。

4 安倍総理夫人の総理公務補助の具体的な活動については、政府内の誰が、どのような権限で定めているののか。政府が定めた総理公務補助の具体的な活動について、安倍総理夫人が断ることはできるののか。また、安倍総理夫人が私的な活動を理由に、総理公務補助を断つた事例は過去にあるののか。また、安倍総理夫人の私的な活動が障壁となつて、総理公務補助が遂行されなかつた事例は過去にあるののか。

5 安倍総理夫人以外の「私的な行為」に、総理公務補助の支援を行う職員が、公務として同行した事例を示されたい。

問二 総理夫人による総理公務補助を支援する職員について
1 平成十八年十月四日から平成十九年九月二十五日まで及び平成二十年十月九日から現在

まで、総理夫人による総理公務補助を支援する職員は、それぞれの年次ごとに何人置かれてきたか。主たる勤務地、採用された官庁、常勤か非常勤かの区別、その職務内容について明らかにされたい。

2 「何名付けるか」ということについては、これは相談して決めている」ということだが、安倍総理夫人については、誰と誰が相談し、何を基準に決めたのか。安倍総理はそれに關与したのか。安倍総理夫人の意向は關係しているののか。

3 総理夫人による総理公務補助を支援する職員が、総理夫人による総理公務補助の支援をするために出張した場合、旅費・宿泊費・日当等の諸手当は二〇一六年十二月の各府省等申合せにしたがい、適切に支給されるものか。また出張において正規の勤務時間を超えて勤務したことが証明できる場合には、「一般職の職員の給与に關する法律の運用方針」にしたがい、超過勤務手当が適切に支給されるものか。

4 総理夫人による総理公務補助を支援する職員が、総理夫人の私的な行為の支援をするために出張した場合、旅費・宿泊費・日当等の諸手当は支給される対象となるか。またその場合、正規の勤務時間外の活動であったときは、超過勤務手当は支給される対象となるか。

5 安倍総理夫人の「私的な行為」の時間内に、総理公務補助を支援する必要があると判断するのは誰か。個々の職員の判断で行われるのか。その場合の基準は何か、具体的に示されたい。

6 当該職員が安倍総理夫人の「私的な行為」に公務として同行した日付、時間、場所、内容についてすべて明らかにされたい。その場合

に、旅費・宿泊費・日当・超過勤務手当等の諸手当が公費から支給された金額はそれぞれいくらか。また、安倍総理夫人により支払われ、公費の支払が減免された金額はそれぞれいくらか。

内閣衆質一九三第一二二号
平成二十九年三月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員辻元清美君提出安倍昭恵内閣総理大臣夫人の総理公務補助とそれを支援する職員に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員辻元清美君提出安倍昭恵内閣総理大臣夫人の総理公務補助とそれを支援する職員に関する質問に対する答弁書

問一の1について

お尋ねの「相当する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、内閣総理大臣の「公務の遂行の補助に係る活動を、私人としてその補助をする人」については、第二次安倍内閣においては、御指摘の安倍内閣総理大臣の夫人(以下「安倍総理夫人」という。)以外に通訳等が該当し得る。

問一の2について

お尋ねの「相当する人」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、平成十八年以降、確認した限りでは、内閣総理大臣の夫人による内閣総理大臣の公務の遂行を補助すること(以下「総理公務補助」という。)を支援するために常駐の職員を置いたのは、第二次安倍内閣が初めてである。

問一の3について

お尋ねの「総理夫人が担う総理公務補助と

は、具体的にどのようなものがあるのか」については、先の答弁書(平成二十九年三月七日内閣衆質一九三第九六号)問二の1及び2についてお答えしたとおりである。

お尋ねの「経済活動の強化」に関わる総理公務補助の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の職員は、安倍総理夫人による総理公務補助について、安倍総理夫人、総理公務補助の依頼又は要求を行った国の機関等との連絡調整を行っている。

問一の4について

お尋ねの「政府内の誰が、どのような権限で定めているのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、安倍総理夫人による総理公務補助については、国の機関の依頼又は要求に応じ、行われているところである。また、「安倍総理夫人が私的な活動を理由に、総理公務補助を断った事例」については、過去の総理公務補助の調整過程に関するお尋ねであり、お答えすることは困難であるが、安倍総理夫人による総理公務補助は適切に行われているものと認識している。

お尋ねの「安倍総理夫人の私的な活動が障壁となつて、総理公務補助が遂行されなかつた事例」については、その意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

問一の5について

お尋ねの意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

問二の1について

お尋ねの「総理夫人による総理公務補助を支援する職員」について、各年度末において配置されていた人数は、平成十八年度末は一人、平成十九年度末は零人、平成二十年度末、平成二十一年度末、平成二十二年度末及び平成二十三年度末は各一人、平成二十四年度末は三人、平

成二十五年末、平成二十六年末及び平成二十七年末は各五人並びに平成二十九年三月十三日時点では五人である。

これらの職員の主たる勤務地は東京都であり、経済産業省(中央省庁再編以前の通商産業省を含む。)又は外務省において採用されている。このうち、平成十八年度末時点で配置されていた職員は非常勤であり、それ以外の職員は常勤である。職務内容は、内閣官房の職員として常駐している職員は常時、非常駐の職員は必要に応じ、内閣総理大臣の夫人による総理公務補助の支援を行うことである。

問二の2について

お尋ねの「誰と誰が相談し、何を基準に決めた」の意味するところが必ずしも明らかではないが、安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員については、内閣官房として所要の決裁を経て発令したものである。個別の人事に関する検討の過程については、お答えを差し控える。

問二の3について

一般論としては、公務のため旅行する職員に対しては、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)に基づき、旅費を支給することが可能である。また、超過勤務手当については、所轄庁の長があらかじめ指示して命じた場合において現に勤務し、かつ、その勤務時間について明確に証明できるものについて当該手当を支給することとされている。

問二の4について

お尋ねは、安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員に関するものと考えるが、当該職員は、安倍総理夫人の私的な行為に対する支援は行っていないものと承知している。

問二の5について

御指摘の「基準」の意味するところが必ずしも明らかではないが、安倍総理夫人による総理公務補助の支援については、当該支援を行う職員

が、総理公務補助を支援すべき旨の国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第九十八条第一項の規定に基づく職務命令に従い、自ら判断し、行っている。

問二の6について

お尋ねの「時間」及び「内容」については、安倍総理夫人の私的な行為に関するものであることから、政府としてお答えを差し控えるが、安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員は、例えば、平成二十六年四月二十五日に大阪府、同年十二月六日に大阪府、平成二十七年二月二十七日から同年三月一日まで山形県、同年九月五日に大阪府、平成二十八年三月四日から同年六月日まで山形県、同年十一月二十五日に岡山県、平成二十九年三月三日から同月五日まで山形県において、それぞれ安倍総理夫人に同行しているものの、「安倍総理夫人の私的な行為」に公務として同行した事例の全てについて網羅的にお答えすることは、調査に膨大な作業を要することから困難である。

お尋ねの「安倍総理夫人により支払われ、公費の支払が減免された金額」の意味するところが必ずしも明らかではないが、安倍総理夫人に同行した安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員は、安倍総理夫人の私的経費により購入された切符を受け取って移動した場合があるものと承知している。

お尋ねの「旅費・宿泊費・日当・超過勤務手当等の諸手当の意味するところが必ずしも明らかではないが、安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員が安倍総理夫人の私的な行為」に公務として同行した際に公務について生じた経費が公費から支払われた記録はなく、安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員に対する超過勤務手当は、当該手当の支給のために必要な手続が行われていなかったため、支給されていない。

平成二十九年三月九日提出
質問 第一二二二号

安倍昭恵内閣総理大臣夫人が関係する諸会合に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

安倍昭恵内閣総理大臣夫人が関係する諸会合に関する質問主意書

問一 二〇一六年十一月二十五日(金)、岡山大学において「第六回加計学園杯日本語弁論国際大会決勝大会」が開かれているが、それぞれについて以下質問する。

1 安倍総理夫人は本件大会に出席したか。その場合は、総理公務補助としての活動か。私的な行為か。その場合、どのような肩書で出席したか。

2 本件大会に、安倍総理夫人を支援する職員は同行していたか。それは公務か。いつからいつまで同行したか。

3 本件大会に職員が同行していた場合、それは安倍総理夫人の依頼によるものか。同行を必要と判断したのはだれか。最終決裁者は誰か。

4 本件大会に職員が同行していた場合、同行した職員に対して支給された、出張に対する旅費・宿泊費・日当・超過勤務手当等はいくらで、どのような名目で支給されたか。

問二 安倍昭恵総理夫人が名誉会長を務めるイベント「私をスキーに連れてかなくても行くわよ」(主催：八十年代スキー復活実行委員会)は、これまで三回(二〇一五年二月二十七日(金)～三月一日(日)、二〇一六年三月四日(金)～六日(日)、二〇一七年三月三日(金)～五日(日))にわたり開かれているが、それぞれについて以下質問する。

1 安倍総理夫人はそれぞれの会に「内閣総理大臣夫人」として名誉会長を務めたか。

2 安倍総理夫人はそれぞれの会に参加したか。その場合は、総理公務補助としての活動か。私的な行為か。

3 それぞれの会に、安倍総理夫人を支援する職員は同行していたか。それは公務か。いつからいつまで同行したか。

4 それぞれの会に職員が同行していた場合、それは安倍総理夫人の依頼によるものか。同行を必要と判断したのはだれか。最終決裁者は誰か。

5 それぞれの会に職員が同行していた場合、同行した職員に対して支給された、出張に対する旅費・宿泊費・日当・超過勤務手当等はいくらで、どのような名目で支給されたか。

6 本件は公式ツイッターで「安倍昭恵首相夫人肝いりのイベント」とされ、「安倍昭恵と行く」を宣伝文句として、集客を行っている。

安倍昭恵夫人自身も「多くのみなさまに集まっていたきたい(第二回の宣伝動画)」とコメントし、チケットの購買を呼びかけている。安倍昭恵氏が、「総理夫人」という肩書を政府に断りなく使用し、特定の団体の利益となる商行為を行うことは、他の民業との関連から適切と考えるか。

右質問する。

内閣衆質一九三第一二二二号
平成二十九年三月十七日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員辻元清美君提出安倍昭恵内閣総理大臣夫人が関係する諸会合に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員辻元清美君提出安倍昭恵内閣総理大臣夫人が関係する諸会合に関する質問に対する答弁書

問一の1について

お尋ねは、特定の個人が行った私的な行為に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

問一の2について

お尋ねの「いつからいつまで」の意味するところが必ずしも明らかではないが、安倍内閣総理大臣の夫人(以下「安倍総理夫人」という。)による内閣総理大臣の公務の遂行を補助すること(以下「総理公務補助」という。)を支援する職員は、平成二十八年十一月二十五日に、安倍総理夫人に同行するため公務として出張していた。問一の3について

お尋ねの日の安倍総理夫人への同行については、安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員が、総理公務補助を支援すべき旨の国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第九十八条第一項の規定に基づく職務命令を受け、安倍総理夫人の日程等の情報を得た上で、その職務を遂行する必要性を踏まえて当該職員自ら判断し、行ったものである。

問一の4について

お尋ねの「出張に対する旅費・宿泊費・日当・超過勤務手当等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十八年十一月二十五日に同行した安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員は、安倍総理夫人の私的経費により負担されているものと承知しており、本件に際しての安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員に対する超過勤務手当は、当該手当の支給のために必要な手続が行われていなかったため、支給されていない。

問二の1について
御指摘の「内閣総理大臣夫人」としての意味

するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねは、特定の個人が行った私的な行為に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

問二の2について

お尋ねは、特定の個人が行った私的な行為に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

問二の3について

お尋ねの「いつからいつまで」の意味するところが必ずしも明らかではないが、安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員は、平成二十七年二月二十七日から同年三月一日まで、平成二十八年三月四日から同年六月日まで及び平成二十九年三月三日から同年五月日まで、安倍総理夫人に同行するため、公務として出張していた。

問二の4について

問二の3について述べた間における安倍総理夫人への同行については、安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員が、総理公務補助を支援すべき旨の国家公務員法第九十八条第一項の規定に基づく職務命令を受け、安倍総理夫人の日程等の情報を得た上で、その職務を遂行する必要性を踏まえて当該職員自ら判断し、行ったものである。

問二の5について

御指摘の「出張に対する旅費・宿泊費・日当・超過勤務手当等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、問二の3について述べた間に行われた安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員は、安倍総理夫人の私的経費により負担されているものと承知しており、本件に際しての安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員に対する超過勤務手当は、当該手当の支給のために必要な手続が行われていなかったため、支給されていない。

問二の6について

政府において、「総理夫人」という官職や職名は存在せず、「総理夫人」という内閣総理大臣の配偶者を指して一般的に用いられる呼称を用いることについての法令上の定めはなく、安倍総理夫人が当該呼称を用いることについて特段の問題はないと考えている。また、お尋ねの安倍総理夫人の行為は、特定の個人が行った私的な行為に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

平成二十九年三月九日提出
質問 第一 一一三 号

道徳心に成績を付けた通知表が入試で使用される実態に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

道徳心に成績を付けた通知表が入試で使

される実態に関する質問主意書

平成三十年四月からは全国の小学校で、平成三十一年四月からは全国の中学校で道徳科が正式な教科となり、児童・生徒の道徳心や愛国心などに成績(記述式)を付けるようになる。道徳科では、「国を愛する態度」も含まれている。

私は、道徳心や愛国心を育むことは大切であると考えているが、一人ひとりの子どもたちに成績まで付けることについては強い疑問を持っている。ましてや決して、入試で使われてはならないと考える。

これに関して文部科学省のホームページには「道徳科の評価は入試で使用しません」「道徳科の評価は入試で活用しません」とあり、国会でも文部科学大臣は同趣旨の答弁を繰り返している。

ところが、私立中学校においては、受験の際にいわゆる通知表のコピーの提出を保護者等に求める学校が多くみられる。通知表には道徳科の評価が記載されることとなっており、今後、道徳科の評価が入試に使用、活用される可能性が高い。

そこでお尋ねする。

私立中学校や私立高等学校で、いわゆる通知表のコピーの提出を求める学校は何かあるのか。また、それは全体の何パーセントに当たるのか。また、そのうち、通知表のコピーを保護者が取って受験校に提出するのではなく、学校が通知表のコピーを取って受験校に提出する事例は何かあるのか。文科省のホームページや国会における、道徳科の評価は入試で使用しない、という記載や答弁は間違いであった、ということか。政府の見解を示されたい。

また、道徳科の評価は入試で使用しない、との政府の方針を今後、どう担保していくのか。

道徳の評価を入試で使わないことを議論した、文科省の有識者会議は、通知表のコピーが受験校に提出されている実態を知ったうえで議論をしたのか、お尋ねする。

内閣衆質一九三第一一二三号
平成二十九年三月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員長妻昭君提出道徳心に成績を付けた通知表が入試で使われる実態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出道徳心に成績を付けた通知表が入試で使われる実態に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「私立中学校や私立高等学校で、いわゆる通知表のコピーの提出を求める学校」の数及び割合並びに「学校が通知表のコピーを取って受験校に提出する事例」の数については、文部科学省として把握していない。

また、お尋ねの「文科省のホームページや国会における、道徳科の評価は入試で使用しない、と

いう記載や答弁は間違いであった、ということか」の趣旨が必ずしも明らかではないが、文部科学省としては、特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)における児童生徒の学習の評価(以下「道徳科における評価」という。)については、平成二十八年六月に文部科学省のホームページにおいて公表した「道徳」の評価はどうなるか?」において、「道徳科の評価は入試にはなじまず、入試で活用したり調査書(内申書)に記載したりはしません」等と記載し、また、私立学校を所管する各都道府県知事や公立学校を所管する各都道府県教育委員会等(以下「私立学校を所管する各都道府県知事等」という。)に対して平成二十八年七月に発出した学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(平成二十八年七月二十九日付二十八文科初第六百四号文部科学省初等中等教育局長通知。以下「局長通知」という。)において、「道徳科における学習状況や道徳性に係る成長の様子の把握については、(中略)調査書に記載せず、入学者選抜の可否判定に活用することのないようにすること」とした上で、局長通知に基づいて私立学校を所管する各都道府県知事等に対して指導を行い、平成二十九年三月十日の参議院予算委員会において、松野文部科学大臣から、局長通知に言及した上で「一部の私立中学校において入学者選抜の際、調査書でなく各学校が作成する通知表、通信簿であります。このコピーを求めている例があると承知しております。この場合であっても、この通知の趣旨は道徳教育に対する評価を入試に用いないということでございます」と答弁しているところであり、道徳科における評価と入学者選抜に係るこれまでの文部科学省のホームページの記載及び国会における答弁の趣旨は一貫していると考えている。

「道徳科の評価は入試で使用しない、との政府の方針を今後、どう担保していくのか」とのお尋ねは、「通知表には道徳科の評価が記載されることとなっており、今後、道徳科の評価が入試に使用、活用される可能性が高い」との御指摘を踏まえたものであると解されるところ、文部科学省としては、私立学校を所管する各都道府県知事等に対して、例えば、いわゆる通知表の写しが提出される場合は道徳科に係る部分が削除されるなどの適切な措置がとられるよう周知、徹底を図ってまいりたい。また、入学者選抜において通知表の写しの提出が求められることに伴う課題について、全国の実態を把握しつつ検討してまいりたい。

お尋ねの「通知表のコピーが受験校に提出されている実態を知ったうえで議論をしたのか」の意味するところは困難であるが、文部科学省において開催した「道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」において、「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について(報告)(平成二十八年七月二十二日)が取りまとめられており、この報告書においては「道徳科における学習状況や道徳性に係る成長の様子の把握は、(中略)入学者選抜の可否判定に活用することのないようにする必要がある」として、いかなる形であっても道徳科における評価が入学者選抜で用いられることのないよう求めていると承知している。

平成二十九年三月九日提出
質問 第一 一一四 号

安倍昭恵内閣総理大臣夫人の活動に関する質問主意書

提出者 宮崎 岳志

安倍昭恵内閣総理大臣夫人の活動に関する質問主意書

政府のこれまでの国会答弁によると、安倍昭恵内閣総理大臣夫人(以下、総理夫人という)の公的

活動を支援するため、複数の政府職員(以下、総
理夫人付職員という)が配置されているとのこと
である。

また、総理夫人は平成二十六年十二月六日と平
成二十七年九月五日の二度にわたり、大阪府内の
学校法人森友学園本幼稚園において講演を行っ
ている。その際、総理夫人付職員が公務として同
行したとのことである。

以上の点を踏まえ、次の質問に回答を願う。

一 総理夫人付職員に出された辞令の記載内容を
示されたい。

二 総理夫人付職員の所持する名刺に記載された
所属と肩書きを示されたい。

三 総理夫人が上記講演のため上記幼稚園に赴い
た際、同行した総理夫人付職員の旅費を総理夫
人が負担したとのことだが、公務出張にもかか
わらず総理夫人付職員の旅費を支援対象者であ
る総理夫人が負担した経緯と理由を示されたい。

四 公務出張であるにもかかわらず、支援対象者
の総理夫人が総理付職員の旅費を負担すること
について、法令上の問題は生じないのか示され
たい。また、法令上認められるとすれば、どの
ような根拠によるものかを示されたい。

五 上記講演時に総理夫人が負担したとされる総
理夫人付職員の旅費は、個人の資金から支出さ
れたものか、あるいは政治団体等の政治資金か
ら出費されたものか、具体的に示されたい。

六 活動支援のため配置された職員の公務出張旅
費を、支援対象の人物が負担した例は過去にど
のようなものがあるか、具体的に示されたい。

七 総理夫人付職員の公務出張旅費を、総理夫人
が負担した例は、上記講演時を除き過去に何件
あったか示されたい。また、その内容を具体的
に示されたい。

八 上記二回の講演に際しての総理夫人付職員の
公務出張については、超過勤務手当等の手当が

支給されているとのことだが、その金額と内訳
を示されたい。

九 上記講演に伴う総理夫人付職員の出張につい
て、国会で政府が当初これを「私的な活動」と答
弁していた。後になって答弁を一変させ、「公
務」だったと改めた経緯と理由を示されたい。

十 総理夫人のスケジュール管理は総理夫人付職
員が行っているのか否か、否とすればだが行
っているのかを示されたい。

十一 上記講演時の総理夫人の旅程表等タイム
テーブルは総理夫人付職員が作成したのか否
か、否とすればだが作成したのかを示され
たい。

十二 上記講演時の総理夫人の大阪入りのための
切符は総理夫人付職員が購入したのか否か、否
だとすればだが購入したのかを示されたい。

十三 上記講演時の総理夫人の移動のためのハイ
ヤー等車両の手配は、総理夫人付職員が行った
のか否か、否とすればだが行ったのかを示
されたい。

十四 上記講演時に同行した総理夫人付職員は、
総理夫人の手荷物の一時的預かり等、総理夫人の
身の回りの世話を行っていたのか否か示され
たい。

十五 上記講演時、公務出張した総理夫人付職員
に出張命令を出したのはだれか。また、出張計
画書、旅行命令簿及び旅程表に記載されている
用務、用務先、用務地を全て示されたい。

十六 上記講演時、公務出張した総理夫人付職員
に超過勤務等命令簿を出したのはだれか。ま
た、命令簿に記載された用務、用務先、用務地
を全て示されたい。
右質問する。

内閣衆質一九三第一二四号
平成二十九年三月十七日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

平成二十九年三月二十三日 衆議院会議録第十二号 議長長の報告

衆議院議員宮崎岳志君提出安倍昭恵内閣総理大
臣夫人の活動に関する質問に対し、別紙答弁書
を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員宮崎岳志君提出安倍昭恵内閣総
理大臣夫人の活動に関する質問に対する答
弁書

一について

お尋ねの「辞令の記載内容」の意味するところ
が必ずしも明らかではないが、安倍内閣総理大
臣の夫人(以下「安倍総理夫人」という。)による
内閣総理大臣の公務の遂行を補助すること(以
下「総理公務補助」という。)を支援する職員に対
して発せられた辞令に記載された官職は、内閣
事務官である。

二について

お尋ねの「所屬」の意味するところが必ずしも
明らかではないが、現在内閣官房に配置されて
いる安倍総理夫人による総理公務補助を支援す
る職員の名刺には、「内閣総理大臣夫人付」と表
記されているものと承知している。

三から五までについて

お尋ねの「講演」に同行した総理公務補助を支
援する職員の旅費(以下「同行旅費」という。)は、
安倍総理夫人からの申出により、安倍総理
夫人の私的経費により負担されているものと承
知している。

公務のため旅行する職員に対しては、国家公
務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律
第百十四号。以下「旅費法」という。)に基づき、
旅費(以下「標準の旅費」という。)を支給するこ
とが可能である。一方で、旅費法第四十六条第
一項及び「国家公務員等の旅費に関する法律の
運用方針」(昭和二十七年四月十五日付蔵計第
九百二十二号大蔵省主計局長通牒別紙)におい
て、標準の旅費のうち国の経費以外の経費から
支給される旅費に相当する旅費は、これを支給

しないものとする」とされており、安倍総理
夫人からの申出により総理公務補助を支援する
職員の同行旅費が安倍総理夫人の負担により支
払われた場合はこれに該当するため、国は当該
職員に対し標準の旅費の支給をしないものとし
ている。

六について

お尋ねの「活動支援のため配置された職員」及
び「支援対象の人物」の意味するところが必ずし
も明らかではなく、お答えすることは困難であ
る。

七について

お尋ねの「総理夫人付職員の公務出張旅費
を、総理夫人が負担した例」(以下「負担例」とい
う。)については、御指摘の二件の「講演」を除く
と、五件を確認しており、具体的には、平成二
十六年四月二十五日に大阪府、平成二十七年二
月二十七日から同年三月一日まで山形県、平成
二十八年三月四日から同年六月日まで山形県、同
年十一月二十五日に岡山県、平成二十九年三月
三日から同年五月日まで山形県であるが、過去の
負担例の全てについて網羅的に答えすることは
調査に膨大な作業を要することから困難であ
る。

八について

お尋ねの「超過勤務手当等の手当三及び「内訳」
の意味するところが必ずしも明らかではない
が、御指摘の「講演」に際しての安倍総理夫人に
よる総理公務補助を支援する職員に対する超過
勤務手当は、当該手当の支給のために必要な手
続が行われていなかったため、支給されていな
い。

九について

お尋ねの「当初」の意味するところが必ずしも
明らかではないが、御指摘の「答弁」が平成二十
九年三月三日の衆議院国土交通委員会における
政府参考人の答弁を指すものであるとすれば、

平成二十七年九月五日の安倍総理夫人の「講演」への総理公務補助を支援する職員の出張について、休日の私的な旅行と公務としての出張の両方の可能性があるという趣旨で答弁したものと承知している。その後、当該同行については、安倍総理夫人による総理公務補助の連絡調整を行うために公務として出張したものであるとの事実を確認したところである。

十について

安倍総理夫人の日程管理は政府として行っていない。お尋ねの「否とすればだが行っているのか」は、政府としてお答えする立場にない。

十一について

お尋ねの「講演時の総理夫人の旅費等タイムテーブル」は、安倍総理夫人の私的な行為に関するものであり、安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員は作成しておらず、その作成主体について政府としてお答えする立場にない。

十二について

お尋ねの「講演時の総理夫人の大阪入りのための切符」は、安倍総理夫人の私的な行為に関するものであり、安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員は購入しておらず、その購入主体について政府としてお答えする立場にない。

十三について

お尋ねの「講演時の総理夫人の移動のためのハイヤー等車両の手配」は、安倍総理夫人の私的な行為に関するものであり、安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員は手配しておらず、その手配主体について政府としてお答えする立場にない。

十四について

お尋ねの「総理夫人の身の回りの世話」の具体

的に意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

十五について

お尋ねの「出張命令を旅行命令と解すれば、御指摘の「講演」における安倍総理夫人への同行については、安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員が、総理公務補助を支援すべき旨の国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第九十八条第一項の規定に基づく職務命令を受け、安倍総理夫人の日程等の情報を得た上で、その職務を遂行する必要性を踏まえて当該職員自ら判断し、行ったものである。同行に当たり、旅費法第四条第一項に規定する旅行命令の発令に係る手続は行われなかった。

十六について

お尋ねの「超過勤務等命令簿を出した」の意味するところが必ずしも明らかではないが、内閣官房で管理している総理公務補助を支援する職員の超過勤務等命令簿には、「用務」、「用務先」又は「用務地」という欄は設けられていない。

一、去る二十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員逢坂誠二君提出テロリズムの定義などに関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出麻生財務大臣によるJR北海道とJR東日本の合併発言に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出政府の原発輸出政策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出JR北海道に対する国の支援策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大西健介君提出天皇陛下の退位についての法整備及び皇室典範の法律上の位置づけに関する質問に対する答弁書

平成二十九年三月十日提出
質問 第一二五号

テロリズムの定義などに関する質問主意書
提出者 逢坂 誠二

テロリズムの定義などに関する質問主意書
警察庁組織令第三十九条では、テロリズムの定義として、「テロリズム(広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう)」と規定されている。

特定秘密の保護に関する法律第十二条第二項では、テロリズムの定義として、「テロリズム政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。」と規定されている。

平成二十九年三月八日の衆院法務委員会において金田法務大臣は、テロリズムの意味に関して、「用いられる文脈とか、そういうものによって違う」とは思いますと述べ、「一概には申し上げることは困難かとは思いますが」と発言した上で、「一般的には、例えば、特定の主義主張に基づいて、国家等とその受け入れ等を強要し、または社会に恐怖等を与える目的で行われる人の殺傷行為等を指して用いられる」と答弁した。

これらについて疑義があるので、以下質問する。

一 現行法令上、右に例示した法令以外に、テロリズムおよびテロリズムと呼称はしないもののテロリズムと同様の行為について規定した法令があれば、その名称と条文を示されたい。

二 右に例示した二つのテロリズムの定義はそれぞれその内容は違っているが、政府としてのテロリズムの定義に関する統一した定義はあるのか。政府としてのテロリズムの定義を示されたい。

か。政府としてのテロリズムの定義を示されたい。

三 政府は個別の法令ごとにテロリズムの定義が違っても妥当だと考えているのか。見解を示されたい。

四 金田法務大臣はテロリズムの意味に関して、「用いられる文脈とか、そういうものによって違う」とは思います、「一概には申し上げることは困難かとは思いますが」と答弁しているが、かかる答弁は、法令上にテロリズムの定義があったとしても、テロリズムという言葉が指し示すものが状況に応じて変化しうることを意味するのか。政府の見解を示されたい。

五 右に例示した二つのテロリズムは、「政治上の主義主張に基づくものとされているが、金田法務大臣は「特定の主義主張に基づく」とと答弁した。この「政治上」と「特定」という用語の違いによって、テロリズムの意味にどのような違いが生ずるのか。見解を示されたい。

六 金田法務大臣は、どのような理由で「特定」という用語を用いたのか。政治上の主義主張以外のもの、例えば宗教上のもの、労働運動なども含まれるという意味か。政府の見解を示されたい。

七 現在政府が提出を検討しているテロ等準備罪法案に関連して、テロリズムの意味に関して、「用いられる文脈とか、そういうものによって違う」とは思います、「一概には申し上げることは困難」との答弁は、テロリズムそのものの定義が明確ではないことに他ならず、何が処罰対象であるかが国民に明確化されていないことを意味する。かかる答弁は罪刑法定主義に反するのではないか。政府の見解を示されたい。右質問する。

内閣衆質一九三第一二五号

平成二十九年三月二十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出テロリズムの定義などに
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出テロリズムの定義などに
関する質問に対する答弁書

一について

現行法令上、「テロリズム」を定義している規定としては、御指摘の各規定のほか、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)第六条第一項がある。

二及び三について

お尋ねの「政府としてのテロリズムの定義に関する統一した定義」については、その意味するところが必ずしも明らかでないが、「テロリズム」とは、一般には、特定の主義主張に基づき、国家等にその受入れ等を強要し、又は社会に恐怖等を与える目的で行われる人の殺傷行為等というところを知している。

また、一般に、法令の定義規定は、定義される用語を当該法令の規定において用いる場合における特定の意義を明らかにするものであり、各法令の趣旨、目的等により、同一の用語について法令ごとに異なる定義がされることもあり得ると考えられる。

四から七までについて

お尋ねの金田法務大臣の答弁は、テロリズムの法令上の定義を述べたものではなく、テロリ

ズムの一般的な意味について承知しているところを述べたものである。

平成二十九年三月十日提出
質問 第一二六号

麻生財務大臣によるJR北海道とJR東日本の合併発言に関する再質問主意書

提出者 逢坂 誠二

麻生財務大臣によるJR北海道とJR東日本の合併発言に関する再質問主意書

先般提出した「麻生財務大臣によるJR北海道とJR東日本の合併発言に関する質問主意書」(質問第九九号)に対する答弁書(内閣衆質一九三第九九号。以下「答弁書」という。)の内容に疑義があるので、以下質問する。

一 答弁書では、「JR東日本との合併」については、東日本旅客鉄道株式会社は完全民営化された企業であり、その経営判断の問題に関わることから、政府として見解を示すことは差し控えたい」と示されたが、政府がかかる見解を示すのであれば、麻生財務大臣による、平成二十九年二月二十八日の参議院予算委員会における、「やたら黒字のJR東日本と北海道と合併するとか」、「アイデアとしてそういったようなことを考えるということぐらいは考えていかな」との発言は、JR東日本の「経営判断の問題に関わる」ものであり、「政府」の一員として「見解を示すことは差し控え」るべきものであったと理解して良いか。

内閣衆質一九三第一二六号

平成二十九年三月二十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出麻生財務大臣によるJR北海道とJR東日本の合併発言に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出麻生財務大臣によるJR北海道とJR東日本の合併発言に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の発言は、麻生財務大臣が政治家として一つの考え方を提示したものであると承知しており、先の答弁書(平成二十九年三月十日内閣衆質一九三第九九号)一についてでは、北海道旅客鉄道株式会社と東日本旅客鉄道株式会社との合併について、東日本旅客鉄道株式会社は完全民営化された企業であり、その経営判断の問題に関わることから、政府として見解を示すことは差し控えたものである。

平成二十九年三月十三日提出
質問 第一二七号

政府の原発輸出政策に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

政府の原発輸出政策に関する質問主意書

安倍総理は、平成二十五年十月十八日の参議院本会議で、「東京電力福島第一原発事故の経験と教訓を世界に共有することにより、世界の原子力安全の向上に貢献していくことが我が国の責務であると考えています。相手国の意向や事情を踏まえつつ、我が国の技術を提供していく考えであります」(以下、「総理発言」という。)と表明しています。

この総理発言に関して疑義があるので、以下質問する。

一 総理発言は、日本が相手国の意向や事情を踏まえつつ、「日本の原発技術を提供し、日本の原発部品や原子力発電プラントを輸出」(以下、

「日本の原発輸出等」という。)する意向であるという理解でよいのか。

二 総理発言に基づく政府の原発輸出政策に関する計画や決定などを具体的に示されたか。

三 日本の原発輸出等は日本の民間企業が行うものと思われるが、現時点で政府は具体的にどのような民間企業がその担い手となると判断しているのか。特に平成二十六年十月開催の総合資源エネルギー調査会原子力小委員会提出の資料四に、現在の原子力プラントメーカーとして「三菱重工(日)」、「東芝(WH)(日、米)」、「日立・GE(日、米)」の記載があるが、これらの企業を想定しているのか。政府の見解を示されたい。

四 東芝は「昨年四、十二月期決算米国会計基準」で米原子力事業を巡って七千二百二十五億円の損失を計上(朝日新聞二月十五日付)、また三菱重工は「米国の原子力発電所の事故を巡り、米電力会社から損害賠償請求を受けている件で、請求額が約七千億円」(日本経済新聞昨年七月十六日付)、さらに日立製作所は「米国の原発事業で二〇一七年三月期に七百億円の営業外損失が出る見通しになったと発表」(朝日新聞二月二日付)と報道され、日本の原子力プラントメーカーが厳しい状況にあることがうかがえる。政府はこうした状況の中でも、日本の原発輸出等は妥当なものだと判断しているのか。政府の見解を示されたい。

五 小泉純一郎元首相は三月八日付でインターネット上に配信された情報サイト「AbemaTV」のインタビューで、「原発に頼らないで太陽、風、地熱、水力、潮力、さまざまな自然エネルギーを使って経済発展させるほうがはるかに安全でいい国になる」と述べ、原発輸出について「どうかしてるよ。安全でもないのに。その発想がわからない」と現在の日本政府の方針を批判している。このような小泉元首相の発言

を政府はどのように受け止めているのか。見解を示されたい。

六 右の小泉元首相の発言などを始めとして、日本の原発輸出等を批判する声がある。また福島第一原発の廃炉作業の先行きも明らかではない中で、日本の原発輸出等を見直すべきと思われるが、政府の見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一九三第一二七号

平成二十九年三月二十一日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出政府の原発輸出政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出政府の原発輸出政策に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「総理発言」は、原子力資機材等の移転を含む国際協力に関する基本的な考え方を示したものであり、どのような形で技術を提供するかという具体的な態様について言及したものはない。

二について

政府の原子力資機材等の移転を含む国際協力に関する計画や決定については、例えば、平成二十六年四月十一日に閣議決定された「エネルギー基本計画」や、平成二十八年五月二十三日に改訂された「インフラシステム輸出戦略」において、原子力分野における国際的な協力の推進が掲げられている。

三について

原子力資機材等の移転を含む国際協力を行う具体的な事業者については、政府として特定するものではないと考えている。

四から六までについて

例えば、平成二十八年五月二十七日のG7伊勢志摩首脳宣言において、「原子力は、将来の温室効果ガス排出削減に大いに貢献し、ベースロード電源として機能する」と評価されているように、世界においては、エネルギー安全保障、経済性、環境適合性といった観点から、原子力発電所建設の計画を進めている国は多くある。東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）後においても、我が国の原子力技術に対する期待が幾つかの国から表明されている。

原子力資機材等の移転を含む国際協力について様々な御意見があることは承知しているが、政府としては、原発事故の経験と教訓を世界と共有することにより、世界の原子力安全の向上に貢献していくことが我が国の責務であると考えており、相手国の事情や意向を踏まえつつ、世界最高水準の安全性を有する技術の提供を進めていくというのが、原発事故後から続く政府の一貫した考え方である。

その上で、我が国の原子力技術に対する期待に事業者がどのように応えていくかについては、原子力発電をめぐる事業環境や、それぞれの経営判断に基づき、各事業者において適切に判断されるべきものと考えている。

平成二十九年三月十三日提出
質問 第一二八号

J R北海道に対する国の支援策に関する質問
主意書

提出者 逢坂 誠二

J R北海道に対する国の支援策に関する質問
問主意書

先般提出した「麻生財務大臣によるJ R北海道とJ R東日本の合併発言に関する質問主意書」（質

問第九九号）に対する答弁書（内閣衆質一九三第九九号。以下「答弁書」という。）では、「北海道における持続可能な交通体系の在り方については、今後、関係者間で協議していく必要があるが、政府としても、北海道庁と連携しながら、関係者間の協議に参画し、検討してまいりたい」と示された。北海道の高橋はるみ知事は、三月十日の記者会見で、「赤字を穴埋めするための財政支援は国に求めず、道としても行わない」、「赤字補填は国も道も無理」との見解を示したことが北海道新聞でも報じられている。

これらに関連して疑義があるので、以下質問する。

一 答弁書では、「政府としても、北海道庁と連携しながら、関係者間の協議に参画し、検討してまいりたい」と示されているが、「北海道庁と連携した結果、「赤字補填は国も道も無理」との結論に至ったとの認識でよいのか。

二 北海道の高橋はるみ知事のいうところの「赤字を穴埋めするための財政支援は国に求めず」という方針は政府に対して伝えられているのか。

三 J R北海道は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律による特殊会社で、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を介して日本政府が全ての株式を所有し、政府が経営判断に強い影響力を行使すべき立場にあると承知しているが、北海道知事が「赤字補填は国も道も無理」と突き放してしまえば、結果としてJ R北海道の経営は行き詰まざるを得ない。またJ R北海道の企業価値を毀損することは、その株主が日本政府だけであるため、日本国民の財産を毀損することに他ならない。答弁書でも、「北海道における持続可能な交通体系の在り方については、今後、関係者間で協議していく必要」があると示されており、政府はJ R北海道に踏み込んだ財政支援等を行うべきではないか。見解を示されたい。

四 右の問いに関連して、政府は北海道知事の「赤字補填は国も道も無理」と突き放した姿勢を転じさせるために何らかの具体策を北海道に示すべきではないか。また政府はこのような北海道知事の発言に対してどのような見通しを持っているのか。見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一九三第一二八号

平成二十九年三月二十一日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出J R北海道に対する国の支援策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出J R北海道に対する国の支援策に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

御指摘の北海道知事の平成二十九年三月十日の記者会見については、報道により承知している。

また、北海道における持続可能な交通体系の在り方については、今後、関係者間で協議していく必要があるが、政府としても、北海道庁と連携しながら、関係者間の協議に参画し、検討してまいりたい。

平成二十九年三月十三日提出
質問 第一二九号

天皇陛下の退位についての法整備及び皇室典範の法律上の位置づけに関する質問主意書

提出者 大西 健介

天皇陛下の退位についての法整備及び皇室
典範の法律上の位置づけに関する質問主意
書

一 憲法第二条は「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と明記しており、天皇の退位は、皇室典範の改正によつてのみ可能と読むのが素直な解釈ではないか。したがつて、皇室典範以外の特例法その他の法律による対応は憲法に違反するのではないか。

二 憲法は、天皇に関わる条文において、第四条第二項と第五条のように、法律と皇室典範を明白に書き分けている。また、憲法で下位の法令を固有名詞で引用しているのは極めて異例のことであり、皇室典範は、特例法を含め、他の法律では代替できないと解すべきではないか。右質問する。

内閣衆質一九三第一二九号

平成二十九年三月二十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員大西健介君提出天皇陛下の退位についての法整備及び皇室典範の法律上の位置づけに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大西健介君提出天皇陛下の退位についての法整備及び皇室典範の法律上の位置づけに関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「憲法は、...第四条第二項と第五条のように、法律と皇室典範を明白に書き分けている」、「憲法で下位の法令を固有名詞で引用している」及び「皇室典範は、特例法を含め、他の法律では代替できない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、あくまでも一般論として純粹の法律論をお答えすれば、憲法第

二条は、「皇位は、世襲のもの」とするほかは、お尋ねの「退位」を含め皇位の継承に係る事項については、「国会の議決した皇室典範すなわち法律で、憲法第四条第二項は、国事行為の委任に係る事項については、法律で、憲法第五条は、摂政の設置等に係る事項については、「皇室典範」すなわち法律で、それぞれ適切に定めべきであるということの規定しているものと解される。その上で、一般に、ある法律の特例や特則を別の法律で規定することは法制上可能であることを踏まえると、憲法第二条に規定する「皇室典範」には、現行の皇室典範（昭和二十二年法律第三号）のみならず、その特例や特則を定める別法も含み得ると考えられる。

津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十九年三月十六日

提出者

災害対策特別委員長 秋葉 賢也

津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

津波対策の推進に関する法律（平成二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「地方公共団体は」の下に「二十五年十二月二十二日の国際連合総会において十一月五日を世界津波の日とすることが決議されたことも踏まえ」を、「には」の下に「津波対策に関する国際協力の推進に資するよう配慮しつつ」を加える。

附則第一条第二項中「平成二十九年三月三十一日」を平成三十四年三月三十一日に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

津波防災の日の規定について、国際連合総会において十一月五日を世界津波の日とすることが決議されたことも踏まえ、津波対策に関する国際協力の推進に資するよう配慮する旨を追加するとともに、国の財政上の援助に関する規定の有効期限を平成三十四年三月三十一日まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

臨床研究法案

右
国会に提出する。

平成二十八年五月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

臨床研究法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 臨床研究の実施（第三条―第二十二條）

第三章 認定臨床研究審査委員会（第二十三条―第三十一条）

第四章 臨床研究に関する資金等の提供（第三十二条―第三十四条）

第五章 雑則（第三十五条―第三十八条）

第六章 罰則（第三十九条―第四十三条）

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、臨床研究の実施の手續、認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適切な実施のための措置、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報の公表の制度等を定めることにより、臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進し、もって保健衛生の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「臨床研究」とは、医薬品等を人に対して用いることにより、当該医薬品等の有効性又は安全性を明らかにする研究（当該研究のうち、当該医薬品等の有効性又は安全性についての試験が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）以下この条において「医薬品医療機器等法」という。）第八十条の二第二項に規定する治験に該当するものその他厚生労働省令で定めるものを除く。）をいう。

2 この法律において「特定臨床研究」とは、臨床研究のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

一 医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者（医薬品等製造販売業者と厚生労働省令で定める特殊の関係のある者をいう。以下同じ。）から研究資金等（臨床研究の実施のための資金（厚生労働省令で定める利益を含む。）をいう。以下同じ。）の提供を受けて実施する臨床研究（当該医薬品等製造販売業者が製造販売（医薬品医療機器等法第二条第十三項に規定する製造販売をいう。以下同じ。）をし、又はしようとする医薬品等を用いるものに限る。）

二 次に掲げる医薬品等を用いる臨床研究（前号に該当するものを除く。）

イ 次項第一号に掲げる医薬品であつて、医薬品医療機器等法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認を受けていないもの

ロ 次項第一号に掲げる医薬品であつて、医薬品医療機器等法第十四条第一項又は第十九条の二第二項の承認（医薬品医療機器等法第十四条第九項（医薬品医療機器等法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の変更に承認を含む。以下ロにおいて同じ。）を受けているもの（当該承認に係

る用法、用量その他の厚生労働省令で定める事項(以下において「用法等」という。) ハ 次項第二号に掲げる医療機器であつて、医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項若しくは第二十三条の二の十七第一項の承認若しくは医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けていないもの又は医薬品医療機器等法第二十三条の二の十二第一項の規定による届出が行われていないもの ニ 次項第二号に掲げる医療機器であつて、医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項若しくは第二十三条の二の十七第一項の承認(医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第十一項(医薬品医療機器等法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。))の変更の承認を含む。以下二において同じ。若しくは医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三第一項の認証(同条第六項の変更の認証を含む。以下二において同じ。))を受けているもの又は医薬品医療機器等法第二十三条の二の十二第一項の規定による届出(同条第二項の規定による変更の届出を含む。以下二において同じ。))が行われているもの(当該承認、認証又は届出に係る使用方法その他の厚生労働省令で定める事項(以下二において「使用方法等」という。))と異なる使用方法等を用いる場合に限る。) ホ 次項第三号に掲げる再生医療等製品であつて、医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第一項又は第二十三条の三十七第一項の承認を受けていないもの ヘ 次項第三号に掲げる再生医療等製品であつて、医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第一項又は第二十三条の三十七第一	項の承認(医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第九項(医薬品医療機器等法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。))の変更の承認を含む。以下へにおいて同じ。))を受けているもの(当該承認に係る用法、用量その他の厚生労働省令で定める事項(以下へにおいて「用法等」という。))と異なる用法等を用いる場合に限る。) 3 この法律において「医薬品等」とは、次に掲げるものをいう。 一 医薬品医療機器等法第二十一条に規定する医薬品(同条第十四項に規定する体外診断用医薬品を除く。) 二 医薬品医療機器等法第二条第四項に規定する医療機器 三 医薬品医療機器等法第二条第九項に規定する再生医療等製品 4 この法律において「医薬品等製造販売業者」とは、医薬品等に係る医薬品医療機器等法第十二条第一項、第二十三条の二第一項又は第二十三条の二十第一項の許可を受けている者をいう。 第二章 臨床研究の実施 第三条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、臨床研究の実施に関する基準(以下「臨床研究実施基準」という。))を定めなければならない。 2 臨床研究実施基準においては、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 臨床研究の実施体制に関する事項 二 臨床研究を行う施設の構造設備に関する事項 三 臨床研究の実施状況の確認に関する事項 四 臨床研究の対象者に健康被害が生じた場合の補償及び医療の提供に関する事項 五 特定臨床研究(前条第二項第一号に掲げるものに限る。))に用いる医薬品等の製造販売をし、又はしようとする医薬品等製造販売業者	及びその特殊関係者の当該特定臨床研究に対する関与に関する事項 六 その他臨床研究の実施に関し必要な事項 3 厚生労働大臣は、臨床研究実施基準を定め、又は変更するときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。 (臨床研究実施基準の遵守) 第四条 臨床研究(特定臨床研究を除く。))を実施する者は、臨床研究実施基準に従つてこれを実施するよう努めなければならない。 2 特定臨床研究を実施する者は、臨床研究実施基準に従つてこれを実施しなければならない。 (実施計画の提出) 第五条 特定臨床研究を実施する者は、特定臨床研究ごとに、次に掲げる事項を記載した特定臨床研究の実施に関する計画(以下「実施計画」という。))を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 特定臨床研究の目的及び内容並びにこれに用いる医薬品等の概要 三 特定臨床研究の実施体制に関する事項 四 特定臨床研究を行う施設の構造設備に関する事項 五 特定臨床研究の実施状況の確認に関する事項 六 特定臨床研究の対象者に健康被害が生じた場合の補償及び医療の提供に関する事項 七 特定臨床研究(第二十一条第二項第一号に掲げるものに限る。))に用いる医薬品等の製造販売をし、又はしようとする医薬品等製造販売業者及びその特殊関係者の当該特定臨床研究に対する関与に関する事項 八 特定臨床研究について第二十三条第一項に規定する審査意見業務を行う同条第五項第二	号に規定する認定臨床研究審査委員会(以下この章において「認定臨床研究審査委員会」という。))の名称 九 その他厚生労働省令で定める事項 2 実施計画には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 次項の規定による意見の内容を記載した書類 二 その他厚生労働省令で定める書類 3 特定臨床研究を実施する者は、第一項の規定により実施計画を提出する場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、実施計画による特定臨床研究の実施の適否及び実施に当たつて留意すべき事項について、当該実施計画に記載されている認定臨床研究審査委員会の意見を聴かなければならない。 (実施計画の変更) 第六条 前条第一項の規定により実施計画を提出した者(以下「特定臨床研究実施者」という。))は、当該実施計画の変更(厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。次項本文において同じ。))をするときは、その変更後の実施計画を、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に提出しなければならない。 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の実施計画の変更について準用する。ただし、同条第二項第二号に掲げる書類については、既に厚生労働大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。 3 特定臨床研究実施者は、実施計画について、第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、その変更の日から十日以内に、その内容を、当該実施計画に記載されている認定臨床研究審査委員会に通知するとともに、厚生労働大臣に届け出なければならない。
--	---	---	--

(実施計画の遵守)

第七条 特定臨床研究実施者は、第五条第一項又は前条第一項の規定により提出した実施計画（同項の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、当該変更後のもの）に従って特定臨床研究を実施しなければならない。

(特定臨床研究の中止)

第八条 特定臨床研究実施者は、特定臨床研究を中止したときは、その中止の日から十日以内に、その旨を、当該特定臨床研究の実施計画に記載されている認定臨床研究審査委員会に通知するとともに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(特定臨床研究の対象者等の同意)

第九条 特定臨床研究を実施する者は、当該特定臨床研究の対象者に対し、あらかじめ、当該特定臨床研究の目的及び内容並びにこれに用いる医薬品等の概要、当該医薬品等の製造販売をし、若しくはしようとする医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者から研究資金等の提供を受けて実施する場合においては第三十二条に規定する契約の内容その他厚生労働省令で定める事項について、厚生労働省令で定めるところにより説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、疾病その他厚生労働省令で定める事由により特定臨床研究の対象者の同意を得ることが困難な場合であつて、当該対象者の配偶者、親権を行う者その他厚生労働省令で定める者のうちいずれかの者に対し、説明を行い、その同意を得たとき、その他厚生労働省令で定めるときは、この限りでない。

(特定臨床研究に関する個人情報の保護)

第十条 特定臨床研究を実施する者は、当該特定臨床研究の対象者の個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと

より、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持義務)

第十一条 特定臨床研究に従事する者又は特定臨床研究に従事する者であつた者は、正当な理由がなく、特定臨床研究の実施に関して知り得た当該特定臨床研究の対象者の秘密を漏らしてはならない。

(特定臨床研究に関する記録)

第十二条 特定臨床研究を実施する者は、当該特定臨床研究の対象者ごとに、医薬品等を用いた日時及び場所その他厚生労働省令で定める事項に関する記録を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを保存しなければならない。

(認定臨床研究審査委員会への報告)

第十三条 特定臨床研究実施者は、特定臨床研究の実施に起因するものと疑われる疾病、障害若しくは死亡又は感染症（次条及び第二十三条第一項において「疾病等」という。）の発生を知ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該特定臨床研究の実施計画に記載されている認定臨床研究審査委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定により報告を受けた認定臨床研究審査委員会が特定臨床研究実施者に対し意見を述べたときは、当該特定臨床研究実施者は、当該意見を尊重して必要な措置をとらなければならない。

(厚生労働大臣への報告)

第十四条 特定臨床研究実施者は、特定臨床研究の実施に起因するものと疑われる疾病等の発生に関する事項で厚生労働省令で定めるものを知ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

より、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(厚生科学審議会への報告)

第十五条 厚生労働大臣は、毎年度、前条の規定による報告の状況について厚生科学審議会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、特定臨床研究の実施による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置をとらなければならない。

2 厚生科学審議会は、前項の場合のほか、特定臨床研究の実施による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置について、調査審議し、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を述べることができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による報告又は措置を行うに当たっては、前条の規定による報告に係る情報の整理を行うとともに、必要があると認めるときは、同条の規定による報告に関する調査を行うものとする。

(機構による情報の整理及び調査の実施)

第十六条 厚生労働大臣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下この条において「機構」という。）に、前条第三項に規定する情報の整理を行わせることができる。

2 厚生労働大臣は、機構の求めに応じ、機構が前項の規定による情報の整理を行うために、第十四条の規定による報告に係る特定臨床研究の内容その他厚生労働省令で定める事項に関する情報を提供することができる。

3 厚生労働大臣は、機構に第一項の規定による情報の整理を行わせるときは、その旨を公示しなければならない。

4 厚生労働大臣が、機構に第一項の規定による情報の整理を行わせるときは、第十四条の規定による報告をする者は、同条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、機構に報告しなければならない。

5 機構は、第一項の規定による情報の整理を行ったときは、遅滞なく、当該情報の整理の結果を、厚生労働大臣に報告しなければならない。

6 第一項、第二項及び前項の規定は、前条第三項に規定する調査について準用する。

(認定臨床研究審査委員会への定期報告)

第十七条 特定臨床研究実施者は、厚生労働省令で定めるところにより、定期的に、特定臨床研究の実施状況について、当該特定臨床研究の実施計画に記載されている認定臨床研究審査委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定により報告を受けた認定臨床研究審査委員会が特定臨床研究実施者に対し意見を述べたときは、当該特定臨床研究実施者は、当該意見を尊重して必要な措置をとらなければならない。

(厚生労働大臣への定期報告)

第十八条 特定臨床研究実施者は、厚生労働省令で定めるところにより、定期的に、特定臨床研究の実施状況について、厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により報告を受けたときは、当該報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(緊急命令)

第十九条 厚生労働大臣は、特定臨床研究の実施による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、特定臨床研究を実施する者に対し、当該特定臨床研究を停止することその他保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための応急の措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令等)

第二十条 厚生労働大臣は、この章の規定又はこの章の規定に基づく命令に違反していると認めるときは、特定臨床研究を実施する者に対し、

当該特定臨床研究を臨床研究実施基準に適合させること、実施計画を変更することその他当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、特定臨床研究を実施する者が前項の規定による命令に従わないときは、当該特定臨床研究を実施する者に対し、期間を定めて特定臨床研究の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(特定臨床研究以外の臨床研究を実施する者が講ずべき措置)

第二十一条 臨床研究(特定臨床研究を除く。)を実施する者は、第五条第一項の規定に準じてその実施に関する計画を作成するほか、当該計画を作成し、又は変更する場合においては、認定臨床研究審査委員会の意見を聴くよう努めるとともに、第七条及び第九条から第十二条までの規定に準じて、必要な措置を講ずよう努めなければならない。

(適用除外)

第二十二条 この章の規定は、臨床研究のうち、医薬品等を用いることが再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)第二条第一項に規定する再生医療等に該当する場合については、適用しない。

第三章 認定臨床研究審査委員会

(臨床研究審査委員会の認定)

第二十三条 臨床研究に関する専門的な知識経験を有する者により構成される委員会であつて、次に掲げる業務(以下「審査意見業務」という。)を行うもの(以下この条において「臨床研究審査委員会」という。)を設置する者(病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院をいう。)若しくは診療所(同条第二項に規定する診療所をいう。))同法第五条第一項に規定する医師又は歯科医師の住所を含む。の開設者又は医学医師に関する学術団体そ

他の厚生労働省令で定める団体(法人でない団体にあつては、代表者又は管理人の定めのあるものに限る。)に限る。は、その設置する臨床研究審査委員会が第四項各号に掲げる要件に適合していることについて、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

一 第五条第三項第六条第二項において準用する場合を含む。の規定により意見を求められた場合において、実施計画について臨床研究実施基準に照らして審査を行い、特定臨床研究を実施する者に対し、特定臨床研究の実施の適否及び実施に当たつて留意すべき事項について意見を述べる業務

二 第十三条第一項の規定により報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、特定臨床研究実施者に対し、当該報告に係る疾病等の原因の究明又は再発防止のために講ずべき措置について意見を述べる業務

三 第十七条第一項の規定により報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、特定臨床研究実施者に対し、当該報告に係る特定臨床研究の実施に当たつて留意すべき事項又は改善すべき事項について意見を述べる業務

四 前三号のほか、必要があると認めるときは、その名称が第五条第一項第八号の認定臨床研究審査委員会として記載されている実施計画により特定臨床研究を実施する者に対し、当該特定臨床研究を臨床研究実施基準に適合させるために改善すべき事項又は疾病等の発生防止のために講ずべき措置について意見を述べる業務

2 前項の認定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出して、同項の認定の申請をしなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて

は、その代表者(法人でない団体にあつては、その代表者又は管理人の氏名)

二 臨床研究審査委員会の名称

三 臨床研究審査委員会の委員の氏名

四 審査意見業務を行う体制に関する事項

五 その他厚生労働省令で定める事項

の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の認定を受けることができない。

一 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

4 厚生労働大臣は、第一項の認定(以下この条において単に「認定」という。)の申請があつた場合において、その申請に係る臨床研究審査委員会が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、認定をしなければならない。

一 臨床研究に関する専門的な知識経験を有する委員により構成され、かつ、審査意見業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものとして厚生労働省令で定める体制が整備されていること。

三 申請者が、第三十一条第一項の規定により前条第一項の認定を取り消され、その認定の取消しの日から起算して三年を経過しない者(認定の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知があつた日(以下この条において「通知日」という。))前六十日以内に当該認定を取り消された法人の役員いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。であつた者で当該認定の取消しの日から起算して三年を経過しないもの及び通知日前六十日以内に認定を取り消された団体の代表者又は管理人であつた者で当該認定の取消しの日から起算して三年を経過しないものを含む。であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための認定委員会設置者による体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定委員会設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認定の取消しに該当しないこととする。ことが相当であると認められる認定の取消しとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

5 厚生労働大臣は、前項の規定により認定をしたときは、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 認定を受けた者(以下「認定委員会設置者」という。))の氏名又は名称及び住所

二 認定に係る臨床研究審査委員会(以下「認定臨床研究審査委員会」という。))の名称

四 申請者が、第三十一条第一項の規定による前条第一項の認定の取消しの処分に係る通知

第二十四条 前条第四項の規定にかかわらず、次

前条第一項の認定の取消しの処分に係る通知

日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第二十七条第一項の規定による廃止の届出をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して三年を経過しないものであるとき。

五 申請者が、前条第一項の認定の申請前三年以内に審査意見業務に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

六 申請者が、法人であつて、その役員のうち以前各号のいずれかに該当する者があるとき。

七 申請者が、法人でない団体であつて、その代表者又は管理人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるとき。

(変更の認定)

第二十五条 認定委員会設置者は、第二十三条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更(厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。)をするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

2 認定委員会設置者は、前項の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その内容を厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 第二十三条第二項から第五項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

4 認定委員会設置者は、第二十三条第二項第一号、第二号若しくは第五号に掲げる事項又は同条第三項に規定する書類に記載した事項に変更があつたとき(当該変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるときを除く。)は、遅滞なく、その内容を厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 第二十三条第五項の規定は、同項各号に掲げる事項について前項の規定により届出があつた場合について準用する。

(認定の有効期間)

第二十六条 第二十三条第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して三年とする。

2 前項の有効期間(当該有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにあつては、更新後の当該有効期間をいう。以下この条において単に「有効期間」という。)の満了後引き続き認定臨床研究審査委員会を設置する認定委員会設置者は、有効期間の更新を受けなければならない。

3 前項の更新を受けようとする認定委員会設置者は、有効期間の満了の日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「更新申請期間」という。)に、厚生労働大臣に前項の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間に更新の申請をすることができないときは、この限りでない。

4 前項の申請があつた場合において、有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、第二項の更新がされたときは、有効期間は、当該更新前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

6 第二十三条(第二項から第四項までに限る。)及び第二十四条(第三号から第五号までを除く。)の規定は、第二項の更新について準用する。ただし、第二十三条第三項に規定する書類については、既に厚生労働大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(認定臨床研究審査委員会の廃止)

第二十七条 認定委員会設置者は、その設置する認定臨床研究審査委員会を廃止するときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ

め、その旨をその名称が第五条第一項第八号の認定臨床研究審査委員会として記載されている実施計画により特定臨床研究を実施する者に通知するとともに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 認定臨床研究審査委員会の委員若しくは審査意見業務に従事する者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、その審査意見業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(厚生労働大臣への報告)

第二十九条 認定臨床研究審査委員会は、第二十三条第一項第二号から第四号までの意見を述べたときは、遅滞なく、厚生労働大臣にその内容を報告しなければならない。

(改善命令)

第三十条 厚生労働大臣は、認定臨床研究審査委員会が第二十三条第四号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、認定委員会設置者に対し、これらの要件に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、前項に定めるもののほか、認定委員会設置者がこの章の規定又はこの章の規定に基づく命令に違反していると認めるとき、その他審査意見業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、認定委員会設置者に対し、審査意見業務を行う体制の改善、第二十三条第四項第二号に規定する業務規程の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認定の取消し)

第三十一条 厚生労働大臣は、認定委員会設置者

について、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条第一項の認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第二十三条第一項の認定、第二十五条第一項の変更の認定又は第二十六条第二項の更新を受けたとき。

二 認定臨床研究審査委員会が第二十三条第四項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき。

三 第二十四条各号(第三号及び第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

四 この章の規定又はこの章の規定に基づく命令に違反したとき。

五 正当な理由がなく第三十五条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により第二十三条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第四章 臨床研究に関する資金等の提供

(契約の締結)

第三十二条 医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者は、特定臨床研究を実施する者に対し、当該医薬品等製造販売業者が製造販売をし、又はしようとする医薬品等を用いる特定臨床研究についての研究資金等の提供を行うときは、当該研究資金等の額及び内容、当該特定臨床研究の内容その他厚生労働省令で定める事項を定める契約を締結しなければならない。

(研究資金等の提供に関する情報等の公表)

第三十三条 医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者は、当該医薬品等製造販売業者が製造販売をし、又はしようとする医薬品等を用いる特

定臨床研究についての研究資金等の提供に関する情報のほか、特定臨床研究を実施する者又は当該者と厚生労働省令で定める特殊の関係のある者に対する金銭その他の利益(研究資金等を除く)の提供に関する情報であつてその透明性を確保することが特定臨床研究に対する国民の信頼の確保に資するものとして厚生労働省令で定める情報について、厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用その他厚生労働省令で定める方法により公表しなければならない。

(勧告等)

第三十四条 厚生労働大臣は、前二条の規定に違反する医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者があるときは、当該医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者に対し、これらの規定に従つて第三十二条に規定する契約を締結すべきこと又は前条に規定する情報を公表すべきことを勧告することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第五章 雑則

(報告徴収及び立入検査)

第三十五条 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定臨床研究を実施する者、認定委員会設置者若しくは医薬品等製造販売業者(その製造販売をし、又はしようとする医薬品等が特定臨床研究に用いられる者に限る。第四十二条において同じ。)若しくはその特殊関係者に対して、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事業場に立ち入り、その帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)

第三十六条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(経過措置)

第三十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第三十八条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第六章 罰則

第三十九条 第十九条の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十条 第十一条又は第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十一条 特定臨床研究を実施する者が次の各号のいずれかに該当するときは、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の規定に違反して、正当な理由がなくて実施計画を提出せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれを提出して、特定臨床研究を実施した者

二 第六条第一項の規定に違反して、正当な理由がなくて実施計画を提出せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれを提出して、特定臨床研究を実施した者

三 第十二条の規定に違反して正当な理由がなくて記録の作成若しくは保存をしなかつた者又は虚偽の記録を作成した者

四 第二十条第二項の規定による命令に違反した者

五 正当な理由がなくて第三十五条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四十二条 医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者が、正当な理由がなくて第三十五条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

第四十三条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第三十九条又は前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

か、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条、第五条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後二年以内に、先端的な科学技術を用いる医療行為その他の必ずしも十分な科学的知見が得られていない医療行為についてその有効性及び安全性を検証するための措置について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況、臨床研究を取り巻く状況の変化等を勘案し、この法律の規定に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に特定臨床研究を実施している者が実施する当該特定臨床研究については、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して一年を経過する日までの間(当該期間内に当該特定臨床研究の実施計画を提出した者については、当該提出の日までの間)は、第四条第二項及び第五条第一項の規定は、適用しない。

2 第九条及び第十二条の規定は、施行日以後に開始する特定臨床研究について適用する。

3 この法律の施行の際現に第二十一条に規定する臨床研究を実施している者については、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、同条の規定は、適用しない。

(施行前の準備)

第四条 厚生労働大臣は、臨床研究実施基準を定めようとするときは、施行日前においても、厚生科学審議会の意見を聴くことができる。

第五条 第二十三条第一項の認定を受けようとする者は、施行日前においても、同条第二項及び第三項の規定の例により、その認定の申請をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により第二十三条第一項の認定の申請があつた場合においては、施行日前においても、同条第四項及び第二十四条の規定の例により、その認定をすることができる。この場合において、その認定は施行日において厚生労働大臣が行つた第二十三条第一項の認定とみなす。

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正)

第六条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項に次の一号を加える。

八 特定臨床研究(臨床研究法平成二十八年法律第 号)第二条第二項に規定する特定臨床研究をいう。に關する次に掲げる業務

イ 臨床研究法第十六条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による情報の整理及び調査を行うこと。
ロ イに掲げる業務に附帶する業務を行うこと。

第二十九条第一項第三号中「及び第七号」を「から第八号まで」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第七条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第四号中「再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八

十五号)の下に「臨床研究法(平成二十八年法律第 号)」を加える。

(政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進するため、臨床研究の実施の手続、認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適切な実施のための措置、臨床研究に関する資金等の提供に關する情報の公表の制度等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

臨床研究法案(内閣提出、第九十回国会閣法第五十六号)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進するため、臨床研究の実施の手続、認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適切な実施のための措置、臨床研究に関する資金等の提供に關する情報の公表の制度等を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 この法律において「臨床研究」とは、医薬品等を人に対して用いることにより、当該医薬品等の有効性又は安全性を明らかにする研究(治験等を除く。)をいうものとし、「特定臨床研究」とは、臨床研究のうち、医薬品等製造販売業者等から研究資金等の提供を受けて実施する臨床研究又は未承認医薬品等若しくは適応外医薬品等を用いる臨床研究をいうものとする。

2 特定臨床研究を実施する者は、厚生労働大

臣が定める臨床研究実施基準に従つてこれを実施しなければならないものとし、特定臨床研究を除く臨床研究を実施する者は、臨床研究実施基準に従つてこれを実施するよう努めなければならないものとする。

3 特定臨床研究を実施する者は、特定臨床研究ごとに、特定臨床研究の実施に關する計画を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならないものとし、計画を提出する場合においては、特定臨床研究の実施の適否及び実施に当たつて留意すべき事項について、厚生労働大臣の認定を受けた臨床研究審査委員会以下「認定臨床研究審査委員会」という。)の意見を聴かなければならないものとする。

4 厚生労働大臣及び認定臨床研究審査委員会に対する特定臨床研究の実施に起因するものと疑われる疾病等の発生に關する報告等に關する規定を設けるものとする。

5 厚生労働大臣は、特定臨床研究の実施による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、特定臨床研究を実施する者に対し、当該特定臨床研究を停止すること等を命ずることができるものとする。

6 厚生労働大臣は、特定臨床研究の実施の規定等に違反していると認めるときは、特定臨床研究を実施する者に対し、当該特定臨床研究を臨床研究実施基準に適合させること等を命ずることができるものとし、その命令に従わないときは、期間を定めて特定臨床研究の停止を命ずることができるものとする。

7 医薬品等製造販売業者等は、当該医薬品等製造販売業者が製造販売をし、又はしようとする医薬品等を用いる特定臨床研究についての研究資金等の提供に關する情報等について、厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用等により公表しなければならないものとする。

ならないものとする。

8 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進するため、臨床研究の実施の手続、認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適切な実施のための措置、臨床研究に關する資金等の提供に關する情報の公表の制度等を定めることは、時宜に適するものと認めるが、本法律案中の「臨床研究法」の法律番号の年表示を「平成二十八年」から「平成二十九年」に改める必要があると認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帶決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十九年三月十七日

厚生労働委員長 丹羽 秀樹

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

(小字及び―は修正)

附 則

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正)

第六条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項に次の一号を加える。

八 特定臨床研究(臨床研究法平成二十八年法律第 号)第二条第二項に規定する特定臨床研究をいう。に關する次に掲げる業務

イ 臨床研究法第十六条第一項(同条第六

項において準用する場合を含む。）の規定による情報の整理及び調査を行うこと。
ロ イに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第七條 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項第四号中「再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）」の下に、「臨床研究法（平成二十八年法律第 号）」を加える。

〔別紙〕

臨床研究法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けないとする国際人權規約の規定の趣旨を尊重し、臨床研究の対象者の保護に万全を期すこと。

また、臨床研究実施基準等において、研究者等による臨床研究の対象者の権利の尊重を明確に規定すること。

二 臨床研究実施基準の策定に当たっては、ICH-GCPやGMPに準拠することにより、臨床研究の一層の信頼性の確保に努めるとともに、国際的な規制との整合性を確保し、国際的な共同研究・共同治験の一層の推進に向けて取り組むこと。

三 医薬品、医療機器等の開発を推進するため、治験と臨床研究の制度区分と活用方法を明確化して、臨床研究を促進することともに、臨床研究で得られた情報を、医薬品、医療機器等の承認申請に係る資料として利活用できる仕組みについて速やかに検討すること。

四 特定の認定臨床研究審査委員会に審査意見業務が集中することにより、審査意見業務の質や

公平性、公正性が損なわれないよう、認定臨床研究審査委員会の運営環境の整備を図り、臨床研究の対象者の確実な保護に努めること。

五 臨床研究の対象者に健康被害が生じた場合の補償及び医療の提供が適切に行われるよう、医薬品副作用被害救済制度についての周知徹底を図るとともに、同制度の対象とならない臨床研究について、健康被害が生じた場合に同制度に準じた補償が受けられるよう、必要な措置を検討すること。

六 研究過程の透明性を確保し、研究の進捗状況の把握や学術的解析を可能にするため、臨床研究実施基準において、臨床研究の概要、進捗状況及び結果を公的なデータベースに登録する旨を規定し、臨床研究の結果を含む情報の登録・公開要件等の拡充について検討すること。

七 学問の自由に配慮しつつ臨床研究の一層の信頼確保を図るため、研究資金等の提供に関する情報等の公表制度の実施状況を踏まえながら、本法の公表の対象外とされている情報提供関連費や接遇費等を公表の対象とすることについて検討すること。

八 研究者等の事前準備に遺漏や混乱を生じさせないよう、臨床研究実施基準の案については、できるだけ速やかに公表すること。

九 患者申出療養、評価療養として保険外併用療養費制度で行われている医療行為について、有効性・安全性等が確認されたものは引き続き保険収載に向けて必要な措置を講ずること。

右 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成二十九年二月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第五十五條第二項中「使用者は」の下に、「第五十五條の五第一項に規定する場合を除き」を加える。

第五十五條の三の次に次の二條を加える。

（合併及び分割）
第五十五條の四 使用者である法人の合併の場合（使用者である法人と使用者でない法人が合併する場合において、使用者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る全ての使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継した法人は、使用者の地位を承継する。

2 第五十三條第一号及び第三号並びに第五十四條の規定は、前項の認可について準用する。

（相続）
第五十五條の五 使用者について相続があつたときは、相続人は、使用者の地位を承継する。

2 前項の規定により使用者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

第五十六條第四号を削り、同条第三号中「第五十六條の三第一項」を第五十七條第一項に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第五十六條の四の規定による命令に違反したとき。

第五十六條中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十七條を削る。

第五十六條の三第六項中「第五十六條の三第五項」を「第五十七條第五項」に改め、同条を第五十七條とする。

第五十六條の二の次に次の二條を加える。

（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）
第五十六條の三 使用者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一 使用施設等の保全
二 核燃料物質の使用
三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、使用施設等を設置した工場又は事業所内の運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。）

2 使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

（施設の使用の停止等）
第五十六條の四 原子力規制委員会は、使用施設等の保全、核燃料物質の使用又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前

条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その使用者に対し、当該使用施設等の使用の停止、改造、修理又は移転、核燃料物質の使用の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2 原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、使用者に対し、是正措置等を命ずることができる。

第五十七條の二第一項中「前条第二項」を「第五十六條の三第二項」に改める。

第五十七條の三第二項中「第五十七條第二項」を「第五十六條の三第二項」に改める。

第五十七條の四及び第五十七條の五を次のように改める。

第五十七條の四及び第五十七條の五 削除

第五十七條の七第一項中「ときは」を「場合において、第五十五條の四第一項若しくは第五十五條の五第一項の規定による承継がなかつたときは」に、「同条」を「第五十六條」に、「解散したときの清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者若しくは死亡したときの相続人」を「解散し、若しくは死亡した場合において、第五十五條の四第一項若しくは第五十五條の五第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人」に、「第五十七條の五」を「第五十七條の三」に改める。

第五十七條の八第一項第二号中「受けた者の下に」第六十一條において「国際規制物資使用者」という。を加え、同条第八項中「代表者」の下に「若しくは分割により核原料物質の使用に係る施設若しくは核原料物質を承継した法人の代表者」を加える。

第六十條第一項中「措置」の下に「当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むとき

は、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「原子力規制委員会は、防護措置が前項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反している」を「前項の場合において、原子力規制委員会は、核燃料物質の貯蔵に関する措置が同項の技術上の基準に適合していない」に、「特定核燃料物質の防護のための区域に係る措置の是正、特定核燃料物質」を「核燃料物質」に改め、「その他」の下に「保安又は」を加え、同項を同条第二項とする。

第六十一條第八号中「若しくは使用者」を「使用者若しくは国際規制物資使用者」に改め、同条第九号中「又は使用者」を「使用者又は国際規制物資使用者」に改める。

第六十一條の三第一項第三号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者又は発電用原子炉設置者」に改め、同項第六号中「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等」に改め、「第四十三條の三の三第四項」の下に、「第四十三條の三の三十四第四項」を加え、同条第七項中「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等」に改め、「第二項」の下に「第四十三條の三の二十」を加え、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に改める。

第六十一條の五第二項中「国際規制物資使用者は」の下に、「第六十一條の五の三第一項に規定する場合を除き」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(合併及び分割)

第六十一條の五の二 国際規制物資使用者である法人の合併の場合(国際規制物資使用者である法人と国際規制物資使用者でない法人が合併する場合において、国際規制物資使用者である法人が存続するときを除く。)又は分割

の場合(当該許可に係る全ての国際規制物資を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該国際規制物資を承継した法人は、国際規制物資使用者の地位を承継する。

2 第六十一條の四の規定は、前項の認可について準用する。

(相続)

第六十一條の五の三 国際規制物資使用者について相続があつたときは、相続人は、国際規制物資使用者の地位を承継する。

2 前項の規定により国際規制物資使用者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

第六十一條の六第二号中「前条第一項」を「第六十一條の五第一項」に改める。

第六十一條の九の二第三項中「解散したときの清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者又は死亡したときの相続人若しくは」を「解散し、又は死亡した場合において、第六十一條の五の二第一項又は第六十一條の五の三第一項の規定による承継がなかつたときは、その清算人若しくは破産管財人又は」に改める。

第六十一條の九の四第五項中「解散したとき」を「解散し、又は死亡したときは、その」に改め、「代表者」の下に「若しくは分割により国際特定活動に係る事業を承継した法人の代表者」を加え、「死亡したとき」を削る。

第六十二條の二の次に次の一条を加える。

(原子力施設に係る基準の明確化)

第六十二條の二の二 原子力規制委員会は、この法律に規定する原子力施設に係る基準を定

めるに当たっては、原子力の研究、開発及び利用における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、それぞれの原子力施設の安全上の特性に応じ、当該基準の明確化に努めるものとする。

第六十七條第二項中「第五十六條の三第一項」を「第五十七條第一項」に、「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改める。

第六十七條の二第三項中「第五十六條の三第五項」を「第五十七條第五項」に改める。

第七十二條第二項中「第五十七條第二項」を「第五十六條の三第二項」に、「第六十條第二項」を「第六十條第一項(特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。)」に改め、「第六十四條の三第五項」の下に「(特定核燃料物質の防護のための措置に係る部分に限る。)」を加える。

第七十八條第一号の二中「第五十七條第三項」を「第五十六條の四第二項」に、「第六十條第三項」を「第六十條第二項(特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。)」に改め、同条第二号中「第五十六條の三第一項」を「第五十七條第一項」に改め、同条第三号中「第五十六條の三第三項」を「第五十七條第三項」に改め、同条第四号中「第五十六條の三第六項」を「第五十七條第六項」に改め、同条第八号の二中「第五十一條の十七第一項」の下に、「第五十六條の四第一項」を加え、「又は第五十九條第四項」を「第五十九條第四項に改め、」除く。の下に「又は第六十條第二項(特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分を除く。)」を加える。

第七十九條中第四号を削り、第三号の二を第四号とする。

第八十二條中「十万円」を「二十万円」に改める。

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

四六

第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を次のように改正する。

第五節の二
第一章の二
第二節の二
指定廃棄物埋設区域

に、「第五十七条の八」を「第五十

 $\mathbb{Z}_2$

第十二条の五の次に次の一条を加える。

第十二条の五の二 製錬事業者は、その事業を

ばならない。

質によつて汚染された物の発生量の見込み

3 製錬事業者は、廃止措置実施方針の変更を

施方針を公表しなければならない。

規則で定める。

「という。」を「**廃止措置**」に改める。

第二十二條の七の三 加工事業者は、その事業

ればならない。

必要な事項を定めなければならない

したときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実

4 前三項に定めるもののほか、廃止措置実施

規則で定める。

措置」という。)を「廃止措置」に改め、

「第四十三條の二の二第二項」に改め、

同条の次に次の一条を加える。

第四十三條の三 試験研究用等原子炉設置者

公表しなければならない。

必要な事項を定めなければならない

ない。

規則で定める。

第四十三條の三の二第一項中「当該試験研究

止措置」に改める

三を第四十三條の二の二に改める

項に改める。

三の二十四第二

める。

条を第四十三条の三の二十五とする。

の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃

第五十一条の七第二項中「(第五十一条の第二項の規定による第一種廃棄物埋設の事業の許可を受けた者をいう。以下同じ。)」を削り、「同項を」第五十一条の二第二項に、「第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設を第一種廃棄物埋設施設に」、「特定廃棄物埋設施設を」特定第一種廃棄物埋設施設に改め、同条第二項中「第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、前項の」を「前項の認可を受けた者は、当該」、「特定廃棄物埋設施設を」特定第一種廃棄物埋設施設に改め、同条第三項第一号及び第二号並びに第四項中「特定廃棄物埋設施設」を「特定第一種廃棄物埋設施設」に改める。

第五十一条の八並びに第五十一条の九第一項及び第四項中「特定廃棄物埋設施設」を「特定第一種廃棄物埋設施設」に改める。

第五十一条の九の二の見出しを「(特定第一種廃棄物埋設施設等の性能の維持)」に改め、同条中「特定廃棄物埋設施設」を「特定第一種廃棄物埋設施設」に改める。

第五十一条の十中「特定廃棄物埋設施設」を「特定第一種廃棄物埋設施設」に改める。

第五十一条の十七第一項中「特定廃棄物埋設施設」を「特定第一種廃棄物埋設施設」に、「第二項若しくは第三項」を「第三項まで」に改める。

第五十一条の二十四の二第一項中「第一種廃棄物埋設事業者は、」を「廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設(第二種廃棄物埋設にあつては、第二種廃棄物に含まれる原子力規制委員会規則で定める放射性物質についての放射能濃度が人の健康に影響を及ぼすおそれがあるものとして当該放射性物質の種類ごとに原子力規制委員会規則で定める基準を超えるものの埋設の方法による最終的な処分に限る。第五十一条の二十七第一項において同じ。)の事業のための」に、「ついで、」をついての「に改め、同条第二項中「第一種廃棄物埋設事業者」を「前項の認可を受けた者」に、「前項」を「同項」に改め、同条第三項中「第一種廃棄物埋設事業者」を「第一項の認可を受けた者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(廃止措置実施方針)

第五十一条の二十四の三 廃棄事業者は、その事業を開始しようとするときは、廃棄物埋設地の附属施設又は廃棄物管理施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める廃棄の事業の廃止に伴う措置(以下この節において「廃止措置」とい

う。)を実施するための方針(以下この条において「廃止措置実施方針」という。)を作成し、これを公表しなければならない。

2 廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

3 廃棄事業者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

第五十一条の二十五第一項中「廃棄物管理施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置(以下この条及び次条において「廃止措置」という。)」を「廃止措置」に改める。

第五十一条の二十六第一項中「及び第五十一条の二十」を「第五十一条の二十」に改め、「第五十一条の二十四の二まで」の下に「及び第五十一条の二十九」を加え、同条第四項中「ついで、第二十二條の九第四項の下に「及び第五十一条の二十八」を、「旧廃棄事業者等(」の下に「同項の規定にあつては、」を、「第五十一条の十」との下に「第五十一条の二十八第一項中「第五十一条の二十五第三項において準用する第十二條の六第八項」とあるのは「第五十一条の二十六第四項において準用する第十二條の七第九項」とを加え、第五章の二中同条の次に次の一節を加える。

第二節 指定廃棄物埋設区域に関する規制

(区域の指定)

第五十一条の二十七 原子力規制委員会は、廃

棄物埋設の事業開始前に、当該事業に係る廃棄物埋設施設の敷地及びその周辺の区域並びにこれらの地下について一定の範囲を定めた立体的な区域を指定するものとする。

2 原子力規制委員会は、前項の立体的な区域(以下「指定廃棄物埋設区域」という。)を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で告示しなければならない。

3 指定廃棄物埋設区域の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。

4 前二項の規定は、指定廃棄物埋設区域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(記録の提出)

第五十一条の二十八 廃棄物埋設事業者は、第五十一条の二十五第三項において準用する第十二條の六第八項の規定による確認を受けたときは、指定廃棄物埋設区域に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 原子力規制委員会は、前項の規定により提出された記録を公示するとともに、これを永久に保存しなければならない。

(掘削の禁止)

第五十一条の二十九 指定廃棄物埋設区域内においては、原子力規制委員会の許可を受けなければ、土地を掘削してはならない。ただし、指定廃棄物埋設区域に係る廃棄物埋設施設を設置した廃棄物埋設事業者がその事業として当該指定廃棄物埋設区域において行う土地の掘削については、この限りでない。

2 原子力規制委員会は、前項本文の土地の掘削で原子力規制委員会規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

(中止命令等)

第五十一条の三十 原子力規制委員会は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するため必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反し、又は同項の許可に付された第六十二條の二第一項の条件に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期間を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(報告及び立入検査等)

第五十一条の三十一 原子力規制委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、第五十一条の二十九第一項の許可を受けた者に対し、土地の掘削の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は当該職員に、その事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、当該掘削の実施状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、試験のため必要な最小限度の量に限り試料を収去させ、若しくは当該掘削が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(国等に関する特例)

第五十一条の三十二 国又は地方公共団体が行う土地の掘削については、第五十一条の二十九第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、国又は当該地方公共団体は、当該掘削をしようとするときは、あらか

の三十三第三項」を「第四十三條の三の三十四第四項」に、「第五十七條の六第三項」を「第五十七條の五第三項」に、「第四十三條の三の三十四第四項」を「第四十三條の三の三十五第四項」に、「第五十七條の七第四項」を「第五十七條の六第四項」に、「第四十三條の三の三十三第二項、第四十三條の三の三十四第二項、第四十三條の三の三十五第二項」に、「第五十七條の六第二項、第五十七條の七第二項」を「第五十七條の五第二項、第五十七條の六第二項」に改め、同項第六号中「第四十三條の三の三十三第三項」を「第四十三條の三の三十四第三項」に、「第五十七條の六第三項」を「第五十七條の五第三項」に、「第四十三條の三の三十五第四項」に、「第五十七條の七第四項」を「第五十七條の六第四項」に、「第五十一條の六第一項若しくは第二項」を「第五十一條の六」に改める。

第七十八條第五号中「第四十三條の三第一項」を「第四十三條の二の第二項」に改め、同条第五号の三中「第四十三條の三の三十三第二項」を

「第四十三條の三の三十四第二項」に、「第五十七條の六第二項」を「第五十七條の五第二項」に改め、同条第五号の四中「第四十三條の三の三十三第三項」を「第四十三條の三の三十四第三項」に、「第五十七條の六第三項」を「第五十七條の五第三項」に改め、同条第五号の五中「第四十三條の三の三十四第二項」を「第四十三條の三の三十四第三項」に改め、同条第五号の六中「第四十三條の三の三十四第三項」を「第五十七條の六第三項」に改め、同条第五号の七中「第四十三條の三の三十四第四項」を「第四十三條の三の三十五第四項」に、「第五十七條の七第四項」を「第五十七條の六第四項」に改め、同条第十三号の九中「第四十三條の三の三十三第一項」を「第四十三條の三の三十四第一項」に改め、同条第二十号中「第五十一條の二第二項第二号」を「第五十一條の二第三項第二号」に改め、同条第二十一号中「特定廃棄物施設施設を「特定第一種廃棄物施設施設」に改め、同条第二十二号の三の次に次の二号を加える。

二十二の四 第五十一條の二十九第一項の許可を受けないで土地を掘削した者
二十二の五 第五十一條の三十の規定による命令に違反した者
第七十八條第二十四号の二中「第五十七條の六第一項」を「第五十七條の五第一項」に改め、同条第二十六号中「第七十八條の四」を「第七十八條の五」に改める。
第七十八條の四を第七十八條の五とする。
第七十八條の三の次に次の一条を加える。
第七十八條の四 第六十二條の二第一項又は第二項の条件に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第七十九條第五号中「第五十七條の八第一項」

を「第五十七條の七第一項」に改め、同条第十四号を削る。
第八十條第一号中「第五十七條の八第二項第二号」を「第五十七條の七第二項第二号」に改め、同号を同条第一号の五とし、同号の前に次の四号を加える。
一 第五十一條の二十八第一項の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を提出しなかつた者
二 第五十一條の三十一第一項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三 第五十一條の三十一第一項の規定による立入り、検査、収去若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
四 第五十一條の三十三第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者
第八十條第二号中「第五十七條の八第七項」を「第五十七條の七第七項」に改める。
第八十一條第三号中「第七十九條」を「第七十八條の四、第七十九條」に改める。
第八十二條第二号中「第四十三條の三第二項」を「第四十三條の二の二第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。
二の二 第十二條の五の二第一項若しくは第三項、第二十二條の七の三第三項若しくは第三項、第四十三條の三第三項若しくは第三項、第四十三條の三の三十三第一項若しくは第三項、第四十三條の二十六の四第一項若しくは第三項、第五十一條の二十四の三第一項若しくは第三項、第五十一條の二十四の三第一項若しくは第三項若しくは第五十七條の四第一項若しくは第三項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者
第八十三條中「第五十七條の八第三項」を「第

五十七條の七第三項」に改める。
第八十四條及び第八十五條第一項第一号中「第七十八條の四」を「第七十八條の五」に改める。
第三條 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を次のように改正する。
目次を次のように改める。
第一章 総則(第一條・第二條)
第二章 製錬の事業に関する規制(第三條―第十二條の七)
第三章 加工の事業に関する規制(第十三條―第二十二條の九)
第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制(第二十三條―第四十三條の三の四)
第二節 発電用原子炉の設置、運転等に関する規制(第四十三條の三の五―第四十三條の三の三十五)
第五章 貯蔵の事業に関する規制(第四十三條の四―第四十三條の二十八)
第六章 再処理の事業に関する規制(第四十四條―第五十一條)
第七章 廃棄の事業に関する規制等
第一節 廃棄の事業に関する規制(第五十一條の二―第五十一條の二十六)
第二節 指定廃棄物埋設区域に関する規制(第五十一條の二十七―第五十一條の三十四)
第八章 核燃料物質等の使用等に関する規制
第一節 核燃料物質の使用等に関する規制(第五十二條―第五十七條の六)
第二節 核原料物質の使用に関する規制(第五十七條の七)
第九章 原子力事業者等の責務(第五十七條の八)

第十章 原子力事業者等に関する規制等(第五十八條―第六十一條の二)
第十一章 原子力規制検査に基づく監督(第六十一條の二の二)
第十二章 国際規制物資の使用等に関する規制等
第一節 国際規制物資の使用等に関する規制(第六十一條の三―第六十一條の九の四)
第二節 指定情報処理機関(第六十一條の十一―第六十一條の二十三)
第三節 指定保障措置検査等実施機関(第六十一條の二十三の二―第六十一條の二十三の二十一)
第十三章 雑則(第六十二條―第七十六條)
第十四章 罰則(第七十七條―第八十四條)
第十五章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等(第八十五條―第八十九條)
附則
第二條第七項中「第五十三條第二号」を「第五十二條第二項第十号」に改め、同条第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。
11 この法律において「原子力規制検査」とは、第六十一條の二の二第一項の規定により、原子力規制委員会が行う検査をいう。
第三條第二項に次の一号を加える。
五 製錬施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項
第四條に次の一号を加える。
三 前条第二項第五号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。
第六條第一項中「又は第三号」を「第三号又は第五号」に改める。

を「第五十七條の七第一項」に改め、同条第十四号を削る。
第八十條第一号中「第五十七條の八第二項第二号」を「第五十七條の七第二項第二号」に改め、同号を同条第一号の五とし、同号の前に次の四号を加える。
一 第五十一條の二十八第一項の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を提出しなかつた者
二 第五十一條の三十一第一項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三 第五十一條の三十一第一項の規定による立入り、検査、収去若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
四 第五十一條の三十三第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者
第八十條第二号中「第五十七條の八第七項」を「第五十七條の七第七項」に改める。
第八十一條第三号中「第七十九條」を「第七十八條の四、第七十九條」に改める。
第八十二條第二号中「第四十三條の三第二項」を「第四十三條の二の二第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。
二の二 第十二條の五の二第一項若しくは第三項、第二十二條の七の三第三項若しくは第三項、第四十三條の三第三項若しくは第三項、第四十三條の三の三十三第一項若しくは第三項、第四十三條の二十六の四第一項若しくは第三項、第五十一條の二十四の三第一項若しくは第三項、第五十一條の二十四の三第一項若しくは第三項若しくは第五十七條の四第一項若しくは第三項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者
第八十三條中「第五十七條の八第三項」を「第

五十七條の七第三項」に改める。
第八十四條及び第八十五條第一項第一号中「第七十八條の四」を「第七十八條の五」に改める。
第三條 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を次のように改正する。
目次を次のように改める。
第一章 総則(第一條・第二條)
第二章 製錬の事業に関する規制(第三條―第十二條の七)
第三章 加工の事業に関する規制(第十三條―第二十二條の九)
第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制(第二十三條―第四十三條の三の四)
第二節 発電用原子炉の設置、運転等に関する規制(第四十三條の三の五―第四十三條の三の三十五)
第五章 貯蔵の事業に関する規制(第四十三條の四―第四十三條の二十八)
第六章 再処理の事業に関する規制(第四十四條―第五十一條)
第七章 廃棄の事業に関する規制等
第一節 廃棄の事業に関する規制(第五十一條の二―第五十一條の二十六)
第二節 指定廃棄物埋設区域に関する規制(第五十一條の二十七―第五十一條の三十四)
第八章 核燃料物質等の使用等に関する規制
第一節 核燃料物質の使用等に関する規制(第五十二條―第五十七條の六)
第二節 核原料物質の使用に関する規制(第五十七條の七)
第九章 原子力事業者等の責務(第五十七條の八)

第十章 原子力事業者等に関する規制等(第五十八條―第六十一條の二)
第十一章 原子力規制検査に基づく監督(第六十一條の二の二)
第十二章 国際規制物資の使用等に関する規制等
第一節 国際規制物資の使用等に関する規制(第六十一條の三―第六十一條の九の四)
第二節 指定情報処理機関(第六十一條の十一―第六十一條の二十三)
第三節 指定保障措置検査等実施機関(第六十一條の二十三の二―第六十一條の二十三の二十一)
第十三章 雑則(第六十二條―第七十六條)
第十四章 罰則(第七十七條―第八十四條)
第十五章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等(第八十五條―第八十九條)
附則
第二條第七項中「第五十三條第二号」を「第五十二條第二項第十号」に改め、同条第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。
11 この法律において「原子力規制検査」とは、第六十一條の二の二第一項の規定により、原子力規制委員会が行う検査をいう。
第三條第二項に次の一号を加える。
五 製錬施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項
第四條に次の一号を加える。
三 前条第二項第五号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。
第六條第一項中「又は第三号」を「第三号又は第五号」に改める。

は「第五号」に改める。

第八条第二項中「及び」の下に「第三号並びに」を加える。

第十二条第一項中「事業開始」を「製錬施設の設置の工事に着手する」に改め、同条第二項中「核燃料物質による災害の防止上十分でない」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第三条第一項の指定を受けたところ、第六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないこと。

二 核燃料物質による災害の防止上十分でないものであること。

第十二条第五項から第八項までを削る。

第十三条第二項に次の一号を加える。

七 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

第十四条に次の一号を加える。

四 前条第二項第七号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

第十六条第一項中「第五号又は第六号」を「又は第五号から第七号まで」に改める。

第十六条の二の見出し中「方法」を「計画」に改め、同条第一項中「加工事業者」を「加工施設の設置又は変更の工事（核燃料物質による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。）をしようとする加工事業者」に、「加工施設の」を「当該」に、「加工施設に関する」を「その」に、「第十六条の四第一項に規定する加工施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条において同じ」を「その他の工事の計画（以下この条及び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」という。）に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、加工施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

第十六条の二第二項中「加工事業者は、前項の」を「前項の認可を受けた者は、当該」に改め、「加工施設に関する」を削り、「方法」を「計画」に改め、同条第三項第一号中「加工施設に関する」を「その」に、「方法」を「計画」に改め、同項第二号中「に関する設計及び工事の方法が原子力規制委員会規則で定める」を「が第十六条の四の」に改め、同項第三号を削り、同条第四項中「加工事業者は、第一項の認可を受けた加工施設に関する」を「第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により」に、「方法」を「計画」に改め、「第二項ただし書の」を削り、「したときは、その旨」を「する場合は、その設計及び工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した設計及び工事の計画」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

第十六条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

四 加工事業者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

第十六条の三の見出しを「使用前事業者検査等」に改め、同条第一項を次のように改める。

加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする加工施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。第十六条の三第二項中「においては、」を「（次項及び第二十二條第一項において「使用前事業者検査」という。）においては、その」に、「とき

は、合格とする」を「ことを確認しなければならない」に改め、同項第一号中「前条第二項」の下に「又は第二項」を加え、「方法（同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）」を「工事の計画（同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものを含む。）に、「行われたる」を「行われたものである」に改め、同項第二号中「その性能が第十六条の四の二を」を「次条」に改め、同条に次の一項を加える。

三 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により加工施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その加工施設を使用してはならない。ただし、前条第一項ただし書の工事を行った場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

第十六条の四を削る。

第十六条の四の二の見出し中「の性能」を削り、同条中「加工施設の性能が」を「加工施設を」に改め、「その加工施設を」を削り、同条を第十六条の四とする。

第十六条の五の見出しを「（定期事業者検査）」に改め、同条第一項中「加工施設のうち政令で定めるものの性能を」定期に、加工施設に、「原子力規制委員会が毎年一回定期に行う検査を受けなければ」を「検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない」に改め、同条第二項中「検査の下に（次項及び第二十二條第一項において「定期事業者検査」という。）において」を加え、「の性能を削り、」かどうかに「行」を「ことを確認しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

三 加工事業者は、定期事業者検査が終了したときその他原子力規制委員会規則で定めると

きは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

第十八条第二項中「及び第二号」を「第二号及び第四号」に改める。

第二十一条の二第二項第三号中「次条」を「次条第一項」に改める。

第二十一条の三第一項中「の性能が第十六条の四の二を」を「第十六条の四」に改める。

第二十二條第一項中「保安教育」の下に、「使用前事業者検査及び定期事業者検査」を加え、「事業開始を」加工施設の設置の工事に着手する」に改め、同条第二項中「核燃料物質による災害の防止上十分でない」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第十三条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないこと。

二 核燃料物質による災害の防止上十分でないものであること。

第二十二條第五項及び第六項を削る。

第二十二條の六第二項中「第五項までの規定は」を「第四項までの規定は」に改め、「同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について」を削り、「から第五項までの規定中」を「及び第四項中」に改める。

第二十二條の七の二第二項第一号イ中「第十六条の二第三項第二号」を「第十六条の四」に改める。

第二十二條の九第一項及び第四項中「第十六条の四の二」を「第十六条の四」に改める。

第二十三條第二項に次の一号を加える。

九 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

平成二十九年三月二十三日 衆議院會議録第十二号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

第二十三条の二第二項第二号中「及び第八号」を「第八号及び第九号」に改める。

第二十四条第一項に次の一号を加える。

四 第二十三条第二項第九号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

第二十四条の二第一項中「及び第三号」を「第三号及び第四号」に改める。

第二十六条第一項中「又は第八号」を「第八号又は第九号」に改める。

第二十七条の見出し中「方法」を「計画」に改め、同条第一項中「試験研究用等原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉施設の設置又は変更の工事（核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。）をしようとする試験研究用等原子炉設置者」に、「試験研究用等原子炉施設の」を「当該」に、「試験研究用等原子炉施設に関する」を「その」に、「第二十八条の二第一項に規定する試験研究用等原子炉施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条において同じ」を「その他の工事の計画（以下この条及び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」という）に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、試験研究用等原子炉施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事とするときは、この限りでない。

第二十七条第二項中「試験研究用等原子炉設置者は、前項の認可を受けた者」を「第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により」に、「方法」を「計画」に改め、「第二項ただし書の」を削り、「したときは、その旨」を「する場合は、その設計及び工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した設計及び工事の計画」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

第二十七条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 試験研究用等原子炉設置者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

第二十八条の見出しを「（使用前事業者検査等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする試験研究用等原子炉施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

第二十八条第二項中「においては」を「（次項及び第三十七条第一項において「使用前事業者検査」という。）においては、その」に、「ときは、合格とする」を「ことを確認しなければならない」に改め、同項第一号中「前条第一項の下」に「又は第二項」を加え、「方法（同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）」を「工事の計画（同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものを含む）」に、「行われ

ている」を「行われたものである」に改め、同項第二号中「その性能が第二十八条の三を（次条）に改め、同条に次の一項を加える。

3 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により試験研究用等原子炉施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その試験研究用等原子炉施設を使用してはならない。ただし、前条第一項ただし書の工事を行った場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

第二十八条の二を削る。

第二十八条の三の見出し中「の性能を削り、同条中「試験研究用等原子炉施設の性能がを」を「試験研究用等原子炉施設を」に改め、「その試験研究用等原子炉施設を」を削り、同条を第二十八条の二とする。

第二十九条の見出しを「（定期事業者検査）」に改め、同条第一項中「試験研究用等原子炉施設のうち政令で定めるものの性能を」定期に、試験研究用等原子炉施設に、「原子力規制委員会が毎年一回定期に行う検査を受けなければ」を「検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない」に改め、同条第二項中「検査の下に（次項及び第三十七条第一項において「定期事業者検査」という。）において」を加え、「の性能を削り、」かどうかに「について行う」を「ことを確認しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

3 試験研究用等原子炉設置者は、定期事業者検査が終了したときその他原子力規制委員会規則で定めるときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

第三十一条第二項中「及び第二号」を「第二号及び第四号」に改める。

第三十六条第一項中「の性能が第二十八条の三を」が第二十八条の二に改める。

第三十七条第一項中「保安教育」の下に、「使用前事業者検査及び定期事業者検査」を加え、「試験研究用等原子炉の運転開始」を「試験研究用等原子炉施設の設置の工事に着手する」に改め、同条第二項中「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものを」次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないこと。

二 核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであること。

第三十七条第五項及び第六項を削る。

第三十九条第五項中「又は第八号」を「第八号又は第九号」に改める。

第四十三条の二第二項中「第五項までの規定は」を「第四項までの規定は」に改め、「同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について」を削り、「から第五項までの規定中」を「及び第四項中」に改める。

第四十三条の三の三第一項中「第二十八条の三を」第二十八条の二に改め、同条第四項中「第十六条の四の二を」第十六条の四に、「第二十八条の三を」第二十八条の二に改める。

第四十三条の三の五第二項に次の一号を加える。

十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

第四十三條の三の六第一項に次の一号を加える。

五 前条第二項第十一号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

第四十三條の三の八第一項中「第十号」を「第十一号」に改める。

第四十三條の三の九の見出し中「工事」を「設計及び工事」に改め、同条第一項中「工事の計画」を「設計及び工事の方法その他の工事の計画」とし、以下この節において「設計及び工事の計画」という。に改め、同条第二項中「工事」を「設計及び工事」に改め、同項ただし書中「当該を」を「その」に改め、同条第三項第一号中「工事」を「設計及び工事」に改め、同条第三号を削り、同条第六項中「工事」を「設計及び工事」に改める。

第四十三條の三の十の見出し中「工事」を「設計及び工事」に改め、同条第一項中「工事の」を「設計及び工事の」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「工事」を「設計及び工事」に改める。

第四十三條の三の十一の見出しを「(使用前事業者検査等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする発電用原子炉施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

第四十三條の三の十一第二項中「検査」の下に「次項及び第四十三條の三の二十四第一項において「使用前事業者検査」という。」を加え、「ときは、合格とする」を「ことを確認しなければならない」に改め、同条第一号中「工事の」を「設計及び工事の」に改め、同条に次の一項を加える。

3 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会

規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により発電用原子炉施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その発電用原子炉施設を使用してはならない。ただし、第四十三條の三の九第一項ただし書の工事を行った場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

第四十三條の三の十二及び第四十三條の三の十三を次のように改める。

第四十三條の三の十二及び第四十三條の三の十三を削る。

第四十三條の三の十五を次のように改める。

第四十三條の三の十六の見出しを「(定期事業者検査)」に改め、同条第一項中「特定発電用原子炉施設(発電の用に供する原子炉、その原子炉を格納するための容器その他の発電用原子炉施設であつて原子力規制委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。を)設置する者」を「(発電用原子炉設置者)」に、「当該特定発電用原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「事業者検査」を「検査」に改め、同条第二項中「第四十三條の三の二十四を」を「第四十三條の三の二十四第一項」に、「特定発電用原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「特定発電用原子炉施設を設置する者」を「(発電用原子炉設置者)」に、「特定発電用原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 発電用原子炉設置者は、定期事業者検査が終了したときその他原子力規制委員会規則で定めるときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

第四十三條の三の十六第五項及び第六項を削る。

第四十三條の三の十八第二項中「及び」の下に「第五号並びに」を加える。

第四十三條の三の二十四第一項中「溶接事業者検査」を「使用前事業者検査」に、「発電用原子炉の運転開始」を「発電用原子炉施設の設置の工事に着手する」に改め、同条第二項中「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でない」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十三條の三の五第一項若しくは第四十三條の三の八第一項の許可を受けたところ又は同条第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものでないこと。

二 核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること。

第四十三條の三の二十四第五項及び第六項を削る。

第四十三條の三の二十七第二項中「第五項までの規定は」を「第四項までの規定は」に改め、「同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について」を削り、「から第五項までの規定中」を「及び第四項中」に改める。

第四十三條の三の三十一第六項第三号中「その職員」を「当該職員」に改める。

第四十三條の三の三十二第一項中「設置の工事」を削り、「第四十三條の三の三十一第一項の検査に合格した」を「第四十三條の三の三十一第三項の確認を受けた」に改める。

第四十三條の三の三十五第一項中「から第四十三條の三の十六まで」を「第四十三條の三の十六に改め、同条第四項中「第四十六條の四の二」を「第十六條の四」に、「から第四十三條の三

の十六まで」を「第四十三條の三の十六」に改める。

第八十五條第一項第一号中「第四項」を「第三項」に改める。

第九章を第十五章とする。

第七十八條第一号中「又は第三号」を「第三号又は第五号」に改め、同条中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の二を第二号とし、第四号の四を削り、同条第六号中「第五号又は第六号」を「又は第五号から第七号まで」に改め、同条の次に次の一号を加える。

六の二 第十六條の三第一項、第二十八條第一項、第四十三條の三の十一第一項、第四十三條の九第一項、第四十六條第一項、第五十一條の八第一項又は第五十五條の二第二項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

第七十八條第七号中「第十六條の三第一項又は第十六條の四第一項若しくは第四項」を「第十六條の三第三項」に改め、同条第八号中「第十六條の五第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「第四十三條の三の十五を」若しくは第三項、第四十三條の三の十六第一項、第三項若しくは第四項に、「第四十六條の二の三第一項」を「若しくは第三項、第四十六條の二の三第一項若しくは第三項」に改め、「第五十一條の十第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「による検査を拒み、妨げ、又は忌避した」を「に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、若しくは記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした」に改め、同条第十号中「又は第八号」を「第八号又は第九号」に改め、同条第十二号中「第二十八條第一項又は第二十八條の二第二項若しくは第四項」を「第二十八條第三項」に改め、同条第十三号の三中「第十号」を「第十一号」に改め、同条第十三号の四中「第四十三條

の三の十一第一項を「第四十三条の三の十一第三項」に改め、同条第十三号の五から第十三号の七までを削り、同条第十三号の八を第十三号の五とし、第十三号の九を第十三号の六とし、同条第十四号中「又は第六号」を「第六号又は第七号」に改め、同条第十五号中「第四十三

五号の二(試験研究炉等設置者、使用者及び核原料物質を使用する者に係る部分を除く。)」を加える。

第八十三条中「第五十五条の五第二項」を「第五十五条の四第二項」に改める。

第八章を第十四章とする。

条の九第一項又は第四十三条の十第一項若しくは第四項を「第四十三条の九第三項」に改め、同条第十七号中「第八号」を「第九号」に改め、同条第十八号中「第四十六条第一項又は第四十六条

第六十二条の二の二の見出し中「原子力施設」を「原子力施設等」に改め、同条中「原子力施設」を「原子力施設等」に、「原子力の研究、開発及び利用」を「原子力利用」に改める。

第六十二条の三「製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設、使用施設等又は核原料物質の使用に係る施設(以下この条において「製錬施設等」という。)」を「原子力施設等」に、「製錬施設等」を「原子力施設等」に改める。

第三項」に改め、同条第二十号中「まで」の下に「又は第七号」を加え、同条第二十一号中「第五十一条の八第一項又は第五十一条の九第一項若しくは第四項」を「第五十一条の八第三項」に改め、同条第二十三号中「第九号」を「第十号」に改め、同条第二十四号中「第五十五条の二第一項又は第五十五条の三第一項」を「第五十五条の二第三項」に改め、同条第二十五号の次に次の一号を加える。

第六十四條の三第八項中「第十二条第六項から第八項まで」を「第六十一条の二の二第三項から第五項まで」に、「同条第六項中「前項」とあるのは「第六十四條の三第七項」と、を「同条第三項中」に、「もの」とあるのは「を」のものとあるのは「に」に改める。

二十五の二 第六十一条の二の二第三項の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第八十条第八号中「第六十八条第十五項」を「第六十八条第十四項」に改め、同条第十一号中「第五項まで又は第八項」を「第四項まで又は第七項」に改め、同条第十二号中「第六十八条第九項」を「第六十八条第八項」に改める。

第八十一条第二号中「第二号」を「第三号」に、「第三号」を「第四号」に改め、「第四号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)」を削り、「第六号」の下に「第六号の二(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)」を加え、「から第十三号の七まで」を「第十三号の四」に改め、「第二十一号」の下に「第二十

第六十七條の二の見出しを「原子力検査官」に改め、同条第一項中「原子力施設検査官、原子力保安検査官及び核物質防護検査官」を「原子力検査官」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 原子力検査官は、原子力規制検査若しくは第六十四条の三第七項の検査又は第十二条の六第八項(第二十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の三の三十四第三項、第四十三條の二七第三項、第五十條の五第三項、第五十一條の二五第三項及び第五十七條の五第三項において準用する場合を含む。)、第十二條の七第九項(第二十二

条の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の三の三十五第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第四項及び第五十七條の六第四項において準用する場合を含む。)、第十六條の三第三項、第二十八條第三項、第四十三條の三の十一第三項、第四十三條の九第三項、第四十六條第三項、第五十一條の六、第五十一條の八第三項、第五十一條の二十四の二第二項、第五十五條の二第三項、第五十八條第二項、第五十九條第二項(原子力規制委員会

の確認に限る。若しくは第六十一条の二第一項の確認に関する事務に従事する。

第六十七條の二第三項及び第四項を削り、同条第五項中「原子力施設検査官、原子力保安検査官及び核物質防護検査官」を「原子力検査官」に改め、同項を同条第三項とする。

第六十八條第一項中「その職員を当該職員」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 原子力規制委員会は、前項の規定による立入検査のほか、第三條第一項、第六條第一項、第十三條第一項、第十六條第一項、第十條の二第一項及び第二項、第二十三條第一項、第二十六條の二第一項、第二十七條第一項及び第二項、第四十三條の三の五第一項、第四十三條の三の八第一項及び第四項、第四十三條の三の九第一項及び第二項、第四十三條の三の十第一項、第四十三條の三の三十第一項及び第三項、第四十三條の三の三十一第一項、第四十三條の三の三十二第二項、第四十三條の四第一項、第四十三條の七第一項、第四十三條の八第一項及び第二項、第四十三條の二十六の二第二項及び第三項、第四十三條の二十六の三第二項、第四十四條第一項、第四十四條の四第二項、第四十五條第一項及び第二項、第五十一條の二第一項、第五十一

条の五第一項、第五十一條の七第二項及び第二項、第五十二條第一項、第五十五條第一項、第五十九條第三項並びに第六十一條の二の二第一項の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、原子力施設の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第六十八條第三項を削り、同条第四項中「その職員」を「当該職員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第九項」を「第八項」に、「その職員」を「当該職員」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「職員」を「当該職員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「その職員」を「当該職員」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「その職員」を「当該職員」に、「第十四項」を「第十三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第六項」を「第五項」に、「その職員」を「当該職員」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「その職員」を「当該職員」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「その職員」を「当該職員」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「その職員」を「当該職員」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「その職員」を「当該職員」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十四項とする。

第七十一條第三項中「その職員」を「当該職員」に改め、同条第四項中「第六十八條第六項及び第七項」を「第六十八條第五項及び第六項」に改める。

第七十二條第一項中「第二項」の下に「これら

の規定のうちを加え、同条第二項中「若しくは第五項」及び「これらの規定を」を削り、「又は」を「、第六十一条の二の第二項、同項第三号口又は第四号イ若しくはハ(特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。)」に係る部分に限る。又は「に改め、同条第三項中「その職員」を「当該職員」に改め、同条第四項中「第六十八條第六項及び第七項」を「第六十八條第五項及び第六項」に改め、同条第五項中「第十二条の二第五項(第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の三の二十七第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十條の三第二項、第五十一條の二十三第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。)」若しくは第六十四條の三第七項の検査をし、又は「を削り、「受理した」を「受理し、又は原子力規制検査(第六十一條の二の二第一項第三号口又は第四号イ若しくはハ(特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。))に係るものに限る。若しくは第六十四條の三第七項の検査(特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係るものに限る。))をした」に改める。

第七十五條第一項第四号及び第五号を削り、同項第六号中「第五十一條の六、第五十一條の二十四の二第二項」を「第六十六條の三第三項、第二十八條第三項、第四十三條の三の十一第三項、第四十三條の九第三項、第四十六條第三項、第五十一條の六、第五十一條の八第三項、第五十一條の二十四の二第二項、第五十五條の二第三項」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同項に次の一号を加える。

八 原子力規制検査を受けようとする者
第七章を第十三章とする。

第六十一條の七中「第六十八條第十一項から第十四項まで」を「第六十八條第十項から第十三

項まで」に改め、「及び第三項」を削る。

第六十一條の八の二第二項中「その職員」を「当該職員」に改め、同条第三項中「職員」を「当該職員」に改める。

第六十一條の二十三第一項中「その職員」を「当該職員」に改め、同条第二項中「職員」を「当該職員」に改める。

第六十一條の二十三の二第二号中「第六十八條第五項」を「第六十八條第四項」に、「第六十八條第十一項若しくは第十二項」を「第六十八條第十項若しくは第十一項」に改める。

第六十一條の二十三の七第一項中「その職員」を「当該職員」に改める。

第六章の二を第十二章とし、第六章を第十章とし、同章の次に次の一章を加える。

第十一章 原子力規制検査に基づく監督
第六十一條の二の二 原子力事業者等及び核燃料物質を使用する者は、次に掲げる事項について、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。

一 次に掲げる検査の実施状況

イ 第十六條の三第二項、第二十八條第二項、第四十三條の三の十一第二項、第四十三條の九第二項、第四十六條第二項又は第五十一條の八第二項に規定する使用前事業者検査
ロ 第十六條の五第二項、第二十九條第二項、第四十三條の三の十六第二項、第四十三條の十一第二項、第四十六條の二の二第二項又は第五十一條の十第二項に規定する定期事業者検査
ハ 第五十五條の二第二項に規定する使用前検査

二 次に掲げる技術上の基準の遵守状況

イ 第十六條の四、第二十八條の二、第四十三條の三の十四、第四十三條の十、第四十六條の二又は第五十一條の九の技術

上の基準

ロ 第五十七條の七第四項の技術上の基準
三 次に掲げるものに従つて講ずべき措置の実施状況

イ 第十二條第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の三の二十四第一項、第四十三條の二十第一項、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項又は第五十七條第一項の認可を受けた保安規定(これらの規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの)
ロ 第十二條の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第四十三條の三の二十七第一項、第四十三條の二十五第一項、第五十條の三第一項、第五十一條の二十三第一項又は第五十七條の二第一項の認可を受けた核物質防護規定(これらの規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの)

ハ 第十二條の六第二項、第二十二條の八第二項、第四十三條の三の二第二項、第四十三條の三の三十四第二項、第四十三條の二十七第二項、第五十條の五第二項、第五十一條の二十五第二項又は第五十七條の五第二項の認可を受けた廃止措置計画(第十二條の六第三項又は第五項(これらの規定を第二十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の三の三十四第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十條の五第三項、第五十一條の二十五第三項及び第五十七條の五第三項において準用する場合を含む。))の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)

二 第十二條の七第二項、第二十二條の九第二項、第四十三條の三の三第二項、第四十三條の三の三十五第二項、第四十三條の二十八第二項、第五十一條第二項又は第五十七條の六第二項の認可を受けた廃止措置計画(第十二條の七第四項又は第六項(これらの規定を第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の三の三十五第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項、第五十七條の六第四項及び第五十七條の六第四項において準用する場合を含む。))の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)

ホ 第五十一條の二十四の二第一項の認可を受けた閉鎖措置計画(同条第三項において準用する第十二條の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)
ヘ 前条第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法
四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる措置の実施状況

イ 第十一條の二第一項、第二十一條の二第二項、第三十五條第二項、第四十三條の三の二十二第二項、第四十三條の十八第二項、第四十八條第二項、第五十一條の十六第四項又は第五十六條の三第二項に規定する防護措置
ロ 第二十一條の二第一項、第三十五條第一項、第四十三條の三の二十二第一項、第四十三條の十八第一項、第四十八條第一項、第五十一條の十六第一項から第三項まで、第五十六條の三第一項又は第五十八條第一項に規定する保安のために必要な措置

ハ 第五十九條第一項(原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に係る部分に限る。に規定する保安のために必要な措置

置(運搬する核燃料物質に同項の政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置)

2 原子力規制検査は、原子力規制委員会規則で定めるところにより過去の第七項の評定の結果その他の事情を勘案して、原子力規制委員会規則で定めるところにより行うものとする。

3 原子力規制検査に当たつては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立ち入り

二 帳簿、書類その他必要な物件の検査

三 関係者に対する質問

四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。

4 前項第一号の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 原子力規制委員会は、原子力規制検査に当たつては、当該職員が原子力事業者等が行う検査に立ち会ふこと、当該職員が自ら原子力施設に立ち入つて検査を行うことその他の方法により、効果的かつ効率的な実施に努めるものとする。

7 原子力規制委員会は、原子力規制検査の結果に基づき、第一項各号に掲げる事項について、総合的な評定をするものとする。

8 原子力規制委員会は、前項の評定に当たつ

ては、原子力利用における安全に関する最新の知見を踏まえ、原子力規制検査を受けた者が講じた第一項各号に掲げる事項を検証し、当該事項について改善が図られているかどうかについても勘案するものとする。

9 原子力規制委員会は、原子力規制検査及び第七項の評定の結果を、当該原子力規制検査を受けた者に通知するとともに、公表するものとする。

10 原子力規制委員会は、原子力規制検査の結果に基づき必要があると認めるときは、当該原子力規制検査を受けた者に対し、第十一条の第二項、第二十一条の三、第三十六条、第四十三条の三の二十三、第四十三条の十九、第四十九条、第五十一条の十七、第五十六条の四及び第五十七条の七第五項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。

第五十七条の八中「(いう。)」の下に「並びに核原料物質を使用する者(前条第一項第一号又は第三号に該当する場合を除く。第六十一条の二の二第一項及び第八十一条第二号において同じ。)」を加え、「原子力施設に」を「原子力の研究、開発及び利用(第六十一条の二の二第八項及び第六十二条の二の二において「原子力利用」という。)」に改め、「防止の下に」又は「特定核燃料物質の防護」を、「(関し、原子力施設の下に」若しくは「核原料物質の使用に係る施設(以下「原子力施設等」という。)」を、「(向上の下に」又は「特定核燃料物質の防護の強化」を、「(設置の下に」原子力施設等についての検査の適正かつ確実な実施を加え、「その他を」その他の」に改める。

第五章の四を第九章とする。

第五章の三中第五十二条の前に次の節名を付する。

第一節 核燃料物質の使用等に関する規制

第五十二条第二項に次の一号を加える。

十 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設(以下「使用施設等」という。)の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

第五十三条第二号中「使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設(以下「使用施設等」という。)」を「使用施設等」に改め、同条に次の一号を加える。

四 前条第二項第十号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

第五十五条第一項中「第九号」を「第十号」に改め、同条第二項中「第五十五条の五第一項」を「第五十五条の四第一項」に改める。

第五十五条の二の見出しを「(使用前検査等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

使用者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする政令で定める核燃料物質の使用施設等について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

第五十五条の二第二項中「検査の下に」(次項及び第五十七条第一項において「使用前検査」という。))を加え、「(の工事が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に)」を「(各号のいづれにも)」に、「ときは、合格とする」を「ことを確認しなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その工事が第五十二条第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

二 原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

第五十五条の二に次の一項を加える。

3 使用者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前検査についての原子力規制検査により使用施設等が前項各号のいづれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その使用施設等を使用してはならない。ただし、使用施設等の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事を行った場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

第五十五条の三を削る。

第五十五条の四第二項中「及び第三号」を「第三号及び第四号」に改め、同条を第五十五条の三とし、第五十五条の五を第五十五条の四とする。

第五十七条第一項中「保安教育」の下に「及び使用前検査を加え、」使用開始を「使用施設等の設置の工事に着手する」に改め、同条第二項中「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でない」を「(次の各号のいづれかに該当する)」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものではないこと。

二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであること。

第五十七条第五項及び第六項を削る。

第五十七条の二第二項中「第五項までの規定は」を「第四項までの規定は」に改め、「同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について」を削り、「から第五項までの規定中」を「及び第四項中」に改める。

第五十七條の四第一項中「この章を」この節に改める。

第五十七條の六第一項中「第五十五條の四第一項を第五十五條の三第一項に、第五十五條の五第一項を第五十五條の四第一項に改め、同条の次に次の節名を付する。

第二節 核原料物質の使用に関する規制

第五十七條の七の見出しを削り、同条第四項中「次項の下に」及び次条を加え、同条第五項中「基準を」技術上の基準に改める。

第五章の三を第八章とする。

第五十一條の二第三項に次の一号を加える。

七 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

第五十一條の三に次の一号を加える。

三 前条第三項第七号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

第五十一條の五第一項中「まで」の下に「又は第七号」を加える。

第五十一條の七の見出し中「方法を」計画に改め、同条第一項中「第一種廃棄物埋設事業者を」政令で定める第一種廃棄物埋設施設（以下「特定第一種廃棄物埋設施設」という。）又は政令で定める廃棄物管理施設（以下「特定廃棄物管理施設」という。）の設置又は変更の工事（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。）をしようとする第一種廃棄物埋設事業者（以下「特定第一種廃棄物埋設施設（以下「特定第一種廃棄物管理施設」という。）又は政令で定める廃棄物管理施設（以下「特定第一種廃棄物管理施設」という。）の」を「当該」に、「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に関する」を「その」に、

「第五十一條の九第一項に規定する特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条において同じ」を「その他の工事の計画（以下この条及び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」という。）に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、特定第一種廃棄物埋設施設若しくは特定廃棄物管理施設の二部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

第五十一條の七第二項中「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に関する」を削り、「方法を」計画に改め、同条第三項第一号中「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に関する」を「その」に、「方法を」計画に改め、同項第二号中「に関する設計及び工事の方法が原子力規制委員会規則で定める」を「が第五十一條の九の」に改め、同項第三号を削り、同条第四項中「第一種廃棄物埋設事業者又は特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に関する」を「第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により」に、「方法を」計画に改め、「第二項ただし書の」を削り、「したときは、その旨を」する場合は、その設計及び工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した設計及び工事の計画に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

第五十一條の七第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開

始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

第五十一條の八の見出しを「使用前事業者検査等」に改め、同条第一項を次のように改める。

第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

第五十一條の八第二項中「においては、」を「（次項及び第五十一條の十八第一項において「使用前事業者検査」という。）においては、その」に、「ときは、合格とする」を「ことを確認しなければならない」に改め、同項第一号中「前条第一項の下に」又は第二項を加え、「方法」同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のものを「工事の計画（同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものを含む）」に「行われている」を「行われたものである」に改め、同項第二号中「その性能が第五十一條の九の二を」次条に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を使用してはならない。ただし、前条第一項ただし書の工事を行った場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

第五十一條の九を削る。

第五十一條の九の二の見出し中「の性能」を削り、同条中「特定廃棄物管理施設の性能が」を「特定廃棄物管理施設を」に改め、「これらの施設を」を削り、同条を第五十一條の九とする。

第五十一條の十の見出しを「（定期事業者検査）」に改め、同条第一項中「特定第一種廃棄物埋設施設を」定期に、特定第一種廃棄物埋設施設に改め、「のうち政令で定めるものの性能」を削り、「一年以上であつて原子力規制委員会規則で定める期間ごとに原子力規制委員会が行う検査を受けなければ」を「検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければ」に改め、同条第二項中「検査の下に」次項及び第五十一條の十八第一項において「定期事業者検査」という。）においてを加え、「の性能」を削り、「かどうかについて行う」を「ことを確認しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、定期事業者検査が終了したときその他原子力規制委員会規則で定めるときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

第五十一條の十二第二項中「及び」の下に「第三号並びに」を加える。

第五十一條の十六第二号中「次条」を「次条第一項」に改める。

第五十一條の十七第一項中「の性能が第五十一條の九の二を」が第五十一條の九に改める。

第五十一條の十八第一項中「保安教育」の下に「使用前事業者検査及び定期事業者検査」を加え、「事業開始」を「廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の設置の工事に着手する」に改め、同条第二項中「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でな

い」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第五十一条の二第二項若しくは第五十一条の五第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないこと。

二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであること。

第五十一条の十八第五項及び第六項を削る。

第五十一条の二十三第二項中「第五項までの規定は」を「第四項までの規定は」に改め、「同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について」を削り、「から第五項までの規定中」を「及び第四項中」に改める。

第五十一条の二十六第一項中「第五十一条の九の二を」を「第五十一条の九に改め、同条第四項中「第十六条の四の二を」を「第十六条の四に改め、」を「第五十一条の九の二を」を「第五十一条の九に改める。

第五章の二を第七章とする。

第四十四条第二項に次の一号を加える。

九 再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項
第四十四条の二第二項に次の一号を加える。
五 前条第二項第九号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

第四十四条の四第一項中「第八号」を「第九号」に改める。

第四十五条の見出し中「方法」を「計画」に改め、同条第一項中「再処理事業者」を「再処理施設の設置又は変更の工事(使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く)」をしようとする再処理事業者」に、「再処理施設の」を「当該に」、「再処理施設に関する」を「そのに」、「(第四十六条の二第一項に規定する再処理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条において同じ)」を「その他の工事の計画(以下この条及び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」という)に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、再処理施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

第四十五条第二項中「再処理事業者は、前項の」を「前項の認可を受けた者は、当該」に改め、「再処理施設に関する」を削り、「方法を「計画」に改め、同条第三項第一号中「再処理施設に関する」を「そのに」、「方法を「計画」に改め、同項第二号中「に関する設計及び工事の方法が原子力規制委員会規則で定める」を「第四十六条の二の」に改め、同項第三号を削り、同条第四項中「再処理事業者は、第一項の認可を受けた再処理施設に関する」を「第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により」に、「方法を「計画」に改め、「第二項ただし書の」を削り、「したときは、その旨を」する場合は、その設計及び工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した設計及び工事の計画に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

第四十五条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 再処理事業者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

第四十六条の見出しを「使用前事業者検査等」に改め、同条第一項を次のように改める。

再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする再処理施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

第四十六条第二項中「においては、」を「(次項及び第五十条第一項において「使用前事業者検査」という)においては、そのに、「ときは、合格とする」を「ことを確認しなければならない」に改め、同項第一号中「前条第一項の下に」又は第二項を加え、「方法(同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のものを「工事の計画 同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものを含む。に、「行われていく」を「行われたものである」に改め、同項第二号中「その性能が第四十六条の二の二を」を「次条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により再処理施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その再処理施設を使用してはならない。ただし、前条第一項ただし書の工事を行った場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

第四十六条の二を削る。
第四十六条の二の二の見出し中「の性能」を削り、同条中「再処理施設の性能が」を「再処理施設を」に改め、「その再処理施設を」を削り、同条を第四十六条の二とする。

第四十六条の二の三の見出しを「(定期事業者検査)」に改め、同条第一項中「再処理施設の」を削り、同条に次の一項を加える。

第四十六条の二の三の性能を「定期に、再処理施設」に、「原子力規制委員会が毎年一回定期に行う検査を受けなければ」を「検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない」に改め、同条第二項中「検査」の下に「(次項及び第五十条第一項において「定期事業者検査」という)において、」を加え、「の性能」を削り、「かどうかについて行う」を「ことを確認しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

3 再処理事業者は、定期事業者検査が終了したときその他原子力規制委員会規則で定めるときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

第四十六条の二の三を第四十六条の二の二とす。
第四十六条の五第二項中「及び」の下に「第五号並びに」を加える。

第四十八条第一項第三号中「次条」を「次条第一項」に改める。

第四十九条第一項中「の性能が第四十六条の二の二を」を「第四十六条の二に改める。
第五十条第一項中「保安教育」の下に、「使用前事業者検査及び定期事業者検査」を加え、「事業開始」を「再処理施設の設置の工事に着手する」に改め、同条第二項中「使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上十分でない」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十四条第一項の指定を受けたところ、第四十四条の四第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところ又はこれらによつて汚染された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであること。

二 使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであること。
第五十条第五項及び第六項を削る。
第五十条の三第二項中「第五項までの規定は」

を「第四項までの規定は」に改め、「同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について」を削り、「から第五項までの規定中」を「及び第四項中」に改める。

第五十条の四の二第二項第一号イ中「第四十五条第三項第二号」を「第四十六条の二」に改める。

第五十一条第一項中「第四十六条の二の二、第四十六条の二の三」を「第四十六条の二、第四十六条の二の二に改め、同条第四項中「第四十六条の二」を「第四十六条の四」に、「第四十六条の二の二、第四十六条の二の三」を「第四十六条の二、第四十六条の二の二」に改める。

第五章を第六章とする。

第四十三条の四第二項に次の一号を加える。

七 使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

第四十三条の五第一項に次の一号を加える。

四 前条第二項第七号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

第四十三条の七第一項中「又は第六号」を「第六号又は第七号」に改める。

第四十三条の八の見出し中「方法を」を「計画」に改め、同条第一項中「使用済燃料貯蔵事業者」を「使用済燃料貯蔵施設の設置又は変更の工事（使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。）をしよ」とする使用済燃料貯蔵事業者を、「使用済燃料貯蔵施設の」を「当該」に、「使用済燃料貯蔵施設に関する」を「その」に、「第四十三条の十第一項に規定する使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条において同じ」を「その他の工事の計画

（以下この条及び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」という）に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、使用済燃料貯蔵施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

第四十三条の八第二項中「使用済燃料貯蔵事業者は、前項の」を「前項の認可を受けた者は、当該に改め、」使用済燃料貯蔵施設に関する」を削り、「方法を」を「計画」に改め、同条第三項第一号中「使用済燃料貯蔵施設に関する」を「その」に、「方法を」を「計画」に改め、同項第二号中「に関する設計及び工事の方法が原子力規制委員会規則で定める」を「が第四十三条の十の」に改め、同項第三号を削り、同条第五項中「使用済燃料貯蔵事業者は、第一項の認可を受けた使用済燃料貯蔵施設に関する」を「第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により」に、「方法を」を「計画」に改め、「第二項ただし書の」を削り、「したときは、その旨を」する場合は、その設計及び工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した設計及び工事の計画」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

第四十三条の八第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 使用済燃料貯蔵事業者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

第四十三条の九の見出しを「使用前事業者検査等」に改め、同条第一項を次のように改める。

使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員

会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする使用済燃料貯蔵施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

第四十三条の九第二項中「においては、」を「（次項及び第四十三条の二十第一項において「使用前事業者検査」という。）においては、その」に、「ときは、合格とする」を「ことを確認しなければならない」に改め、同項第一号中「前条第一項の下に」又は第二項を加え、「方法」同条第二項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のものを「工事の計画（同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものを含む）」に、「行われている」を「行われたものである」に改め、同項第二号中「その性能が第四十三条の十の二を」を「次条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により使用済燃料貯蔵施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その使用済燃料貯蔵施設を使用してはならない。ただし、前条第一項ただし書の工事を行った場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

第四十三条の十を削る。

第四十三条の十の二の見出し中「の性能」を削り、同条中「使用済燃料貯蔵施設の性能が」を「使用済燃料貯蔵施設を」に改め、「その使用済燃料貯蔵施設を」を削り、同条を第四十三条の十とする。

第四十三条の十一の見出しを「（定期事業者検査）」に改め、同条第一項中「使用済燃料貯蔵施設のうち政令で定めるものの性能を」を「定期に、

使用済燃料貯蔵施設」に、「一年以上であつて原子力規制委員会規則で定める期間」ごとに原子力規制委員会が行う検査を受けなければ」を「検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない」に改め、同条第二項中「検査」の下に「（次項及び第四十三条の二十第一項において「定期事業者検査」という。）において」を加え、「の性能」を削り、「かどうかに」について行う」を「ことを確認しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

3 使用済燃料貯蔵事業者は、定期事業者検査が終了したときその他原子力規制委員会規則で定めるときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

第四十三条の十四第二項中「及び第二号」を「第二号及び第四号」に改める。

第四十三条の十九第一項中「の性能が第四十三条の十の二を」を「が第四十三条の十」に改める。

第四十三条の二十第一項中「保安教育」の下に「使用前事業者検査及び定期事業者検査」を加え、「事業開始」を「使用済燃料貯蔵施設の設置の工事に着手する」に改め、同条第二項中「使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上十分でない」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十三条の四第一項若しくは第四十三条の七第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないこと。

二 使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであること。

第四十三条の二十第五項及び第六項を削る。

第四十三条の二十五第二項中「第五項までの規定は」を「第四項までの規定は、」に改め、

平成二十九年三月二十三日 衆議院會議録第十二号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

六〇

「同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について」を削り、「から第五項までの規定中」を「及び第四項中」に改める。

第四十三条の二十六の三第三項第二号中「第四十三条の八第三項第二号」を「第四十三条の十」に改め、同条第六項第三号中「その職員」を「当該職員」に改める。

第四十三条の二十八第一項中「第四十三条の十の二」を「第四十三条の十」に改め、同条第四項中「第十六条の四の二」を「第十六条の四」に、「第四十三条の十の二」を「第四十三条の十」に改める。

第四章の二を第五章とする。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)

第四条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律昭和三十三年法律第六十七号の一部を次のように改正する。

目次中第三十三條の二を「第三十三條の三」に改める。

第二十八條第七項中「第三十二條から第三十三條の二まで」を「第三十一條の二から第三十三條の三まで」に、「別表第六から別表第八まで」を「別表第三から別表第五まで」に、「第二十八條第七項の規定により許可届出使用者」を「前条第七項の規定により許可届出使用者」に、「第四項の二」を「第三項の二」に改め、同条第八項中「第四項を第三項」に改める。

第三十條第三号中「第四項を第三項」に改める。

第三十一條の次に次の一條を加える。

(原子力規制委員会等への報告)

第三十一條の二 許可届出使用者(表示付認証機器使用者を含む)、届出販売業者、届出貸貸業者及び許可廃棄業者は、その放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染

物に關し、放射線障害が発生するおそれのある事故又は放射線障害が発生した事故その他の原子力規制委員会規則(放射性同位元素又は放射性汚染物の工場又は事業所の外における運搬に係る場合にあつては原子力規制委員会規則又は国土交通省令、第十八條第五項の規定による届出に係る場合にあつては内閣府令。以下この条において同じ。)で定める事象が生じた場合においては、遅滞なく、原子力規制委員会規則で定めるところにより、事象の状況その他の原子力規制委員会規則で定める事項を原子力規制委員会(放射性同位元素又は放射性汚染物の工場又は事業所の外における運搬に係る場合にあつては原子力規制委員会又は国土交通大臣、同項の規定による届出に係る場合にあつては都道府県公安委員会)に報告しなければならない。

第三十二條の見出しを「(警察官等への届出)」に改める。

第三十三條第一項中「地震、火災その他の災害が起こつたことにより」、「船舶又は航空機による運搬を含む。」及び「第三項において同じ。」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「原子力規制委員会の下に(放射性同位元素又は放射性汚染物の工場又は事業所の外における運搬に係る場合にあつては、原子力規制委員会又は国土交通大臣)」を加え、同項を同条第三項とする。

第三章中第三十三條の二を第三十三條の三とし、第三十三條の次に次の一條を加える。

(廃棄に係る特例)

第三十三條の二 許可届出使用者及び許可廃棄業者が廃棄事業者(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。以下この条において「原子炉等規制法」という。)第五十一條の五第一項に規定する廃棄事業者をいう。以下この

条において同じ。)にその廃棄を委託した放射性同位元素又は放射性汚染物(これらの物が当該廃棄事業者の工場又は事業所に搬入された場合に限る。)は、この法律、原子炉等規制法その他の政令で定める法令の適用については、核燃料物質(原子炉等規制法第二條第二項に規定する核燃料物質をいう。以下この条において同じ。)又は核燃料物質によつて汚染された物とみなす。

第三十五條第七項中「別表第一の上欄に掲げる試験の種類に応じ同表の下欄に掲げる」を「原子力規制委員会規則で定める」に改め、同条第八項中「別表第二の上欄に掲げる資格講習の種類に応じ同表の下欄に掲げる」を「原子力規制委員会規則で定める」に改める。

第三十六條の二第二項中「別表第三の上欄に掲げる定期講習の種類に応じ同表の下欄に掲げる」を「原子力規制委員会規則で定める」に改める。

第四十一條第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第三号中「別表第四」を「別表第二」に改める。

第四十一條の十六及び第四十一條の十八中「別表第四」を「別表第二」に、「別表第五」を「別表第二」に改める。

第四十一條の二十及び第四十一條の二十二中「別表第四」を「別表第二」に、「別表第六」を「別表第三」に改める。

第四十一條の二十四中「別表第四」を「別表第二」に、「別表第七」を「別表第四」に改める。

第四十一條の二十五中「第三十三條の二第二項を第三十三條の三第一項」に改める。

第四十一條の二十六中「第三十三條の二第二項」を「第三十三條の三第一項」に、「別表第四」を「別表第二」に、「別表第八」を「別表第五」に改める。

第四十一條の二十七中「(次条において「登録

申請者」という。)を削る。

第四十一條の二十八中「登録申請者」を「前条の規定により登録の申請をした者」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第一号中「別表第一の上欄に掲げる試験の種類」を「それぞれ同表の下欄に掲げる」を「第三十五條第七項の原子力規制委員会規則で定める」に改める。

第四十一條の三十一中「(次条において「登録申請者」という。)を削る。

第四十一條の三十二中「登録申請者」を「前条の規定により登録の申請をした者」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第一号中「別表第二の上欄に掲げる資格講習の種類」を「それぞれ同表の下欄に掲げる」を「第三十五條第八項の原子力規制委員会規則で定める」に改める。

第四十一條の三十五中「(次条において「登録申請者」という。)を削る。

第四十一條の三十六中「登録申請者」を「前条の規定により登録の申請をした者」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第一号中「別表第三の上欄に掲げる定期講習の種類」を「それぞれ同表の下欄に掲げる」を「第三十六條の二第二項の原子力規制委員会規則で定める」に改め、同条第二号中「前号」を「イ」に改める。

第四十二條第一項及び第四十三條の二第二項中「第四項の二」を「第三項の二」に改める。

第四十五條の二第二号中「第三十三條の二第二項」を「第三十三條の三第一項」に改める。

第四十八條の二第二項中「第三十三條の二第二項」を「第三十三條の三第一項」に改め、同条第二項中「第三十三條の二第二項」を「第三十三條の三第二項」に改める。

第四十九條第一項中「第三十三條の二第二項」を「第三十三條の三第二項」に改める。

第五十三條中第十一号を第十二号とし、第十

号を第十一号とし、同条第九号中「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 第三十一条の二の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第五十五条第十一号中「第三十二条若しくは第三十三条第三項」を「若しくは第三十二条」に改める。

別表第一から別表第三までを削り、別表第四を別表第一とし、別表第五から別表第八までを三表ずつ繰り上げる。

第五条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

放射性同位元素等の規制に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条—第二条)

第二章 使用の許可及び届出、販売及び賃貸の業の届出並びに廃棄の業の許可(第三条—第十二条)

第三章 表示付認証機器等(第十二条の二—第十二条の七)

第四章 許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者、許可廃棄業者等の義務等(第十二条の八—第三十三条の三)

第五章 放射線取扱主任者等(第三十四条—第三十八条の三)

第六章 許可届出使用者等の責務(第三十八条の四)

第七章 登録認証機関等(第三十九条—第四十一条の四十六)

第八章 雑則(第四十二条—第五十条)

第九章 罰則(第五十一条—第六十一条)

第十章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等(第六十二条—第六十六条)

附則

第一条中「防止」の下に「及び特定放射性同位元素を防護して」を加える。

第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「特定放射性同位元素」とは、放射性同位元素であつて、その放射線が発散された場合において人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

第八章を第十章とする。

第五十二条第五号中「又は第三十七条第一項及び第二項」を「第三十七条第二項において準用する場合を含む。」又は第三十七条第一項に改め、同条第六号中「第二十五条の二第二項」の下に「及び第二十五条の五」を加え、同条中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 第三十八条の二第一項、第三十八条の三において準用する第三十七条第一項又は第三十八条の三において準用する第三十七条第二項において準用する第三十四条第一項の規定に違反した者

第五十二条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 第二十五条の三第二項の規定による命令に違反した者

第五十二条に次の一号を加える。

十五 第四十八条の二第四項又は第五項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十三条第二号中「及び第四十一条の四十一」を「第四十一条の四十及び第四十一条の四十六」に改める。

第五十四条第五号中「第二十五条の二第二項」

の下に「及び第二十五条の五」を加え、同条第六号中「第二十五条の二第二項」の下に「及び第二十五条の五」を加え、「同条第五項」を「第十八条第五項(第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改め、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 第二十五条の三第一項の規定に違反した者

第五十五条第八号中「第十八条第八項」の下に「(第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第十五号を第十八号とし、第十一号から第十四号までを三号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の三号を加える。

十一 第二十五条の七の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十二 第二十五条の八又は第三十八条の三において準用する第三十六条の三第二項の規定に違反した者

十三 第二十五条の九第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

第五十六条第二号中「及び第四十一条の四十一」を「第四十一条の四十及び第四十一条の四十六」に改め、同条第三号中「第四十一条の三十九」の下に「又は第四十一条の四十五」を加え、「定期講習業務を」放射線取扱主任者定期講習業務又は特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務に改める。

第五十八号中「及び第四十一条の四十一」を「第四十一条の四十及び第四十一条の四十六」に改める。

第五十九号中「十万円」を「二十万円」に改め、同条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二

号を加える。

二 第二十五条の四第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者

三 第二十五条の六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第五十九条に次の一号を加える。

七 第三十八条の二第二項又は第三十八条の三において準用する第三十七条第三項の規定による届出をしなかつた者

第六十条中「五万円」を「十万円」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第二十五条の四第三項の規定による届出をしなかつた者

第七章を第九章とする。

第四十二条第二項及び第四十三条の三第一項中「又は登録定期講習機関」を「登録放射線取扱主任者定期講習機関又は登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関」に改める。

第四十四条第二項中「及び第四十一条の四十一」を「第四十一条の四十及び第四十一条の四十六」に改める。

第四十五条の二第二号中「第三十六条の二第一項」の下に「(第三十八条の三において準用する場合を含む。)」を加え、同条第四号及び第六号中「及び第四十一条の四十一」を「第四十一条の四十及び第四十一条の四十六」に改め、同条第七号中「及び第四十一条の四十一」を「第四十一条の四十及び第四十一条の四十六」に、「若しくは定期講習業務」を「放射線取扱主任者定期講習業務若しくは特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務」に改め、同条第八号中「第四十一条の三十九」の下に「又は第四十一条の四十五」を加える。

第四十八号の二を第四十八号の三とし、第四十八号の次に次の一号を加える。

十八号の次に次の一号を加える。

(国家公安委員会等との関係)

第四十八条の二 原子力規制委員会は、第二十五条の四第一項若しくは第三項又は第三十八条の二第二項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を国家公安委員会又は海上保安庁長官に連絡しなければならない。

2 国家公安委員会又は海上保安庁長官は、公共の安全の維持又は海上の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、第二十五条の三第一項、第二十五条の四第一項若しくは第二項又は第三十八条の二第二項の規定の運用に関し、原子力規制委員会に意見を述べることができる。

3 国家公安委員会は、前項の規定の施行に必要な限度において、許可届出使用者又は許可廃棄業者の業務に関し、相当と認める都道府県警察に必要な調査を行うことを指示することができる。

4 前項の規定による指示を受けた都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長は、同項の調査を行うため特に必要があると認められるときは、あらかじめ国家公安委員会の承認を得て、当該都道府県警察の職員に、許可届出使用者又は許可廃棄業者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5 海上保安庁長官は、第二項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、許可届出使用者又は許可廃棄業者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6 第四十三条の二第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による立入検査について準用する。

第四十九条第一項中「定期講習(登録定期講習

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

機関を「放射線取扱主任者定期講習(登録放射線取扱主任者定期講習機関)」に、「又は研修」を「第三十六条の三第一項(第三十八条の三)において準用する場合を含む。」の研修又は特定放射性同位元素防護管理者定期講習(登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関)の行うものを除く。」に改める。

第六章を第八章とする。

第四十一条第一項第一号ロ中「実務」の下に「(放射線障害の防止に関するものに限る。以下この章において同じ。)」を加え、同項第三号中「以下」の下に「この号において」を加え、同号イ中「いう」の下に「第四十一条の十九の二第三号イ及び第四十一条の二十一の二第三号イにおいて同じ」を加え、同号ロ中「いう」の下に「第四十一条の十九の二第三号ロ及び第四十一条の二十一の二第三号ロにおいて同じ」を加え、同号ハ中「利害関係者等」を「利害関係者」に改める。

第四十一条の十九の次に次の一条を加える。

(登録の要件等)

第四十一条の十九の二 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者(以下この条において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関し必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 イから二までに掲げる条件のいずれか及びホ又はハに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する運搬方法確認員が運搬方法確認を行い、その人数が三名以上であること。

イ 第一種放射線取扱主任者免状を有する者

ロ 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修め

て卒業した者で、その後二年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱の実務に従事した経験を有するもの

ハ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱の実務に従事した経験を有するもの

二 イからハまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

ホ 特定放射性同位元素の防護に関する業務に二年以上従事した経験を有する者

ヘ ホに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 イからハまでに掲げる条件のいずれか及び二又はホに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する専任の主任運搬方法確認員(登録申請者(その者が法人である場合にあつては、その役員)又はその職員であるものに限る。)が運搬方法確認の管理を行うものであること。

イ 運搬方法確認員の業務(放射線障害の防止のために必要な措置の確認に関するものに限る。)に五年以上従事した経験を有する者

ロ 第一種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱の実務に従事した経験を有するもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 特定放射性同位元素の防護に関する業務に二年以上従事した経験を有する者

ホ 二に掲げる者と同等以上の知識及び経験

験を有する者

三 登録申請者が、別表第三に掲げる者(以下この号及び第四十一条の二十一の二第三号において「利害関係者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、利害関係者がその親法人であること。

ロ 登録申請者の役員(持分会社にあつては、業務を執行する社員)に占める利害関係者の役員又は職員(過去二年間に当該利害関係者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、利害関係者の役員又は職員(過去二年間に当該利害関係者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

四 債務超過の状態にないこと。

第四十一条の二十中「第四十条」の下に、「第四十一条第二項及び第四十一条の二を加え、」「主任設計確認員」とあるのは「主任運搬方法確認員」とを削り、「第四十一条第一項第三号中「別表第二」とあるのは「別表第三」と、同条第二項を「第四十一条第二項」に、「同項第三号」を「同号」に改め、「国土交通省令で定める方法」との下に、「第四十一条の八第一項中「主任設計確認員」とあるのは「主任運搬方法確認員」とを加える。

第四十一条の二十一の次に次の一条を加える。

(登録の要件等)

第四十一条の二十一の二 原子力規制委員会は、前条の規定により登録の申請をした者(以下この条において「登録申請者」という。)

イから二までに掲げる条件のいずれか及びホ又はへに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する運搬物確認員が運搬物確認を行い、その人数が三名以上であること。

イ 第一種放射線取扱主任者免状を有する者

口 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後二年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ハ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

二 イからハまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

ホ 特定放射性同位元素の防護に関する業務に二年以上従事した経験を有する者

ヘ ホに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

一イからハまでに掲げる条件のいずれか及び二又はホに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する専任の主任運搬物確認員（登録申請者）その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員であるものに限る。）が運搬物確認の管理を行うものであること。

□ 第一種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ハ、イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 特定放射性同位元素の防護に関する業務に二年以上従事した経験を有する者

ホ ニに掲げる者と同等以上の知識及び経

三 登録申請者が、利害関係者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、利害関係者がその親法人であること。

口 登録申請者の役員(持分会社にあつては、業務を執行する社員)に占める利害関係者の役員又は職員(過去二年間に当該利害関係者の役員又は職員であつた者を含む)の割合が二分の一を超えていること。

ハ登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員が、利害関係者の役員又は職員）過去二年間に当該利害関係者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

四 債務超過の状態にないこと。

第四十一条の二十二中「第四十条」の下に「第四十一条第二項及び第四十一条の二を加え」、「主任設計認証員」とあるのは「主任運搬物確認員」とを削り、「第四十一条第一項第三

第四十一条の三十五の見出しを「登録放射線取扱主任者定期講習機関の登録」に改め、同条中「定期講習の」を「放射線取扱主任者定期講習の」に、「定期講習業務」を「放射線取扱主任者定期講習業務」に改める。

第四十一条の三十六第一号及び第二号中「定期講習」を「放射線取扱主任者定期講習」に改める。

第四十一条の三十七の見出し中「定期講習」を「放射線取扱主任者定期講習」に改め、同条中「登録定期講習機関」を「登録放射線取扱主任者定期講習機関」に、「定期講習」を「放射線取扱主任者定期講習」に改める。

第四十一条の三十八の見出しを「放射線取扱主任者定期講習業務規程」に改め、同条第一項中「登録定期講習機関」を「登録放射線取扱主任

者定期講習機関に、「定期講習業務」を、「放射線取扱主任者定期講習業務」に、「定期講習業務規程」を、「放射線取扱主任者定期講習業務規程」に改め、同条第二項中「定期講習業務規程」は、「定期講習業務」を「放射線取扱主任者定期講習業務」と改める。

習業務規程には、放射線取扱主任者定期講習業務に、「定期講習に」を「放射線取扱主任者定期講習に」に改める。

第四十一条の三十九中「登録定期講習機関は、定期講習業務」を「登録放射線取扱主任者定期講習機関は、放射線取扱主任者定期講習業務」に改める。

第四十一条の四十中「定期講習業務」を「放射線取扱主任者定期講習業務」に、「登録定期講習機関」を「登録放射線取扱主任者定期講習機

(登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の登録)

第四十一条の四十一 第三十八条の三において準用する第三十六条の二第一項の登録は、第三十八条の三において準用する同項に規定する特定放射性同位元素防護管理者定期講習（以下単に「特定放射性同位元素防護管理者定期講習」という。）の実施に関する業務（以下「特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(登録の要件等)

第四十一条の四十二 原子力規制委員会は、前条の規定により登録の申請をした者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、原子力規制委員会規則で定める。

一 第三十八條の三において準用する第三十
六條の二第二項の原子力規制委員會規則で
定める課目について、特定放射性同位元素
防護管理者定期講習を行うこと。

二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する講師が特定放射性同位元素防護管理者定期講習を行うこと。

イ 特定放射性同位元素防護管理者として選任された者で、その後二年以上特定放射性同位元素の防護に関する業務を統一的に管理する業務に従事した経験を有するもの

口　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三　債務超過の状態にないこと。

(特定放射性同位元素防護管理者定期講習の実施に係る義務)

第四十一条の四十三 第三十八条の三において準用する第三十六条の二第一項の登録を受けた者(以下「登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関」という。)は、第三十八条の三において準用する第三十六条の二第三項の実施細目に従い、公正に特定放射性同位元素防護管理者定期講習を実施しなければならない。

(特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務規程)

第四十一条の四十四 登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関は、特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務に関する規程(次項において「特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務規程」という。)を定め、特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務の開始前に、原子力規制委員会に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務規程には、特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務の実施方法、特定放射性同位元素防護管理者定期講習に関する料金その他原子力規制委員会規則で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止)

第四十一条の四十五 登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関は、特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(準用)

第四十一条の四十六 第四十条、第四十一条第

二項、第四十一条の二、第四十一条の四、第四十一条の七、第四十一条の十から第四十一条の十三まで並びに第四十一条の十四第二項及び第三項の規定は、第三十八条の三において準用する第三十六条の二第一項の登録について準用する。この場合において、これらの規定(第四十一条第二項第三号を除く。)中「設計認証業務」とあるのは「特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関」と、第四十一条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関登録簿」と、同号中「設計認証業務」とあるのは「第四十一条の四十一に規定する特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務(以下単に「特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務」という。)」と、第四十一条の十中「第四十一条第一項各号のいずれか」とあるのは「第四十一条の四十二各号のいずれか」と、第四十一条の十一中「第四十一条の三」とあるのは「第四十一条の四十三」と、第四十一条の十四第二項中「第四十一条の六」とあるのは「第四十一条の四十五」と、「許可をしたとき」とあるのは「届出があつたとき」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五章を第七章とする。
第四章の章名中「放射線取扱主任者」を「放射線取扱主任者等」に改める。
第三十六条の二の見出しを「(放射線取扱主任者定期講習)」に改め、同条第一項中「登録定期講習機関」を「登録放射線取扱主任者定期講習機関」に、「定期講習」を「放射線取扱主任者定期講習」に改め、同条第二項及び第三項中「定期講習」を「放射線取扱主任者定期講習」に改める。
第四章中第三十八条の次に次の二条を加える。

る。

(特定放射性同位元素防護管理者)

第三十八条の二 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、第二十五条の三第一項の政令で定める場合においては、特定放射性同位元素の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定放射性同位元素の取扱いの知識その他について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、特定放射性同位元素防護管理者を選任しなければならない。

2 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、前項の規定により特定放射性同位元素防護管理者を選任したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、選任した日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(準用)

第三十八条の三 第三十六条から第三十八条までの規定は、特定放射性同位元素防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「許可届出使用者、届出版売業者、届出貸貸業者」とあるのは「許可届出使用者」と、「放射線障害の防止」とあるのは「特定放射性同位元素の防護」と、「放射線取扱主任者定期講習」とあるのは「特定放射性同位元素防護管理者定期講習」と、第三十六条第二項中「放射線障害予防規程」とあるのは「特定放射性同位元素防護規程」と、第三十六条の二第一項中「受けた者(以下「登録放射線取扱主任者定期講習機関」という。)」とあるのは「受けた者」と、第三十七条第一項中「放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用をし、又は放射性同位元素若しくは放射性汚染物を廃棄しよう」とあるのは「特定放射性同位元素を取り扱う」と、同条第二項中「第三十四条第

一項」とあるのは「第三十八条の二第一項」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四章を第五章とし、同章の次に次の一章を加える。

第六章 許可届出使用者等の責務

第三十八条の四 許可届出使用者(表示付認証機器使用者を含む)、届出版売業者、届出貸貸業者及び許可廃棄業者は、この法律の規定に基づき、原子力の研究、開発及び利用における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護に関し、業務の改善、教育訓練の充実その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

第二十五条の見出しを「(放射線障害の防止に関する教育訓練)」に改める。

第二十五条の見出しを「(放射線障害の防止に関する記録義務)」に改める。

第二十五条の二の次に次の七条を加える。

(工場等における特定放射性同位元素の防護のために講ずべき措置等)

第二十五条の三 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、特定放射性同位元素を工場又は事業所において取り扱う場合で政令で定める場合においては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、施設その他の方法による特定放射性同位元素の管理、特定放射性同位元素の防護上必要な設備及び装置の整備及び点検その他の特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を講じなければならない。

2 原子力規制委員会は、前項の措置が同項の原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、許可届出使用者又は許可廃棄業者に対し、特定放射性同位元素の取扱方法は正その他特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を命ずることができる。

(特定放射性同位元素防護規程)

第二十五条の四 許可届出使用者及び許可廃業者は、前条第一項の政令で定める場合においては、特定放射性同位元素を防護するため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定放射性同位元素の取扱いを開始する前に、特定放射性同位元素防護規程を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 原子力規制委員会は、特定放射性同位元素を防護するために必要があると認めるときは、許可届出使用者又は許可廃業者に対し、特定放射性同位元素防護規程の変更を命ずることができる。

3 許可届出使用者及び許可廃業者は、特定放射性同位元素防護規程を変更したときは、変更の日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。

(工場等の外において運搬する場合における特定放射性同位元素の防護のために講ずべき措置等)

第二十五条の五 許可届出使用者等が特定放射性同位元素を工場又は事業所の外において運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)における第十八条の規定の適用については、同条第一項、第二項及び第四項中「放射線障害の防止」とあるのは「放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護」と、同条第五項及び第六項中「放射線障害を防止して」とあるのは「放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して」と、同条第八項中「放射線障害を防止して」とあるのは「放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して」と、同条第九項中「放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護する」とあるのは「放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護する」とする。

(取決めの締結)

第二十五条の六 許可届出使用者、届出版売業者、届出貨貸業者及び許可廃業者は、特定放射性同位元素を工場又は事業所の外において運搬する場合においては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、運搬を開始する前に、当該特定放射性同位元素の運搬について責任を有する者を明らかにし、当該特定放射性同位元素の運搬に係る責任が移転される時期及び場所その他の原子力規制委員会規則で定める事項について発送人、当該特定放射性同位元素の運搬について責任を有する者及び受取人の間で取決めが締結されるよう措置しなければならない。

2 前項の場合において、許可届出使用者、届出版売業者、届出貨貸業者及び許可廃業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、同項の運搬が開始される前に、同項に規定する取決めの締結について、原子力規制委員会に届け出なければならない。

(特定放射性同位元素に係る報告)

第二十五条の七 許可届出使用者、届出版売業者、届出貨貸業者及び許可廃業者は、特定放射性同位元素について譲受け又は譲渡しをしたとき、その他の原子力規制委員会規則で定めるときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その数量、年月日、相手方の氏名又は名称及び住所その他の原子力規制委員会規則で定める事項を原子力規制委員会に報告しなければならない。

(特定放射性同位元素の防護に関する教育訓練)

第二十五条の八 許可届出使用者及び許可廃業者は、特定放射性同位元素を取り扱う場合においては、第二十二条に規定するもののほか、特定放射性同位元素の防護に関する業務に従事する者に対し、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定放射性同位元素防護規程の周知を図るほか、特定放射性同位元素を防護するために必要な教育及び訓練を施さなければならない。

第二十五条の九 許可届出使用者、届出版売業者、届出貨貸業者及び許可廃業者は、特定放射性同位元素を取り扱う場合においては、第二十五条に規定するもののほか、原子力規制委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、次の事項を記載しなければならない。

- 一 特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する事項
- 二 その他特定放射性同位元素の防護に関し必要な事項

2 前項の帳簿は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保存しなければならない。

第二十六条第一項第十四号を同項第十八号とし、同項第十三号中「又は第三十七条第一項及び第二項」を「第三十七条第二項において準用する場合を含む。」又は第三十七条第一項に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十二号を同項第十六号とし、同項第十一号の次に次の四号を加える。

- 十二 第二十五条の三第一項又は第二十五条の六第一項の規定に違反した場合
- 十三 第二十五条の三第二項の規定による命令に違反した場合
- 十四 第二十五条の六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
- 十五 前条の規定に違反した場合
- 二十六 第一項に次の二号を加える。
- 十九 第三十八条の二第二項、第三十八条の三において準用する第三十七条第一項又は

第三十八条の三において準用する第三十七条第二項において準用する第三十四条第一項の規定に違反した場合

二十 第三十八条の三において準用する第三十八条の規定による命令に違反した場合

第二十六条第二項第十号を同項第十四号とし、同項第九号中「又は第三十七条第一項及び第二項」を「第三十七条第二項において準用する場合を含む。」又は第三十七条第一項に改め、同号を同項第十三号とし、同項第八号を同項第十二号とし、同項第七号の次に次の四号を加える。

- 八 第二十五条の三第一項又は第二十五条の六第一項の規定に違反した場合
- 九 第二十五条の三第二項の規定による命令に違反した場合
- 十 第二十五条の六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
- 十一 前条の規定に違反した場合
- 二十六 第二項に次の二号を加える。
- 十五 第三十八条の二第二項、第三十八条の三において準用する第三十七条第一項又は第三十八条の三において準用する第三十七条第二項において準用する第三十四条第一項の規定に違反した場合
- 十六 第三十八条の三において準用する第三十八条の規定による命令に違反した場合
- 二十八 第七項中「第三項まで」の下に「第二十五条の三から第二十五条の七まで、第二十五条の九を」、「第三十三条の三まで」の下に「第三十八条の二から第三十八条の四まで」を、「第四十三条の二の下に」、「第四十八条の二」を加える。
- 第三十一条第一項第二号中「措置」の下に「特定放射性同位元素の取扱いをさせる場合にあっては、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置」を加える。

第三章を第四章とし、第二章の二を第三章とする。

別表第三中「第四十一条の二十、第四十一条の二十二」を「第四十一条の十九の二」に改める。

(放射線障害防止の技術的基準に関する法律の一部改正)

第六条 放射線障害防止の技術的基準に関する法律(昭和三十三年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「放射線障害の防止に関する」を「放射線障害防止の」に、「策定」を「の策定」に、「よつて」を「よつて」に改める。

第二条中「アルファ線」を「アルファ線」に、「エックス線」を「エックス線」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律において「放射線障害防止の技術的基準」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)、放射性同位元素等に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)その他の法令に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準をいう。

第三条中「放射線障害の防止に関する」を「放射線障害防止の」に、「当つて」を「当たつて」に、「もつて」を「もつて」に改める。

第五条第二項中「前項に規定する」を「放射線障害防止の技術的基準に関する」に改め、「関係行政機関の長の下に」(「当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。」)を加える。

第六条中「放射線障害の防止に関する」を「放射線障害防止の」に改める。

第八条第一項中「よつて」を「よつて」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の規定並びに附則第十三条から第十七条まで及び第二十五条の規定 公布の日又は平成二十九年四月一日のいずれか遅い日

二 第一条の規定並びに附則第二十一条及び第二十九条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第四条の規定及び附則第二十三条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二条の規定並びに次条並びに附則第十九条、第二十条及び第二十六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第四号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下この条において「第四号旧原子炉等規制法」という。第三條第一項若しくは第四十四條第一項の指定を受けている者、第四号旧原子炉等規制法第十三條第一項、第二十三條第一項、第四十三條の三の五第一項、第四十三條の四第一項若しくは第五十一條の二第一項の許可を受けている者又は第四号旧原子炉等規制法第五十二條第一項の許可を受けている者(第二条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下この条において「第四号新原子炉等規制法」という。第五十七條の四第一項の政令で定める核燃料物質に該当する核燃料物質を使用している者に限る。))についての第

四号新原子炉等規制法第十二條の五の二第一項、第二十二條の七の三第一項、第四十三條の三第一項、第四十三條の三の三十三第一項、第四十三條の二十六の四第一項、第五十條の四の三第二項、第五十一條の二十四の三第一項及び第五十七條の四第一項の規定の適用については、第四号新原子炉等規制法第十二條の五の二第一項、第二十二條の七の三第一項、第四十三條の二十六の四第一項、第五十條の四の三第一項及び第五十一條の二十四の三第一項中「その事業を開始しようとするときは」とあり、並びに第四号新原子炉等規制法第五十七條の四第一項中「政令で定める核燃料物質の使用を開始しようとするときは」とあるのは「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から起算して三月以内」と、第四号新原子炉等規制法第四十三條の三第三項中「試験研究用等原子炉の運転を開始しようとするときは、当該」とあり、及び第四号新原子炉等規制法第四十三條の三の三十三第一項中「発電用原子炉の運転を開始しようとするときは、当該」とあるのは「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から起算して三月以内に、その」とする。

第三条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「旧原子炉等規制法」という。第三條第一項若しくは第四十四條第一項の規定によりされている指定、旧原子炉等規制法第十三條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二第一項、第四十三條の三の五第一項、第四十三條の四第一項、第五十一條の二第一項の許可又は旧原子炉等規制法第十六條の二第二項若しくは第二項、第二十七條第一項若しくは第二項、第四十三條の三の九第一項若しくは第二項、第四十三條の八第一項若しくは第二項、第四十五條第一項若しくは第二項若しくは第五十一條の七第一項若しくは第二項の規定によりされた認可又は新原子炉等規制法第十六條の二第一項若しくは第二項、第二十七條第一項若しくは第二項、第四十三條の三の九第一項若しくは第二項、第四十三條の八第一項若しくは第二項、第四十五條第一項若しくは第二項若しくは第五十一條の七第一項若しくは第二項の規定によりされた認可とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第三條第一項の指定を受けている者(第四項において「旧製錬事業者」という。))は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))から起算して三月以内に、当該指定に係る事業に係る新原子炉等規制法第三條第二項第五号に掲げる事項を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。この場合において、原子力規制委員会は、当該届出に係る事項が新原子炉等規制法第四條第三号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る事項について変更を命ずることができる。

2 原子力規制委員会は、前項前段の規定による

第一項若しくは第二項、第四十三條の八第一項若しくは第二項、第四十五條第一項若しくは第二項若しくは第五十一條の七第一項若しくは第二項の規定による認可についてされた申請又は新原子炉等規制法第四十三條の三の九第一項若しくは第二項の規定による認可についてされた申請とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第十六條の二第一項若しくは第二項、第二十七條

平成二十九年三月二十三日 衆議院會議録第十二号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

六八

第一項若しくは第二項、第四十三條の八第一項若しくは第二項、第四十五條第一項若しくは第二項又は第五十一條の七第一項若しくは第二項の規定による認可についてされている申請(当該申請に係る工事がそれぞれ新原子炉等規制法第十六條の二第一項ただし書、第二十七條第一項ただし書、第四十三條の八第一項ただし書、第四十五條第一項ただし書又は第五十一條の七第一項ただし書の工事に該当するものに限る。)は、それぞれ新原子炉等規制法第十六條の二第四項、第二十七條第四項、第四十三條の八第五項、第四十五條第四項又は第五十一條の七第四項の規定によりされた届出とみなす。

第七條 新原子炉等規制法第十六條の三第一項、第二十八條第一項、第四十三條の三の十一第一項、第四十三條の九第一項、第四十六條第一項、第五十一條の八第一項又は第五十五條の二第一項の規定は、施行日以後に工事に着手される施設(輸入される施設にあつては、施行日以後に輸入されるもの)に係る検査について適用し、この法律の施行の際現に工事に着手されている施設(溶接をした施設であつて輸入されるものにあつては)この法律の施行の際現に輸入されているもの(に係る旧原子炉等規制法第十六條の三第一項、第十六條の四第一項若しくは第四項、第二十八條第一項、第二十八條の二第一項若しくは第四項、第四十三條の三の十一第一項、第四十三條の三の十二第一項若しくは第四項、第四十三條の九第一項、第四十三條の十第一項若しくは第四項、第四十六條第一項、第四十六條の二第一項若しくは第四項、第五十一條の八第一項、第五十一條の九第一項若しくは第四項、第五十五條の二第一項又は第五十五條の三第一項の規定による検査については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第十六條の三の十一第一項、第四十三條の九第一項、第四十六條第一項、第五十一條の八第一項又は第五十五條の二第一項の規定による検査に合格している施設(前項の規定によりなお従前の例により行われる検査に合格したものを含む。)は、それぞれ新原子炉等規制法第十六條の三第三項、第二十八條第三項、第四十三條の三の十一第三項、第四十三條の九第三項、第四十六條第三項、第五十一條の八第三項又は第五十五條の二第三項の規定による確認を受けた施設とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第十六條の四第一項若しくは第四項、第二十八條の二第一項若しくは第四項、第四十三條の十第一項若しくは第四項、第五十一條の九第一項若しくは第四項又は第五十五條の三第一項の規定による検査に合格している溶接(第一項の規定によりなお従前の例により行われる検査に合格したものを含む。)に係る施設は、それぞれ新原子炉等規制法第十六條の三第三項、第二十八條第三項、第四十三條第三項、第四十三條の九第三項、第四十六條第三項、第五十一條の八第三項又は第五十五條の二第三項の規定による確認を受けた施設(溶接に係る部分に限る。)とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第四十三條の三の十二第一項又は第四項の規定による検査に合格している燃料体(第一項の規定によりなお従前の例により行われる検査に合格したものを含む。)は、新原子炉等規制法第四十三條の三の十一第三項の規定による確認を受けた施設(燃料体に係る部分に限る。)とみなす。

第八條 この法律の施行前に旧原子炉等規制法第四十三條の三の十三第一項の規定によりされている事業者検査の結果の記録及びその保存は、

この法律の施行後は、新原子炉等規制法第四十三條の三の十一第一項の規定によりされた検査(溶接に係る部分に限る。)の結果の記録及びその保存とみなす。

第九條 この法律の施行の際現に設置されている発電用原子炉(次項に規定する平成二十四年既設発電用原子炉を除く。)についての旧原子炉等規制法第四十三條の三の三十二第一項の規定の適用については、同項中「当該発電用原子炉について最初に第四十三條の三の十二第三項の確認を受けた」とあるのは、「当該発電用原子炉の設置の工事について最初に原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)第三十三條の規定による改正前の第四十三條の三の十一第一項の検査に合格した」とする。

2 平成二十四年既設発電用原子炉(原子力規制委員会設置法平成二十四年法律第四十七号)附則第二十五條第一項に規定する既設発電用原子炉であつてこの法律の施行の際現に設置されているものをいう。についての旧原子炉等規制法第四十三條の三の三十二第一項の規定の適用については、同項中「当該発電用原子炉について最初に第四十三條の三の十一第三項の確認を受けた」とあるのは、「当該発電用原子炉の設置の工事について最初に原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)附則第四十一條の規定による改正前の電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十九條第一項の検査に合格した」とする。

3 この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第四十三條の三の三十二第二項の規定によりされている認可は、新原子炉等規制法第四十三條の三の三十二第二項の規定によりされた認可とみなす。

第十條 この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第十二條第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の三の二十四第一項、第四十三條の二十第一項、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項又は第五十七條第一項の規定による認可を受けている保安規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までは、それぞれ新原子炉等規制法第十二條第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の三の二十四第一項、第四十三條の二十第一項、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項又は第五十七條第一項の規定による認可を受けた保安規定とみなす。

一 施行日から起算して六月以内に新原子炉等規制法第十二條第一項後段、第二十二條第一項後段、第三十七條第一項後段、第四十三條の三の二十四第一項後段、第四十三條の二十第一項後段、第五十條第一項後段、第五十一條の十八第一項後段又は第五十七條第一項後段の規定による変更の認可の申請をした場合 これらの規定による認可又は認可の拒否のあつた日

二 前号に掲げる場合以外の場合 施行日から起算して六月を経過する日

第十一條 附則第四條第四項(附則第五條において読み替へて準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 附則第四條第一項後段(附則第五條において読み替へて準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰する。

するほか、その法人又は人に対しても、前二項の罰金刑を科する。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この法律の施行の際現に第五条の規定

による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三条第一項本文若しくは第四条の二第一項の許可を受けている者又は同法第三条の二第一項本文の規定による届出をしていない者についての第五条の規定による改正後の放射性同位元素等の規制に関する法律第二十五条の四第一項の規定の適用については、同項中「特定放射性同位元素の取扱いは開始する前に」とあるのは、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)の施行の日から三月以内に」とする。

第十三条 第五条の規定による改正後の放射性同位元素等の規制に関する法律第三十八条の三において読み替えて準用する同法第三十六条の二第一項の登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。

(処分等の効力)

第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為があつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることと

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(原子力規制委員会による準備)

第十七条 原子力規制委員会は、新原子炉等規制法第二条第十一項に規定する原子力規制検査の円滑な実施を確保するため、検査に係る体制の整備、職員の能力の向上を図るための研修の実施その他必要な準備を行うものとする。

(検討)

第十八条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)

第十九条 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中ヨをタとし、トから力までをチからヨまでとし、ヘの次に次のように加える。

ト 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第百六十六号)第五十一条の三十四第一項

第四十五条第一項中「都市緑地法」を「都市緑地法、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に改め、同条に次の二項を加える。

12 第一項の規定により核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定によ

る許可があつたものとみなされる場合においては、裁定で、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。

13 前項の規定により核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために定められた事項は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定の適用については、同法第六十二条の二第一項の規定により許可に付された条件とみなす。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五十七条の四第五項第三号及び第六十八号の五十四第四項第三号中「第四十三号の三の十三第二項」を「第四十三号の三の三十四第二項」に改める。

(原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正)

第二十一条 原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和三十六年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第四号中「第五十七条第一項の五」を「第五十六号の三」に改める。

(電気事業法の一部改正)

第二十二条 電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百二十二条の三第一項中「発電用原子炉施設(原子炉等規制法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下この条において同じ。)」の設置又は変更の工事の計画を「設計及び工事の方法その他の工事の計

画(以下この条において「設計及び工事の計画」という。))に改め、「当該の下に「設計及び」を加え、同条第二項中「発電用原子炉施設の設置又は変更の」を「設計及び」に改め、「当該の下に「設計及び」を加え、同条第三項中「第四十三号の三の十一第一項の規定による検査を受け、これに合格した」を「第四十三号の三の十一第三項の規定による確認を受けた原子炉等規制法第四十三号の三の五第二項第五号に規定する」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第二十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第六十九号(中)第三十三号の二第一項を「第三十三号の三第一項」に改める。

第二十四条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第六十九号中「放射線取扱主任者」を「放射線取扱主任者等」に、「若しくは登録定期講習機関を」、「登録放射線取扱主任者定期講習機関若しくは登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関」に改め、同号(一)から(九)までの規定中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改め、同号(十)中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に、「(登録定期講習機関の登録)」を「(登録放射線取扱主任者定期講習機関の登録)」(同法第三十八条の三(登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の登録)において準用する場合を含む。))に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二十五条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の五十二の項を次のように改める。

五十二 削除

別表第一の百二十二の項を同表の百二十三の項とし、同表の百二十一の項を同表の百二十二の項とし、同表の百二十の項に次のように加える。

百二十一 原子力
規制委員会
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)による同法第三十五条第二項から第四項までの交付又は同条第九項の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(地価税法の一部改正)

第二十六条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二第三号中「第五十七条の八第一項」を「第五十七条の七第一項」に改める。

(特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部改正)

第二十七条 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号の表特定放射光施設の項及び特定中性子線施設の項中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める。

(核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第二十八条 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第六十七條の二を第六十七條の三とし、第六十七條の次に一條を加える改正規定中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、「第六十八條の三第一項」を「第六十八條の二第一項」に改める。

第六十八條の三を第六十八條の四とし、第六十八條の二の次に一條を加える改正規定中「第

(放射線障害防止の技術的基準に関する法律等の一部改正)

第三十一条 次に掲げる法律の規定中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める。

一 放射線障害防止の技術的基準に関する法律
第二条第二項

二 住民基本台帳法別表第一の百二十一の項
三 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平成十九年法律第三十八号)第一条
四 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第一百十号)第二十二條

(原子力規制委員会設置法の一部改正)

第三十二条 原子力規制委員会設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第九号中「核燃料物質」の下に、「放射性同位元素」を加え、同号を同項第十号とし、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 核燃料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関すること。

理由

国際原子力機関の勧告等を踏まえ、我が国の原子力利用における安全対策の一層の強化を図るため、原子力事業者等に対する検査制度の見直し、放射性同位元素の防護措置の義務化、放射線障害の技術的基準に関する放射線審議会の機能の強化

等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

原子力利用における安全対策の強化のための核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、国際原子力機関の勧告等を踏まえ、我が国の原子力利用における安全対策の一層の強化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正

(一) 国際規制物資使用者は、国際規制物資使用者間で少量の核燃料物質の譲渡及び譲受け並びに少量の核燃料物質の輸出及び輸入を行うことができるものとすること。

(二) 発電用原子炉設置者等は、その事業等を開始しようとするときは、原子力施設の解体その他の事業等の廃止に伴う措置を実施するための方針を作成し、これを公表しなければならないものとすること。

(三) 廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設又は基準を超える第二種廃棄物の埋設の事業のための坑道を閉鎖しようとするときは、その埋戻し等に関する計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならないものとすること。また、廃棄物埋設施設の敷地及びその周辺の区域内においては、原子力規制委員会の許可を受けなければ、土地を掘削してはならないものとする。

(四) 原子力事業者等に対する検査制度を見直し、施設の基準への適合維持及びその確認

について原子力事業者等の責任を明確にするとともに、原子力規制委員会は、原子力事業者等の保安活動全般を、包括的に検査し、その検査の結果に基づき総合的な評定を行い、次の検査に反映するものとする。

2 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正

(一) 許可使用者、届出使用者及び許可廃棄業者(以下「許可届出使用者等」という。)が原子炉等規制法の廃棄事業者に廃棄を委託した放射性同位元素又は放射性汚染物は、この法律及び原子炉等規制法等の適用については、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物とみなすものとする。

(二) 許可届出使用者等は、放射性同位元素であつて、その放射線が発散された場合において人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを工場又は事業所において取り扱う場合においては、その防護のために必要な措置を講じなければならないものとする。

3 放射線障害防止の技術的基準に関する法律の一部改正

放射線審議会は、諮問された事項に関する調査審議及び答申を行う現行の事務に加え、放射線障害防止の技術的基準に関する事項に關し、関係行政機関の長に意見を述べることができるものとする。

4 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、国際原子力機関の勧告等を踏まえ、我が国の原子力利用における安全対策の一層の

強化を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約二億一千三百万円である。

右報告する。

平成二十九年三月十七日

衆議院議長 大島 理森殿 平 将明

(別紙)

原子力利用における安全対策の強化のための核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 本改正により国際規制物資使用者間での少量核燃料物質の譲渡又は譲受け、国際規制物資使用者による少量核燃料物質の輸出入が可能となった場合、取引の増加に伴い核燃料物質の移動が活発になることが予想され、これにより少量核燃料物質の所在等の把握が煩雑になることも考えられることから、少量核燃料物質の平和的利用が担保されるためにも、国際規制物資使用者に係る計量管理の強化及び効率化の検討を速やかに行い、必要な体制を整備すること。

二 原子力施設の廃止措置の実行可能性を担保するため、廃止措置実施方針の定期的な見直し・更新を発電用原子炉設置者等に求めるとともに、あらかじめ適切な公表の方法を定めた上で、定期的に公表すること。

三 中深度処分を行う第二種廃棄物埋設施設につ

いては、放射能濃度が比較的高い廃棄物を数百年にも及ぶ長期間取り扱うことから、その間、事業者によつて安定的に事業が継続されるよう、当該事業者の体制強化を図る施策の実施も含め、必要な指導・監督を行うこと。また、事業者による管理終了後に放射性物質の漏えい等が発生した場合においては、国が責任を持つてその対処に当たること。

四 放射性廃棄物を取り扱う埋設施設の立地選定に当たっては、有害物質であるボリ塩化ビフェニルのように、民間主導の処理の計画が頓挫したケースも過去に見られることから、立地選定及び処分が円滑に進むよう、国として立地の選定に積極的に関与すること。また、放射性廃棄物の埋設の事業を円滑に実施するためには立地自治体及び地元住民の協力が欠かせないことから、事業者と立地地域の合意形成が進むよう、国も積極的に働きかけていくこと。

五 指定廃棄物埋設区域制度の創設に伴い、発電用原子炉及び試験研究炉施設の規制基準策定に向けた検討が今後進むこととなる一方で、再処理施設等から生ずる放射性廃棄物など、炉内等廃棄物以外の放射性廃棄物の中深度処分についてはこの検討の対象とされていないことから、当該廃棄物に係る規制基準についても早急に検討を進め、その結果を国民に分かりやすく、丁寧に説明すること。

六 今回の原子力事業者等に対する検査制度の見直しは、国際原子力機関による総合規制評価サービスの指摘や福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえたものであることから、見直し後の検査制度に基づく取組状況について、国民に分かりやすく説明するとともに、国会に定期的に報告すること。

七 原子力事業者等の保安活動全般を包括的に常

時監視・評価するに当たっては、その具体的な方法をマニュアル等で明確化するなどにより十分な体制を整備すること。特に、この検査制度の運用においては高い能力が検査官に求められることから、その能力向上のための必要な措置を講じること。

八 放射性同位元素、放射線発生装置及び核燃料物質等は、研究機関、大学、医療機関、民間企業等において幅広く使用されており、多様な放射性廃棄物が発生している状況にあることから、これらの施設を所管する関係各法律においても、早期に処理・処分の合理化に係る規定を整備すること。

九 特定放射性同位元素防護規程の届出制度が創設されるに当たり、放射線障害予防規程との内容の重複等により、事業者からはセキュリティとセキュリティの内容が重複し混乱を来すのではないかと懸念が示されていることから、事業者に対し過度な負担を強いることとならないよう制度を構築すること。

十 防護措置の対象となる血液照射装置は現在では使用されなくなつてきているものの、同装置を廃棄するには多大な費用がかかり、廃棄されずに各施設に保管されている状況にあること等を踏まえ、防護措置が義務付けられることとなる装置の廃棄に対し、必要な支援策を検討すること。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右

平成二十九年二月十日

内閣総理大臣臨時代理 菅 義偉
国 務 大 臣

放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第70条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成29年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

(別冊)

日本放送協会平成29年度収支予算、事業計画及び資金計画

平成29年度収支予算

予算総則

第1条 日本放送協会(以下、「協会」という。)の平成29年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に掲げる契約種別及び別表第3に掲げる支払区分に応じ、別表第4に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第5に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第6に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第3に掲げる支払区分のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第6に掲げる額を減ずることとする。ただし、第3項、第4項又は第5項の規定による場合を除く。

3 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第7に定める契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、別表第3に掲げる支払区分のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第1項に定める受信料の額から別表第7に掲げる額を減ずることとする。ただし、第5項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第1項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第7に掲げる額を減ずることとする。

4 第1項の規定にかかわらず、住居での放送の受信についての契約を締結している者が、別表第3に掲げる支払区分に応じて支払う場合で、その放送受信契約者又はその者と生計をともにする者が別の住居での放送の受信についての契約を締結し、別表第3に掲げる支払区分により支払う場合は、当該契約について、第1項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

5 第1項の規定にかかわらず、事業所など住居以外の場所での放送の受信について、同一敷地内で必要なすべてかつ2件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、第1項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設備の新設、改善に充てることができる。

第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を設備の新設、改善に充てることができる。

第10条 国際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に関係ある経費の支出に充てることができる。

第11条 業務に関係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関係ある経費の支出に充てることができる。

別表第1

平成29年度収支予算書

(一般勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

款		項	金	額
事業	収入	信託料	711,840,163	
		受取		
		交付金収入		689,296,636
		副次収入		3,561,353
		財務収入		7,500,586
		雑収入		7,638,588
		特別収入		2,500,000
		特		1,343,000

事業支出		702,001,196
国内放送送	費	324,230,746
国際契約信	費	25,651,213
受広調査	費	58,875,352
報	費	1,051,317
研究	費	5,726,558
職手当・厚生	費	10,166,427
退職共済	費	116,448,929
通	費	65,844,958
債	費	13,922,946
務	費	74,400,000
別支	費	3,750
予	費	2,679,000
	費	3,000,000
事業収支差金		9,838,967

(外号) 録

目

款	項	金 額
資本収入		89,800,000
	前期繰越金受入れ	12,500,000
	減価償却資金受入れ	74,400,000
	資産	2,900,000
資本支出		89,800,000
	建設費	89,800,000
資本収支差金		—

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、7,104億9,716万3千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,993億2,219万6千円であり、経常収支差金は、111億7,496万7千円である。

事業収支差金98億3,896万7千円については、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越す。

(放送番組等有料配信業務勘定)
(事業収支)

款	項	金 額
事業収入		2,276,337
	放送番組等有料配信業務収入	2,276,337
事業支出		2,258,241
	放送番組等有料配信費	2,039,338
	広送報費	27,055
	給職手当・厚生	90,785
	退職共済	46,903
	通	37,459
	債	16,701
事業収支差金		18,096

(資本収支)

款	項	金 額
資本収入		16,701
	減価償却資金受入れ	16,701
資本支出		16,701
	建設費	16,701
資本収支差金		—

事業収支差金1,809万6千円については、一般勘定からの短期借入金の返還に充てる。これを含む平成29年度末の繰越不足△74億4,831万3千円については、一般勘定からの短期借入金等をもって補てんする。

(受託業務等勘定)

(事業収支)

款	項	金 額
事業収入		1,307,966
	受託業務等収入	1,307,966

事業支出	受託業務等費	
		1,097,735
事業収支差金		1,097,735
		210,231

事業収支差金2億1,023万1千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 契約種別

地上契約	地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
衛星契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

別表第3 支払区分

口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
クレジットカード等払	協会の指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行う支払
継続払込	協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストア等において、協会が定期的に送付する払込用紙を用いて、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払

別表第4 受信料額(消費税込額)

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,260円	7,190円	13,990円
	継続払込等	1,310円	7,475円	14,545円
衛星契約	口座・クレジット	2,230円	12,730円	24,770円
	継続払込等	2,280円	13,015円	25,320円
特別契約	口座・クレジット	985円	5,620円	10,940円
	継続払込等	1,035円	5,905円	11,490円

「口座・クレジット」とは別表第3に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払をいい、「継続払込等」とは継続払込又は協会が定めるその他の支払方法をいう。

予算総則第2条第2項、第3項及び第5項で適用する第2条第1項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続払込等の額とする。

なお、第2条第5項で規定する除外する1件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず継続払込等の額とする。

別表第5 受信料額(沖縄県)(消費税込額)

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,105円	6,300円	12,255円
	継続払込等	1,155円	6,585円	12,810円
衛星契約	口座・クレジット	2,075円	11,840円	23,030円
	継続払込等	2,125円	12,125円	23,585円

「口座・クレジット」とは別表第3に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払をいい、「継続払込等」とは継続払込又は協会が定めるその他の支払方法をいう。

予算総則第2条第2項、第3項及び第5項で適用する第2条第1項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続払込等の額とする。

なお、第2条第5項で規定する除外する1件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず継続払込等の額とする。

別表第6 多数契約一括支払における割引額(消費税込額)

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額		
	衛星契約	特別契約	契約
50件未満	200円		
50件以上100件未満	230円		90円
100件以上	300円		

衛星契約の契約件数が97件、98件又は99件(沖縄県の区域においては、96件(12か月前払による場合に限る。))、97件、98件又は99件とする。)である場合は、その契約件数を100件として受信料の額を算定する。

また、沖縄県の区域においては、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合で、衛星契約の契約件数が9件(12か月前払による場合で、別表第3に掲げる継続払込により支払う場合に限る。)である場合は、衛星契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。

別表第7 団体一括支払における割引額(消費税込額)

契約種別	割引額
衛星契約	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり月額200円
特別契約	

平成 29 年 度 事 業 計 画

1 計 画 概 説

平成29年度は、3か年経営計画の最終年度として、公共メディアへの進化を見据えて、経営計画の達成に向けた事業運営を着実に実施していく。

放送・サービスの提供にあたっては、公共放送の原点を堅持して、事実に基づく正確な報道、命と暮らしを守る報道に全力を挙げるとともに、豊かで多彩なコンテンツを一層充実する。また、積極的な国際発信によって、国際社会での日本の理解を促進し、日本と世界をつなぐ。さらに、スーパーハイビジョンのコンテンツ制作力の強化やインターネット活用業務の推進など新たな放送・サービスの創造に積極的に取り組むほか、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、視聴者の関心に最大限にこたえる幅広い番組を編成していく。あわせて、人にやさしい放送・サービスの拡充に取り組む。

協会の主たる財源である受信料については、公平負担の徹底に向け、受信料制度の理解促進と営業改革を一層推進し、支払率80%の達成に努める。NHKグループの経営改革を断行し、コンテンツの徹底と効率的な経営を推進する。また、東京・渋谷の放送センターの建替えについては、放送センター建替基本計画に基づき、着実に進める。

(1) 緊急報道や番組充実のための設備及び実用化に向けたスーパーハイビジョン設備を整備するとともに、大規模災害時等においても安定的な放送・サービスを継続するための設備整備等を行う。

(2) 国内放送は、人々の命と暮らしを守るという公共放送の原点を堅持し、使命を果たすために、判断のよりどころとなる公平・公正で正確・迅速な報道に全力を挙げるとともに、東日本震災や熊本地震等による被災地の復興を継続して支援する。幅広い世代の期待にこたえる多彩な番組を編成して、豊かで質の高い放送を実現するとともに、地域の特性や視聴者の関心に応じた放送・サービスを充実し、日本や地域の発展に寄与する。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、パソコン・オンライン・パブリック・パブリックの放送を実施する。このほか、東京オリンピック・パラリンピックに向けた番組を放送し、あわせて放送の実施に向けた準備を取り進める。

(3) 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で客観的なニュースや幅広い分野の番組を多様な媒体を通じて発信するなど、海外発信強化に取り組む、国際社会の日本に対する理解を促進する。

(4) 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度の理解促進を図り、支払率の向上及び受信料収入の確保に努める。あわせて、効率的かつ効果的な業務運営を行う。

(5) 調査研究については、新たな放送・サービスの創造に資する放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

(6) 給与については、給与制度改革を進め、一層の抑制に努める。

(7) 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、コンテンツの充実や利便性の向上を図る。

(8) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(9) コンテンツ制作力の強化に向けて、NHKグループ全体で、効率的な運営を推進するとともに、多様な働き方ができる環境を整備して高度な専門性を発揮できる人材の確保・育成に努める。また、NHKグループ全体で経営改革を断行し、コンテンツを徹底するとともに、経営計画の達成に向けて目標・指標管理を強化するほか、情報セキュリティの強化や環境経営を着実に推進する。

2 建 設 計 画

建設計画については、新放送・衛星放送施設の整備に114億5,000万円、テレビジョン放送網及びラジオ放送網の整備に170億9,000万円、放送会館の整備に215億3,000万円、放送番組設備の整備に285億1,000万円、研究施設の整備等に112億2,000万円、総額898億円をもって施行する。

(1) 新放送・衛星放送施設整備計画

スーパーハイビジョン設備の整備を行うとともに、衛星テレビジョン放送の送出設備など衛星放送設備を更新する。

これらに要する経費は、114億5,000万円である。

(2) テレビジョン放送網整備計画

テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備を整備するとともに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。また、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。

これらに要する経費は、90億7,000万円である。

(3) ラジオ放送網整備計画

外国電波による混信等の受信状況を改善するための中波放送局の建設及びFM放送局の建設調査を行うとともに、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。また、災害に備えた中波放送局の建設を行うほか、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。これらに要する経費は、80億2,000万円である。

(4) 放送会館整備計画

熊本、仙台及び静岡の放送会館の建設を完了する。また、金沢、佐賀、大津及び札幌の放送会館の整備を進めるとともに、奈良放送会館を整備するための諸準備等を行う。放送センターの建替えについては、放送センター建替基本計画に基づき、着実に進める。これらに要する経費は、215億3,000万円である。

(5) 放送番組設備整備計画 緊急報道対応設備や番組の充実のための設備を整備する。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行うほか、安定的な放送・サービスを継続するための設備を整備する。 これらに要する経費は、285億1,000万円である。	(ウ) ラジオ放送 ラジオ第1放送は、音声基幹波として、災害等の緊急時に命と暮らしを守る情報を迅速に伝えるなど、安全・安心・ラジオの機能強化に引き続き取り組み、災害時に備えた地域の生活情報番組を充実する。また、双方向性等のラジオならではの強みとインターネットとの連携を生かした番組や演出で幅広い世代の期待にこたえる。放送時間は、1日24時間を基本とする。
(6) 研究施設、一般施設整備計画 新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。 これらに要する経費は、74億8,000万円である。	ラジオ第2放送は、生涯学習波として、語学番組や学校放送番組等の教育番組、幅広いテーマの教養番組等で多様な知的欲求にこたえる番組の充実を図る。また、インターネットとの連携によりいつでもどこでも学べる機会を提供するとともに、在日外国人向け番組等にも取り組む。放送時間は、1日19時間を基本とする。
(7) 建設管理 建設計画の施行に共通して要する経費は、37億4,000万円である。	F M放送は、総合音楽波として、様々なジャンルの音楽番組や古典芸能など多彩な番組を編成し、多様な聴取者の期待にこたえる。また、災害等の緊急時には、ラジオ第1放送と連携して機動的な編成を行い、地域情報波としてきめ細かなライフライン情報を提供する。放送時間は、1日24時間を基本とする。
3 事業運営計画 (1) 国内放送 ア 番組関係 イ 地上テレビジョン放送	また、ラジオ第1放送、ラジオ第2放送及びF M放送の放送番組を放送と同時にインターネットを通じて提供するサービスの充実を図り、いつでもどこでも様々な放送を聴取できる環境を提供する。
総合テレビジョンは、人々の命と暮らしを守るための正確で迅速な報道に努めるとともに、日本と世界の課題に向き合い、判断のよりどころとなるわかりやすく信頼されるニュース・番組の充実を図る。また、文化、教養、娯楽番組等をパワフルよく編成し、幅広い世代の視聴者から支持されるチャンネルを目指す。さらに、世界水準の高品質な番組を制作するとともに、国際放送との連携を進める。放送時間は、1日24時間を基本とする。 教育テレビジョンは、教育、福祉等の重要課題に加え、語学・教養・趣味実用など多彩な番組を編成し、幅広い世代の知的関心にこたえる。また、番組とインターネットの連携の充実により、子供や若者の視聴拡大を図るとともに、人々の暮らしに役立ち、豊かにする放送を目指す。このほか、定時のワルチ編成を行う。放送時間は、1日20時間を基本とする。	(ニ) 地域放送 地域放送は、地域に密着したニュースや情報番組、きめ細かな生活情報番組、地域の課題や優れた取組等を深く掘り下げる番組等を編成し、地域の安全・安心と活性化に貢献する。また、地域からの全国発信を積極的に実施する。地域放送の放送時間は、総合テレビジョンで1日2時間30分、ラジオ第1放送で1日2時間30分、F M放送で1日1時間20分を基本とする。
(イ) 衛星テレビジョン放送 B S 1は、臨場感あふれる情報チャンネルとして、国際・経済情報、スポーツ、ドキュメンタリーの各分野の充実を図る。オリンピック・パワフルピックアップ関連番組を幅広く編成し、視聴者の関心にこたえるほか、世界や日本の今と向き合うドキュメンタリー・報道番組を強化する。このほか、ワルチ編成を活用した放送を実施する。放送時間は、1日24時間を基本とする。 B S プレミアムは、本物志向の知的エンターテインメントチャンネルとして、大型番組の一層の充実を図るとともに、他にはない良質な娯楽、深い感動のある多彩な番組を編成する。放送時間は、1日24時間を基本とする。	(ホ) 補完放送 データ放送は、総合テレビジョン、教育テレビジョン、B S 1及びB S プレミアムの各波で実施し、安全・安心情報を充実するとともに、各波の特色に合わせたコンテンツを展開する。このほか、インターネットを活用したデータ放送サービスを実施する。
4 K・8 Kスーパーハイビジョン試験放送では、多彩で魅力あるスーパーハイビジョン番組の制作を加速して、超高精細度テレビジョン放送の普及促進に資するとともに、実用放送に向けてスーパーハイビジョンならではのコンテンツ開発と技術検証に努める。このほか、一部の放送時間帯で4 Kによるワルチ編成を行う。放送時間は、1日7時間を基本とする。	2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。 ワンセグ(主に携帯・移動端末向けサービス)は、総合テレビジョン及び教育テレビジョンで実施し、同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。ワンセグのデータ放送では、地域ごとのニュース・気象情報や番組関連情報等を提供する。

(カ) インターネットの活用 インターネットによるサービスについては、人々の命と暮らしを守るためのニュースや防災情報の発信を強化するとともに、深い番組理解につながるコンテンツや放送した番組等の提供、放送番組の周知を行う。 放送と通信を連携させたハイブリッドキャストについては、常時利用できる暮らしに役立つコンテンツや、地上及び衛星のテレビジョン放送各波の番組連動コンテンツを提供する。 なお、インターネットサービスは、協会の定めたインターネット実施基準に基づき公表する実施計画にのっとり実施する。 (キ) 放送番組の提供等 放送番組の提供については、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体や伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。 放送番組の利用については、番組の効果的な編成に合わせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。 これら番組関係に要する経費は、番組制作に2,355億306万9千円、番組の編成企画等に219億6,973万3千円で、総額2,574億7,280万2千円である。 イ 技術関係 放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の効率的な保守運用を図る。 これら技術関係に要する経費は、総額667億5,794万4千円である。 以上により、国内放送費総額は、3,242億3,074万6千円となる。 (2) 国際放送 国際放送は、正確で客観的なニュースや幅広い良質な番組を多様な媒体を通じて海外へ発信することで、世界で信頼される魅力的な放送を目指す。 外国人向けテレビジョン国際放送では、日本やアジアを中心とした情報発信を強化するほか、日本各地の情報も積極的に発信するなど、ニュースの一層の充実を図る。また、日本各地の暮らしや文化、自然等を紹介する番組を強化するほか、NHKならではの良質な国内放送番組を積極的に海外へ発信する。さらに、訪日外国人向けに実用的な情報を提供する番組も開発する。あわせて、海外における受信環境の整備を行い、簡易な設備で放送の受信が可能となる地域を拡大するとともに、ハイビジョン放送を推進する。放送時間は、1日23時間以上を基本とする。	日本語による邦人向けテレビジョン国際放送では、ニュース・情報番組を通じて、1日5時間程度、海外の日本人が必要とする国内外の最新情報を提供する。また、大規模な自然災害や事件・事故等の緊急事態が発生した場合は、迅速に国内ニュースの同時放送を行い、的確な情報の提供に万全を期す。さらに、北米及び欧州向けの放送をそれぞれ1日5時間程度実施する。 このほか、邦人に向けて海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。 ラジオ国際放送では、日本及び世界の最新の動向や幅広い情報を伝えるニュース・番組を刷新して内容の充実を図るとともに、短波に加え、中波やFM波など地域の特性に応じた多様な手段で伝える。放送時間は、外国人向け放送と邦人向け放送を合わせて、1日64時間30分とする。 このほか、海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。 インターネットによるサービスについては、訪日外国人に役立つ情報を提供するとともに、スマートフォンやタブレット端末による視聴機能を拡充するなど、発信力の強化と利便性の向上を図る。また、放送との同時配信に加えて、番組の見逃しサービスを中心とするビデオオンデマンドサービスを一層充実する。 これらに要する経費は、総額256億5,121万3千円となる。 (3) 契約収納 受信料の公平負担の徹底に向けて、支払率の低い大都市圏に重点を置いた対策等の契約収納活動を強化するとともに、受信料制度の理解促進を図り、支払率の向上及び受信料収入の確保に努める。あわせて、効率的かつ効果的な業務運営を行う。 これらに要する経費は、総額588億7,535万2千円となる。 (4) 受信対策 良好な受信環境の確保に向けて、受信相談への対応や最新の放送技術情報の提供等、視聴者への受信サービス活動を展開する。 これらに要する経費は、総額10億5,131万7千円となる。 (5) 広報 視聴者との結び付きを一層強化し、多様な意見を効率的かつ効果的に把握して、放送・サービス等の事業運営に適切に反映させる。また、公共放送や受信料制度への理解促進に向けて、多様な効果的な広報活動を推進する。 これらに要する経費は、総額57億2,655万8千円となる。 (6) 調査研究 放送技術の研究については、実用化に向けたスーパーハイビジョンの研究開発や普及促進を行う。また、放送と通信の連携サービス等新たなメディア環境に対応する技術の研究開発等を行う。
--	--

(3) 特別契約
有料契約見込件数

区 分	平成 29 年度	平成 28 年度	増 減
年度初頭契約件数	11,000	11,000	0
年度内新規契約件数	0	2,000	△ 2,000
年度内解約件数	0	2,000	△ 2,000
年度内増加契約件数	0	0	0
年度末契約件数	11,000	11,000	0

(参考 1)

有料契約見込総数

区 分	地上契約	衛星契約	特別契約	合 計
年度初頭契約件数	20,091,000	20,179,000	11,000	40,281,000
年度内増加契約件数	△ 100,000	600,000	0	500,000
年度末契約件数	19,991,000	20,779,000	11,000	40,781,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	地上契約	衛星契約	合 計
年度初頭契約件数	203,000	126,000	329,000
年度内増加契約件数	0	6,000	6,000
年度末契約件数	203,000	132,000	335,000

(参考 2)

支払区分別受信契約件数

(1) 地上契約

区 分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	14,082,000	2,822,000	2,456,000	731,000	20,091,000
年度内増加契約件数	△ 170,000	160,000	10,000	△ 100,000	△ 100,000
年度末契約件数	13,912,000	2,982,000	2,466,000	631,000	19,991,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	104,000	24,000	37,000	38,000	203,000
年度内増加契約件数	2,000	5,000	△ 3,000	△ 4,000	0
年度末契約件数	106,000	29,000	34,000	34,000	203,000

(2) 衛星契約

区 分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	12,582,000	2,660,000	4,678,000	259,000	20,179,000
年度内増加契約件数	210,000	210,000	190,000	△ 10,000	600,000
年度末契約件数	12,792,000	2,870,000	4,868,000	249,000	20,779,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	73,000	15,000	31,000	7,000	126,000
年度内増加契約件数	4,000	1,000	1,000	0	6,000
年度末契約件数	77,000	16,000	32,000	7,000	132,000

(3) 特別契約

区 分	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	6,000	5,000	11,000
年度内増加契約件数	0	0	0
年度末契約件数	6,000	5,000	11,000

5 要員計画

区 分	要 員 数
事業運営関係	10,124人
建設	179
合 計	10,303

要員数については、30人の増員を見込んだものである。

平成 29 年 度 資 金 計 画

1 資金計画の概要

平成29年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料等による入金総額8,230億7,980万円、事業経費、建設経費等による出金総額8,242億3,380万8千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算6,892億9,663万6千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額6,839億1,626万5千円を予定する。

このほか、固定資産売却代金15億2,800万円、国際放送関係など交付金収入35億6,135万3千円、有価証券の償還500億円、受取利息その他の入金840億7,418万2千円を見込む。

以上により、入金額は、総額8,230億7,980万円である。

3 出金の部

事業経費6,211億9,226万7千円、建設経費898億円、有価証券の購入450億円、納付消費税その他の出金682億4,154万1千円を合わせ出金額は、総額8,242億3,380万8千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の詳細の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前期末資金有高金	68,375,129	87,073,357	82,095,285	96,373,735	—
2 入 金	246,113,538	178,378,297	228,989,310	169,598,655	823,079,800
受 信 料	205,081,760	140,715,579	193,837,715	144,281,211	683,916,265
固定資産売却代金	950,662	306,838	6,639	263,861	1,528,000
交付金収入	3,269	1,775,224	6,558	1,776,302	3,561,353
有価証券償還	11,100,000	19,300,000	14,600,000	5,000,000	50,000,000
受取利息その他の入金	28,977,847	16,280,656	20,538,398	18,277,281	84,074,182
3 出 金	227,415,310	183,356,369	214,710,860	198,751,269	824,233,808
事業経費	169,536,856	147,137,287	165,454,036	139,064,083	621,192,267
建設経費	26,410,871	10,096,044	19,619,984	33,673,101	89,800,000
有価証券購入	13,500,000	9,000,000	13,500,000	9,000,000	45,000,000
納付消費税その他の出金	17,967,583	17,123,038	16,136,840	17,014,080	68,241,541
4 期末資金有高	87,073,357	82,095,285	96,373,735	67,221,121	—

日本放送協会平成29年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

放送法(昭和25年法律第132号)第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会平成29年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成29年2月

総 務 大 臣

日本放送協会平成29年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

日本放送協会(以下「協会」という。)には、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送としての社会的使命を果たしていくことが求められている。

協会の平成29年度収支予算、事業計画及び資金計画(以下「収支予算等」という。)については、国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、我が国の経済成長の牽引力として期待される4K・8K等の先進的なサービスの推進、インターネットを活用した新たなサービスの創造、大規模災害等に備えた公共放送の機能の強靱化、受信料負担の公平性の確保等に向けて取り組むこととしており、おおむね妥当なものと認められる。

ただし、放送を巡る社会環境は、今後大きく変化することが想定されており、単に従来の延長線上の取組だけでは、中期的には、協会が公共放送の担い手としての役割を十分に果たすことができないのではないかと考える。そこで、協会の在り方について、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体で改革を進める検討を、協会においても、早急に実施することを求める。

なお、収支予算等の実施に当たっては、協会は自らの経営が国民・視聴者の受信料によって支えられていることを十分に自覚し、業務の合理化・効率化に向けたためなめ改善の努力を行うとともに、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが必要である。

また、特に下記の点について配慮すべきである。

1 国内放送番組の充実

○ 放送番組の編集に当たっては、公共放送としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、我が国の文化の向上に寄与すること。

○ 国民各層の中で意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の趣旨を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道に対する国民・視聴者の負託に的確に応えること。

○ 地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、地方の魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツの一層の充実及び国内外に向けた積極的発信に努めること。

○ 字幕・解説放送等の拡充について、引き続き「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」(平成24年10月2日)を踏まえ、大規模災害等緊急時放送での字幕放送や、できるだけ幅広いジャンルの番組での解説放送の実施などの一層の充実を図るとともに、音声認識による字幕制作システムの研究、日本語の文章を手話CGに翻訳する技術の研究など、放送サービスの高度化に向けた研究を一層推進すること。

2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化 ○ 現在、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっていくことを踏まえ、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化を図ること。 ○ 特に、テレビ国際放送の「NHKワールドTV」については、引き続き、「NHK海外情報発信強化に関する検討会 中間報告」(平成27年1月30日)を参考に、国際放送子会社の強化や海外事業者との連携を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたインターネットの活用、国内外の受信環境整備等の取組を、世界各地のニーズや視聴実態を把握しつつ効果的かつ積極的に一層推進すること。その際、これらの取組の成果となる認知度等について、世界の国際放送の中で協会の占める位置が分かるような具体的指標を設定し、PDCAサイクルの強化に努めること。 ○ 訪日外国人観光客の増加、先端技術・サービスや日本各地の産品等への需要拡大など、地方創生、経済成長及び国際社会における我が国のプレゼンス向上に資するため、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の活用も含めた放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、総合的な海外情報発信の強化に努めること。 3 4 K・8 K放送の積極的推進及びインターネット活用業務に関する関係者間連携 ○ 4 K・8 K放送について、平成28年8月に開始したBSによる試験放送を着実に実施するとともに、国民・視聴者に対する周知広報、他の放送事業者による再放送やパブリックビューイング等を通じた視聴機会の拡大などの実用放送への円滑な移行に向けた取組を引き続き進めること。 - また、平成30年から開始されるBSによる4 K・8 K実用放送の早期かつ円滑な普及に向けて、国及び放送事業者、受信機メーカー等の関係者・団体が一体となり国民・視聴者に対して周知・広報等を展開する協議会の立上げ準備及び取組、「放送を巡る諸課題に関する検討会 視聴環境分科会」の議論を踏まえた受信機やサービス内容に関する国民・視聴者への適切な情報提供、左旋円偏波の電波の周波数を使用する放送の受信環境整備等について、公共放送としての先導的役割を果たすこと。 ○ インターネット活用業務については、我が国の放送サービス向上の観点から、インターネット同時配信に関する試験的提供を含め、その成果の民間放送事業者等の関係者間での共有や相互連携に努めること。また、災害情報の提供に際して、多角的な情報伝達手段を確保する観点から、災害報道のインターネット同時配信の充実を引き続き努めること。また、「NHKオンデマンド」についても、同様の観点から今後のサービス在り方について検討するとともに収支の一層の改善に努めること。 ○ 4 K・8 K放送及びインターネット活用業務の実施に当たっては、視聴者利益を拡大する観点から総合的に取り組むこと。その際、関係者の意見を十分に踏まえつつ、サービスの高度化の積極的推進や医療、教育等放送以外の分野での利活用等への寄与とともに、国民・視聴者が安心して利用できるようにするための環境整備に努めること。	4 経営改革の推進 ○ 子会社を含むグループ全体におけるガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に向け、経営委員会及び監査委員会が更にその機能を発揮することができるよう、必要な情報提供を適時適切に行うこと。 ○ 平成29年1月10日及び12日に協会が公表した職員による着服事案等については、業務の実施体制、チェック体制を改めて見直し、早急に適切な再発防止策を講ずること。 ○ 女性職員の採用及び役員(経営委員を除く。以下同じ。)・管理職への登用を積極的に拡大するとともに、特に女性職員の役員・管理職への登用拡大については、「独立行政法人等における女性の登用推進について」(平成26年3月28日)を踏まえ、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。 ○ 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持った業務の合理化・効率化、経営・業務に係る情報公開の推進、調達に係る取引の透明化・経費削減等、従来指摘してきた事項についても、引き続き取組の徹底を図ること。 5 受信料の公平負担に向けた取組 ○ 受信料の公平負担に向けて、「NHK経営計画2015―2017年度」に掲げる平成29年度末の支払率80%を達成できるよう、未契約者及び未払者対策を着実に実施すること。 ○ 上記の対策についての現状分析と課題の整理を十分に行うとともに、受信料の公平負担の確保に必要な施策等について検討すること。 6 放送センター建替 ○ 放送センターの建替については、その経費が受信料により賄われることを十分認識し、平成28年8月に策定・公表した「基本計画」の合理性・妥当性など、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすこと。また、設計業者、施工業者の選定に当たっては、客観性・透明性を十分に確保すること。 ○ 地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点から、あるいは、災害時のバックアップ機能の充実の観点から、機能の地方分散についても積極的に検討すること。 7 東日本大震災等からの復興への貢献と公共放送の機能の強化 ○ 東日本大震災から6年を経る中、震災被害の風化を防ぐ観点からも、平成28年4月に発生した熊本地震等も含め、復興状況を伝えるニュースや番組の充実等を通じて、引き続き、風評被害払拭への取組を含め、被災地の復興への取組を支援すること。また、福島原発事故に関連して引き続き必要となる受信環境整備等に適切に取り組むこと。 ○ 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強化を図ること。 ○ 平成28年4月、サイバーセキュリティ基本法が改正され、政府機関等のサイバーセキュリティ対策の技術的強化が図られたところであり、同法に定める重要社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。
---	--

8 三位一体改革

○ 協会の在り方について、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」について検討する際、特に以下の点について、明確にする必要がある。

① インターネット活用業務における、将来の環境変化を踏まえた、公共放送としての先導的役割の在り方。

国民・視聴者のニーズや視聴環境の変化への対応。

民間放送事業者等との連携によるコスト低減の検討や技術開発促進。

インターネット配信における地域性の在り方。

② 動画視聴可能な機器と伝送路が多様化し、安価な動画配信サービスが普及する中で、受信料の在り方。

国民・視聴者の納得感、業務の効率性、利益の国民・視聴者への還元等について、将来の変化に対応できるものにする。

③ 子会社の在り方そのものをゼロベースで見直す抜本的な改革。

特に、これまでも指摘してきた子会社の業務範囲の適正化、子会社の利益剰余金の協会への適正な還元について、組織をあげて取組を加速化し、早急に結論を得ること。

理由

日本放送協会から総務大臣に提出のあった同協会平成29年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第70条第2項の規定により総務大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならぬこととなっているからである。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的

本件は、日本放送協会の平成二十九年年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第七十条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には総務大臣の意見が付されており、平成二十九年年度収支予算等について、「国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、我が国の経済成長の牽引力として期待される4K・8K等の先導的なサービスの推進、インターネットを活用した新たなサービスの創造、大規模災害等に備えた公共放送の機能の強化、受信料負担の公平性の確保等」

繰越金に繰り入れる。

(一) 受信料の額は、月額で、口座振替又はクレジットカード等継続払の場合、地上契約千二百六十円、衛星契約二千二百三十円、継続振込等の場合、地上契約千三百十円、衛星契約二千二百八十円等、前年度どおりである。

2 事業計画

(一) 緊急報道や番組充実のための設備及び実用化に向けたスーパーハイビジョン設備を整備するとともに、大規模災害時等においても安定的な放送・サービスを継続するための設備整備等を行う。

(二) 国内放送は、人々の命と暮らしを守るといふ公共放送の原点を堅持し、使命を果たすために、判断のよりどころとなる公平・公正で正確・迅速な報道に全力を挙げるとともに、東日本大震災や熊本地震等による被災地の復興を継続して支援する。幅広い世代の期待に応える多彩な番組を編成して、豊かで質の高い放送を実現するとともに、地域の特性や視聴者の関心に応じた放送・サービスを充実し、日本や地域の発展に寄与する。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、ピョンチャンオリンピック・パラリンピックの放送を実施する。このほか、東京オリンピック・パラリンピックに向けた番組を放送し、あわせて放送の実施に向けた準備を取り進める。

(三) 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で客観的なニュースや幅広い分野の番組を多様な媒体を通じて発信するなど、海外発信強化に取り組み、国際社会の日本に対する理解を促進する。

(四) 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約

収納活動を強化するとともに、受信料制度の理解促進を図り、支払率の向上及び受信料収入の確保に努める。あわせて、効果的かつ効果的な業務運営を行う。

(五) 調査研究については、新たな放送・サービスの創造に資する放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

(六) 給与については、給与制度改革を進め、一層の抑制に努める。

(七) 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、コンテンツの充実や利便性の向上を図る。

(八) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(九) コンテンツ制作力の強化に向けて、NHKグループ全体で、効率的な運営を推進するとともに、多様な働き方ができる環境を整備して高度な専門性を発揮できる人材の確保・育成に努める。また、NHKグループ全体で経営改革を断行し、コンプライアンスを徹底するとともに、経営計画の達成に向けて目標・指標管理を強化するほか、情報セキュリティの強化や環境経営を着実に推進する。

資金計画

3 平成二十九年年度の資金計画は、受信料等による入金総額八千二百三十億円、事業経費、建設経費等による出金総額八千二百四十二億円をもって施行する。

本件の議決理由

日本放送協会の平成二十九年年度収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし

妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議決した。

なお、本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十九年三月二十一日

総務委員長 竹内 譲

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議
政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一 協会は、NHK及びNHKグループの職員による一連の不祥事に対し国民・視聴者から厳しい批判が寄せられており、その信頼回復が、本年任命された会長以下新執行部に期待されることから、協会一体となつて、コンプライアンスの徹底、綱紀肅正に努めること。また、子会社を含むグループ全体としての経営改革に組織を挙げて迅速かつ確実に取り組むこと。

二 協会は、新執行部の下で、放送番組の編集に当たっては、事実に基づく放送に強い責任を自覚し、かつ政治的公平性を保ち、我が国の公共放送としての社会的使命を果たすこと。また、寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表し、国民・視聴者の信頼回復につなげること。

三 政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性に鑑み、放送事業者の番組編集について、引き続き事業者の自主・自律性を尊重すること。また、経営委員の任命に当たっては、社会に対する重大な職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができ、経験と見識を有する者を、教育、文化等の各分野及び全国各地が公平に代表されることを考慮して幅広く選任するよう努めること。

四 経営委員会は、協会の経営に関する重要事項

を決定する権限と責任を有する最高意思決定機関であることを深く認識し、監督権限を行使すること。役員に不適切な行為がある場合、または、公共放送の倫理観にもとる行為がある場合には、監査委員会と十分連携しながら再発防止の観点から厳格に対処すること。

五 政府は、インターネット常時同時配信を含む協会の業務範囲の在り方については、民間放送事業者等の見解に留意しつつ、受信料制度及びガバナンスの在り方とともに丁寧な検討を進めること。また、協会は、当該検討に資するよう、視聴者の動向を的確に把握し、国民に対する情報提供や関係者間での情報共有及び連携を図ること。

六 協会は、放送センターの建替えに際し、受信料を財源としていることを踏まえ、透明性を確保するよう努めるとともに、建設費の大幅な増大が生じないように綿密な計画を策定すること。

七 協会は、その運営が受信料を財源としていることを踏まえ、経営委員会及び理事会等における意思決定に至る過程や財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営の状況、調達に係る取引等について、国民・視聴者に対し、情報を十分に開示し、説明を尽くすこと。

また、経営委員会及び協会は、議事録の作成に際し、議論や案件の経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう努めること。

八 協会は、公平負担の観点から、受信料支払率の一層の向上に努めるとともに、公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国民の理解の促進や信頼感の醸成に努めること。また、受信契約の締結に際しては、視聴者の理解を得ながら適正に行われるよう、職員及び業務委託先に指導を徹底すること。

九 協会は、国際放送については、我が国の経

済・社会・文化等の動向を正しく伝え、我が国に対する理解を促進するよう努めること。また、番組内容の充実、国内外における国際放送の認知度の向上等に努めること。

十 協会は、自然災害が相次いでいる現状に鑑み、地震災害、風水害、雪害等、いかなる災害時にも放送・サービスが継続され、正しい情報国民に伝達されるよう、地方局と連携し、放送設備と体制の強化を図ること。

十一 協会は、東京オリリンピック・パラリンピックが開催される平成三十二年までの本格普及に向けた4K・8K実用放送の整備に当たっては、過剰投資、多重投資とならないよう十分な計画性を持って実施すること。

十二 協会は、サイバーセキュリティ基本法に定める重要社会基盤事業者であることに鑑み、率先してサイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案

右

平成二十九年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律

独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条を「第十七条の五」に改める。第三条及び第十三条第一項第一号中「貸与」の下に「及び支給」を加える。

第十四条第一項中「学資金」を「学資金と金」に、「学資金」を「学資金と金」に、「第一種学資金」を「第一種学資金と金」に改め、同条第五項中「第一種学資金」を「第一種学資金と金」に改め、同条第六項中「学資金」を「学資金と金」に改める。

第十五条の前の見出し中「返還」を「学資金と金の返還」に改め、同条中「学資金」を「学資金と金」に改める。

三項中「第二種学資金」を「第二種学資金と金」に改め、同条第四項中「第一種学資金」を「第一種学資金と金」に、「第二種学資金」を「第二種学資金と金」に、「その学資金」を「その学資金と金」に改め、同条第五項中「第一種学資金」を「第一種学資金と金」に、「第二種学資金」を「第二種学資金と金」に改め、同条第六項中「学資金」を「学資金と金」に改める。

第十六条中「第一種学資金」を「第一種学資金と金」に、「その学資金」を「その学資金と金」に改める。

第十七条中「学資金」を「学資金と金」に改め、第三章中同条の次に次の四条を加える。

(学資金の支給)
第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資金として支給する資金(以下「学資金支給金」という)は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。

2 学資金支給金の額は、学校等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

3 前二項に定めるもののほか、学資金支給金の支給に必要事項は、政令で定める。

(学資金支給金の返還)
第十七条の三 機構は、学資金支給金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、文部科学省令で定めるところにより、その者から、その支給を受けた学資金支給金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

一 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

二 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。
(不正利得の徴収)

第十七条の四 機構は、偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。
二 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
(受給権の保護)

第十七条の五 学資支給金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
第二十二条中「第一種学資金」を「第一種学資金と金に改める。
第二十三条の次に次の二条を加える。
(学資支給基金)

第二十三条の二 機構は、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために学資支給基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金の金額及び学資支給基金に充てたことを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。
二 学資支給基金の運用によつて生じた利子その他の収入金は、学資支給基金に充てるものとする。

三 通則法第四十七条及び第六十七条(第七号に係る部分に限る。)の規定は、学資支給基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。
四 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、学資支給基金に充てる資金を補助することができる。

(区分経理)
第二十三条の三 機構は、前条第一項に規定する業務(学資支給基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。)については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。
第二十五条第一号中「又は第十七条」を、「第十七条又は第十七条の二第一項」に改める。
第三十条に次の一号を加える。
三 第二十三条の二第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して学資支給基金を運用したとき。
附則第十四条第三項中「学資金」を「学資金と金」に、「第一種学資金」を「第一種学資金と金」に改め、「又は第十六条の下」の規定により「第一種学資金と金」を加え、「第十六条」を「若しくは第十六条の規定により第一種学資金と金の返還を免除したとき」に改め、「第二十三条第三項」の下に「の規定により第一種学資金を加える。」

附 則
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
第二条 文部科学大臣は、この法律による改正後の第十七条の二第一項の規定により文部科学省令を定めようとするときは、この法律の施行の日前においても、財務大臣に協議することができる。
(政令への委任)
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)
第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法の規定の施行の状況を勘案し、学資の支給に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるとき

は、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。
(住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)
第五条 次に掲げる法律の規定中「貸与」の下に「及び支給」を加える。
一 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号別表第一の四十七の五の項
二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第一の八十一の項及び別表第二の百六の項

理 由
大学等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等に寄与するため、特に優れた学生等であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して学資を支給する業務を独立行政法人日本学生支援機構の業務に追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的事実により高等教育への進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、給付型奨学金制度の創設に係る所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。
1 学資の支給
(一) 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の目的及び業務に「学資の支給を追加すること。
(二) 機構は、学資として支給する資金(以下「学資支給金」という。)を、文部科学省令で

定める基準及び方法に従い、特に優れた学生等であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給すること。
(三) 機構は、学資支給金の支給を受けた者の学業成績が著しく不良となつたと認められるとき、又は、学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるときは、その者から、その支給を受けた学資支給金に相当する金額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

2 学資支給基金の創設
(一) 機構は、学資の支給に係る業務等に要する費用に充てるために学資支給基金を設け、政府から毎年度交付される補助金の金額及び学資支給基金に充てたことを条件として政府以外の者から寄附された金額の合計額に相当する金額をもつて、これに充てること。
(二) 機構は、学資の支給に係る業務等については、特別の勘定を設けて経理しなければならないものとする。
3 この法律は、一部の規定を除き、平成二十九年四月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由
意欲と能力があるにもかかわらず、経済的事実により高等教育への進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、給付型奨学金制度の創設に係る所要の措置を講ずる本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、日本共産党提案に係る修正案が提出されたが、否決された。
また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
三 本案施行に要する経費
平成二十九年年度一般会計予算(文部科学省所

管)において、学資支給基金補助金として七十億円が計上されている。
右報告する。

平成二十九年三月二十二日

文部科学委員長 永岡 桂子
衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 政府は、給付型奨学金制度を継続的かつ安定的に運用できるよう、必要な財源の確保に努めるとともに、基金に対し個人及び企業等からの寄附が促進されるよう、教育資金に係る寄附文化の醸成に向けた広報活動や税制改正の検討に努めること。

二 高等教育機関へ進学を希望する者に対し、教育を受ける機会が均等に確保されるよう、給付対象の拡大及び給付額の増額に向けた検討に努めること。また、給付対象の大学院生への拡充についても検討に努めること。

三 政府及び関係者は、学生・生徒、保護者及び学校関係者等へ丁寧な説明を行い、貸与型奨学金制度を含めた奨学金制度全般の周知徹底に努めること。また、スカラーシップ・アドバイザー事業(仮称)が十分な効果を発揮するよう、積極的な支援を行うこと。

四 政府は、各学校が推薦を行うに当たり、公平性・公正性が保たれ、推薦を受ける当該生徒のプライバシーや名誉が守られるよう、各学校現場に対し必要な支援を行うこと。

五 国立大学に進学した者が授業料減免を受けた場合の「給付額の調整」による減額については、給付型奨学金制度の「進学の後押し」という制度趣旨が没却されないよう、受給者の経済事情等に十分配慮して行うこと。

六 機構は、給付型奨学金制度の創設に伴い業務

量の増加が見込まれる中においても同制度が円滑に実施されるよう、その体制の整備に万全を期すこと。

七 給付を廃止し、又は返還をさせる場合については、その判断基準や具体的な実施方法をあらかじめ明確にするなど、学生ができるだけ安心して学業に専念できるよう、慎重な運用を行うこと。

八 政府は、本法附則第四条による施行後五年の見直し時期以前であっても、必要に応じて給付型奨学金制度の在り方について検討を行い、必要があると認める場合には、早期に対応を図るよう努めること。また、見直しに際しては、検討過程に関係者の参画を図るとともに、情報公開の充実に努めること。

九 教育を受ける機会を保障するという奨学金の制度趣旨に鑑みれば、貸与型奨学金制度は無利子であるべきことを踏まえ、有利子奨学金が事業費・貸与人数ともに無利子奨学金を上回っている現状を改善し、有利子から無利子への流れを更に加速すること。

十 平成二十九年年度から導入される新たな所得連動返還型奨学金制度については、より柔軟な制度設計に向けた更なる制度の見直しを行うとともに、有利子奨学金への適用の検討を加速化し、その実現に努めること。また、既に返還を開始している者に対する返還猶予制度等の救済制度の改善にも併せて努めること。

十一 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」において、我が国が平成二十四年に留保を撤回した「無償教育の漸進的な導入の実現に向け、政府は、高等教育段階の無償化を視野に入れた教育費の負担軽減策に取り組むこと。

十二 我が国が引き続き成長・発展を持続するためには、未来への先行投資である教育の充実が何よりも重要であることに鑑み、政府は、給付型奨学金制度の創設を契機として、教育費負担

の在り方について、地方公共団体、学校関係者及び企業等と一体となつて検討を行い、国を挙げて次世代を担う人材の育成に努めること。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成二十九年三月二十二日

提出者

文部科学委員長 永岡 桂子

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律

独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「又は幼児連携型認定こども園」を「幼児連携型認定こども園又は専修学校(高等課程に係るものに限る。)」に改める。

第十五条第一項第八号中「学校及び」を「学校、」に改め、「(という。)」の下に「及び学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校(同法第二百二十五条第一項に規定する高等課程に係るものに限る。)」を加える。

附則第八条第一項を次のように改める。
センターは、当分の間、第十五条及び附則第六条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる施設の管理下における児童福祉法第四条第一項に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

一 保育所(児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。次号において同じ。)
二 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設(次号の施設を除く。)

二 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設(次号の施設を除く。)

二 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設(次号の施設を除く。)

二 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設(次号の施設を除く。)

三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園であつて児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの

四 児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭の保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業又は同条第十二項に規定する事業所内保育事業(次号において「特定保育事業」という。)を行う施設

五 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第六条の三第九項、第十項又は第十二項に規定する業務を目的とする施設(次号の施設を除く。)

六 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条の二第一項の規定による助成を受けている施設の設置者の当該助成に係る業務を目的とする施設のうち児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするもの

附則第八条第三項中「学校の設置者」を「学校」に、「附則第八条第一項に規定する保育所等の設置者又は同項に規定する特定保育事業を行う者」を「附則第八条第一項各号に掲げる施設」に改める。

附則
この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

理 由

専修学校の高等課程の管理下における生徒の災害及び一定の基準を満たす認可外保育施設又は企業主導型保育事業を行う施設の管理下における児童の災害について、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関税定率法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十九年二月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

関税定率法等の一部を改正する法律

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「第七条、第八条、第九条、第九条の二を」第九条の二に改める。

別表第四〇四二・一〇号中「小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)」を「幼稚園、小学校」に改め、「義務教育学校の後期課程及び」を削り、「夜間」を「義務教育学校、夜間」に、「特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児」を「若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒」に改め、「児童福祉施設」の下に「若しくはこれに類する政令で定める施設」を加える。

別表第二〇〇九・八九号中

(一) その他のもの

九・六%を

(一) その他のもの
(二) 砂糖を加えたもの
(三) その他のもの

九・六%
二二・四%
一六%

に改め、同表第二〇〇九・九〇

号中「混合果汁」を「果汁を主成分とするもの」に、「混合野菜ジュース」を「野菜ジュースを主成分とするもの」に、

七・二%を

(一) その他のもの
(二) 砂糖を加えたもの
(三) その他のもの

七・二%
二二・四%
一六%

に改める。

別表第二二〇六・〇〇号中「リットルにつき六円四〇銭」を「無税」に改める。
別表第二二〇八・二〇号から第二二〇八・七〇号までを次のように改める。

二二〇八・二〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	無税
二二〇八・三〇	ウイスキー	無税
二二〇八・四〇	ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒	無税
二二〇八・五〇	ジン及びジュネヴァ	無税
二二〇八・六〇	ウォッカ	無税
二二〇八・七〇	リキュール及びコーディアル	無税

(一) フルーツブランデー

A アルコール分が五〇%以上のもの
(二リットル未満の容器入りにしたものを除く。)

B その他のもの

無税に改める。

(一) フルーツブランデー

(b) その他のもの

一キロリットルにつき
四五九円を

別表第二七一〇・一九号中

(b) 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの(本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。第二七一〇・二〇号において同じ。)のうち、農林漁業の用に供するもの

に改め、同表第二七一〇・二〇

(c) その他のもの

無税
一キロリットルにつき
四五九円

(b) その他のもの

一キロリットルにつき
四五九円を

(b) 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもののうち、農林漁業の用に供するもの
(c) その他のもの

無税
一キロリットルにつき
四五九円に改め

別表第二九〇四・九九号を次のように改める。

二九〇四・九九

その他のもの

一 パラニトロクロロベンゼン

二 その他のもの

別表第三九〇八・九〇号を次のように改める。

三九〇八・九〇

その他のもの

一 メターアラミド

二 その他のもの

別表第五〇一・一〇号を次のように改める。

五〇一・一〇

ナイロンその他のポリアミドのもの

一 メターアラミドのもの

二 その他のもの

別表第九五・〇三項を次のように改める。

九五・〇三

九五〇三・〇〇

三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル

別表第九六・一九項を次のように改める。

九六・一九

九六一九・〇〇

生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）

無税

無税

無税

八%

五・六%

無税

四・六%

無税

〔関税法の一部改正〕

第二条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百三十六條」を「第百四十三條」に、「第百三十六條の二」第百四十條を「第百四十四條」第百四十九條に改める。

第二条の四の見出しを削る。

第七条の五第一号イ中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）」を「国税通則法」に改める。

第七条の十六第四項中「以下」を「第十一章第二節（犯則事件の処分）を除き、以下」に「行なう」を行うに改める。

第八条の見出しを削り、同条第一項第一号中

「賦課課税方式を「税額の確定の方式」に改め、同号イ及びロ中「とき」を「とき」に改め、同条第四項ただし書中「（携帯品等に対する関税）」を削る。

第十七条に次の二項を加える。

3 税関長は、第六十九條の二（輸出してはならない貨物）その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、税関空港を出港しようとする外国貿易機であつて旅客が搭乗するもの（航空運送事業者が運航するものに限る。）の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該外国貿易機の出港の前に、当該外国貿易機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯

品及び当該予約者が当該外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

4 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならぬ。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

第十七条の次に次の一条を加える。

（特殊船舶等の出港手続）

第十七条の二 特殊船舶等が開港又は税関空港を出港しようとするときは、船長又は機長は、政令で定める事項を記載した出港届を税関に提出しなければならない。この場合において、税関長は、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、船長又は機長に対し、旅客（当該特殊船舶等に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものを記載した書面の提出を求めることができる。

2 税関長は、第六十九條の二（輸出してはならない貨物）その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、税関空港を出港しようとする特殊航空機であつて旅客が搭乗するもの（航空運送事業者が運航するものに限る。）の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該特殊航空機の出港の前に、当該特殊航空機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

3 前項の規定により報告を求められた者は、

政令で定めるところにより、当該報告をしなければならぬ。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

第十八条第三項中「前条」を「第十七条第一項（出港手続）」に改める。

第十八条の二第一項中「とき（次項を「とき（同項）」に改め、「入港手続」の下に「及び第十七条の二第一項（特殊船舶等の出港手続）」を加え、同項ただし書中「同条第一項」を「第十五条の三第一項」に改め、同条第三項中「第十五条の三」を「第十五条の三第一項から第三項まで及び第十七条の二第一項」に改め、同項ただし書中「同条第一項」を「第十五条の三第一項」に改める。

第二十条第三項中「税関長は」の下に「第六十九條の二（輸出してはならない貨物）」を加え、「入港しよう」を「入港し、又は不開港を出港しよう」に改め、「入港し、又は不開港を出港しよう」に改め、「入港」の下に「又は出港」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

第二十条の二第五項を同条第六項とし、同条第四項中「税関長は」の下に「第六十九條の二（輸出してはならない貨物）」を加え、「入港しよう」を「入港し、又は不開港を出港しよう」に改め、「入港の下に「又は出港」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特殊船舶等が開港を出港しようとするときは、船長又は機長は、政令で定める事項を記載した出港届を税関に提出しなければならない。この場合において、税関長は、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、船長又は機長に対し、旅客（当該特

殊船舶等に旅客が乗船し、又は搭乗する場合に限る。及び乗組員に関する事項で政令で定めるものを記載した書面の提出を求めることができる。

第二十五条中「またを削り、同条に次の一項を加える。

2 沿海通航船等を特殊船舶等として使用しようとするときは、船長又は機長は、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。特殊船舶等を沿海通航船等として使用しようとするときも、同様とする。

第二十六条中「第十五条(を第十五条第一項から第五項まで若しくは第十項から第十二項まで(に、第十五条の三を第十五条の三第一項から第三項まで(に、第十八条(を第十七条の二第一項(特殊船舶等の出港手続、第十八条第二項から第四項まで(に、第二十条(を第二十条第一項若しくは第二項(に、第二十条の二を第二十条の二第一項から第四項まで(に、これらの条をこれらの規定に改める。

第六十九条の二十一の見出しを削る。

第七十四条中「売却」を「売却等」に、「留置貨物を」を「収容についての規定の準用」に、「留置物件又は差押物件」を「留置物件等の処置」に改め、「(留置物件又は差押物件の公売」を削り、「(留置物件又は差押物件の帰属」を「留置物件等の還付等」に、「第三百二十八条第一項(通告処分」を「第四百四十六条第一項(税関長の通告処分等」に改める。

第七十五条の見出しを削る。

第七十六条第一項中「第四百四十六条の二第九号」を「第四百四十六条の二第十四号」に改める。

第七十八条の二の見出しを削る。

第一百五十一条第三号中「第六十一条の四及び第六十二条の十五」を「第六十一条の四(保税

蔵置場についての規定の準用」及び第六十二条の十五(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用」に改め、「第六十二条の七の下に(保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用」を加え、同条第三項中「証票」を「証明書」に改める。

第四百四十六条第一項第十四号中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条第二項第十号中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改める。

第四百四十六条の二第二十一号を同条第十八号とし、同条第十号の二を同条第十七号とし、同条第十号を同条第十六号とし、同条第九号の二を同条第十五号とし、同条第九号を同条第十四号とし、同条第二号から第八号までを五号ずつ繰り下げ、同条第一号の五を同条第六号とし、同条第一号の四を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 第十七条第四項前段(出港手続の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者、同条第一号の二を同条第二号とする。

第四百四十六条第一項第九号を同条第十一号とし、同条第四号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 第十七条の二第一項前段(特殊船舶等の出港手続)の規定に違反して同項に規定する出港届を提出せず出港し、又は偽つた出港届を提出した船長又は機長

五 第十七条の二第一項後段の規定による書類の提出の求めに応じず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

第四百四十六条第一項に次の三号を加える。
十二 第二十条の二第四項前段の規定に違反して同項に規定する出港届を提出せず出港し、又は偽つた出港届を提出した船長又は

機長
十三 第二十条の二第四項後段の規定による書類の提出の求めに応じず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

十四 第二十五条第二項(船舶又は航空機の資格の変更)の規定に違反して届出をせず、又は偽つた届出をして、沿海通航船等を特殊船舶等として使用し、又は特殊船舶等を沿海通航船等として使用した船長又は機長

第四百四十六条第二項第九号を同条第十一号とし、同条第四号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 第十七条の二第一項前段に規定する出港届について偽つた出港届を提出した者

五 第十七条の二第一項後段の規定による書類について偽つた書類を提出した者

第四百四十六条第二項に次の三号を加える。
十二 第二十条の二第四項前段に規定する出港届について偽つた出港届を提出した者

十三 第二十条の二第四項後段の規定による書類について偽つた書類を提出した者

十四 第二十五条第二項の規定による届出について偽つた届出をした者(当該届出に係る沿海通航船等が特殊船舶等として使用され、又は当該届出に係る特殊船舶等が沿海通航船等として使用された場合に限る。)

第四百四十六条の二第十三号を同条第十六号とし、同条第九号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、同条第八号中「第六十一条の四」の下に「(保税蔵置場についての規定の準用」を加え、同条を同条第十一号とし、同条第七号中「第六十二条の十五の下に(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用」を加え、同条を同条第十号とし、同条第六号中「第四十九条の下に(指定保税地域についての規

定の準用」を加え、同条を同条第九号とし、同条第五号を同条第八号とし、同条第四号中「第六十二条の七」の下に「(保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用」を加え、同条を同条第七号とし、同条第三号中「第三十六条第一項」の下に「(保税地域についての規定の準用等」を加え、同条を同条第六号とし、同条第二号の二中「第二十条の二第五項前段」を「第二十条の二第六項前段」に改め、同条を同条第五号とし、同条第二号を同条第四号とし、同条第一号の二を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 第十七条の二第三項前段(特殊船舶等の出港手続)の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

第四百四十六条中「第十号及び第十号の二」を「第十六号及び第十七号」に、「第四号及び第十三号」を「第七号及び第十六号」に改める。

第四百九条第一項中「と認める」を削り、「(参考人」の下に「(以下この項及び第四百九条第一項(臨検、捜索又は差押え等)において「犯則嫌疑者等」という。」を加え、「これらの者」を「犯則嫌疑者等」に、「所持する物件」を「所持し、」に改め、「犯則嫌疑者が」を削り、「提出した物件」を「提出し、」に改める。

第三百二十一条の見出し中「差押」を「差押え等」に改め、同条第一項中「捜索又は差押」を「犯則嫌疑者等の身体、物件若しくは住居その他の場所の捜索、証拠物若しくは没収すべき物件と史料するものの差押え又は記録命令付差押え(電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ。に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、参考人の身体、物件又は住居その

他の場所については、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、搜索をすることが出来る。

第二百一十一条第五項中「又は差押え」を、「差押え又は記録命令付差押え」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「臨検すべき」を「犯罪嫌疑者の氏名(法人については、名称)、罪名並びに臨検すべき物件若しくは」に、「場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件」を「身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者」に改め、同項後段を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第二項の場合においては、許可状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

第二百一十一条第三項中「以下この条から第二百二十五条までにおいて」を「第二百三十六条(鑑定等の嘱託を除き、以下)に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の場合において」を「前二項の場合において」に改め、「臨検すべき」の下に「物件若しくは」を加え、「場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件」を「身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷させるべき者」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更した電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をするこ

とができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

第二百二十二条の見出しを「(通信事務を取り扱う者に対する差押え)」に改め、同条第一項及び第二項中「差し押さえる」を「差し押さえる」に改め、同条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に、「虞を」を「それ」に改める。

第三百三十条及び第三百三十一条を削る。

第二百二十九条の見出しを「(所有者等の立会い)」に改め、同条第一項中「税関職員は」の下に「人の住居、人の看守する邸宅若しくは建造物又は」を加え、「又は倉庫を」若しくは「倉庫に、又は差押え」を、「差押え又は記録命令付差押え」に、「代る」を「代わる」に改め、「成年に達した」を削り、「親族の下に」で成年に達した者」を加え、同条第二項中「同項」を「同項」に改め、同条第三項中「第二百二十三条」を「第二百二十四条」に、「差押え」を「差押え」に改め、同条第四項中「搜索する」を「搜索をする」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第三百三十一条とする。

第二百二十七条及び第二百二十八条を削る。

第二百二十六条中「若しくは差押え」を、「差押え若しくは記録命令付差押え」に、「証票を」証明書」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条を第二百二十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(警察官等の援助)

第三百三十条 税関職員は、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをするに際し必要があるときは、警察官又は海上保安官の援助を求めることができる。

第二百二十五条の見出し中「呈示」を「提示」に改め、同条中「又は差押え」を、「差押え又は記録命令付差押え」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条を第二百二十八条とする。

第二百二十四条を削る。

第二百二十三条の見出し中「差押え」を「差押え」に改め、同条第一項中「終つた際に発覚した事件について」を「終つた者がある場合において」に、「取り集める」を「集取する」に、「且つ」を「かつ」に、「かつ」に、「差押え」の処分」を「差押え等」の臨検、搜索又は差押えに改め、同条第二項中「取り集める」を「集取する」に、「且つ」を「かつ」に、「臨検、搜索又は差押え」の処分」を「臨検、搜索又は差押え」に改め、同条を第二百二十四条とし、同条の次に次の三条を加える。

(電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分)

第二百二十五条 差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、税関職員は、その差押えに代えて次に掲げる処分をすることが出来る。

一 差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

二 差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

(臨検、搜索又は差押え等に際しての必要な処分)

第二百二十六条 税関職員は、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることが出来る。

2 前項の処分は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件についても、することが出来る。

(処分を受ける者に対する協力要請)

第二百二十七条 臨検すべき物件又は差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、税関職員は、臨検又は搜索若しくは差押えを受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができる。

第二百二十二条の次に次の一条を加える。

(通信履歴の電磁的記録の保全要請)

第二百三十三条 税関職員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができる。この場合において、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めるに至つたときは、当該求めを取り消さなければならない。

2 前項の規定により消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、三十日を超えない範囲内で延長することができる。ただし、消去しないよう求める期間は、通じて六十日を超えないことができる。

3 第一項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりに当該求めに関する事項を漏らさないよう求めることができる。

第三百三十二条の見出しを「(領置目録等の作成等)」に改め、同条中「又は差押を」を「差押え又は記録命令付差押を」に、「作り」を「作成し」に、「又は差押物件を」を「差押物件若しくは記録命令付差押物件」に、「若しくは所持者」を「所持者若しくは保管者(第二百二十五条(電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分)の規定による処分を受けた者を含む。）」に、「代る」を「代わる」に改める。

第三百三十二条の二を削る。

第三百三十三条の見出しを「(領置物件等の処置)」に改め、同条第一項中「又は差押物件」を「差押物件又は記録命令付差押物件」に改め、同条第二項中「虞」を「それ」に改め、同条第三項中「随意契約による」を「公売又は」に、「規定は」を「規定は」に、「準用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第三百三十四条の見出しを「(領置物件等の選付等)」に改め、同条第一項中「税関長を」を「税関職員に」、「又は差押物件を」を「差押物件又は記録命令付差押物件」に改め、同条第二項中「又は差押物件」を「差押物件又は記録命令付差押物件」に改め、同条第三項中「又は差押物件について」を「差押物件又は記録命令付差押物件について」に改め、同条第五項中「随意契約による売却」を「公売又は売却等」に改め、同条第六項中「第四百十条を」を「第四百八条」に、「引継」を「引継ぎ」に改め、同条第七項中「關稅の賦課手続の調整を警察官等の通報」に改める。

第四百四十条の見出し中「引継」を「引継ぎ」に改め、同条第一項中「第四百三十七条ただし書」を「第四百四十五条ただし書」に、「第四百三十八条第一項ただし書若しくは第二項」を「第四百四十六条第二項」に、「通告処分又は告発」を「通告処分等」に、「まつて、これを」を「待つて」に改め、

同条第二項中「前項の告発又は第三百三十六条の二を」を「第四百四十四条」に改め、「よる告発」の下に「又は前項の告発」を加え、「文書」を「書面」に、「第三百三十一條を」を「第四百四十一条各項に」、「又は差押物件」を「差押物件又は記録命令付差押物件」に、「又は差押目録を」を「差押目録又は記録命令付差押目録」に改め、同条第三項中「又は差押物件が」を「差押物件又は記録命令付差押物件が」に、「領置物件又は差押物件の所有者等による保管」を「領置物件等の処置」に、「保管者」を「規定により当該物件を保管させた者」に改め、同条第四項中「第二項又は前項」を「前二項」に、「又は差押物件」を「差押物件又は記録命令付差押物件」に改め、同条を第四百四十八条とする。

第三百三十九条中の「通告」の下に「(同条第三項の規定による更正があつた場合には、当該更正。以下この条において「通告等」という。)」を、「場合において、」の下に「当該通告等を受けた日の翌日から起算して」を、「以内に」の下に「当該を」を加え、同条ただし書中「但し、二十日を過ぎて」を「ただし、当該期間を経過して」に改め、同条に次の一項を加える。

2 犯則者の居所が明らかでないため、若しくは犯則者が通告等に係る書類の受領を拒んだため、又はその他の事由により通告等を行うことができないときも、前項と同様とする。

第三百三十九条を第四百四十七条とする。

第三百三十八条の見出しを「(税関長の通告処分等)」に改め、同条第一項中「及び没収を」を「没収に」、「物件又は」を「物件」、「金額を」を「金額並びに書類の送達並びに差押物件又は記録命令付差押物件の運搬及び保管に要した費用」に改め、「納付すべき旨を」の下に「書面により」を加え、ただし書を削り、同項各号を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、没収に該当する物件については、納付の申出のみをすべき旨を通告することができる。

第三百三十八条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定にかかわらず、税関長は、直ちに検査官に告発しなればならない。

一 情状が懲役の刑に処すべきものであるとき。

二 犯則者が通告の旨を履行する資力がないうとき。

第三百三十八条第四項中の「旨」の下に「(第三項の規定による更正があつた場合には、当該更正後の通告の旨。次項及び次条第一項において同じ。)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「中断する」を「その進行を停止し、犯則者が当該通告を受けた日の翌日から起算して二十日を経過した時からその進行を始める」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による通告に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、税関長は、犯則者が当該通告の旨を履行し、又は前項若しくは次条の規定により告発するまでの間、職権で、当該通告を更正することができる。

第三百三十八条に次の一項を加える。

6 犯則者は、第一項後段の通告の旨を履行した場合において、没収に該当する物件を所持するときは、公売その他の必要な処分がされるまで、これを保管する義務を負う。ただし、その保管に要する費用は、請求することできない。

第三百三十八条を第四百四十六条とする。

第三百三十七条中の「調査の」を「その調査の」に改

め、同条第三号中「隠し、又はなくしてしまふ」を「隠滅する」に改め、同条を第四百四十五条とし、第四百三十六条の二を第四百四十四条とし、第十一章第一節中第四百三十六条を第四百四十三条とする。

第三百三十五条中「と認める」を削り、同条を第四百四十二条とする。

第三百三十四条の次に次の七条を加える。

(移転した上差し押さえた記録媒体の交付等)

第三百三十五条 税関職員は、第二百二十五条電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分)の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体について留置の必要がなくなつた場合において、差押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならぬ。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による交付又は複写について準用する。

3 前項において準用する前条第二項の規定による公告の日から六月を経過しても前項の交付又は複写の請求がないときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しない。

(鑑定等の嘱託)

第三百三十六条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

2 前項の規定による鑑定の嘱託を受けた者(第四項及び第五項において「鑑定人」という。)は、前項の税関職員の所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判

官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊することができる。

3 前項の許可の請求は、税関職員からこれをしてなければならない。

4 前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、犯則嫌疑者の氏名(法人については、名称)、罪名、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならぬ旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を税関職員に交付しなければならない。

5 鑑定人は、第二項の処分を受ける者に前項の許可状を示さなければならない。

(臨検、搜索又は差押え等の夜間執行の制限)
 第三百三十七条 臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えは、許可状に夜間でも執行することができ旨の記載がなければ、日没から日出までの間には、してはならない。ただし、旅館、飲食店その他夜間でも公衆が入り居ることが出来る場所での公開した時間内にこれらの処分をする場合及び第二百二十四条(現行犯事件の臨検、搜索又は差押え)の規定により処分をする場合は、この限りでない。

2 日没前に開始した臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えは、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

(処分中の出入りの禁止)
 第三百三十八条 税関職員は、この節の規定により質問、検査、傾置、臨検、搜索、差押え若しくは記録命令付差押えをし、又は開示を求める間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入出入りすることを禁止することができる。

(執行を中止する場合の処分)

第三百三十九条 臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えの許可状の執行を中止する場合において、必要があるときは、執行が終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる。

(搜索証明書の交付)

第四百四十条 搜索をした場合において、証拠物又は没収すべき物件がないときは、搜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならない。

(調書の作成)

第四百四十一条 税関職員は、この節の規定により質問をしたときは、その調書を作成し、質問を受けた者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問ひ、質問を受けた者が増減変更の申立てをしたときは、その陳述を調書に記載し、質問を受けた者とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

2 税関職員は、この節の規定により検査又は傾置をしたときは、その調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

3 税関職員は、この節の規定により臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをしたときは、その調書を作成し、立会人に示し、立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

(犯則の心証を得ない場合の通知等)

第四百四十九条 税関長は、犯則事件を調査し、犯則の心証を得ない場合においては、その旨

を犯則嫌疑者に通知しなければならない。この場合において、物件の傾置、差押え又は記録命令付差押えがあるときは、その解除を命じなければならない。

第三条 関税法の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「第一条第一項各号」の下に「(行政機関の休日)」を加え、同条第九項を削り、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十四項後段を削り、同項を同条第十三項とし、同条に次の一項を加える。

14 第一項の規定による報告(積荷に関する事項の報告を除く。)、第二項の規定による書面の提出(積荷に関する事項に係る書面の提出を除く。)、第七項から第九項まで若しくは前項の規定による報告又は第十項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織の使用してこれらの報告又は書面の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第十五条の二第一項中「第七項、第八項又は第十項」を「又は第七項から第九項まで」に改める。

第十五条の三第五項後段を削り、同条に次の一項を加える。

6 第一項若しくは前項の規定による報告又は第二項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該報告又は書面の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第十六条第一項中「同条第十項」を「同条第九

項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

第十七条第四項後段を削り、同条に次の一項を加える。

5 第一項後段の規定による書面の提出(積荷に関する事項に係る書面の提出を除く。又は前項の規定による報告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該書面の提出又は報告を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第十七条の二第三項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 第一項後段の規定による書面の提出又は前項の規定による報告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該書面の提出又は報告を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第十八条第三項中「第十五条第十項から第十二項まで」を「第十五条第九項から第十一項まで」に改め、同項ただし書中「第十五条第十項」を「第十五条第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同条第四項中「第十五条第十項」を「第十五条第九項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該書面の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第十八条の二に次の一項を加える。

は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該書面の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第二十條第四項後段を削り、同条に次の一項を加える。

5 前項の規定による報告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該報告を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第二十條の二第六項後段を削り、同条に次の一項を加える。

7 第一項若しくは前項の規定による報告又は第二項若しくは第四項後段の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該報告又は書面の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第二十六條中「第十項から第十二項まで」を「第九項から第十一項まで」に、「第十八條の二」を「第十八條の二第一項から第四項まで」に改める。

第六十七條の二第四項中「第十項」を「第九項」に、「第十一項」を「第十項」に改める。

第六十九條の十一第一項第三号中「(爆発物の使用)」を削り、同項第六号中「電磁的記録」の下に「(電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」を加える。

える。

第百十四條第一項第一号中「第十項」を「第九項」に改め、同項第二号中「第十一項」を「第十項」に改め、同項第五号中「第十五條第十二項」を「第十五條第十一項」に改め、同条第二項第一号中「第十項」を「第九項」に改め、同項第二号中「第十一項」を「第十項」に改め、同項第四号中「第十五條第十二項」を「第十五條第十一項」に改める。

第百十四條の二第一号中「第十四項前段」を「第十三項」に改め、同条第五号中「第十七條第四項前段」を「第十七條第四項」に改め、同条第六号中「第二十條第四項前段」を「第二十條第四項」に改める。

第百十五條の二第二号中「第十五條の三第五項前段」を「第十五條の三第五項」に改め、同条第三号中「第十七條の二第三項前段」を「第十七條の二第三項」に改め、同条第五号中「第二十條の二第六項前段」を「第二十條の二第六項」に改める。

(関稅暫定措置法の一部改正)

第四條 関稅暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二條中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第四條中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第七條の三第一項中「平成二十八年年度まで」を「平成二十九年年度まで」に、「(初日(以下この条を「初日(次項第六号及び第八項に、「以下この条及び次条を「次条第一項」に改め、同項ただし書中「平成二十八年年度」を「平成二十九年年度」に改め、同条第二項第五号中「以下」を「第七條の六第四項第二号において」に改め、同条第四項ただし書中「同表第一五項から第一九項まで」を「同表の一五の項から一九の項まで」に、「この

条において単に「前年」を「この項及び次項において単に「前年」に、「各期間。以下この条を「各期間。第一号に、「この条において「平均輸入数量」を「この項及び次項において「平均輸入数量」に改め、同項第一号中「(以下この条を「(次号及び第三号」に、「(別表第一の六第二五項から第一九項まで」を「(別表第一の六の一五の項から一九の項まで」に、「以下この条を」以下この項」に改め、同条第六項中「物品の輸入数量」とあるのは「(別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表の各項」とあるのは「(飼料用麦を含む別表第一の六の項に掲げる」に改め、「に係る輸入数量」の下に「(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から一年を経過した日(以下「一年経過日」という。))前の期間に係るものに限る。))及び第九條の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量(一年経過日以後の期間に係るものに限る。))を加え、「と」をこれらの項」とに、「に相当する数量を除く。以下この項」を「(一年経過日以前の期間に係るものに限る。))と第九條の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量(一年経過日以後の期間に係るものに限る。))との合計数量に相当する数量を除く。以下この項及び次項」に、「読み替える」を「前項中「別表第一の六の各項」とあるのは「飼料用麦を含む別表第一の六の項」と読み替える」に改め、同条第七項中「及び第四項」の下に「(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))」を加え、同条第八項中「平成二十八年年度」を「平成二十九年年度」に改める。

第七條の四第一項中「平成二十八年年度」を「平成二十九年年度」に、「この条」を「この項」に改める。

第七條の五第一項中「平成二十八年年度まで」を「平成二十九年年度まで」に改め、同項第一号中「平成二十八年年度」を「平成二十九年年度」に、「この条」を「この項及び第三項に改め、同項第二号及び同条第三項中「平成二十八年年度」を「平成二十九年年度」に改める。

第七條の六第一項中「平成二十八年年度」を「平成二十九年年度」に改め、同条第二項中「平成二十八年年度」を「平成二十九年年度」に、「数量(以下この条を「数量(第五項及び第七項に、「(初日(以下この条を「初日(第四項第一号及び第七項」に改め、同条第三項中「以下この条」を「次項第一号及び第七項」に改め、同条第七項中「平成二十八年年度」を「平成二十九年年度」に改める。

第八條第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同項第四号を削る。

第十三條第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第十四條第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第十五條第一項中「製造用原料品等に係る」を削り、同条第二項中「証票を「証明書」に改める。

別表第一第〇四〇二・一〇号中「小学校(義務教育学校の前期課程を含む。))を「幼稚園、小学校」に改め、「義務教育学校の後期課程及び」を削り、「夜間」を「義務教育学校、夜間」に、「特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児」を「若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒」に改め、「児童福祉施設の下に「若しくはこれに類する政令で定める施設」を加える。

別表第一第二二・〇六項及び第二二・〇八項を削る。

別表第一第二二・〇六項及び第二二・〇八項を削る。

別表第一第二二・〇六項及び第二二・〇八項を削る。

別表第一第二二・〇六項及び第二二・〇八項を削る。

別表第一第二二・〇六項及び第二二・〇八項を削る。

別表第一第二二・〇六項及び第二二・〇八項を削る。

別表第二二七・一九号中

削り、同表第二二七・二〇号中

削る。

別表第一の三中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三〇年三月三十一日」に改め、同表第四〇二・一〇号中「小学校（義務教育学校の前期課程を含む）」を「幼稚園、小学校」に改め、「義務教育学校の後期課程及び」を削り、「夜間」を「義務教育学校、夜間」に、「特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児」を「若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒」に改

(三) 重油及び粗油

A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

(b) その他のもののうち

温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。第二七・二〇号において同じ。）のうち、農林漁業の用に供するもの

(四) 重油及び粗油

A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

(b) その他のもののうち

温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のものうち、農林漁業の用に供するもの

無税

無税

を

を

を

め、「児童福祉施設」の下に「若しくはこれに類する政令で定める施設」を加える。
別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三〇年三月三十一日」に改める。
附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税法第十七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十八条第三項の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第二十条第三項の改正規定、同法第二十条の二の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第一百四十四条から第一百五十五条の二までの改正規定及び同法第一百六条の改正規定並びに附則第十条の規定
平成二十九年六月一日

二 第二条の規定（同条中関税法第二条の四の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第六十九条の二の改正規定、同法第七十五条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定並びに前号及び次号に掲げる改正規定を除く。）並びに第四条中関税暫定措置法第十五条の改正規定並びに次条第二項の規定、附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第一百十二号。以下この号及び第四号において「地位協定臨時法」という。）第十一条第三項の改正規定及び地位協定臨時法第十四条の改正規定並びに附則第八条の規定
平成三十年四月一日

三 第二条中関税法第七条の五第一号イの改正規定及び次条第一項の規定、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第 号）附則第一条第五号に定める日

四 第三条の規定及び附則第六条中地位協定臨時法第五条第一項ただし書の改正規定（第十七条）を「第十七条第一項」に改める部分を除く。公布の日から起算して二年を超えない

範囲内において政令で定める日

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の関税法（次項及び附則第十条において「新関税法」という。）第七條の五第一号イの規定の適用については、所得税法等の一部を改正する等の法律第十条の規定による廃止前の国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十四条第一項の規定による通告処分は、所得税法等の一部を改正する等の法律第八条の規定による改正後の国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五百五十七条第一項の規定による通告処分とみなす。

2 新関税法第二章第二節の規定は、平成三十年四月一日以後にした行為に係る関税に関する犯則事件の処分について適用し、同日前にした行為に係る関税に関する犯則事件の処分については、なお従前の例による。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第八条第一項の規定は、この法律の施行後に輸出される貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、この法律の施行前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる関税の軽減に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第六條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第五條 第一項ただし書中「第十二項を」第十一項に、「第十項を」第九項に、「第十七條を」第十七條第一項に改め、同條第二項中「足る」を「足りる」に改める。

第十一條 第三項中「第四百十條を」第四百九條に改める。

第十四條の見出し中「引渡」を「引渡し」に改め、同條第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同條第二項中「領置し、又は差し押えた」を「領置、差し押え又は記録命令付差押えをした」に、「又は差押」を「差押え又は記録命令付差押え」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

(關稅特別措置法の一部改正)
第七條 關稅特別措置法(昭和三十一年法律第二十六號)の一部を次のように改正する。

第八十七條の五第一項第二号中「別表第二二〇八・二〇九の二若しくは第二二〇八・九〇号の(一)のBに該当する酒類又は同表第二二〇八・三〇号を」別表第二二〇八・二〇九、第二二〇八・三〇号又は第二二〇八・九〇号の(一)に改める。

第九十條の四第一項第四号を次のように改める。
四 關稅定率法別表第二七・一〇・一九号の(三)のAの(b)又は第二七・一〇・二〇号の(四)のAの(b)に掲げる農林漁業の用に供する重油及び粗油

第九十條の六第一項中「農林漁業を」(同表第二七・一〇・一九号の(三)のAの(a)若しくは(c)又は第二七・一〇・二〇号の(四)のAの(a)若しくは(c)に掲げる重油については、農林漁業の用に供するものに限る。)を「農林漁業に改め、(ものをその用途に供する)を削る。」

(とん稅法及び特別とん稅法の一部改正)
第八條 次に掲げる法律の規定中「第三百九條を」第四百七條第一項に、「(の規定中)を」中」に改める。

一 とん稅法(昭和三十一年法律第三十七號)第十四條
二 特別とん稅法(昭和三十一年法律第三十八號)第十二條
(環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う關稅法律の整備に関する法律の一部改正)

第九條 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う關稅法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第八八號)の一部を次のように改正する。

第四條のうち、關稅暫定措置法第七條の第三項ただし書の改正規定中「同表第一三項及び第一四項を」同表の一三の項及び一四の項に、「別表第一の六第一三項及び第一四項を」別表第一の六の一三の項及び一四の項に改め、同條第六項の改正規定中「飼料用麦を」別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表の各項」とあるのは「飼料用麦を含む別表第一の六の項に掲げる」を削り、「飼料用麦」に、「締約國產物品」に「を」(「締約國產物品」に改め、「(經濟上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力發生の日から一年を経過した日(以下「一年経過日」という。)前の期間に係るものに限る。及び第九條の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量(一年経過日以後の期間に係るものに限る。))及び「をこれらの項(二)を削り」に、「読み替える」を改め、「(一年経過日前の期間に係るものに限る。))と第九條の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量(一年経過日以後の期間に係るものに限る。))との合計数量」及び「前項中「別表第一の六の各項」とあるのは「飼料用麦を含む別表第一の六の項」とを削り、「読み替える」に、「別表第一の六第一五項」を「別表第一の六の一五の項」に改め、同條第八項の改正規定中「同表第一三項及び第一四項を」同表の一三の項及び一四の項に改め、同條第七條の六第一項第一号及び第二号の改正規定中「平成二十八年度を」平成二十九年度に改め、同條第二項の改正規定中「以下この条において」及び「第五項及び第七項において」を削り、同項にただし書を加える改正規定及び同條第七項の改正規定中「平成二十八年度を」平成二十九年度に改める。

(檢討)
第十條 政府は、附則第一条第一号又は第四号に掲げる改正規定の施行後五年を経過した場合において、新關稅法第十七條第三項及び第四項、第十七條の二、第二十條第三項、第二十條の二第四項及び第五項並びに第二十五條第二項の規定又は第三條の規定による改正後の關稅法の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときには、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由
最近における内外の經濟情勢等に対応するため、個別品目の關稅率の見直し、外国貿易機等が出港する際の報告事項の拡充、記録命令付差押えの新設その他の電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の導入、暫定關稅率の適用期限の延長等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本法案は、最近における内外の經濟情勢等に対応するため、關稅率等について所要の改正を行うほか、稅関における水際取締りの強化等を図るもので、その主な内容は次のとおりである。

1 平成二十九年三月三十一日に適用期限が到来する暫定稅率等について、その適用期限の延長を行うこと。
2 稅関における水際取締りの強化の一環として、旅客に係る事前報告制度の拡充等を行うこと。
3 この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成二十九年四月一日から施行する。

二 議案の可決理由
本法案は、最近における内外の經濟情勢等に対応するため、關稅率等について所要の改正を行うほか、稅関における水際取締りの強化等を図るもので、時宜に適當ものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行による減収見込額
本案施行による減収見込額は、平成二十九年度において約四十八億円である。
右報告する。

平成二十九年三月二十二日
財務金融委員長 御法川信英
衆議院議長 大島 理森殿
(別紙)
關稅定率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。
一 關稅率の改正に当たっては、我が国の貿易を

關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本法案は、最近における内外の經濟情勢等に対応するため、關稅率等について所要の改正を行うほか、稅関における水際取締りの強化等を図るもので、その主な内容は次のとおりである。
1 平成二十九年三月三十一日に適用期限が到来する暫定稅率等について、その適用期限の延長を行うこと。
2 稅関における水際取締りの強化の一環として、旅客に係る事前報告制度の拡充等を行うこと。
3 この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成二十九年四月一日から施行する。

めぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤等不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持ち込みを阻止し、水際において国民の安心・安全を確保するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の見直し、処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。特に近年の国際的な情勢を踏まえ、水際におけるテロ・治安維持対策の遂行に当たっては、税関における定員の確保及び取締検査機器等を含む業務処理体制の整備に努めること。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右

平成二十八年十月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、平成二十七年九月、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十六号）及び国際平和と共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）が成立したことを受けて、これらの法律に基づく新たな物品及び役務の提供についても、平成八年に締結した日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「現行協定」という。）に定める決済手続等の枠組みを適用するため、平成二十八年九月二十六日に東京で、現行協定に代わる新たな協定に署名した。よって、この協定を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府（以下個別に「当事国政府」といい、「両当事国政府」と総称する。）は、

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する枠組みを設けることが、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間の緊密な協力を促進し、千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「条約」という。）の円滑なかつ

効果的な運用に寄与することを認識し、

このような枠組みを設けることが、相互の後方支援について、日米防衛協力のための指針において言及されている二国間協力の実効性に寄与することを認識し、

このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びアメリカ合衆国軍隊が行う活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。

第一條

1 この協定の適用上、次の用語は、次のとおり定義される。

a 「後方支援、物品又は役務」とは、後方支援において提供される物品又は役務をいう。この協定に基づいて提供される後方支援、物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む）、燃料、油脂、潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む）、空港・港湾業務及び弾薬

それぞれの区分に係る後方支援、物品又は役務の例については、付表1において定める。

i 後方支援、物品又は役務には、汎用車両その他の非致死性の軍事上の装備品の一時的な使用であつて、それぞれ自国の国内法令により認められるものを含む。

ii 後方支援、物品又は役務の提供には、日本国の自衛隊による武器の提供又はアメリカ合衆国軍隊による武器システムの提供を含む。

b 「重要影響事態」とは、日本国の平和及び安

全に重要な影響を与える事態をいう。

c 「武力攻撃事態」とは、日本国に対する武力攻撃が発生した事態又は日本国に対する武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

d 「武力攻撃予測事態」とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、日本国に対する武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

e 「存立危機事態」とは、日本国と密接な関係にある国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本国の存立が脅かされ、日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。

2 この協定は、日本国の自衛隊及びアメリカ合衆国軍隊がそれぞれ自国の法令に従って行う活動であつて、次条から第六条までに定めるもののための後方支援、物品又は役務の日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

3 この協定は、相互主義の原則に基づく後方支援、物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。

4 この協定に基づいて提供される後方支援、物品又は役務の使用は、国際連合憲章その他の適用可能な国際法と両立するものでなければならぬ。

5 この協定に基づいて行われる後方支援、物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及びアメリカ合衆国軍隊（この協定の適用上、アメリカ合衆国国防省の全ての機関を含む。）が実施する。

第二條

いづれか一方の当事国政府が、日本国の自衛隊及びアメリカ合衆国軍隊の双方の参加を得て行われる訓練のための後方支援、物品又は役務の提供

を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができる。

第三条

1 a いずれか一方の当事国政府が、日本国の自衛隊若しくはアメリカ合衆国軍隊が行う国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動若しくは人道的な国際救援活動又は大規模な災害に係る活動のための後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができる。

b a に規定する大規模な災害に係る活動とは、アメリカ合衆国軍隊が災害救援活動を行い、かつ、日本国の自衛隊が国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)に定める業務を実施する場合における当該活動を意味する。

2 日本国の自衛隊が1の規定に基づいてアメリカ合衆国軍隊により後方支援、物品又は役務の提供を要請される場合には、日本国の自衛隊によるアメリカ合衆国軍隊に対する後方支援、物品又は役務の提供は、1 b に規定する法律に従って行われるものと了解される。

第四条

1 いずれか一方の当事国政府が、重要影響事態に際して日本国の自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊が行う活動であつて、条約の目的の達成に寄与するもの又はその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与するものための後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができる。

きる。

2 日本国の自衛隊が1の規定に基づいてアメリカ合衆国軍隊により後方支援、物品又は役務の提供を要請される場合には、日本国の自衛隊によるアメリカ合衆国軍隊に対する後方支援、物品又は役務の提供は、重要影響事態に対処するための日本国の措置について定めた日本国の関連の法律に従って行われるものと了解される。

第五条

1 いずれか一方の当事国政府が、日本国の自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊が行う次の活動のための後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができる。

a 武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に際して、日本国に対する武力攻撃を排除するために必要な活動

b 存立危機事態に際して、日本国と密接な関係にある国に対する武力攻撃であつて、これにより日本国の存立が脅かされ、日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるものを排除するため必要な活動

2 日本国の自衛隊が1の規定に基づいてアメリカ合衆国軍隊により後方支援、物品又は役務の提供を要請される場合には、日本国の自衛隊によるアメリカ合衆国軍隊に対する後方支援、物品又は役務の提供は、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態及び存立危機事態に対処するための日本国の措置について定めた日本国の関連の法律に従って行われるものと了解される。

第六条

1 いずれか一方の当事国政府が、第二条から前条までの規定の適用を受ける活動以外の活動であつて、国際の平和及び安全に寄与するための

国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のために日本国の自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊が行うものための後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができる。

2 日本国の自衛隊が1の規定に基づいてアメリカ合衆国軍隊により後方支援、物品又は役務の提供を要請される場合には、日本国の自衛隊によるアメリカ合衆国軍隊に対する後方支援、物品又は役務の提供は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態であつて、国際社会が共同して対処するものに対処するための日本国の措置について定めた日本国の関連の法律又は付表2に定める日本国の法律の規定であつてその時に有効なものに従って行われるものと了解される。

第七条

1 この協定に基づく後方支援の提供に係る決済の手續は、次のとおりとする。

a 物品の提供については、

i 物品を受領した当事国政府(以下「受領当事国政府」という。)は、当該物品を提供した当事国政府(以下「提供当事国政府」という。)に、提供当事国政府が当該物品を提供する状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、iiの規定の適用を妨げるものではない。

ii 提供された物品が消耗品である場合又は受領当事国政府が当該物品を提供する状態及び方法で返還することができない場合には、受領当事国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供する。ただし、iiiの規定の適用を妨げるものではない。

iii 受領当事国政府が提供された物品と同

種、同等及び同量の物品を提供する。ただし、iiiの規定の適用を妨げるものではない。

b 役務の提供については、提供当事国政府の指定する通貨により提供された役務を償還するか又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによって決済する。

2 両当事国政府は、それぞれの国の法律が許容する範囲内で又は適用される国際協定に基づき、この協定に基づいて提供される後方支援、物品又は役務に対していかなる税も課されないことを確保する。いずれの当事国政府も、この協定に基づいて提供される役務に対して内国消費税を課さないものとする。

第八条

前条1 a iii及びbの規定に従って償還される後方支援、物品又は役務の価格は、第十条に規定する手續取極に定める関連規定に基づいて決定される。

第九条

この協定に基づいて提供される後方支援、物品又は役務については、提供当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によつても日本国の自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊以外の者又は団体に移転してはならない。

第十条

この協定に基づいて行われる後方支援、物品又は役務の要請、提供、受領及び決済の実施については、この協定の下で締結され、及びこの協定により規律され、並びに条件の補足的な細目及び手續であつてこの協定を実施するためのものを定める手續取極にのみ従うものとする。手續取極は、

日本国防衛省とアメリカ合衆国国防省との間で締結される。

第十一条

- この協定は、千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定に基づき、両当事国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
- 両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。
- この協定及び手続取極の解釈又は適用に関するいかなる事項も、両当事国政府の間の協議によつてのみ解決されるものとする。

第十二条

- この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の当事国政府がそれぞれ十年の期間が満了する少なくとも六箇月前に他方の当事国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。
- この協定は、各当事国政府は、他方の当事国政府に対して一年前に書面により通告することによつて、いつでもこの協定を終了させることができる。この協定の終了の後においても、この協定の条件に従つた財政上の義務及び合意された移転は、別段の合意がない限り、履行されるまで拘束力を有する。
- この協定は、両当事国政府の書面による合意によつて改正することができる。この協定の改正は、アメリカ合衆国政府が日本国政府から日本国が当該改正を承認した旨の書面による通告

を受領した日に効力を生じ、この協定が有効である限り効力を有する。ただし、この協定の付表2は、両当事国政府の書面による合意により、この協定を改正することなく修正することができる。付表2の修正は、両当事国政府間の外交上の公文の交換によつて確認された日に効力を生ずる。

- 千九百九十六年四月十五日に東京で署名された日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（千九百九十八年四月二十八日及び二千四年二月二十七日にそれぞれ東京で署名された日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定による改正を含む。）（以下「千九百九十六年協定」という。）は、この協定の効力発生の日により効力を失う。千九百九十六年協定の条件に従つた財政上の義務及び合意された移転は、別段の合意がない限り、履行されるまで拘束力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十六年九月二十六日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

岸田文雄

アメリカ合衆国政府のために
キャロライン・ケネディ

付表1

区 分	各 区 分 の 例
食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送（空輸を含む。）	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信業務	通信設備の利用、通信業務、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの
基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、建設、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管業務	倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、施設及び土地の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備業務（校正業務を含む。）	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの
弾薬	弾薬、弾薬の提供、弾薬の提供に必要な用具及びこれらに類するもの

付表2

日 本 国 の 法 律 の 規 定
自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百条の六（同条第一項第一号に掲げるアメリカ合衆国の軍隊に対する物品又は役務の提供に係る部分を除く。）

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百九十二回国会案約第一号)

一 本件の目的及び要旨

我が国政府は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律等の成立を受けて、同法等に基づく物品・役務(後方支援において提供される物品又は役務をいう。以下同じ)の提供についても、平成八年に締結され、平成十一年及び平成十六年に改正された日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(以下「現行協定」という)に定める決済手続等の枠組みを適用することができるよう、現行協定に代わる新たな協定を締結することにつき交渉を行ってきた。その結果、平成二十八年九月二十六日に東京において、本協定の署名が行われた。

本協定は、相互主義の原則に基づく自衛隊と米軍との間の物品・役務の提供のための枠組みを定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 本協定に基づいて提供される物品・役務の区分は、食料、水、輸送(空輸を含む)、燃料・油脂・潤滑油、通信業務、衛生業務、弾薬等とし、その例は付表1に定めること。ただし、これらの提供には、自衛隊による武器の提供又は米軍による武器システムの提供を含まず、提供されたものの使用は、国際連合憲章その他の適用可能な国際法と両立するものでなければならないこと。

2 いずれか一方の当事国政府が、次の(一)から

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

(四)のための物品・役務の提供を他方の当事国政府に対して本協定に基づき要請する場合に、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品・役務を提供すること。なお、自衛隊から米軍へのこれらの提供は、それぞれの関連国内法又は本協定の付表2に定める我が国の法律の規定であつてその時に有効なものに従い行われるものと了解されること。

(一) 自衛隊及び米軍の双方の参加を得て行われる訓練

(二) 自衛隊又は米軍が行う国際連合平和維持活動、国際連携平和及安全活動、大規模災害に係る活動等

(三) 自衛隊又は米軍が行う活動であつて、重要影響事態に際して日米安全保障条約若しくはその他の国際連合憲章の目的達成に寄与するもの又は武力攻撃事態等に際して我が国に対する武力攻撃の排除若しくは存立危機事態に際して存立危機武力攻撃の排除のためにそれぞれ必要なもの

(四) (一)から(三)以外の活動であつて、国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のために自衛隊又は米軍が行うもの

3 物品・役務の受領当事国政府は、本協定に基づく物品の提供については、提供当事国政府に於て満足のできる状態及び方法による当該物品の返還等により決済し、役務の提供については、提供当事国政府の指定する通貨による償還又は同種かつ同等の価値を有する役務の提供によつて決済すること。

4 物品・役務の受領当事国政府は、提供当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、一時的であつて又は永続的であつて、いかなる手段によつても、当該物品・役務を自衛隊又は米軍以外の者又は団体に移転してはならない

こと。

5 本協定に基づいて行われる物品・役務の要請、提供、受領及び決済の実施については、我が国の防衛省とアメリカ合衆国防省との間で締結される手続取極にのみ従うものとする。

なお、本協定は、我が国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、自衛隊と米軍との間の緊密な協力を促進し、日米安全保障条約の円滑かつ効果的な運用に寄与し、また、平成二十七年四月に公表された日米防衛協力のための指針において言及されている二国間協力の実効性に寄与する等の見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成二十九年三月二十二日

外務委員長 三ツ矢憲生
衆議院議長 大島 理森殿

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
右
国会に提出する。

平成二十九年二月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、平成二十七年九月、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第七十六号)及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成二十七年法律第七十七号)が成立したことを踏まえ、これらの法律等に基づく新たな物品及び役務の提供についても、平成二十五年に締結した日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定(以下「現行協定」という)に定める決済手続等の枠組みを適用するため、平成二十九年一月十四日にシドニーで、現行協定に代わる新たな協定に署名した。よつて、この協定を提出する理由である。

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

日本国政府及びオーストラリア政府(以下個別に「当事国政府」といい、「両当事国政府」と総称する)は、

後方支援の分野における物品又は役務(以下「物品又は役務」という。)の相互の提供に関する日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における枠組みを設けることが、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間の緊密な協力を促進することを認識し、

このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びオーストラリア国防軍が実施する活動であつて、国際の平和及び安全に対する国際連合憲章に従つた両当事国政府による更なる積極的な貢献を追求するものにおいて、それぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進することを理解して、

次のとおり協定した。

第一条

- 1 この協定は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における次に掲げる活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。
 - a 日本国の自衛隊及びオーストラリア国防軍の双方の参加を得て行われる訓練
 - b 国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又はいずれかの当事国政府の国若しくは第三国の領域における大規模災害への対処のための活動
 - c 外国での緊急事態における自国民又は、適当な場合には、その他の者の退去のための保護措置又は輸送
 - d 連絡調整その他の日常的な活動(いずれか一方の当事国政府の部隊の艦船又は航空機による他方の当事国政府の国の領域内の施設への訪問を含む)。ただし、いずれかの当事国政府の部隊が単独で行う訓練を除く。
 - e それぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動
- 2 この協定は、相互主義の原則及び相互の同意に基づく物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。

3 この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及びオーストラリア国防軍が実施する。

第二条

- 1 この協定の下で、いずれか一方の当事国政府が、他方の当事国政府に対し、日本国の自衛隊又はオーストラリア国防軍により実施される前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、当該物品又は役務を提供することができる。
- 2 この協定に基づいて提供される物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。
 - 食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む)、燃料、油脂、潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援、基地活動支援に付随する建設を含む)、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務(校正業務を含む)、空港・港湾業務及び弾薬
- 3 2の規定については、日本国の自衛隊又はオーストラリア国防軍による武器の提供が含まれるものと解してはならない。
- 4 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供は、それぞれの国の法令に従つて行われる。

第三条

- 1 この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならぬ。
- 2 この協定に基づいて物品又は役務を受領した当事国政府(以下「受領当事国政府」という。)は、当該物品又は役務を提供した当事国政府(以下「提供当事国政府」という。)の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によつても、当該物品又は役務を受領当事国政府の部隊以外の者に移転してはならない。

第四条

- 1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手続は、次のとおりとする。
 - a 物品の提供については、
 - i 受領当事国政府は、提供当事国政府に与つて満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、iiの規定の適用を妨げるものではない。
 - ii 提供された物品が消耗品である場合又は受領当事国政府が当該物品を提供当事国政府にとつて満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領当事国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとつて満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、iiiの規定の適用を妨げるものではない。
 - iii 受領当事国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとつて満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領当事国政府は、提供当事国政府に対して提供当事国政府の指定する通貨により償還する。
 - b 役務の提供については、
 - i 提供当事国政府の指定する通貨により提供された役務を償還するか又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによつて決済する。
 - ii 決済の方法については、当該役務が提供される前に両当事国政府の間で合意する。
- 2 いずれの当事国政府も、それぞれの国の法令が許容する範囲内において、この協定に基づいて提供される物品又は役務に対して内国税を課さないものとする。

第五条

1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

平成二十九年三月二十三日 衆議院會議録第十二号

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。

2 1の規定にかかわらず、各当事国政府は、他方の当事国政府に対して一年前に書面により通告することによって、いつでもこの協定を終了させることができる。

3 この協定は、両当事国政府の間の書面による合意によって改正することができる。

4 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて行われた物品又は役務の相互の提供に關し、第三条から第五条まで及び前条3から5までの規定は、引き続き効力を有する。

5 二十十年五月十九日に東京で署名され、二十三年一月三十一日に効力を生じた日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定(以下「二十年協定」という。)は、この協定が効力を生ずる時に終了する。両当事国政府間の他の文書であつて、この協定が効力を生ずる日に有効であり、かつ、二十三年協定の実施に関連するもの

のにおいて「二十三年協定」というときは、この承継する協定をいうものとする。この協定の効力発生の日の前に二十三年協定により与えられた権限の下で実施に移された物品又は役務の提供に係る財政上の義務、処理又は合意された移転は、別段の合意がない限り、履行されるまで拘束力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

二十七年一月十四日にシドニーで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

草賀純男

オーストラリア政府のために

ブルース・ミラー

付表	
区分	
食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送(空輸を含む)	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信業務	通信設備の利用、通信業務、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの

基地活動支援(基地活動支援に付随する建設を含む) 廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、建設、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの

保管業務 倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保管及びこれに類するもの

施設の利用 建物、施設及び土地の一時的利用並びにこれらに類するもの

訓練業務 指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの

部品・構成品 軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの

修理・整備業務(校正業務を含む) 修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの

空港・港湾業務 航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの

弾薬 弾薬、弾薬の提供、弾薬の提供に必要な用具及びこれらに類するもの

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

本件の目的及び要旨

我が国政府は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律等の成立を受けて、同法等に基づく後方支援の分野における物品又は役務(以下「物品・役務」という。)の提供についても、平成二十五年に締結された日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定(以下「現行協定」という。)に定める決済手続等の枠組みを適用することができるよう、現行協定に代わる新たな協定を締結することにつき交渉を行ってきた。その結果、平成二十九年一月十四日にシドニーにお

いて、本協定の署名が行われた。

本協定は、相互主義の原則及び相互の同意に基づき自衛隊とオーストラリア国防軍(以下「豪軍」という。)との間の物品・役務の提供のための枠組みを定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 本協定は、自衛隊と豪軍との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的活动又はそれぞれの国の法令により物品・役務の提供が認められるその他の活動(以下「共同訓練等」という。)のために必要な物品・役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とすること。

2 本協定の下で、いずれか一方の当事国政府が、他方の当事国政府に対し、自衛隊又は豪

軍により実施される共同訓練等のために必要な物品・役務の提供を要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、当該物品・役務を提供することができること。

3 本協定に基づいて提供される物品・役務の区分は、食料、水、輸送(空輸を含む)、燃料・油脂・潤滑油、通信業務、衛生業務、弾薬等とし、その例は付表に定めること。ただし、これらの提供には、武器の提供が含まれるものと解してはならず、提供されたものの使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならぬこと。

4 物品・役務の受領当事国政府は、当該物品・役務の提供当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によっても、当該物品・役務を受領当事国政府の部隊以外の者に移転してはならないこと。

5 物品・役務の受領当事国政府は、本協定に基づく物品の提供については、提供当事国政府にとつて満足のできる状態及び方法による当該物品の返還等により決済し、役務の提供については、提供当事国政府の指定する通貨による償還又は同種かつ同等の価値を有する役務の提供によつて決済すること。

6 本協定に基づいて行われる物品・役務の相互の提供については、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従つて実施されること。

7 本協定の規定は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定(朝鮮国連軍地位協定)に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動する豪軍が実施するいかなる活動にも適用されないこと。

なお、本協定は、両当事国政府が本協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効

力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、自衛隊と豪軍との間の緊密な協力を促進し、また、自衛隊及び豪軍が実施する活動であつて、国際の平和及び安全に対する国際連合憲章に従つた両当事国政府による更なる積極的な貢献を追求するものにおいて、それぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十九年三月二十二日

外務委員長 三ツ矢憲生

衆議院議長 大島 理森殿

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右国会に提出する。

平成二十九年二月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は

役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する枠組みを設けることにより、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間の緊密な協力を促進し、国際の平和及び安全に積極的に寄与するため、平成二十九年一月二十六日にロンドンで、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定

日本国政府及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府(以下個別に「当事国政府」といい、「両当事国政府」と総称する。)は、

後方支援の分野における物品又は役務(以下「物品又は役務」という。)の相互の提供に関する日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊(以下「連合王国の軍隊」という。)との間における枠組みを設けることが、日本国の自衛隊と連合王国の軍隊との間の緊密な協力を促進することを認識し、

このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及び連合王国の軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。

第一条

1 この協定は、日本国の自衛隊と連合王国の軍隊との間における次に掲げる活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

a 日本国の自衛隊及び連合王国の軍隊の双方の参加を得て行われる訓練

b 国際連合平和維持活動、国際連合平和安全活動、人道的な国際救援活動又はいずれかの当事国政府の国若しくは第三国の領域における大規模災害への対処のための活動

c 外国での緊急事態における自国民又は、適当な場合には、その他の者の退去のための保護措置又は輸送

d 連絡調整その他の日常的な活動(いずれか一方の当事国政府の部隊の艦船又は航空機による他方の当事国政府の国の領域内の施設への訪問を含む)。ただし、いずれかの当事国政府の部隊が単独で行う訓練を除く。

e それぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動

2 この協定は、相互主義の原則に基づく物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。

3 この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及び連合王国の軍隊が実施する。

第二条

1 いずれか一方の当事国政府が日本国の自衛隊又は連合王国の軍隊により実施される前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの

協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。

2 この条の規定に基づいて提供される物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む。)、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援(基地活動支援に付随する建設を含む。)、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務(校正業務を含む。)、空港・港湾業務及び弾薬

それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。

3 2の規定については、日本國の自衛隊又は連合王國の軍隊による武器の提供が含まれるものと解してはならない。

4 日本國の自衛隊と連合王國の軍隊との間における前条1 aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供は、それぞれの國の法令に従って行われる。

第三条

1 この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、國際連合憲章と両立するものでなければならぬ。

2 この協定に基づいて物品又は役務を受領した当事国政府(以下「受領当事国政府」という。)は、当該物品又は役務を提供した当事国政府(以下「提供当事国政府」という。の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によつても、当該物品又は役務を受領当事国政府の部隊以外の者に移転してはならない。

第四条

1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手續は、次のとおりとする。

a 物品の提供については、

i 受領当事国政府は、提供当事国政府に

とつて満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、iiの規定の適用を妨げるものではない。

ii 提供された物品が消耗品である場合又は受領当事国政府が当該物品を提供当事国政府にとつて満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領当事国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとつて満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、iiiの規定の適用を妨げるものではない。

iii 受領当事国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとつて満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領当事国政府は、提供当事国政府に対して提供当事国政府の指定する通貨により償還する。

b 役務の提供については、提供当事国政府の指定する通貨により提供された役務を償還するか又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによつて決済する。決済の方法については、当該役務が提供される前に両当事国政府の間で合意する。

2 いずれの当事国政府も、それぞれの國の法令が許容する範囲内において、この協定に基づいて提供される物品又は役務に対して内國消費税を課さないものとする。

第五条

1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、並びに条件の補足的な細目及び手續であつてこの協定を実施するためのものを定める手續取決め(その修正を含む。に)従つて実施される。手續取決めは、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される。

2 前条1 a iii及びbの規定に従つて償還される物品又は役務の価格は、手續取決めに定める関

連規定に基づいて決定される。

第六条

1 この協定の規定は、千九百五十四年二月十九日に署名された日本國における國際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて國際連合の軍隊を構成する部隊として行動する連合王國の軍隊が実施するいかなる活動にも適用されない。

2 両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。

3 この協定及び手續取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両当事国政府の間の協議によつてのみ解決されるものとする。

第七条

1 この協定は、両当事国政府がこの協定の効力發生に必要な自己の内部手續を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の当事国政府がそれぞれの十年の期間が満了する少なくとも六箇月前に他方の当事国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。

2 1の規定にかかわらず、各当事国政府は、他

方の当事国政府に対して一年前に書面により通告することによつて、いつでもこの協定を終了させることができる。

3 この協定は、両当事国政府の間の書面による合意によつて改正することができる。

4 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて行われた物品又は役務の相互の提供に関し、第三条から第五条まで及び前条3の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二十七年一月二十六日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本國政府のために

鶴岡公二

グレートブリテン及び北アイルランド連合王國政府のために

ボリス・ジョンソン

付表

区分

食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送(空輸を含む。)	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信業務	通信設備の利用、通信業務、通信機器及びこれらに類するもの

衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの
基地活動支援(基地活動支援に付随する建設を含む。)	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、建設、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管業務	倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、施設及び土地の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備業務(校正業務を含む。)	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの
弾薬	弾薬、弾薬の提供、弾薬の提供に必要な用具及びこれらに類するもの

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

我が国政府は、防衛当局間を含む日英間の安全保障面での協力が拡大してきている現状を踏まえ、平成二十六年五月以来、両政府間で後方支援の分野における物品又は役務(以下「物品・役務」という。)を相互に提供するための枠組みを定める本協定の締結に向けた交渉を行ってきた。その結果、平成二十九年一月二十六日にロンドンにおいて、本協定の署名が行われた。

本協定は、相互主義の原則に基づき、自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊(以下「英国軍」という。)との間の物品・

役務の提供のための枠組みを定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 本協定は、自衛隊と英国軍との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、国際連帯平和と安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品・役務の提供が認められるその他の活動(以下「共同訓練等」という。)のために必要な物品・役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とすること。
- 2 いずれか一方の当事国政府が、自衛隊又は英国軍により実施される共同訓練等のために必要な物品・役務の提供を他方の当事国政府に対して本協定に基づいて要請する場合に、当該他方の当事国政府は、その権限の範

囲内で、要請された物品・役務を提供することができるとこと。

- 3 本協定に基づいて提供される物品・役務の区分は、食料、水、輸送(空輸を含む。)、燃料・油脂・潤滑油、通信業務、衛生業務、弾薬等とし、その例は付表に定めること。ただし、これらの提供には、武器の提供が含まれるものと解してはならず、提供されたものの使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならぬこと。

- 4 物品・役務の受領当事国政府は、当該物品・役務の提供が当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によっても、当該物品・役務を受領当事国政府の部隊以外の者に移転してはならないこと。
- 5 物品・役務の受領当事国政府は、本協定に基づく物品の提供については、提供が当事国政府にとって満足のできる状態及び方法による当該物品の返還等により決済し、役務の提供については、提供が当事国政府の指定する通貨による償還又は同種かつ同等の価値を有する役務の提供によって決済すること。

- 6 本協定に基づいて行われる物品・役務の相互の提供については、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施されること。
- 7 本協定の規定は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定(朝鮮国連軍地位協定)に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動する英国軍が実施するいかなる活動にも適用されないこと。

なお、本協定は、両当事国政府が本協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ

き、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、自衛隊と英国軍が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際的平和及び安全に積極的に関与することが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成二十九年三月二十二日

衆議院議長 大島 理森殿
外務委員長 三ツ矢憲生

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番五号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 四七二円 四四〇円